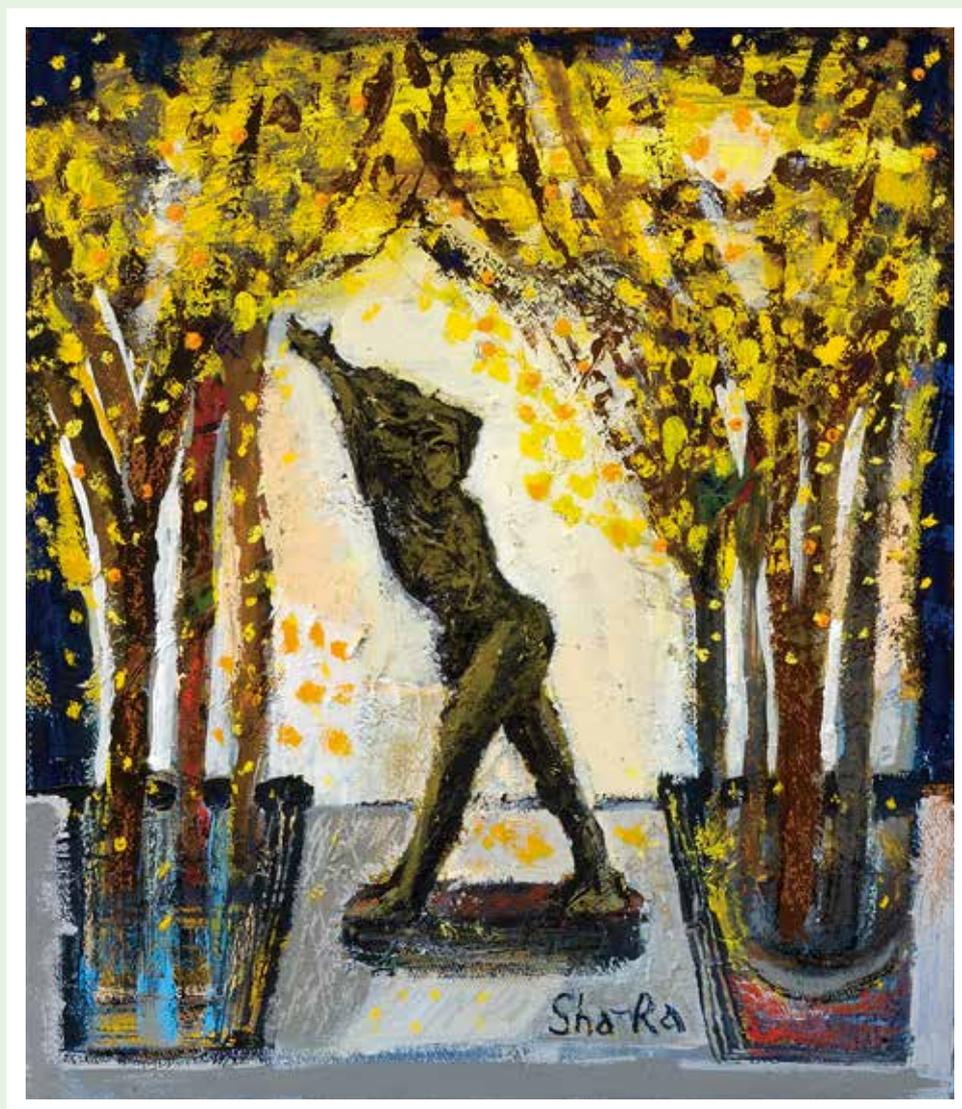


# STUDENT HANDBOOK

〈教育学部 平成30年度入学生用〉



2018

 東北福祉大学

平成30年度 七曜日					2018～2019										
	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
	S	M	T	W	T	F	S		S	M	T	W	T	F	S
四 月 APR	1	2	3	4	5	6	7	十 月 OCT	・	1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13	14		7	8	9	10	11	12	13
	15	16	17	18	19	20	21		14	15	16	17	18	19	20
	22	23	24	25	26	27	28		21	22	23	24	25	26	27
	29	30	・	・	・	・	・		28	29	30	31	・	・	・
五 月 MAY	・	・	1	2	3	4	5	十 一 月 NOV	・	・	・	・	1	2	3
	6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10
	13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17
	20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	23	24
	27	28	29	30	31	・	・		25	26	27	28	29	30	・
六 月 JUN	・	・	・	・	・	1	2	十 二 月 DEC	・	・	・	・	・	・	1
	3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	24	25	26	27	28	29	30		23/30	24/31	25	26	27	28	29
七 月 JUL	1	2	3	4	5	6	7	一 月 JAN	・	・	1	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	10	11	12
	15	16	17	18	19	20	21		13	14	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31	・	・	・	・		27	28	29	30	31	・	・
八 月 AUG	・	・	・	1	2	3	4	二 月 FEB	・	・	・	・	・	1	2
	5	6	7	8	9	10	11		3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	30	31	・		24	25	26	27	28	・	・
九 月 SEP	・	・	・	・	・	・	1	三 月 MAR	・	・	・	・	・	1	2
	2	3	4	5	6	7	8		3	4	5	6	7	8	9
	9	10	11	12	13	14	15		10	11	12	13	14	15	16
	16	17	18	19	20	21	22		17	18	19	20	21	22	23
	23/30	24	25	26	27	28	29		24/31	25	26	27	28	29	30

授業時間

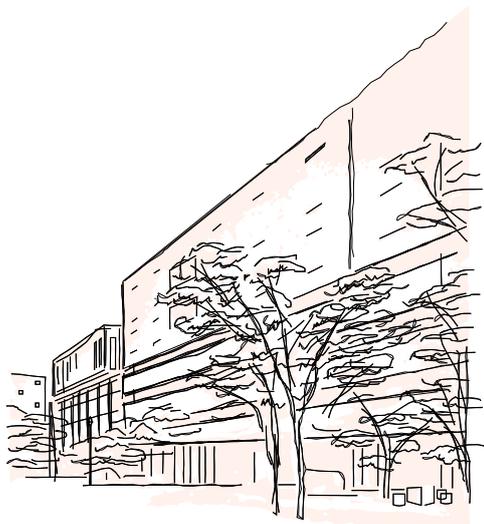
- ・ 第1時限 8：40～10：10
- ・ 第2時限 10：25～11：55
- ・ 第3時限 12：35～14：05
- ・ 第4時限 14：20～15：50
- ・ 第5時限 16：05～17：35
- ・ 第6時限 17：50～19：20

- ・ 4月8日 入学式
- ・ 4月4日～6日 ガイダンス
- ・ 4月9日 前期授業開始
- ・ 9月7日 後期授業開始
- ・ 3月20日 卒業式

# 目次

※ 太字の項目は各ページにインデックスとして記載されていますので、参照の際にはインデックスを使うと便利です。

建学の精神	(1)
沿 革	(1)
校 歌	(2)
平成30年度学年暦	(4)
<b>I 東北福祉大学学則</b>	1
<b>II 教育課程</b>	27
第1 授業科目	27
1 教育課程の体系	27
2 総合基礎教育科目	28
3 総合基礎教育科目の履修方法	30
4 専門教育科目	33
(一) 初等教育専攻	33
(イ) 初等教育専攻(幼保コース)	33
(ロ) 初等教育専攻(小幼コース)	38
(ハ) 初等教育専攻(小特コース)	43
(二) 中等教育専攻	47
授業科目の流れ1 初等教育専攻(幼保コース)	52
授業科目の流れ2 初等教育専攻(小幼コース)	54
授業科目の流れ3 初等教育専攻(小特コース)	56
授業科目の流れ4 中等教育専攻	58
第2 演習・教育実践活動・実習	60
第3 卒業論文	62
第4 授業受講上の留意事項	64
<b>III 履修方法</b>	65
第1 卒業所要単位	65
第2 履修方法	66
第3 履修規程	71
第4 試験規程	75
第5 4年次特別再試験規則	78
第6 通学の課程における学内単位互換に関する規程	79
第7 学生の海外留学に関する規程	81
第8 GPA制度	83
<b>IV 資格等取得のための履修方法</b>	85
第1 保育士・児童指導員等	85
I) 保育士	85
II) 児童指導員(任用資格)	88
III) 児童福祉司	89
第2 教職課程	90
1 取得できる免許状の種類と免許教科	90
2 教育実習	91
3 「介護等の体験」について	92
4 教育職員免許の取得方法【履修科目・教育実習】	94
(1) 幼稚園教諭一種免許状	94
(2) 小学校教諭一種免許状	98



(3) 中学校教諭一種免許状（社会）	102
(4) 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	104
(5) 高等学校教諭一種免許状（公民）	106
(6) 特別支援学校教諭一種免許状	112
(7) 幼稚園教諭二種免許状	116
(8) 小学校教諭二種免許状	118
5 学校図書館司書教諭資格に関する科目	120
第3 社会教育関連資格	121
I) 社会教育主事	121
1 社会教育主事とは	121
2 履修上の留意事項	121
3 社会教育主事任用資格に関する専門科目	121
II) 図書館司書	122
1 図書館司書資格とは	122
2 履修上の留意事項	122
3 図書館司書資格に関する専門科目	122
III) 博物館学芸員	123
1 博物館学芸員とは	123
2 履修上の留意事項	124
3 博物館学芸員に関する専門科目	124
第4 学科等に属さない科目	125
I) 「デジタルコンテンツアセッサ」課程について	125
第5 仏教専修科規程（曹洞宗二等教師資格）	127
V 学都仙台単位互換ネットワーク	128
VI 科目等履修生	130
VII 聴講生	133
VIII 研究生	135
IX 諸手続	136
第1 学費等納付細則	136
第2 東北福祉大学私費外国人留学生学費等減免規程	137
第3 留年学生に対する取扱い	138
第4 願書および証明書	139
1 願書	139
2 届出	139
3 各種証明書の交付	141
4 学生証（身分証明書）	142
5 在学証明書	142
6 成績証明書	143
7 卒業見込証明書	143
8 人物証明書	143
9 通学証明書	143
10 実習用通学定期乗車券発売申請書	143
11 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	143
12 学生団体旅行割引	144





X	図書館の利用方法	145
XI	東北福祉大学校地・校舎等配置図	150
1	国見キャンパス（本校地）	150
	管理棟事務局	152
	1号館	154
	2号館	159
	3号館	162
	5号館	163
	6号館	164
	7号館	166
	H-ONE 館（課外活動棟）	167
	H-2 館	169
	H-3 GYM	170
	2001館	171
	図書館棟	172
	福聚殿	173
	音楽堂（けやきホール）	174
	特別教室（坐禅堂・法堂・道庵）	176
2	ステーションキャンパス	177
3	国見ヶ丘第1キャンパス	182
	雄翔館・	
	医療法人社団東北福祉会・せんだんの丘・	
	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里	
	ウェルコム21	183
	感性福祉研究所	187
	全天候型体育館	189
	せんだんホスピタル	190
4	国見ヶ丘第2キャンパス	192
	野球場・運動広場・駐車場・陸上競技場・	
	サッカー場・テニスコート・弓道場・	
	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜・	
	せんだんの杜市民・ボランティア活動応援センター・	
	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜国見ヶ丘保育園・	
	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの家・	
	社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里	
5	北山キャンパス	193
6	仙台駅東口キャンパス	194



## 建学の精神

# 行学一如

(自利・利他円満)

### 学園の沿革

- 1875年 (明治8年) 宮城県曹洞宗専門学支校として仙台市若林区荒町に設置。  
1890年 (明治23年) 専門学支校を廃止し曹洞宗小学林および中学林設置。  
1896年 (明治29年) 学制改革により仙台市青葉区東二番丁に第二十五中学林として設置移転。  
1902年 (明治35年) 第二十五中学林を廃止し曹洞宗第二中学林設置。  
1908年 (明治41年) 仙台市青葉区東二番丁より仙台市若林区南鍛冶町へ全校移転。  
1926年 (大正15年) 曹洞宗第二中学林を梅檀中学と改称し仙台市若林区南鍛冶町より現在地に移転。  
1940年 (昭和15年) 新制梅檀中学校開校。  
1947年 (昭和22年) 東北高等仏教学院開校。  
1948年 (昭和23年) 梅檀学園高等学校開校。  
1949年 (昭和24年) 財団法人梅檀学園認可、東北高等仏教学院廃校。  
1951年 (昭和26年) 学校法人梅檀学園となる。  
1953年 (昭和28年) 双葉幼稚園設置。  
1957年 (昭和32年) 東北社会事業学校設立。  
1958年 (昭和33年) 東北福祉短期大学社会福祉科設置。東北社会事業学校廃校。  
梅檀学園高等学校を東北福祉短期大学附属高等学校と改称。  
双葉幼稚園を東北福祉短期大学附属幼稚園と改称。  
1960年 (昭和35年) 東北福祉短期大学に社会福祉学専攻科設置。  
1961年 (昭和36年) 東北福祉短期大学に研究科設置。  
1962年 (昭和37年) 東北福祉短期大学社会福祉科、社会福祉学専攻科、研究科廃止。  
東北福祉大学社会福祉学部社会福祉学科設置。  
東北福祉短期大学附属高等学校を東北福祉大学附属高等学校と改称。  
東北福祉短期大学附属幼稚園を東北福祉大学附属幼稚園と改称。  
1965年 (昭和40年) 東北福祉大学社会福祉学部に産業福祉学科設置。  
1968年 (昭和43年) 東北福祉大学附属高等学校が独立し梅檀学園高等学校と改称。  
1971年 (昭和46年) 東北福祉大学社会福祉学部に社会教育学科設置。  
東北福祉大学仏教専修科設置。  
1972年 (昭和47年) 東北福祉大学仏教社会福祉研究所設置。  
1973年 (昭和48年) 東北福祉大学社会福祉学専攻科設置。  
1974年 (昭和49年) 東北福祉大学社会福祉学部に福祉心理学科設置。  
東北福祉大学附属幼稚園が独立し学校法人福聚幼稚園と改称。  
1975年 (昭和50年) 梅檀学園高等学校廃校。  
1976年 (昭和51年) 東北福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 (修士課程) 設置。  
社会福祉学専攻科募集停止。  
1984年 (昭和59年) 東北福祉大学仏教社会教育研究所設置。  
1989年 (平成元年) 東北福祉大学・芹沢銈介美術工芸館開館。総合教育センター設置。  
1993年 (平成5年) 生涯学習センター設置。  
1994年 (平成6年) 東北福祉大学音楽堂棟 (けやきホール) 竣工。  
1995年 (平成7年) 東北福祉大学社会福祉学専攻科廃止。  
1999年 (平成11年) 東北福祉大学感性福祉研究所設置。  
ボランティアセンター、ウェルネスセンター設置。  
2000年 (平成12年) 東北福祉大学社会福祉学部を総合福祉学部と改称。  
東北福祉大学総合福祉学部に情報福祉学科設置。  
東北福祉大学大学院棟竣工。言語文化交流センター設置。  
2002年 (平成14年) 東北福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 (修士課程) を  
東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻 (修士課程) と改称。  
東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻 (博士課程) 設置。  
東北福祉大学大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻 (修士課程) 設置。  
東北福祉大学通信制大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻 (修士課程) 設置。  
東北福祉大学通信制大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻 (修士課程) 設置。  
東北福祉大学総合福祉学部通信教育部社会福祉学科設置。  
東北福祉大学総合福祉学部通信教育部社会教育学科設置。  
東北福祉大学総合福祉学部通信教育部福祉心理学科設置。  
2003年 (平成15年) 東北福祉大学ウェルコム21竣工。  
2004年 (平成16年) 東北福祉大学ウェルコム21内に予防福祉クリニック開院。  
2006年 (平成18年) 東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科、健康科学部保健看護学科設置。  
2007年 (平成19年) 東北福祉大学ステーションキャンパス竣工。JR 仙山線東北福祉大前駅開業。  
2008年 (平成20年) 東北福祉大学健康科学部リハビリテーション学科、医療経営管理学科設置。  
東北福祉大学総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科、  
情報福祉マネジメント学科設置。  
梅檀学園東北福祉看護学校開校。  
東北福祉大学せんだんホスピタル開設。  
2014年 (平成26年) 東北福祉大学総合福祉学部産業福祉学科廃止。  
2015年 (平成27年) 東北福祉大学大学院教育学研究科教育学専攻 (修士課程) 設置。  
東北福祉大学教育学部教育学科設置。  
東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科設置。  
東北福祉大学仙台駅東口キャンパス開設。

# 東北福祉大学校歌

作詞 扇畑忠雄  
作曲 古賀政男

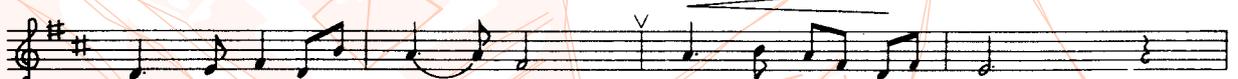
齊唱 感情こめて壮大に *mf*



あ ま つ ど う ひ — の ひ か り さ や か に  
く ま の か お り — の た だ よ う み ち に  
こ の み ち の く — の や す ら ぎ の く に



あ お ば ふ く かり — ぜ む ね に す ず し — く  
は ば た た ふ と かり — の む か ね に す ず し — く  
ゆ め あ た たら し — き み か げ も あ ざ や — か  
み ら い の た め — かに



お から べ に た ち — て み さ く る う み よ  
そ から ゆ く た ち — の み さ く る う み よ  
と わ の し る し — を と お き ひ か ざ ま ын

*f*



い の ち ゆ たら か — に わ れ ら ま な ば — ん  
み ち を つ たら か — く わ れ ら ま な ば — ん  
ひ と の よ の さ — ち お も い ひ と つ — に  
ふ と の さ — ち ふ く し の こ こ — ろ

# 東北福祉大学校歌

作詞 扇畑忠雄  
作曲 古賀政男

*f* まいた こさか とぎき とよせ のく い りー あー ぎー をれの ひたすら もーとー め われらが せいー しゅん か が やき のー もー と

こ こに くー むる しさん くり の い すー みち ころう どう しー るし しん ん の の い らー ちべ う どう べー し むげ ん の し らー べ

一、	天 <sup>あま</sup> 伝 <sup>つた</sup> う日の	光 <sup>ひかり</sup> さやかに
青 <sup>あお</sup> 葉 <sup>は</sup> 吹 <sup>ふ</sup> く風	胸 <sup>むね</sup> にすずしく	
丘 <sup>かみ</sup> べに立ちて	見 <sup>み</sup> 放 <sup>はな</sup> ぐる海 <sup>うみ</sup> よ	
命 <sup>いのち</sup> ゆたかに	吾 <sup>われ</sup> ら学 <sup>まな</sup> ばん	
真 <sup>まこと</sup> と法 <sup>のり</sup> を	ひたすら求 <sup>もと</sup> め	
こここに汲 <sup>ひ</sup> む	思 <sup>おも</sup> ひの泉 <sup>いずみ</sup>	
二、	草 <sup>くさ</sup> の香 <sup>かほ</sup> りの	た <sup>ただ</sup> だよう徑 <sup>みち</sup> に
は <sup>は</sup> ばたく鳥 <sup>とり</sup> の	影 <sup>かげ</sup> もあざやか	
空 <sup>そら</sup> ゆく雲 <sup>くも</sup> の	遠 <sup>とほ</sup> き光 <sup>ひかり</sup> よ	
道 <sup>みち</sup> をつらぬく	思 <sup>おも</sup> ひ一つに	
い <sup>い</sup> さぎよくあれ	吾 <sup>われ</sup> らが青春 <sup>せいしゅん</sup>	
こここに知る	真 <sup>まこと</sup> 理 <sup>り</sup> の命 <sup>いのち</sup>	
三、	ここのみちのくの	安 <sup>やす</sup> らぎの国 <sup>くに</sup>
夢 <sup>ゆめ</sup> 新 <sup>あたら</sup> しき	未 <sup>あたら</sup> 来のため	
永 <sup>とこ</sup> 遠 <sup>ほろ</sup> のしるしを	深 <sup>ふか</sup> く刻 <sup>き</sup> まん	
人 <sup>ひと</sup> の世 <sup>よ</sup> の幸 <sup>さい</sup>	福 <sup>ふく</sup> 祉 <sup>し</sup> の心 <sup>こころ</sup>	
高 <sup>たか</sup> き星 <sup>せい</sup> 座 <sup>ざ</sup> の	か <sup>か</sup> がやきの下 <sup>した</sup>	
歌 <sup>うた</sup> うべし	無 <sup>む</sup> 限 <sup>げん</sup> の調 <sup>てう</sup> べ	

# 平成30年度学年暦

## 前期 2018年4月1日～9月30日

4月4日(水)～6日(金)	新入生ガイダンス
4月5日(木)～7日(土)	新入生外国語等抽選 Web 登録期間
4月8日(日)	入学式(大学院・学部・編入・通信制大学院) [11:00～]
4月9日(月)	前期授業開始
4月9日(月)～17日(火)	新入生 Web 履修登録期間
4月19日(木)～4月26日(木)	履修取消期間(前期・後期・通年科目)
5月1日(火)	4月8日(日)「入学式」振替休日
5月2日(水)	7月16日(月・祝)「海の日」振替休日
5月27日(日)	オープンキャンパス①
6月30日(土)	金曜日授業
7月12日(木)	前期定期試験時間割及び無資格者発表
7月14日(土)	オープンキャンパス②
7月15日(日)	オープンキャンパス③
7月16日(月・祝)	通常授業
7月26日(木)	前期通常授業終了
7月27日(金)～8月4日(土)	前期定期試験
8月6日(月)～8月26日(日)	通学生夏季休業
8月19日(日)	オープンキャンパス④
8月27日(月)～8月29日(水)	前期集中講義Ⅰ
8月27日(月)～9月3日(月)	履修取消(後期・通年科目)・追加(後期科目)期間
8月29日(水)	前期追試験時間割発表
8月30日(木)～9月1日(土)	前期集中講義Ⅱ
9月1日(土)～2日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅰ期(一次)
9月4日(火)～28日(金)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期出願期間
9月4日(火)～28日(金)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期出願期間
9月4日(火)～6日(木)	前期追試験
9月7日(金)	後期授業開始
9月9日(日)	平成31年度スポーツ・文化 AO 入試
9月15日(土)～16日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅱ期(一次)
9月23日(日)	オープンキャンパス⑤
9月25日(火)	学園創立記念日【月曜日授業】
9月29日(土)～30日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅰ期(二次)
9月30日(日)	前期終了

## 後期 2018年10月1日～2019年3月31日

10月1日(月)	後期開始
10月1日(月)	前期終了科目結果公開日
10月1日(月)	修士論文計画書提出締切
10月6日(土)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期選考日
10月6日(土)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期選考日
10月9日(火)～11月15日(木)	通信制大学院修士課程Ⅰ期出願期間
10月13日(土)～14日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅱ期(二次)
10月19日(金)	大学祭準備のため全学休講
10月20日(土)～21日(日)	大学祭
10月21日(日)	オープンキャンパス⑥
11月3日(土)	平成31年度推薦入試 A 方式 [16:00まで学内立入禁止]
11月3日(土)	学士入学(A)・推薦編入学試験 [16:00まで学内立入禁止]
11月10日(土)	大学入試センター「センタープレテスト」
11月12日(月)～11月30日(金)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期出願期間
11月12日(月)～11月30日(金)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期出願期間
11月12日(月)～11月30日(金)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)出願期間
11月12日(月)～11月30日(金)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)出願期間
11月21日(水)～25日(日)	平成31年度推薦入試 B 方式 [16:00まで学内立入禁止]
11月30日(金)～12月14日(金)	学部卒業論文提出期間 [14日正午まで担当教員研究室提出]
12月1日(土)	通信制大学院修士課程Ⅰ期選考日
12月8日(土)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期選考日
12月8日(土)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期選考日
12月8日(土)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)選考日
12月8日(土)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)選考日
12月18日(火)	補講授業日
12月21日(金)	終講

12月22日(土)	合格者の集い
12月25日(火)～27日(木)	後期集中講義
12月28日(金)～1月6日(日)	通学生冬季休業
12月28日(金)	仕事納
12月29日(土)～1月6日(日)	事務局全休
1月7日(月)	仕事始
1月7日(月)	授業開始
1月8日(火)～2月6日(水)	学部3年 卒業論文論題提出期間
1月10日(木)	後期定期試験時間割及び無資格者発表
1月10日(木)	学部4年 卒業論文口述試問時間割発表
1月15日(火)～2月1日(金)	総合福祉学研究科博士課程(一般・社会人)出願期間
1月15日(火)～2月1日(金)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期出願期間
1月15日(火)～2月1日(金)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期出願期間
1月15日(火)～2月14日(木)	通信制大学院修士課程Ⅱ期出願期間
1月16日(水)	月曜日授業
1月16日(水)	後期通常授業終了
1月17日(木)	補講授業日
1月18日(金)	大学入試センター試験準備のため全学休講(終日学内立入禁止)
1月19日(土)～20日(日)	大学入試センター試験〔終日学内立入禁止〕
1月21日(月)	修士論文提出締切〔16:00〕
1月21日(月)～2月7日(木)	後期定期試験
2月2日(土)	平成31年度一般選抜A日程入試(給付型奨学金)〔16:00まで学内立入禁止〕
2月3日(日)～2月6日(水)	平成31年度一般選抜A日程入試(統一・分割)〔16:00まで学内立入禁止〕
2月8日(金)	後期追試験時間割発表〔16:00〕
2月9日(土)	総合福祉学研究科博士課程(一般・社会人)選考日
2月9日(土)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期選考日
2月9日(土)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期選考日
2月12日(火)～3月4日(月)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期出願期間
2月12日(火)～3月4日(月)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期出願期間
2月12日(火)～3月4日(月)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期(学内)出願期間
2月12日(火)～3月4日(月)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期(学内)出願期間
2月12日(火)	卒業論文口述試問
2月13日(水)～14日(木)	修士論文口述試問
2月13日(水)～15日(金)	後期追試験
2月13日(水)～22日(金)	平成31年度リエゾンゼミ(演習)等説明会期間(予定)
2月15日(金)	博士論文口述試問
2月20日(水)	通年及び後期終了科目成績発表
2月20日(水)～22日(金)	特別再試験申込期間
2月21日(木)～23日(土)	平成31年度一般選抜B日程入試(統一・分割)〔15:30まで学内立入禁止〕
2月23日(土)	通信制大学院修士課程Ⅱ期選考日
2月23日(土)	特別再試験時間割発表〔16:00〕
2月25日(月)～2月27日(水)	特別再試験期間
3月1日(金)	特別再試験結果公開日
3月1日(金)	卒業決定者揭示
3月4日(月)～3月7日(木)	卒業認定試験
3月9日(土)	転学部・転学科・転籍試験
3月9日(土)	学士入学(B)・一般編入学試験
3月9日(土)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期選考日
3月9日(土)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期選考日
3月9日(土)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期(学内)選考日
3月9日(土)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期(学内)選考日
3月13日(水)	平成31年度一般選抜入試C日程入試(統一)〔16:00まで学内立入禁止〕
3月20日(水)	学位記・卒業証書授与式〔13:00～〕
3月26日(火)～3月27日(水)	卒業認定試験
3月26日(火)	新4年生ガイダンス〔9:00～ 予定〕
3月27日(水)	新3年生ガイダンス〔9:00～ 予定〕
3月28日(木)	新2年生ガイダンス〔9:00～ 予定〕
3月15日(金)～22日(金)	平成31年度在学生外国語等抽選 Web履修登録期間
3月26日(火)～4月4日(木)	平成31年度在学生 Web履修登録期間
3月29日(金)	オープンキャンパス⑦
3月31日(日)	平成30年度終了

## 平成30年度 授業日程

### 【前期】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 (補講日)
1	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日
2	4月16日	4月17日	4月18日	4月19日	4月20日	4月21日
3	4月23日	4月24日	4月25日	4月26日	4月27日	
4	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日
5	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	5月18日	5月19日
6	5月21日	5月22日	5月23日	5月24日	5月25日	5月26日
7	5月28日	5月29日	5月30日	5月31日	6月1日	
8	6月4日	6月5日	6月6日	6月7日	6月8日	6月2日
9	6月11日	6月12日	6月13日	6月14日	6月15日	6月9日
10	6月18日	6月19日	6月20日	6月21日	6月22日	6月16日
11	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日	6月29日	6月23日
12	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	6月30日(土)	
13	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月6日	7月7日
14	7月16日(祝日)	7月17日	7月18日	7月19日	7月13日	7月14日
15	7月23日	7月24日	7月25日	7月26日	7月20日	7月21日
16	ま と め (試 験)					

### 【後期】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 (補講日)
1	9月10日	9月11日	9月12日	9月13日	9月7日	9月15日
2	9月25日(火)	9月18日	9月19日	9月20日	9月14日	9月22日
3	10月1日	10月2日	9月26日	9月27日	9月21日	9月29日
4	10月15日	10月9日	10月3日	10月4日	9月28日	10月13日
5	10月22日	10月16日	10月10日	10月11日	10月5日	10月27日
6	10月29日	10月23日	10月17日	10月18日	10月12日	
7	11月5日	10月30日	10月24日	10月25日	10月26日	11月10日
8	11月12日	11月6日	10月31日	11月1日	11月2日	11月17日
9	11月19日	11月13日	11月7日	11月8日	11月9日	
10	11月26日	11月20日	11月14日	11月15日	11月16日	12月1日
11	12月3日	11月27日	11月28日	11月29日	11月30日	12月8日
12	12月10日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月15日
13	12月17日	12月11日	12月12日	12月13日	12月14日	12月18日(火)
14	1月7日	1月8日	12月19日	12月20日	12月21日	1月12日
15	1月16日(水)	1月15日	1月9日	1月10日	1月11日	1月17日(木)
16	ま と め (試 験)					

# I . 東北福祉大学学則



TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY



# 東北福祉大学学則

## 第1章 総則

### 第1節 目的、使命及び自己評価等

第1条（目的、使命）東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする。

第2条（自己評価等）前条の目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する規則は、別に定める。

### 第2節 組織及び収容定員

第3条（学 部）本学に、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部及び健康科学部を置く。

2 前項の学部 zu 置く学科、専攻及び収容定員は次の通りとする。

（ ）内は専攻定員

学 部	学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
総合福祉学部	社会福祉学科	400名	1,600名
	福祉行政学科	100名	400名
	福祉心理学科	120名	480名
	小 計	620名	2,480名
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	100名	400名
	情報福祉マネジメント学科	100名	400名
	小 計	200名	800名
教育学部	教育学科	250名	1,000名
	初等教育専攻	(210名)	(840名)
	中等教育専攻	(40名)	(160名)
	小 計	250名	1,000名
健康科学部	保健看護学科	80名	320名
	リハビリテーション学科	80名	320名
	作業療法学専攻	(40名)	(160名)
	理学療法学専攻	(40名)	(160名)
	医療経営管理学科	70名	280名
	小 計	230名	920名
総 計		1,300名	5,200名

3 前項の学部学科等にコースを置くことができる。なお、コースおよびその教育課程は別に定める。

4 学部学科の教育研究上の目的は、別添1の通りとする。

5 第一項の総合福祉学部 zu 通信教育部を置く。通信教育部 zu 置く学科及び収容定員は次の通りとする。

学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
社会福祉学科	600名	2,400名
社会教育学科	200名	800名
福祉心理学科	200名	800名
計	1,000名	4,000名

6 通信教育部の学則は別に定める。

第4条（大学院）本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は別に定める。

第5条（附属研究所・センター等）本学に次の研究所及びセンターを置く。

感性福祉研究所                  仏教社会福祉研究所                  社会貢献・地域連携センター  
国際交流センター                  IRセンター

2 研究所の組織・運営等に関する規則は別に定める。

第6条（図書館・美術工芸館）本学に図書館及び美術工芸館を置く。

2 図書館及び美術工芸館の組織・運営等に関する規則は別に定める。

第7条（せんだんホスピタル）本学にせんだんホスピタルを置く。

2 せんだんホスピタルの組織・運営等に関する規則は別に定める。

第8条（事務局）本学に事務局を置く。

2 事務局の組織・運営等に関する規則は別に定める。

### 第3節 教 職 員

第9条（教職員）本学に次の教職員を置く。

学長、副学長、学部長、図書館長、美術工芸館長、病院長、学科長、所長、センター長  
教授、准教授、講師、助教

局長、部長、部長代行、副部長、副センター長、室長、副館長、次長、課長、課長補佐、係長、  
主任、事務員、司書、学芸員、助手、その他必要な職員

第10条（人事委員会）本学の専任教員の任免及び昇任または降任の選考に関し、学長の諮問に応ずるため人事委員会を置く。

2 人事委員会に関する規則は別に定める。

第10条の2（名誉教授）本学に功労があり、学術上功績のある者に対して人事委員会の推薦により名誉教授の称号を贈ることができる。

2 名誉教授の称号授与に関する規則は別に定める。

### 第4節 教 授 会

第11条（教授会）本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、総務局長、学部長、学科長、専任の教授及び専任の准教授をもって組織する。ただし、休職者及び教授会決議によって出席を停止を命じられた者を除く。

第12条（召集者）教授会は学長が召集する。

第13条（審議事項）教授会は次の事項について審議する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

- (2) 学位の授与に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を参酌して学長が定めたもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下、学長等という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
  - 3 この学則に定めるものの他、教授会に関し必要な事項は別に定める。

### 第5節 学年、授業期間、学期及び休業日

第14条（学年）学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2（授業期間）毎学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週を原則とする。

第15条（学期）学年を分けて次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第16条（休業日）休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (3) 本学創立記念日（9月25日）
  - (4) 春季休業（3月24日より3月31日まで）
  - (5) 夏季休業（8月1日より8月31日まで）
  - (6) 冬季休業（12月28日より翌年1月4日まで）
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更し、あるいは前項に定めるものの他に臨時休業日を定めることができる。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

第17条（修業年限）各学部の修業年限は4年とする。

第17条の2（長期履修学生）前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し終了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

ただし、第18条に定める最長在学年限を超えることはできない。

- 2 長期履修学生に関し、必要な事項は別に定める。

第18条（在学年限）学生は8年を超えて在学することはできない。

ただし、第26条第1項の第1号・第2号・第3号・第4号・第5号の規定により入学した学生は第29条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

### 第2節 入学

第19条（入学時期）入学の時期は学年の始めとする。

ただし、転入学、編入学、再入学については、学期の始めとすることができる。

第20条（入学資格）本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校・中等教育学校を卒業した者

- (2) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者として入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18才に達した者

第21条（入学の出願）本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

第22条（入学者の選考）前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第23条（入学手続及び入学許可）前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書、保証書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の諸納金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第24条（保証人）保証人は学生に関する一切の責任を負うことのできる者で、独立生計者2名とし、正保証人はそのうち1名を父母とし、他の1名（副保証人）は原則として宮城県内に居住していることを必要とする。

2 保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができないときは新たに保証人を定めなおして保証書を提出しなければならない。

第25条（改姓等）学生又は保証人が改姓・改名・転籍・転居をしたときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届け出なければならない。

第26条（編入学・転入学）次の各号の一に該当する者で、総合福祉学部、総合マネジメント学部及び健康科学部医療経営管理学科への入学を志願する者があるときは、いずれも欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 修業年限4年以上の大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者、又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 学校教育法施行規則（附則）第7条に定める従前の規定による高等学校・専門学校、又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

第27条（再入学）本学に1年以上在学し依願退学した者で、同じ学科に再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。

第28条（転学部・転学科・転籍）転学部・転学科・転籍を希望する者は1年次もしくは2年次終了時、いずれも欠員のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

第29条（編入学・転入学・再入学・転学部・転学科・転籍者の授業科目及び単位数の取扱い）編入学・転入学・再入学の規定により入学を許可された者及び転学部・転学科・転籍を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

### 第3節 教育課程及び履修方法等

第30条（授業科目）本学に開設する授業科目は、その内容により総合基礎科目・専門教育科目及び資格科目とする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。なお、これらの授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 授業科目及び単位数は次のとおりである。

- (1) 総合基礎教育科目（総合福祉学部（社会福祉学科・福祉心理学科）・  
総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科）（別表1-①）  
総合基礎教育科目（総合福祉学部福祉行政学科・教育学部・  
健康科学部（保健看護学科・リハビリテーション学科））（別表1-②）  
総合基礎教育科目（健康科学部リハビリテーション学科）（別表1-③）
- (2) 専門教育科目
  - 1) 総合福祉学部社会福祉学科（別表2）
  - 2) 総合福祉学部福祉行政学科（別表3）
  - 3) 総合福祉学部福祉心理学科（別表4）
  - 4) 総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科（別表5）
  - 5) 総合マネジメント学部情報福祉マネジメント学科（別表6）
  - 6) 教育学部教育学科（別表7）
    - ①初等教育専攻（別表7-①）
    - ②中等教育専攻（別表7-②）
  - 7) 健康科学部保健看護学科（別表8）
  - 8) 健康科学部リハビリテーション学科
    - ①作業療法学専攻（別表9-①）
    - ②理学療法学専攻（別表9-②）
  - 9) 健康科学部医療経営管理学科（別表10）
- (3) 社会福祉士受験資格に関する指定専門科目（総合福祉学部）（別表11）
- (4) 社会福祉士受験資格に関する基礎専門科目（総合福祉学部）（別表12）
- (5) 精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目（総合福祉学部）（別表13）
- (6) 精神保健福祉士受験資格に関する基礎専門科目（総合福祉学部）（別表14）
- (7) 保育士資格に関する科目（総合福祉学部社会福祉学科）（別表15）
- (8) 保育士資格に関する科目（子ども科学部子ども教育学科）（別表16）
- (9) 介護福祉士受験資格に関する科目（社会福祉学科）（別表17）
- (10) 第一種衛生管理者免許に関する科目  
（総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科）（別表18）
- (11) 教育職員免許状に関する科目
  - 1) 総合福祉学部
    - (ア) 高校福祉科一種普通免許状に関する教育課程（社会福祉学科）（別表19）
    - (イ) 養護教諭一種普通免許状に関する教育課程（福祉心理学科）（別表20）
  - 2) 教育学部
    - (ア) 幼稚園一種普通免許状に関する教育課程（初等教育専攻）（別表21）

- (イ) 小学校一種普通免許状に関する教育課程（初等教育専攻） (別表22)
- (ウ) 中学校社会科一種免許状に関する教育課程（中等教育専攻） (別表23)
- (エ) 高校地歴科一種普通免許状に関する教育課程（中等教育専攻） (別表24)
- (オ) 高校公民科一種普通免許状に関する教育課程（中等教育専攻） (別表25)
- (カ) 特別支援学校一種普通免許状に関する教育課程（初等教育専攻・中等教育専攻） (別表26)
- (12) 学校図書館司書教諭資格に関する科目（総合福祉学部） (別表27)
- (13) 図書館司書資格に関する専門科目（総合福祉学部） (別表28)
- (14) 博物館学芸員資格に関する専門科目（総合福祉学部） (別表29)
- (15) 社会福祉主事任用資格に関する科目  
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営学科） (別表30)
- (16) 身体障害者福祉司任用資格に関する科目（総合福祉学部） (別表31)
- (17) 社会教育主事任用資格  
（社会福祉学科・福祉心理学科・総合マネジメント学部・教育学部） (別表32)
- (18) 公認心理師資格に関する科目（福祉心理学科） (別表33)
- (19) 財団法人障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者資格  
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部）
  - (イ) 初級スポーツ指導員資格に関する科目 (別表34)
  - (ロ) 中級スポーツ指導員資格に関する科目 (別表35)
- (20) 介護職員初任者研修の課程に関する科目  
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科） (別表36)
- (21) レクリエーション・インストラクター資格に関する科目  
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科） (別表37)
- (22) 福祉用具専門相談員に関する科目  
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科） (別表38)
- (23) 感性デザイン課程に関する科目
  - (イ) 社会福祉学科・福祉行政学科・産業福祉マネジメント学科 (別表39)
  - (ロ) 福祉心理学科 (別表40)
  - (ハ) 情報福祉マネジメント学科 (別表41)
- (24) 福祉観光課程に関する科目（総合福祉学部・総合マネジメント学部） (別表42)
- (25) スポーツマネジメント課程に関する科目（総合福祉学部・総合マネジメント学部） (別表43)
- (26) 臨床美術課程に関する科目（総合福祉学部・総合マネジメント学部） (別表44)
- (27) 社会貢献活動支援士課程に関する科目（総合福祉学部・総合マネジメント学部） (別表45)
- (28) デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目  
（総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科） (別表46)
- (29) 救急救命士課程に関する科目（総合福祉学部福祉行政学科・  
総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科） (別表47)
- (30) スクールソーシャルワーカーに関する科目（社会福祉学科） (別表48)
- (31) 健康運動実践指導者に関する科目  
（総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科） (別表49)
- (32) キャリアと実践活動に関する科目 (別表50)

第31条（履修方法）本学を卒業するためには、その区分に従い、124単位以上（ただし、健康科学部保健看護学科は125単位以上）を取得しなければならない。

(1) 総合基礎科目

各学部学科の履修単位数は以下の通りである（上段は必修単位数、下段は最低選択単位数）。

1) 総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部

学部名	学科名	基礎知	科学知	実践知	健康知	計
総合福祉学部	社会福祉学科	11	2	0	4	23
		3科目6単位以上選択				
	福祉行政学科	11	4	0	4	23
		2科目4単位以上選択				
	福祉心理学科	11	0	0	4	23
		4科目8単位以上選択				
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	11	0	0	4	23
		4科目8単位以上選択				
	情報福祉マネジメント学科	11	0	0	4	23
		4科目8単位以上選択				
教育学部	教育学科	11	2	2	4	23
		2科目4単位以上選択				
健康科学部	保健看護学科	12	2	2	4	20
		3科目6単位以上選択				
	リハビリテーション学科	9	0	0	4	19
		3科目6単位以上選択				
	医療経営管理学科	11	4	0	4	23
		2科目4単位以上選択				

ただし、それぞれの超過した単位も関連科目として卒業単位に加算する。

(2) 専門教育科目

各学部学科の履修単位数は以下の通りである（いずれの単位数も以上を示している）。

総合福祉学部社会福祉学科および教育学部教育学科、健康科学部リハビリテーション学科は必修単位数を示しており、その他は各コースの履修方法にしたがって選択履修取得のこと。なお、各コースの教育課程は別に定める。

学部名	学科名	専門基礎科目	専門基幹科目	専門発展科目	関連科目
総合福祉学部	社会福祉学科	38	32	16	
	福祉行政学科	22	32		
	福祉心理学科	22	26	10	
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	18	36		
	情報福祉マネジメント学科	26	38		
教育学部	教育学科	12	48～76※	2	
	初等教育専攻	12	48～76※	2	
	中等教育専攻	12	64	2	
健康科学部	保健看護学科	31	74		
	リハビリテーション学科				
	作業療法学専攻	30	73		
	理学療法学専攻	30	69		
	医療経営管理学科	24	32		

ただし、それぞれの超過した単位も卒業単位に加算する。

※履修コースにより異なる。

(3) 副専攻

指定された学部では、副専攻（「感性デザイン課程」、「福祉観光課程」、「スポーツマネジメント課程」、「臨床美術課程」、「社会貢献活動支援士課程」、「デジタルコンテンツアセッサ課程」、「救急救命士課程」）の各科目も卒業単位科目（関連科目）として同時履修ができる。

(4) 実習科目

各種実習科目の履修条件及び方法に関しては、各学科が別に定める実習規程による。

(5) 地域貢献関連資格科目

総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部では、初級障害者スポーツ指導員資格に関する必修科目及び中級障害者スポーツ指導員資格に関する必修科目、総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科では、レクリエーション・インストラクター資格に関する必修科目、総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科では健康運動実践指導者に関する必修科目を卒業単位（関連科目）として同時履修ができる。

第32条（入学前の既修得単位等の認定）教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学・転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第33条（単位互換派遣学生）本学の学生で仙台圏単位互換協定を締結した他の大学及び短期大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は本学の専門教育科目（関連科目）として認定する。但し、放送大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は、本学で修得したものとみなすことができる。

2 本学の学生で国内留学に関する単位互換協定又は学生交流協定を締結した他の大学及び短期大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は、本学で修得したものとみなすことができる。

3 単位互換派遣学生の履修規定については、別に定める。

第34条（教員免許状授与の所要資格の取得）教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める所要資格を取得しなければならない。

2 本学の学部・学科等において当該所要資格を修得できる教員の免許状の種類は、次のとおりである。

学部	学科		教員免許状の種類(教科)
総合福祉学部	社会福祉学科		高等学校教諭一種普通免許状(福祉)
	福祉心理学科		養護教諭一種普通免許状
教育学部	教育学科	初等教育専攻	幼稚園教諭一種普通免許状 小学校教諭一種普通免許状 特別支援学校教諭一種免許状
		中等教育専攻	中学校教諭一種普通免許状(社会) 高等学校教諭一種普通免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種普通免許状(公民) 特別支援学校教諭一種免許状

- 3 総合福祉学部社会福祉学科の学生で、高等学校福祉科一種普通免許状を得ようとする者は、別表19の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
  - 4 総合福祉学部福祉心理学科の学生で、養護教諭一種普通免許状を得ようとする者は、別表20の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
  - 5 教育学部教育学科(初等教育専攻)の学生で、幼稚園教諭一種普通免許状および小学校教諭一種普通免許状を得ようとする者は、それぞれ別表21および別表22の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
  - 6 教育学部教育学科(中等教育専攻)の学生で、中学校社会一種普通免許状および高等学校地歴一種普通免許状、高等学校公民一種普通免許状を得ようとする者は、それぞれ別表23、別表24、別表25の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
  - 7 教育学部教育学科(初等教育専攻および中等教育専攻)の学生で、特別支援学校教諭一種免許状を得ようとする者は、別表26の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
  - 8 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、教育職員免許法による小学校、中学校または高等学校の教諭の普通免許状を取得し、学校図書館法第5条第4項並びに文部科学省令により本学に定める学校図書館司書教諭に関する科目及び単位(別表27)を取得しなければならない。
- 第35条(各種資格の取得) 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士の指定科目(別表11)を修めて卒業しなければならない。なお、社会福祉士を養成するための定員は別に定める。
- 2 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で社会福祉士の短期養成施設に入所する者は、社会福祉士の基礎科目(別表12)を修めて卒業しなければならない。
  - 3 総合福祉学部の学生で精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士の指定科目(別表13)を修めて卒業しなければならない。なお、精神保健福祉士を養成するための定員は別に定める。
  - 4 総合福祉学部の学生で精神保健福祉士の短期養成施設に入所する者は、精神保健福祉士の基礎科目(別表14)を修めて卒業しなければならない。
  - 5 保育士の資格(総合福祉学部社会福祉学科社会福祉コース、教育学部教育学科初等教育専攻のみ)を得ようとする者は、児童福祉法施行規則及び児童福祉法施行令の定めるものの外、本学に定める保育士資格に関する専門科目及び単位(社会福祉学科は別表15、教育学科は別表16)を取得しなければならない。

なお、社会福祉学科社会福祉コース及び教育学科初等教育専攻で保育士を養成するための定員はそれぞれ別に定める。

- 6 介護福祉士の受験資格（社会福祉学科社会福祉コースのみ）を得ようとする者は、別表17に定める科目及び単位数を修め卒業しなければならない。なお、介護福祉士を養成するための定員は別に定める。
- 7 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で介護職員初任者研修修了の資格を得ようとする者は、本学に定める介護職員初任者研修の課程に関する科目及び単位（別表36）を3年次までに取得しなければならない。
- 8 第一種衛生管理者の資格（総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科のみ）を得ようとする者は、本学に定める第一種衛生管理者に関する科目及び単位（別表18）を取得しなければならない。
- 9 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科の学生で図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館法第5条第1項第1号により本学に定める図書館に関する科目及び単位（別表28）を取得しなければならない。
- 10 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科の学生で博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法第5条第1項第1号により本学に定める博物館に関する科目及び単位（別表29）を取得しなければならない。
- 11 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で社会福祉主事の任用資格を得ようとする者は、社会福祉主事任用資格に関する科目（別表30）に定める科目を修めて卒業しなければならない。
- 12 総合福祉学部・総合マネジメントの学生で身体障害者福祉司の任用資格を得ようとする者は、身体障害者福祉司任用資格に関する科目（別表31）に定める科目を修めて卒業しなければならない。
- 13 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部の学生で社会教育主事の任用資格を得ようとする者は、社会教育主事講習等規定第3章社会教育に関する科目の単位（第11条）の科目及び単位（別表32）を取得しなければならない。
- 14 公認心理師の受験資格（福祉心理学科のみ）を得ようとする者は本学に定める公認心理師に関する科目及び単位（別表33）を取得し卒業しなければならない。
- 15 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部の学生で（公財）日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格「初級障がい者スポーツ指導員」の資格を得ようとする者は、（別表34）に定める科目を修めて卒業しなければならない。ただし、卒業までに2年以上の指導経験を有する（中級障がい者スポーツ指導員の資格取得条件の取得のため）については、必要な科目の履修修了後に所定の手続きをすることによって、初級障がい者スポーツ指導員資格を取得できる。
- 16 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部の学生で（公財）日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格「中級障がい者スポーツ指導員」の資格を得ようとする者は、1年次に初級障がい者スポーツ指導員資格を取得し、2年次以降で（別表35）に定める科目を修め、卒業までに3年間、計120時間（15日）以上の指導経験を積み卒業しなければならない。
- 17 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科の学生でレクリエーション・インストラクターの資格を取得するためには、レクリエーション・インストラクター資格取得に関する認定専門科目（別表37）により指定科目を取得し、所定の手続きをすることによって、レクリエーション・インストラクター資格を取得できる。
- 18 健康科学部保健看護学科の学生で、看護師の国家試験受験資格を取得するためには別表8に定める科目及び単位を取得し卒業しなければならない。また、保健師及び助産師の国家試験受験資格を取得するためには別表8の欄外に定める所定の選択科目及び単位を取得しなければならない。

- 19 健康科学部リハビリテーション学科の学生で、作業療法士の国家試験受験資格を取得するためには別表9-①、理学療法士の国家試験受験資格を取得するためには別表9-②に定めるそれぞれの科目及び単位を履修方法にしたがって取得し卒業しなければならない。
- 20 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、福祉用具専門相談員の資格を取得するためには、福祉用具専門相談員資格に関する科目（別表38）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 21 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で、感性デザイン課程を履修しようとする者は、感性デザイン課程に関する科目（別表39・40・41）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 22 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で福祉観光課程を履修する者は、福祉観光課程に関する科目（別表42）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 23 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生でスポーツマネジメント課程を履修する者は、スポーツマネジメント課程に関する科目（別表43）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 24 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で臨床美術課程を履修する者は、臨床美術課程に関する科目（別表44）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 25 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で社会貢献活動支援士課程を履修する者は、社会貢献活動支援士課程に関する科目（別表45）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 26 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、デジタルコンテンツアセッサの資格を得ようとする者は、「デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目」（別表46）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 27 総合福祉学部福祉行政学科・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、救急救命士の受験資格を得ようとする者は、「救急救命士課程に関する科目」（別表47）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 28 総合福祉学部社会福祉学科の学生で、スクールソーシャルワーカー資格を得ようとする者は、「スクールソーシャルワーカーに関する科目」（別表48）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 29 総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、健康運動実践指導者の資格を得ようとする者は、「健康運動実践者に関する科目」（別表49）に定める科目及び単位を取得しなければならない。

第36条（単位数の算定基準）各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもつて1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて1単位とすることができる。
- (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める。
  - 2 前号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第37条（単位の授与及び学内単位互換）授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与

える。

- 2 授業科目の履修ならびに試験に関する規程は別に定める。
- 3 通学課程において修得した単位と通信教育課程において修得した単位は相互に転換することができる。
- 4 前項の学内単位互換に関する規程は別に定める。

第38条（成績）授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

#### 第4節 休学・復学・転学・留学・退学及び除籍

第39条（休学）疾病その他特別の理由により、3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

第40条（休学期間）休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は通算して4年を超えることはできない。
- 3 休学期間は第18条の在学期間には算入しない。

第41条（復学）休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。

- 2 休学者が休学期間を過ぎても、復学・退学・休学の延長願を提出せず、許可を得なかった場合、学長は復学とみなし第62条に定める学費を徴収することができる。

第42条（転学）他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第43条（留学）外国の大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は第18条に定める在学期間に含めることができる。

第44条（退学）退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない

第45条（除籍）次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく授業科目の履修を怠った者
- (2) 所定の期日以降3カ月授業料の納付を怠った者
- (3) 第18条に定める在学年限を超えた者
- (4) 第40条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

#### 第5節 卒業及び学士学位

第46条（卒業）本学に4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 卒業時の通算GPAが1.50未満の場合は、卒業認定試験を受け、合格しなければならない。GPAについては、別に定める。

- 3 学長は卒業を認定した者に対して学位記・卒業証書を授与する。

第47条（学士学位）卒業した者には、次の区分に従い、学士学位を授与する。

学 部	学 科	学 位 名 称
総 合 福 祉 学 部	社 会 福 祉 学 科	学 士 (社会福祉学)
	福 祉 行 政 学 科	学 士 (福祉行政学)
	福 祉 心 理 学 科	学 士 (福祉心理学)

総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	学士（産業福祉学）
	情報福祉マネジメント学科	学士（情報福祉学）
教育学部	教育学科	学士（教育学）
健康科学部	保健看護学科	学士（看護学）
	リハビリテーション学科	学士（リハビリテーション学）
	医療経営管理学科	学士（医療経営管理学）

## 第6節 賞 罰

第48条（表彰）学生及び本学学生を構成とする団体で表彰に値する行為があったものは、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

第49条（特待生）全学の成績上位3%以内の学生のうち学術優秀、品行方正の者を選考の上、特待生とし授業料の全部又は一部を免除することができる。

第50条（懲戒・訓告）学生で本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の審議を経て学長が懲戒または訓告を行う。

- 2 前項の懲戒の種類は退学・停学・譴責とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (イ) 性行不良で改善の見込みがない者
  - (ロ) 正当の理由がなく出席常でない者
  - (ハ) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学3カ月以上にわたるときは、その期間を在学期間に算入しない。

## 第7節 厚生補導

第51条（厚生補導）大学は学生の厚生補導に関して助言指導を行う。

- 2 前項の厚生補導の運営等に関する規則は別に定める。

第52条（厚生施設及び保健）本学に厚生施設を置く。

- 2 前項の厚生施設の運営等に関する規則は別に定める。
- 3 毎学年定期的に学生及び教職員の健康診断を行う。

## 第8節 委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・ 単位互換学生及び外国人留学生

第53条（委託生）官公庁・法人・外国政府及び他の大学等から委託された学生は委託学生とする。

- 2 委託生に関する内規は別に定める。

第54条（研究生）本学に研究生を置くことができる。

- 2 研究生は本学の卒業生又は同等以上の資格を有する者で、指導教員の申請によって学長が教授会の議を経て入学の可否を決める。
- 3 研究生に関する規程は別に定める。

第55条（聴講生）本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関する規程は別に定める。

第56条（科目等履修生）本学所定の授業科目中、総合福祉学部、総合マネジメント学部及び子ども科学部

の特定の科目について履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

第56条の2（特別科目等履修生）本学通信教育部の正科生で通学課程の授業の履修を許可された者。

2 特別科目等履修生に関する規程は別に定める。

第57条（単位互換学生）仙台圏単位互換協定を締結した他の大学及び短期大学並びに高等専門学校の学生で本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、単位互換学生として履修を許可することができる。

2 国内留学に関する単位互換協定又は学生交流協定を締結した他の大学及び短期大学並びに高等専門学校の学生で本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、国内留学単位互換学生として履修を許可する。

3 単位互換学生の履修規程については、別に定める。

第58条（外国人留学生）外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の入学に関する規程は別に定める。

3 交換留学生については、本学と外国の大学又はそれに相当する高等教育機関との学生の留学に関する交流協定に基づき、学生を交換留学生として双方で受入ないしは派遣することができる。

4 交換留学生に関する規程は別に定める。

第59条（準用規程）委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・単位互換学生及び外国人留学生には、別段の規定がない限り学生に関する一般の規程を準用する。

## 第9節 学 費

第60条（学費）入学検定料・入学金・授業料・施設設備資金・教育環境整備費・厚生費等は、別添2の通りとする。

第61条（課程履修費、任意の実験実習費等）前条の他、資格取得の為の課程履修費及び実験実習費等を別途徴収する。

第62条（復学等の場合の学費）復学を許可された学生の学費は、その者の入学年次に定められた学費をスライドさせた金額とする。

第63条（学年の途中で卒業する場合の学費）卒業年次以降の学年途中で卒業する見込の者は、当該期間の学費を納付するものとする。

第64条（退学及び停学等の場合の学費）学年の途中で退学し、又は除籍された者の当該期間の学費は徴収する。

2 停学期間中の学費は徴収する。

第65条（休学の場合の学費）休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学期間中は在籍料を納付しなければならない。ただし、学期の途中で休学する場合は、その期の所定の学費は納入しなければならない。

2 在籍料は別に定める。

第66条（委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・外国人留学生等の学費）委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・外国人留学生の入学検定料及び学費等について

ては別に定める。

第67条（納付した学費等）納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及び関係法規に基づき処理する。

### 第10節 公開講座

第68条（公開講座）社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

### 第11節 雑 則

第69条（細 則）この学則に必要な細則は別に定める。

#### 附 則

1. この学則は昭和37年4月1日より施行する。
2. この学則は昭和40年4月1日より施行する。
3. この学則は昭和45年4月1日より施行する。
4. この学則は昭和46年4月1日より施行する。
5. この学則は昭和47年4月1日より施行する。
6. この学則は昭和48年4月1日より施行する。
7. この学則は昭和49年4月1日より施行する。
8. この学則は昭和50年4月1日より施行する。
9. この学則は昭和51年4月1日より施行する。
10. この学則は昭和52年4月1日より施行する。
11. この学則は昭和53年10月1日より施行する。
12. この学則は昭和54年4月1日より施行する。
13. この学則は昭和55年4月1日より施行する。
14. この学則は昭和56年4月1日より施行する。
15. この学則は昭和57年4月1日より施行する。
16. この学則は昭和58年4月1日より施行する。
17. この学則は昭和59年4月1日より施行する。
18. この学則は昭和63年4月1日より施行する。
19. この学則は平成元年4月1日より施行する。
20. この学則は平成2年4月1日より施行する。
21. この学則は平成3年4月1日より施行する。
22. この学則は平成4年4月1日より施行する。
23. この学則は平成6年4月1日より施行する。
24. この学則は平成7年4月1日より施行する。
25. この学則は平成9年4月1日より施行する。
26. この学則は平成10年4月1日より施行する。
27. この学則は平成12年4月1日より、①社会福祉学部の名称を総合福祉学部に変更するため、②社会福祉学科および福祉心理学科の収容定員を変更するため、③情報福祉学科の設置にともない、施行する。なお、平成11年度までに入学した学生は従前によるものとする。
28. この学則は平成13年4月1日より、①社会福祉学科に教育職員免許状「福祉」、情報福祉学科に教育職員免許状「情報」を設置にともない、②学都仙台単位互換ネットワークを設置にともない、

施行する。なお、平成12年度までに入学した学生も平成13年4月開設の「福祉」・「情報」の教育職員免許状の科目履修を認める。

29. この学則は平成14年4月1日より、①学則第3条総合福祉学部通信教育部社会福祉学科、社会教育学科、福祉心理学科を設置、②学則第26条（編入学・転入学）に（5）を設けて。専修学校の専門課程からの編入学を可能にした。③社会福祉学科の保育士課程が「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）により平成14年4月から適用されることにより、第30条（授業科目）2、（9）保育士資格に関する科目（別表18）を改正して平成14年度入学者から適用して施行する。④第30条（授業科目）2、（9）（公財）日本障害者スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（イ）初級スポーツ指導員資格に関する科目（別表39）を改正する。ただし、平成13年度までの入学者については、従前の例によることとする。
30. この学則は平成15年4月1日より、①総合福祉学部社会福祉学科に介護福祉士課程を設置するにともない、②学則第30条（授業科目）-2、（2）外国語科目（別表2）に「ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」「中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」を新設するにともない、③学則第30条（授業科目）-2、（9）保育士資格に関する科目（別表18）に「ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」「中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」を新設するにともない、④学則第30条（授業科目）-2、（12）（イ）教職に関する科目の教育職員免許法施行規則第66条の5に定める科目（別表21）に「ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」「中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」を新設するにともない、⑤第30条（授業科目）の2（20）訪問介護員養成2級課程修了に関する指定専門科目（別表41）を新設するにともない、改正施行する。ただし、平成14年度までの入学者については、従前の例によることとする。
31. この学則は平成16年4月1日より、①第20条（入学資格）の変更にともない、②第30条（授業科目）（22）レクリエーション・インストラクター資格取得に関する科目の設置、③（23）臨床美術士資格取得に関する科目の設置、④（24）感性デザイン課程に関する科目の設置および第56条の2に特別科目等履修生制度を設置することにより改正し、全学年に施行する。
32. この学則は平成17年4月1日より、①福祉心理学科に教育職員免許状「養護教諭1種普通免許状」を設置することにより、②第30条（授業科目）の2、（12）（リ）養護教諭1種普通免許状の養護に関する科目の設置、③第34条（教員免許状授与の所要資格取得）の2を変更し、施行する。なお、平成16年度までに入学した学生も、平成17年度4月開設の「養護教諭1種普通免許状」の教育職員免許状の科目履修を認める。
- さらに、④第30条（授業科目）の2、（33）臨床美術士資格取得に関する科目（別表43）の削除、⑤第30条（授業科目）の2、（25）福祉観光課程に関する科目の設置、⑥第30条（授業科目）の2、（26）スポーツマネジメント課程に関する科目の設置、⑦第30条（授業科目）の2、（27）臨床美術課程に関する科目の設置、⑧第30条（授業科目）の2、（28）異文化コミュニケーション課程に関する科目の設置、⑨福祉観光課程・スポーツマネジメント課程・臨床美術課程・異文化コミュニケーション課程の設置に伴い第35条（各種資格の取得）に（22）～（25）を追加変更し、施行する。なお、④～⑨については、平成17年度入学生から適用し、平成16年度までに入学した学生は従前によるものとする。
33. この学則は平成18年4月1日より、新学部創設にともない、①第1条（目的、使命）を修正し、②学内組織の見直し（第5条、第9条、第10条、第13条）等をはかった。さらに、③第3条（学部）子ども科学部子ども教育学科、健康科学部保健看護学科の設置、④第30条（授業科目）の2、（1）

基礎教養（別表1）、および（2）外国語科目（別表2）の科目と履修方法の変更、⑤第30条の2、（4）-② 子ども科学部の専門教育科目（別表17）の設置、⑥第30条（授業科目）の2、（4）-③健康科学部の専門教育科目（別表18）の設置、⑦第30条（授業科目）の2、（9）-②子ども科学部子ども教育学科に保育士資格に関する科目を設置、⑧第30条（授業科目）の2、（12）-①子ども科学部に教職に関する科目（別表37-①）（別表37-②）の設置、⑨第30条（授業科目）の2、幼稚園教諭1種普通免許状に関する科目・教科又は教職に関する科目（別表38-①、2種は別表38-②）および小学校教諭1種普通免許状に関する科目・教科又は教職に関する科目（別表39-①、2種は別表39-②）を設置する。⑩第31条（履修方法）、（4）-②子ども科学部子ども教育学科および（4）-③健康科学部保健看護学科の履修方法を規定する。⑪第34条（教員免許状授与の所要資格の取得）の2、子ども科学部に教育職員免許状「幼稚園教諭1種普通免許状」、「幼稚園教諭2種普通免許状」、「小学校教諭1種免許状」、「小学校教諭2種免許状」の設置、⑫第35条（各種資格の取得）の5、保育士資格に子ども科学部子ども教育学科を追加し、保育士資格の取得を可能とする。⑬さらに、第35条（各種資格の取得）の20、健康科学部保健看護学科において、看護師及び保健師の国家試験受験資格の取得を可能とする。⑭そのための授業科目を第30条（授業科目）2、に設置する。⑮第47条、学士学位の授与に子ども科学部子ども教育学科に「学士」（教育学）、健康科学部保健看護学科に「学士」（看護学）を追加する。⑯第60条（学費）、子ども科学部と健康科学部の入学検定料・入学金・授業料・施設設備資金・厚生費・後援会等を新たに設定する。ただし、平成17年度までに入学した学生は従前によるものとする。

34. この学則は平成19年4月1日より、大学の教員組織の変更にともない、①第9条（教職員）において従来の「助教授」を「准教授」に名称を変更し、「助教」を新設して施行する。また、特殊教育教員免許課程が、特別支援学校教員免許課程に移行するにともない、②第34条（教員免許状授与の所要資格の取得）の2および6において、社会福祉学科に設置されている「養護学校教諭1種普通免許状の教科に関する科目」を「特別支援学校教諭1種免許状の教科に関する科目」へ再編成して施行する（別表28）。③従来の「基礎教養科目」「外国語科目」「健康とスポーツ科目」を再編し、「総合基礎科目」（別表1-①）を導入するとともに、各学科の科目を再編・再構成する（第31条、第32条）。ただし、健康科学部は従前の通りとする。④総合福祉学部情報福祉学科に2コース（情報応用コース、総合情報コース）を設置する（第30条（授業科目）2の（2）5）の（イ）、（ロ））。⑤総合福祉学部の副専攻に「減災・予防福祉課程」を追加する。
35. この学則は、平成20年4月1日より、①総合福祉学部産業福祉学科及び情報福祉学科を、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科及び情報福祉マネジメント学科に独立・改組し、②健康科学部に新たにリハビリテーション学科（作業療法学専攻、理学療法学専攻）と医療経営管理学科を設置するとともに、③それにとまなう収容定員の見直しを行い施行する（第3条）。なお、④第30条（授業科目）2の（1）、総合基礎科目（別表1）を全学部共通科目として配置するとともに、（2）専門教育科目に新学部新学科の授業科目と第31条（履修方法）に履修方法をそれぞれ追加する。さらに、健康科学部保健看護学科の関連科目に授業科目を追加する（別表8）。また、⑤第34条（教員免許状授与の所要資格の取得）について、従来の「産業福祉学科」に設置されていた中学校教諭一種普通免許状（社会）、高等学校教諭一種普通免許状（公民）及び「情報福祉学科」に設置されていた高等学校教諭一種普通免許状（情報）の教員免許状を取り下げる。⑥産業福祉学科食品衛生コースに設置されていた食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を取り下げる。⑦附属研究所・センター等に「キャリア推進センター」「次世代育成センター」「PCサポートセンター」を増設する（第5条）。⑧大学設置基準等の一部を改正する省令に伴い学部学科の教育研究上の目的を

明確にした（第3条の4）。

36. この学則は平成21年4月より、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の変更にともない、①保健看護学科のカリキュラム・履修方法の一部変更および卒業単位の変更（いずれも学則第31条、学則別表8）を行い施行する。また、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）」により、①資格取得のための履修科目を見直し、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士養成の新しい教育課程を編成する（別表11）（別表12）（別表13）（別表14）（別表17）。②それらにともなって、社会福祉学科の教育課程も再編成する（別表2）。③社会福祉士及び介護福祉士、精神保健福祉士養成課程において定員を設ける（第35条）。さらに、「福祉科一種普通免許状」の「教科又は教職に関する科目」の内容を変更する。なお、本学に付属病院としてせんだんホスピタルを置く（学則第7条、第9条）。学則本文（学則第60条）中の学費明細表を、別添2として本中から分離する。
37. この学則は、平成22年4月より①組織改組し、「社会貢献センター」を置く（第5条）。②教育職員免許法の一部改正にともない、教職に関する科目である「総合演習」を「教職実践演習」に変更（別表19）（別表26-①）（別表26-②）して施行する。また、③「異文化コミュニケーション課程」、「減災・予防福祉課程」の廃止と「社会貢献支援士課程」の設置にともない、第30条（授業科目）2（28）、第31条（履修方法）（3）、第35条（各種資格の取得）26を追加変更する。さらに、④「総合基礎科目」を再編（別表1）するとともに、総合福祉学部の各学科と子ども科学部子ども教育学科の教育課程を見直し（別表2）（別表3）（別表4）（別表7）、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科に専門科目を追加（別表5）する。⑤保育士資格に関する科目（別表15）（別表16）を再編し、特別支援学校教諭一種免許状の教科に関する科目（別表21）、幼稚園教諭一種免許状および小学校教諭一種免許状の教職に関する科目（別表26-①）（別表26-②）、幼稚園教諭一種免許状および小学校教諭一種免許状に関する科目（別表27-①）（別表27-②）（別表28-①）（別表28-②）をそれぞれ見直し施行する。
38. この学則は、平成23年4月より①専門基幹科目にリエゾン群（L群）を新設する（健康科学部を除く）ことにともない、「総合基礎科目」（別表1-①、別表2-②）及び各学科の教育課程（別表2、別表3、別表4、別表5、別表6、別表7）を変更し施行する。また、②「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正により、「保育士資格に関する科目」（別表15及び別表16）を変更する。それにともない、③教員免許状取得のための科目を一部変更する（別表26-①、別表26-②、別表27-①、別表27-②、別表28-①、別表28-②）。④総合福祉学部社会福祉学科社会福祉コース（保育士課程履修）の学生の幼稚園教諭一種普通免許状の取得を可能とする（第34条9）。⑤教育職員免許法施行規則の一部改正にともない、「福祉」の教科に関する科目・単位数および履修方法（別表20）を変更して施行する。⑥総合福祉学部社会福祉学科と福祉心理学科において、福祉用具専門相談員の資格取得を可能とし、第35条（各種資格の取得）に（20）として追加する（別表41）。さらに、⑦休学の場合（第65条）の学費を変更して施行する。
39. この学則は、平成24年4月より、①総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科および情報福祉マネジメント学科のカリキュラムの一部を変更する（学則別表5、6）。②全学部学科へのリエゾン系科目の導入に伴い、健康科学部における総合基礎科目および履修方法を変更する（別表1）とともに、健康科学部保健看護学科、リハビリテーション学科、医療経営管理学科のカリキュラム・履修方法の一部を変更する（別表8、9-①、9-②、学則第31条）。③また、保健看護学科において、保健師受験資格を選択制とし（学則第35条の18）、卒業単位を変更する（学則第31条）。④精神保健福祉士法施行規則等の改正により、精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目およ

- び精神保健福祉士受験資格に関する基礎科目を見直し（別表13、14）、社会福祉士受験資格に関する指定専門科目の一部を見直す（別表11）とともに、社会福祉学科並びに福祉心理学科のカリキュラムを一部変更する（別表2、4）。⑤さらに第一種衛生管理者免許に関する科目（別表18）の一部を変更し、図書館司書養成科目および学芸員養成科目の改正により、図書館司書資格に関する専門科目（別表30）および博物館学芸員資格に関する専門科目（別表31）を見直すとともに、社会福祉学科、社会教育学科、福祉心理学科のカリキュラムを一部変更する（別表2、3、4）。⑥介護福祉士の資格取得の変更により、「資格」から「受験資格」と変更（学則第35条6）および科目を追加し（別表17）、⑦学生表彰の対象に学生団体を追加する（学則第48条）変更、⑦学則第31条に（4）を追加し、施行する。
40. この学則は、平成25年4月より、①入学前の既修得単位等の認定において、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等」および「大学以外の教育施設等における学修」を明文化（学則第32条）、②防災・減災に関連する科目を移動・配置（学則別表1-1、2、3、4、5、6、7）、③精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目の履修年次および単位数の一部変更（別表2、4、14）、④総合福祉学部社会福祉学科および子ども科学部子ども教育学科の専門教育科目（専門基幹科目L群）（別表2、7）並びに保育士資格に関する科目（別表15、16）の一部変更、⑤教育実習の単位変更（別表2、3、19）⑥訪問介護員2級に関する科目の廃止および介護職員初任者研修に関する科目の設置（別表39）、それに伴う福祉科の教科又は教職に関する科目の一部変更（別表20）、⑦社会貢献活動支援士に関する科目の一部変更（別表48）をし、施行する。
41. この学則は、平成26年4月より、①第1条の目的、使命を一部変更（学則第1条）し、総合基礎科目を全学共通（学則別表1）とするとともに、全学科に地域共創関連科目を専門基幹科目に配置する（学則別表2～8、9-①、9-②、10）。同時に、健康科学部保健看護学科、リハビリテーション学科及び医療経営管理学科に防災・減災関連科目を配置する（学則別表8、9-①、9-②、10）。履修方法に地域貢献関連資格科目を位置づける（学則第31条（5））。また、保育士資格に関する科目の一部を追加し（学則別表15及び16）、さらに特別支援学校教諭一種免許状の教科に関する科目の一部変更（別表21）、及び副専攻に「デジタルコンテンツアセッサ課程」を設置し（学則第31条（3））、授業科目（学則別表49）及び各種資格の取得（学則第35条26）にそれぞれ追加変更する。さらに学内単位互換の規程を追加して実施する（学則第37条第4項）。②第5条（付属研究所・センター等）の地域連携を充実させるため社会貢献センターを社会貢献・地域連携センターに改組するとともに、経営情報・教育情報の調査分析等を行うIRセンターを新たに設置する。③GPA制度を導入するにあたり、第38条（成績）を4種の評語（優・良・可・不可）から5種の評語（秀・優・良・可・不可）に変更し施行する。④第46条（卒業）の条件を授業科目及び単位数取得から、授業科目及び単位数、GPA制度も導入して認定するに変更し施行する。⑤第41条では、休学期間完了後の学費について、事項を追加するとともに、第45条（除籍）においては、除籍の条件を追加し、一部を削除する。⑥第65条（休学の場合の学費）学期途中での学費に関する事項を追加し、変更施行する。なお、平成25年度まで入学した学生は従前によるものとする。
42. この学則は、平成27年4月より、学部・学科再編に伴い、①総合福祉学部社会教育学科を廃止し、福祉行政学科を設置。②子ども科学部子ども教育学科を廃止し、教育学部教育学科初等教育専攻・教育学科中等教育専攻を設置。さらに③総合福祉学部社会福祉学科の入学定員を300名から400名に変更、新たに2学科の設置のため入学定員を1,100名から1,300名にするとともに、収容定員も4,400名から5,200名に変更施行する。さらに、長期履修学生の規定を追加する。また、産業福祉学科を廃止する。なお、平成26年度まで入学した学生は従前によるものとする。

43. 募集を停止していた情報福祉学科を廃止する。また、平成28年4月より教育学部教育学科中等教育専攻に特別支援学校一種普通免許取得に関する教育課程を設置する。なお、この学則は平成27年度入学生より適用する。
44. この学則は、平成28年4月より、学則第33条の単位互換派遣学生及び学則第57条の単位互換学生の履修に対して規定を追加する。また、総合基礎教育課程を変更する。(学則別表1-①、1-②)とともに、学科の専門教育課程を一部変更(学則別表2、4、5、6、7、10)し、履修方法も変更する(学則第31条)。それに伴い各種資格取得のための科目も変更する(学則別表17、19、20、28、31、33、36、46)。なお、平成27年度まで入学した学生は従前によるものとする。
45. この学則は、平成29年4月より、①総合基礎教育課程の一部を変更(学則第30条(1)、学則別表1-①、1-②)するとともに、履修方法も変更する(学則第31条)。また、②卒業試験の名称を変更する(学則第46条)。③各学科の専門教育課程を一部変更する(学則別表2、3、4、5、6、10)。④精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目(学則別表13)、レクリエーション・インストラクター資格に関する科目(学則別表37)社会貢献活動支援士課程に関する科目(学則別表45)、デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目(学則別表46)、スクールソーシャルワーカーに関する科目(学則別表48)単位数及び履修年次の一部をそれぞれ変更する。さらに④新たに総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科に「健康運動実践指導者に関する科目」を配置する(学則別表49及び学則第37条29)するため、学則の一部を変更し施行する。なお、平成28年度まで入学した学生は従前によるものとする。
46. この学則は、平成30年4月より、①健康科学部保健看護学科の入学定員を70名から80名に増員(学則第3条)し、②助産師国家試験受験資格を取得できる教育課程へと改編する(学則第35条18および学則別表8)。また、③総合福祉学部福祉心理学科に公認心理師受験資格を取得できる教育課程へと改編する(学則本文第35条14及び学則別表4並びに学則別表33)。さらに、④総合基礎教育課程の科目を変更(学則別表1-①、学則別表1-②、学則別表1-③)し、社会福祉学科(学則別表2)、福祉行政学科(別表3)、産業福祉マネジメント学科(別表5)、情報福祉マネジメント学科(学則別表6)、医療経営管理学科(学則別表10)の教育課程をそれぞれ一部改正する。⑤資格に関する科目としては、保育士資格に関する科目(学則別表15、16)、第一種衛生管理者免許に関する専門科目(学則別表18)、高校福祉科一種普通免許状に関する教育課程(学則別表19)、養護教諭一種普通免許状に関する教育課程(学則別表20)、身体障害者福祉司任用資格に関する科目(別表31)、社会教育主事任用資格に関する専門科目(学則別表32)、公認心理師国家試験受験資格に関する科目(学則別表33)レクリエーション・インストラクター資格に関する科目(学則別表37)、スポーツマネジメント課程に関する科目(学則別表43)、臨床美術課程に関する科目(学則別表44)の科目を一部変更する。⑥キャリアと実践活動に関する科目を追加する(学則別表50)。なお、平成29年度で入学した学生は従前によるものとする。

## 【学部・学科の教育研究上の目的】

建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会の発展に貢献できる人材育成を目的として、以下の学部、学科を設置する。

### I. 総合福祉学部

多角的視野から教育・研究に取り組み、知識、技術、社会的実践力を錬磨し、福祉社会の実現に資する人材の育成を目的とする。

#### ①社会福祉学科

人間理解のための深い教養と福祉の専門知識を修得し、福祉領域における問題解決能力を有する人材を育成する。

#### ②福祉心理学科

人間理解の基礎となる心理学的視点や理論・方法を学び、人々の抱える心理的問題を分析・解決できる人材を育成する。

#### ③福祉行政学科

「福祉」の視点を土台として、地域社会及び住民の福祉の向上に貢献する高い志と強い責任感・倫理観をもち、地域の諸問題に主体的に対応できる幅広い基礎能力を有する人材を育成する。

### II. 総合マネジメント学部

人間活動におけるマネジメントの知識と能力をもち、リーダーシップを発揮しうる人材を育成することを目的とする。

#### ①産業福祉マネジメント学科

主として産業界にあって、経済的な効率経営に加えて、福祉的経営の視点も考慮することにより健全な経営を実現できる人材を育成する。

#### ②情報福祉マネジメント学科

豊かで活力ある福祉社会を実現させるため、経営に資するマネジメント能力や情報科学の活用力を兼ね備えた人材を育成する。

### III. 教育学部

豊かな教養と人間性を基礎に据え、保育・教育への熱意、高度な専門性、研修意欲等を備え、乳幼児・児童・生徒の保育・教育に柔軟に対応できる人材を育成する。

#### ①教育学科

乳幼児・児童・生徒の発達の特性を活かした教育を研究するとともに、自らの実践を省察する能力を有する人材育成を目的とする。

### IV. 健康科学部

ヒューマニティやノーマライゼーションを基本に、人間を全人的に捉え、「生命の尊重」「人としての尊厳」を基盤にもつ人材を育成することを目的とする。

#### ①保健看護学科

すべての人を対象として、ヒューマンケアの思想を、保健・看護の現場で実践できる能力を有する人材を育成する。

#### ②リハビリテーション学科

専門職となる医療現場に加え、「保健・福祉現場における地域リハビリテーション」を視野に入れた、健康増進・障害予防に関わるヘルスケアなど「理論と実践の融合」による調和のとれた人材を育成する。

#### ③医療経営管理学科

保健・医療・福祉の経営に役立つ管理的知識と医学的知識を有し、医療情報を活用しうる専門的な人材を育成する。

## 【東北福祉大学 学費】

項 目	学 部 (学 科)	
	総合福祉・教育・総合マネジメント・健康科学部 (医療経営管理)	健康科学 (保健看護・リハビリテーション)
入学検定料	30,000円	30,000円
入 学 金 (入学時)	100,000円	100,000円
授 業 料 (年 額)	733,000円	1,000,000円
施設設備資金 (年 額)	241,000円	300,000円
教育環境整備費 (年 額)	50,000円	50,000円
厚 生 費 (年 額)	20,000円	20,000円
実験施設維持費 (福祉心理学科、保健看護学科、 リハビリテーション学科のみ年額)	35,000円	250,000円
実 習 費 (1年次)		100,000円
後 援 会 費	24,200円	24,200円

- 1 次年度以降はスライド制の適用により改訂する。  
スライド制を適用するときの変動率は原則として次のものを基準とする。  
授業料については、人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ率分を加算したものによる。施設設備資金については消費者物価指数（総務省統計局調査）の対前年度アップ率による。
- 2 前項の学費納付の細則は別に定める。
- 3 2年度以降の実習費については別に定める。
- 4 学則第65条（休学の場合の学費）に基づく在籍料は、原則として、半期60,000円とする。厚生費は別途徴収する。

## 休学・退学・復学等に関する申請期間及び学費の取扱いについて

### I. 休学・復学制度について

疾病その他特別の理由により、3ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。休学期間は通算して4年を超えることはできない。休学期間は在学年限に算入しない。

休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。

#### 1. 休学・復学についての申請期間

休学・復学について、下記のように申請期間等を設定し、事務処理を変更するものとする。

申請種類	改正前	改正後
①休学申請期間	随 時	通年休学：前年度の2月4日～5月31日 <sup>*1</sup> 前期休学：前年度の2月4日～5月31日 <sup>*1</sup> 後期休学：8月1日～10月31日 <sup>*1</sup>
②復学手続	復学する場合は、手続必要	(1) 休学期間満了の場合は自動的に復学となるため手続は不要 (2) 休学理由が消滅し、休学期間満了前に復学する場合は、原則として復学手続が必要
③復学の時期	通年で休学した場合：4月1日 前期に休学した場合：9月9日 後期に休学した場合：4月1日	通年で休学した場合：4月1日 前期に休学した場合：後期授業開講日 後期に休学した場合：4月1日
④復学時の年次	通年で休学した場合：原年次 前期に休学した場合：進級 後期に休学した場合：進級	通年で休学した場合：原年次 前期に休学した場合：進級 後期に休学した場合：進級
⑤休学制度 利用上限	学部学生：4年 修士課程：2年 博士課程：3年	学部学生：4年 修士課程：2年 博士課程：3年

※1 この申請期間を過ぎて提出した場合は、学則第65条（休学の場合の学費）は適用されません。

### II. 学費の取扱いについて

休学者及び退学者の学費の取扱いは以下の通りです。

#### 1. 休学者の学費について

休学願を提出し、休学を許可された者の学費については、当該休学期間の在籍料・厚生費・後援会費を除く学費（授業料、施設設備資金、教育環境整備、実験施設維持費、実習費）を免除します。

##### (1) 在籍料について

在籍料は、当該学生の在籍保証、在籍管理事務費として、所属に係わらず一律に徴収します。在籍料の徴収額は、年間120,000円（半期60,000円）とし、休学学期（半期）ごとに徴収します。

(2) 休学時の学費等の取扱い

休学申請期間	在籍状況		学費等請求		
	前期	後期	前期	後期	年間計
通年休学：前年度の 2月4日～5月31日	休学	休学	在籍料 1/2 額 (60,000円) 厚生費 (20,000円)	在籍料 1/2 額 (60,000円)	在籍料 (120,000円) 厚生費 (20,000円) 合計 140,000円
前期休学：前年度の 2月4日～5月31日	休学	在学	在籍料 1/2 額 (60,000円) 厚生費 (20,000円)	学費 1/2 額 後援会費 (12,100円)	在籍料 1/2 額 + 学費 1/2 額 + 厚生費 + 後援会費
後期休学： 8月1日～10月31日	在学	休学	学費 1/2 額 厚生費 (20,000円) 後援会費 (12,100円)	在籍料 1/2 額 (60,000円)	在籍料 1/2 額 + 学費 1/2 額 + 厚生費 + 後援会費

注1) 学費 1/2 額 (在籍料含む)：1年間に支払う学費の 1/2 額を意味します。

注2) 上記の額は、それぞれの休学申請期間内に休学願を提出し許可された者に適用します。休学申請期間外に提出した場合は、適用されませんのでご注意ください。

2. 退学者の学費について

退学願を提出し退学を許可された者は、当該学期に必要な学費を納入することとします。

ただし、在籍2年目以上の学生が締め切り期日までに退学願を提出した場合は、当該学期の学費を免除します。

なお、退学時の学費等の取扱いについては、以下の通りとなります。

(1) 退学時の学費等の取扱い

退学願提出期間	学費請求		
	前期	後期	年間計
4月1日～5月31日	免除	免除	免除
6月1日～8月31日	学費納入	免除	前期学費のみ
9月1日～10月31日	学費納入	免除	前期学費のみ
11月1日～3月31日	学費納入	学費納入	免除なし

※学費未納で退学願を提出した場合は、当該学期学費納入後退学願を受理するものとする。

## 卒業延期制度に関する特則

### (趣旨)

第1条 この特則は、卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、引き続き在学することを認める制度（以下「卒業延期制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 卒業延期制度の対象となる学生は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 東北福祉大学学則（以下「学則」という。）第31条及び第46条に定める卒業要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することによって、在学年限が学則第18条に定める年数を超えないこと。
- (3) 学費等の納付金を滞納していないこと。

### (在学の延長)

第3条 卒業延期制度の適用を希望するときは、在学の延長を許可することができる。

- 2 前項の在学を延長することができる期間は、1年とする。ただし、卒業延期制度の適用を受けた者が引き続き当該制度の適用を希望する場合は、1回を限度に、再度、在学の延長を許可することができる。

### (手続き)

第4条 卒業延期制度の適用を希望する者は、所定の卒業延期願を、本来卒業すべき年度の所定の期日までに教務部を経由して学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、所属学科の審査及び教授会の議を経て卒業延期制度の適用の可否を決定する。
- 3 卒業時期を延期し、在学の延長を許可された者（以下「卒業延期者」という。）に対しては、卒業延期許可書を交付する。
- 4 卒業延期者が、事情変更により本来卒業すべき年度の終了日の卒業を希望するときは、原則として当該年の4月末日までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、当該終了日での卒業を認めるものとする。
- 5 卒業延期者が、延長期間に係る納付金を所定の期限までに納付しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、本来卒業すべき年度の終了日の卒業とする。

### (授業科目の履修)

第5条 卒業延期者は、授業科目を履修することができない。

(卒業時期)

第6条 卒業延期者の卒業の時期は、半年の在学延長者は前期の終了日、1年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日とする。ただし、9月末に卒業する予定の者が卒業延期する場合の卒業の時期は、半年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日、1年の在学延長者は前期の終了日とする。

- 2 前項にかかわらず、1年の在学延長者が半年での卒業を希望するときは、所定の手続によりこれを認めることができる。

(休学の取り扱い)

第7条 卒業延期期間中は、休学を認めない。

(納付金)

第8条 卒業延期者に係る在籍料は、半年間6万円、1年間12万円及び厚生費（2万円）とし、指定された期日までに納付しなければならない。

- 2 既納の在籍料は、返付しない。ただし、第4条第4項により、卒業延期許可取消願を提出し、卒業が認められた場合は既納の全額を、第6条第2項により、半年での卒業が認められた場合は既納の半年間分6万円を返付する。

- 3 卒業延期者については、施設設備資金、教育環境整備費及び後援会費は徴収しない。

(その他)

第9条 このほか、卒業延期制度に関する必要な事項は、学長が決定する。

附 則

1. この特則は、平成28年4月1日から施行する。

## Ⅱ. 教育課程





## 第1 授業科目

## 1 教育課程の体系

本学の授業科目は、下記のように大別されます。

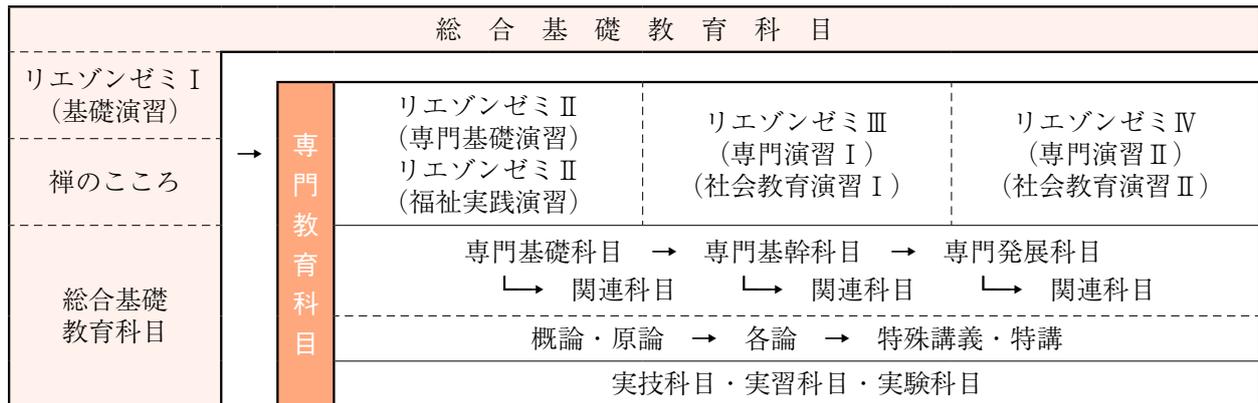
- (1) 総合基礎教育科目
- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 教養の基礎知 | I 群 (理念・思想・文化の理解に関する科目)            |
|        | II 群 (異文化理解に関する科目)                 |
| 科学知    | I 群 (自然科学・生命科学に関する科目)              |
|        | II 群 (人間社会科学に関する科目)                |
| 実践知    | I 群 (情報科学・キャリアアップ・異文化の実践的理解に関する科目) |
|        | II 群 (現代社会の理解・地域貢献に関する科目)          |
| 健康知    | I 群 (実技に関する科目)                     |
|        | II 群 (健康に関する科目)                    |
- (2) 専門教育科目
- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 専門基礎科目 | (L・C 群、A 群、B 群、C 群、D 群) |
| 専門基幹科目 |                         |
| 専門発展科目 |                         |
| 関連科目   |                         |

## (3) 各群・科目の目標

- ① 総合基礎教育科目は、知的教養を高め、幅広い見識をつくる観点の「総合」と、専門分野に必要な基礎を学ぶ観点の「基礎」という意味が込められています。
- ② 専門教育科目は、授業形態から講義科目、演習科目、実技・実習・実験科目に、その授業内容から専門基礎科目・専門基幹科目・専門発展科目・関連科目にそれぞれ分けられます。
- ③ 資格科目は、本学で取得できる諸資格に関するもので、学科によっては専門教育科目と重複する場合があります。
- ④ 授業の大半を占める講義科目は、その基礎・基本を学ぶ概論・原論、その上にたって細部を詳細に学ぶ各論、さらに個別・事例的な特殊講義・特講に分類されます。したがって、最初から各論・特殊講義を受講しますと、普遍的な基礎・基本が理解されないまま、個別・事例的な講義に入ることになり、理解に困難を生じますので、段階的に講義を受ける必要があります。

こうした講義科目の理解をより深めるために、演習科目がこれを補足し、さらに実技・実習・実験などの科目によって体験的に理解することになります。

いろいろな講義を受講する際、教育課程の全体系・構造を視野に入れ、それぞれの授業がどのように配置されているかを意識しながら、受講する態度が求められます。これらをまとめた概念図を次ページに示します。



## 2 総合基礎教育科目

(別表1)

科目区分	授業科目名	指示事項	必修	選択	履修年次	履修方法
I 群	リエゾンゼミⅠ (基礎演習)	教育学部必修	2		1年以上	教育学部教育学科「教養の基礎知」11単位、「科学知」2単位、「実践知」2単位、「健康知」4単位を含め、異なる群から2科目4単位以上の計23単位以上を選択修得のこと。
	キャンパスライフ入門	教育学部必修	2		1年以上	
	禅のこころ	教育学部必修	1		1年以上	
	仏教入門 (建学の精神・理念を含む)			2	1年以上	
	哲学入門			2	1年以上	
	倫理学入門			2	1年以上	
	知的財産入門			2	1年以上	
	宗教学入門			2	1年以上	
	文学入門			2	1年以上	
	芸術入門			2	1年以上	
ことばと表現			2	1年以上		
II 群	英語Ⅰ (コミュニケーションを含む)	教育学部教育学科は	2		1年以上	
	英語Ⅱ	英語Ⅰ～Ⅲまで6単	2		1年以上	
	英語Ⅲ	位必修。	2		2年以上	
	実用英語 A			1	2年以上	
	実用英語 B			1	2年以上	
	実用英語 C			1	2年以上	
	実用英語 D			1	2年以上	
	実用英語 E			1	2年以上	
	実用英語 F			1	2年以上	
	ドイツ語Ⅰ (コミュニケーションを含む)			2	1年以上	
	ドイツ語Ⅱ			2	1年以上	
	ドイツ語Ⅲ			2	2年以上	
	実用ドイツ語 A			2	2年以上	
	実用ドイツ語 B			2	2年以上	
	ハンゲル講座Ⅰ (コミュニケーションを含む)			2	1年以上	
	ハンゲル講座Ⅱ			2	1年以上	
	ハンゲル講座Ⅲ			2	2年以上	
	実用ハンゲル講座 A			2	2年以上	
実用ハンゲル講座 B			2	2年以上		
中国語Ⅰ (コミュニケーションを含む)			2	1年以上		
中国語Ⅱ			2	1年以上		
中国語Ⅲ			2	2年以上		

		実用中国語 A 実用中国語 B 日本語 I 日本語 II 日本語 III 実用日本語 A 実用日本語 B グローバルコミュニケーション I グローバルコミュニケーション II 異文化コミュニケーション アジア共同体に向けて	留学生対象 留学生対象 留学生対象 留学生対象 留学生対象	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2年以上 2年以上 1年以上 1年以上 2年以上 2年以上 2年以上 2年以上 2年以上 1年以上					
	科学知	I 群	生物学の基礎 化学の基礎 物理学の基礎 天文学の基礎 数学の基礎 統計学の基礎 心理学の基礎 地理学の基礎		2 2 2 2 2 2 2 2	1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上				
			II 群	現代社会を見る眼 現代福祉の基礎 法の基礎 政治学の基礎 経済学の基礎 社会学の基礎 歴史学の基礎 教育学の基礎	教育学科必修	2 2 2 2 2 2 2 2	1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上			
				実践知	I 群	情報処理論 情報処理実習 情報処理応用実習 キャリアデザイン I キャリアデザイン II キャリアデザイン III インターンシップ I インターンシップ II Study Abroad A (アジア) Study Abroad B (北米) Study Abroad C (オセアニア) Study Abroad D (ヨーロッパ) Study Abroad E (その他の地域)	教育学科必修	2 2 2 2 2 2 4 4 1 1 1 1 1	1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 2年以上 3年以上 2年以上 3年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上	
						II 群	リスクと社会 災害と社会 情報と社会 ボランティア論 福祉ボランティア活動 I (地域貢献活動を含む) 福祉ボランティア活動 II (地域貢献活動を含む) 福祉ボランティア活動 III (地域貢献活動を含む) 福祉ボランティア活動 IV (地域貢献活動を含む)		2 2 2 2 2 2 2 2	1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 1年以上 2年以上 3年以上 4年以上

健康知	I 群	スポーツⅠ	教育学科必修	2	1	1年以上	必修2単位	
		スポーツⅡ				2年以上		
		スポーツⅢ				3年以上		
	II 群	健康科学	教育学科初等教育専攻必修	2	2	1年以上	中等教育専攻はII群より1科目2単位以上選択必修。	
		食と生活				2		1年以上
		生涯スポーツ論				2		1年以上
		レクリエーション論				2		1年以上
		スポーツ社会学				2		2年以上
		スポーツの心理学				2		2年以上
		スポーツ医学				2		2年以上

※なお、外国語に関して、語学能力検定試験（TOEFL、TOEIC、英検、独検など）を受けている学生は、その点数によって当該外国語の単位を認定する場合がある。

### 3 総合基礎教育科目の履修方法

教育学科では、「教養の基礎知」11単位、「科学知」2単位、「実践知」2単位、「健康知」4単位の他に、異なる群から2科目4単位以上の計23単位以上を選択修得してください。

※なお、23単位を超過した単位は卒業単位（専門教育科目関連科目）に加算されます。

#### (1) 教養の基礎知

##### ① I群

- ・「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」、「キャンパスライフ入門」、「禅のこころ」は、必修科目です。
- ・「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」は、学籍番号によりクラスが指定されます。時間割で授業内容・教室を確認してください。
- ・「禅のこころ」1単位が全学部必修科目です。
- ・「禅のこころ」は、学籍番号によりクラスが指定されます。時間割で日程・時間を確認してください。

##### ② II群

- 1) 教育学科は、英語Ⅰ～Ⅲの6単位が必修に指定されています。日本語Ⅰ～Ⅲは留学生対象の科目ですので、留学生以外は受講できません。
- 2) 履修人数を適正化するため、1、2年次のガイダンス当日に説明会を開催し、履修調整を行いますので、説明会には必ず出席してください。
- 3) 各外国語のⅠ（前期・2単位）・Ⅱ（後期・2単位）は週2回授業を行います。時間割に注意してください。
- 4) なお、外国語に関して、語学能力検定試験（TOEFL、TOEIC、英検、独検など）を受けている学生は、その点数によって当該外国語の単位を認定する場合があります。
- 5) より実用的な語学を習得しようとする場合、実用英語（A・B・C・D・E・F）を履修してください。説明会は開設しませんので、希望者はWeb上で履修登録し、受講してください。
- 6) 教養の基礎知・II群では指定された単位以上の授業および英語以外の授業を履修し、取得した単位は関連科目として認定されます。

#### (2) 科学知

##### ① II群

- ・教育学科では「教育学の基礎」が必修です。

## (3) 実践知

## ① I 群

・教育学科では「情報処理実習」が必修です。

## (4) 健康知

## ① I 群

1) 「スポーツ I」は、全学部の必修科目です。

2) 「スポーツ I」は 1 年次のガイダンス当日に開催される説明会で履修登録することになっておりますので必ず出席してください。

3) 開講内容の関係から、受講者数は各授業とも 30 名に限定されますので、注意してください。

4) 本校地以外で行われる種目に対しては、スクールバスが運行されます（北山キャンパスは除く）。

5) スポーツ I を見学授業とする学生は、医師の診断書を提出してください。

## ② II 群

1) 初等教育専攻は「健康科学」が必修です。

2) 中等教育専攻は 1 科目 2 単位以上選択履修し、単位を修得してください。

## (4) 履修上の特例措置

## 1) 外国語特別単位認定制度（教養の基礎知・II 群）

外国語の語学能力検定試験（外部テスト）で、一定のレベルに達している学生は、本人の申請により、所定の手続きを経て、必修の外国語科目の履修を免除される場合があります。

次表に示す各検定試験による単位認定に該当する学生は、1、2 年次のガイダンス当日の外国語クラス編成の際に申し出るとともに、検定試験の認定書または得点証明書（原本）を提出し、外国語教育連絡会教員の面接と審議を経て、当該外国語の所定の単位を履修したものと見なされた場合、単位が認定されます。

なお、認定を受けた学生は、当該外国語の必修単位の残りを速やかに履修してください。また、外国語の必修科目の全単位（6 単位）が認定された場合、当該言語の選択科目の履修が 1 年次から認められます。

単位認定の基準となる各検定試験の成績は以下の通りです。

（履修規程第 10 条 別表 1）

科 目	語 学 能 力 検 定 試 験	点 数 / 等 級	単 位 認 定 さ れ る 科 目
英語	TOEIC	550 点以上	英語 I・II
	TOEFL iBT (The Internet-based TOEFL)	52 点以上	英語 I・II
	TOEFL PBT (The Paper-based TOEFL)	470 点以上	英語 I・II
	実用英語技能検定 (英検)	適用なし	英語 I・II
	国際バカロレア資格 English B HL	4 以上	英語 I・II
	国際バカロレア資格 English B SL	5 以上	英語 I・II
	TOEIC	600 点以上	英語 III 又は実用英語
	TOEFL iBT (The Internet-based TOEFL)	57 点以上	英語 III 又は実用英語
	TOEFL PBT (The Paper-based TOEFL)	487 点以上	英語 III 又は実用英語
	実用英語技能検定 (英検)	準 1 級以上	英語 III 又は実用英語

	国際バカロレア資格 English B HL	5 以上	英語Ⅲ又は実用英語
ドイツ語	ドイツ語技能検定（独検）	3 級	ドイツ語Ⅰ・Ⅱ
	ドイツ語技能検定（独検）	2 級	ドイツ語Ⅲ
中国語	実用中国語技能検定	4 級	中国語Ⅰ・Ⅱ
	漢語水平考試（HSK）	初中等 3 級	中国語Ⅰ・Ⅱ
	中国語コミュニケーション能力検定（TECC）	360点以上	中国語Ⅰ・Ⅱ
	実用中国語技能検定	3 級	中国語Ⅲ
	漢語水平考試（HSK）	初中等 4 級	中国語Ⅲ
	中国語コミュニケーション能力検定（TECC）	440点以上	中国語Ⅲ
ハングル講座	韓国語能力試験	2 級	ハングル講座Ⅰ・Ⅱ
	「ハングル」能力検定試験（ハングル検定）	4 級	ハングル講座Ⅰ・Ⅱ
	韓国語能力試験	3 級	ハングル講座Ⅲ
	「ハングル」能力検定試験（ハングル検定）	3 級	ハングル講座Ⅲ

## 2) 東北福祉大学体育会スポーツ特別履修制度（健康知・Ⅰ群）

- ① 体育会加盟の所属部員は、課外活動をもって「スポーツⅠ」「スポーツⅡ」「スポーツⅢ」の単位を下記の条件で取得することができます。
- ② これらの単位認定のために、単位認定委員会を設置します。その構成員は「スポーツⅠ」担当専任教員とします。
- ③ 委員会は、学生生活支援課より提出された各部の資料に基づいて評価認定を行います。  
認定単位は、「スポーツⅠ」（2 単位）、「スポーツⅡ」（1 単位）、「スポーツⅢ」（1 単位）とします。
- ④ 評価の対象となる学生は、履修を申請した年度の 1 年間、各部に継続して在籍活動した部員とします（途中入部・退部者は対象とはなりません。「スポーツⅠ」は、単位未修得の場合は次年度に履修してください）。
- ⑤ 各部部長は、単位認定のために下記の資料を所定の場所に提出することになります。
  - ・履修部員名簿
  - ・特別履修申請書
  - ・活動日誌
  - ・部活動年間出欠表
  - ・特別活動の記録（講習会・講演会・合宿等）
  - ・単位認定申請書
- ⑥ 各部部長は提出する全ての資料を、点検・確認のうえ押印し所定の場所に提出してください。
- ⑦ 虚偽の資料を提出した部は、当該年度単位を取り消し、次年度この制度を利用できません。
- ⑧ この制度の利用は、対象各部・各学生の任意とします。
- ⑨ この制度は平成27年4月1日より一部改正施行します。

## 4 専門教育科目

- (1) 専門教育科目は、専門基礎科目・専門基幹科目（L・C群、A群、B群、D群（小幼コース・小特コースのみ）・専門発展科目・関連科目に分類されますが、それぞれ所定の単位を取得してください。
- (2) すでに単位を取得した科目を再履修することはできません。
- (3) 授業科目は履修年次が定められています。下級年次の授業科目は履修できますが、上級年次の授業科目は履修できません。

### (一) 初等教育専攻

#### (イ) 初等教育専攻（幼保コース）

専門基礎科目

(別表2-1)

授業科目名	指示事項	必修	選択	履修年次	履修方法
日本国憲法		2		1年以上	必修12単位
教育学概論 A		2		1年以上	
教育社会学概論 A		2		2年以上	
教育社会学各論			2	2年以上	
家族社会学			2	2年以上	
生涯学習概論			4	1年以上	
社会福祉原論（職業指導を含む）			4	2年以上	
児童・家庭福祉論			4	1年以上	
生涯発達心理学概論			2	2年以上	
生涯発達心理学各論			2	2年以上	
教育心理学概論 A		2		2年以上	
教育心理学各論			2	2年以上	
教職論 A		2		1年以上	
教育情報学の基礎			2	2年以上	
教育法規の研究			2	2年以上	
教育史			4	2年以上	
保育原理			2	1年以上	
保育者論			2	1年以上	
特別支援教育の基礎		2		2年以上	
教育実践活動 I			1	1年	
教育実践活動 II			1	2年	
教育実践活動 III			1	3年	
教育実践活動 IV			1	4年	

専門基幹科目

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
L・C群	リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習）	保育士希望者必修		2	2年以上	必修6単位 いずれか選択履修のこと
	リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）			2	2年以上	
	リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）		2		3年以上	
	リエゾンゼミⅢ（社会教育演習Ⅰ）			2	3年以上	
	リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）		2		4年	
	リエゾンゼミⅣ（社会教育演習Ⅱ）			2	4年	
	地域マネジメント論			2	2年以上	
	地域活性化マネジメント論			2	2年以上	
	地域共創福祉論			2	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅰ			4	1年以上	
	地域共創実学教育Ⅱ			4	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅲ			4	3年以上	
	地域共創実学教育Ⅳ			4	4年	
	卒業論文			4	4年	
A群	A1類	保育相談支援		1	3年以上	必修2単位
		幼児理解と教育相談	2		3年以上	
		社会的養護		2	2年以上	
		社会的養護内容		1	3年以上	
		保育の心理学Ⅰ		2	2年以上	
		保育の心理学Ⅱ		1	2年以上	
		子どもの保健Ⅰ		4	1年以上	
		子どもの保健Ⅱ		1	2年以上	
		子どもの食と栄養		2	1年以上	
		乳児保育		2	2年以上	
		障害児保育		2	2年以上	
	A2類	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）A	2		2年以上	必修10単位
		教育デジタルコンテンツ作成論		2	2年以上	
		教育相談の理論と方法A	2		3年以上	
		道徳の指導法A	2		2年以上	
		道徳の教材研究		2	2年以上	
		特別活動の指導法A		2	2年以上	
生徒指導・進路指導論A		2		3年以上		
教職実践演習	2		4年			
B群	B1類	保育課程論		2	3年以上	必修14単位
		保育内容総論	1		2年以上	
		保育内容研究（健康）	2		2年以上	

B 2 類	保育内容研究（人間関係）		2		2年以上		
	保育内容研究（環境）		1		2年以上		
	保育内容研究（言葉）		2		2年以上		
	保育内容研究（表現・美術）		2		2年以上		
	保育内容研究（表現・音楽）		2		2年以上		
	保育内容研究（運動あそび）		2		2年以上		
	保育実習指導Ⅰ			2	2年以上		
	保育実習指導Ⅱ			1	3年以上		
	保育実習Ⅰ			4	3年以上		
	保育実習Ⅱ			2	3年以上		
	保育実践演習			2	3年以上		
	国語科概論（書写を含む）			2	1年以上		6単位以上を選択修得のこと
	社会科概論			2	1年以上		
	算数概論			2	1年以上		
	理科概論			2	2年以上		
	生活科概論			2	2年以上		
	家庭科概論			2	2年以上		
	表現技術Ⅰ（音楽）			2	1年以上		
	表現技術Ⅱ（音楽）			2	2年以上		
	表現技術Ⅲ（美術）			1	2年以上		
	表現技術Ⅳ（体育実技）			1	2年以上		
	初等教育課程の意義と編成		2		2年以上	必修10単位	
	国語科の指導法		2		2年以上		
	社会科の指導法			2	2年以上		
	算数科の指導法		2		2年以上		
	理科の指導法			2	2年以上		
	生活科の指導法		2		2年以上		
	家庭科の指導法			2	2年以上		
	音楽科の指導法		2		2年以上		
	図画工作科の指導法			2	2年以上		
	体育科の指導法			2	2年以上		
	国語科教材研究			2	2年以上		
社会科教材研究			2	2年以上			
算数科教材研究			2	2年以上			
理科教材研究（実験）			2	3年以上			
生活科教材研究			2	3年以上			
家庭科教材研究			2	3年以上			

音楽教育			2	3年以上
児童美術論	隔年開講		2	3年以上
体育科教材研究			2	3年以上
幼児運動論	隔年開講		2	2年以上
地域研究法（調査を含む）			2	3年以上
英語活動概論			2	2年以上
英語活動の指導法			2	2年以上
英語活動の教材研究			2	3年以上
NIE 活動論			2	2年以上
NIE 活動の教材研究			2	2年以上
教育実習（幼・小）の事前指導			1	2年以上
教育実習（幼・小）の事前事後指導			1	3年以上
教育実習（幼・小）			4	3年以上

専門発展科目

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
障害児の学習支援		2		3年以上	必修2単位
学校経営と学校図書館			2	3年以上	
学校図書館メディアの構成			2	3年以上	
学習指導と学校図書館			2	3年以上	
読書と豊かな人間性			2	3年以上	
情報メディアの活用			2	3年以上	
教育学特殊講義Ⅰ			2	2年以上	
教育学特殊講義Ⅱ			2	3年以上	
教育学特殊講義Ⅲ			2	3年以上	
児童精神医学			2	3年以上	
睡眠健康科学	隔年開講		2	2年以上	
家庭支援論			2	2年以上	
人間関係論			2	2年以上	
家族心理学			2	2年以上	
思春期の発達と臨床			2	2年以上	
臨床心理学			2	2年以上	
発達臨床心理学			2	2年以上	
発達心理アセスメント概論			2	2年以上	
健康心理アセスメント概論			2	3年以上	
健康心理カウンセリング概論			2	3年以上	
災害概論			4	2年以上	

地域減災論 I			2	2年以上
原子力災害論			2	2年以上
社会貢献論			2	2年以上

## 関連科目

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
社会教育計画			4	2年以上	
現代社会と社会教育 I			2	3年以上	
現代社会と社会教育 II			2	3年以上	
社会教育実習（野外活動実習等を含む）			2	3年以上	
社会教育課題研究			2	4年	
社会教育史			2	1年以上	
社会教育行政論			2	2年以上	
社会教育施設論			2	2年以上	
博物館概論			2	2年以上	
文化財概論			2	2年以上	
図書館概論			2	2年以上	

(ロ) 初等教育専攻 (小幼コース)

専門基礎科目

(別表2-1)

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
日本国憲法		2		1年以上	必修12単位
教育学概論 A		2		1年以上	
教育社会学概論 A		2		2年以上	
教育社会学各論			2	2年以上	
家族社会学			2	2年以上	
生涯学習概論			4	1年以上	
社会福祉原論 (職業指導を含む)			4	2年以上	
児童・家庭福祉論			4	1年以上	
生涯発達心理学概論			2	2年以上	
生涯発達心理学各論			2	2年以上	
教育心理学概論 A		2		2年以上	
教育心理学各論			2	2年以上	
教職論 A		2		1年以上	
教育情報学の基礎			2	2年以上	
教育法規の研究			2	2年以上	
教育史			4	2年以上	
保育原理			2	1年以上	
保育者論			2	1年以上	
特別支援教育の基礎		2		2年以上	
教育実践活動 I			1	1年	
教育実践活動 II			1	2年	
教育実践活動 III			1	3年	
教育実践活動 IV			1	4年	

専門基幹科目

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
L・C群	リエゾンゼミ II (専門基礎演習)	2		2年以上	必修6単位
	リエゾンゼミ III (専門演習 I)	2		3年以上	
	リエゾンゼミ III (社会教育演習 I)		2	3年以上	
	リエゾンゼミ IV (専門演習 II)	2		4年	
	リエゾンゼミ IV (社会教育演習 II)		2	4年	
	地域マネジメント論		2	2年以上	
	地域活性化マネジメント論		2	2年以上	
	地域共創福祉論		2	2年以上	

		地域共創実学教育Ⅰ		4	1年以上	
		地域共創実学教育Ⅱ		4	2年以上	
		地域共創実学教育Ⅲ		4	3年以上	
		地域共創実学教育Ⅳ		4	4年	
		卒業論文		4	4年	
A群	A1類	幼児理解と教育相談		2	3年以上	必修2単位
		乳児保育		2	2年以上	
		障害児保育		2	2年以上	
	A2類	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）A		2	2年以上	必修12単位
		教育デジタルコンテンツ作成論		2	2年以上	
		教育相談の理論と方法A		2	3年以上	
		道徳の指導法A		2	2年以上	
		道徳の教材研究		2	2年以上	
		特別活動の指導法A		2	2年以上	
		生徒指導・進路指導論A		2	3年以上	
教職実践演習		2	4年			
B群	B1類	保育課程論		2	3年以上	必修1単位を含 め8単位以上を 選択修得のこと
		保育内容総論		1	2年以上	
		保育内容研究（健康）		2	2年以上	
		保育内容研究（人間関係）		2	2年以上	
		保育内容研究（環境）		1	2年以上	
		保育内容研究（言葉）		2	2年以上	
		保育内容研究（表現・美術）		2	2年以上	
		保育内容研究（表現・音楽）		2	2年以上	
		保育内容研究（運動あそび）		2	2年以上	
	B2類	国語科概論（書写を含む）		2	1年以上	必修8単位を含 め10単位以上を 選択修得のこと
		社会科概論		2	1年以上	
		算数概論		2	1年以上	
		理科概論		2	2年以上	
		生活科概論		2	2年以上	
		家庭科概論		2	2年以上	
		表現技術Ⅰ（音楽）		2	1年以上	
		表現技術Ⅱ（音楽）		2	2年以上	
		表現技術Ⅲ（美術）		1	2年以上	
		表現技術Ⅳ（体育実技）		1	2年以上	
		初等教育課程の意義と編成		2	2年以上	
国語科の指導法		2	2年以上			

	社会科の指導法		2		2年以上
	算数科の指導法		2		2年以上
	理科の指導法		2		2年以上
	生活科の指導法		2		2年以上
	家庭科の指導法		2		2年以上
	音楽科の指導法		2		2年以上
	図画工作科の指導法		2		2年以上
	体育科の指導法		2		2年以上
	国語科教材研究		2		2年以上
	社会科教材研究			2	2年以上
	算数科教材研究		2		2年以上
	理科教材研究（実験）			2	3年以上
	生活科教材研究			2	3年以上
	家庭科教材研究			2	3年以上
	音楽教育			2	3年以上
	児童美術論	隔年開講		2	3年以上
	体育科教材研究			2	3年以上
	幼児運動論	隔年開講		2	2年以上
	地域研究法（調査を含む）			2	3年以上
	英語活動概論			2	2年以上
	英語活動の指導法			2	2年以上
	英語活動の教材研究			2	3年以上
	NIE 活動論			2	2年以上
	NIE 活動の教材研究			2	2年以上
	教育実習（幼・小）の事前指導			1	2年以上
	教育実習（幼・小）の事前事後指導			1	3年以上
	教育実習（幼・小）			4	3年以上
D 群	特別支援教育総論			2	2年以上
	知的障害者の心理・生理・病理			2	3年以上
	肢体不自由者の心理・生理・病理			2	3年以上
	病弱者の心理・生理・病理			2	3年以上
	聴覚障害者の心理			2	3年以上
	聴覚障害者の生理・病理			2	3年以上
	知的障害者教育論			2	3年以上
	肢体不自由者教育論			2	2年以上
	病弱者教育論			2	2年以上
	聴覚障害者教育論			4	3年以上

重複障害者教育総論			2	3年以上
発達障害者教育総論			2	3年以上
自閉症者教育総論			2	3年以上
言語障害者教育総論			2	3年以上
視覚障害者教育総論			2	2年以上
特別支援教育実習の事前指導			1	3年以上
特別支援教育実習の事前事後指導			1	4年
特別支援教育実習			2	4年

## 専門発展科目

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
障害児の学習支援		2		3年以上	必修2単位
学校経営と学校図書館			2	3年以上	
学校図書館メディアの構成			2	3年以上	
学習指導と学校図書館			2	3年以上	
読書と豊かな人間性			2	3年以上	
情報メディアの活用			2	3年以上	
教育学特殊講義Ⅰ			2	2年以上	
教育学特殊講義Ⅱ			2	3年以上	
教育学特殊講義Ⅲ			2	3年以上	
児童精神医学			2	3年以上	
睡眠健康科学	隔年開講		2	2年以上	
家庭支援論			2	2年以上	
人間関係論			2	2年以上	
家族心理学			2	2年以上	
思春期の発達と臨床			2	2年以上	
臨床心理学			2	2年以上	
発達臨床心理学			2	2年以上	
発達心理アセスメント概論			2	2年以上	
健康心理アセスメント概論			2	3年以上	
健康心理カウンセリング概論			2	3年以上	
災害概論			4	2年以上	
地域減災論Ⅰ			2	2年以上	
原子力災害論			2	2年以上	
社会貢献論			2	2年以上	

関連科目

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
社会教育計画			4	2年以上	
現代社会と社会教育Ⅰ			2	3年以上	
現代社会と社会教育Ⅱ			2	3年以上	
社会教育実習（野外活動実習等を含む）			2	3年以上	
社会教育課題研究			2	4年	
社会教育史			2	1年以上	
社会教育行政論			2	2年以上	
社会教育施設論			2	2年以上	
博物館概論			2	2年以上	
文化財概論			2	2年以上	
図書館概論			2	2年以上	



## (ハ) 初等教育専攻 (小特コース)

専門基礎科目

(別表2-1)

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
日本国憲法		2		1年以上	必修12単位
教育学概論 A		2		1年以上	
教育社会学概論 A		2		2年以上	
教育社会学各論			2	2年以上	
家族社会学			2	2年以上	
生涯学習概論			4	1年以上	
社会福祉原論 (職業指導を含む)			4	2年以上	
児童・家庭福祉論			4	1年以上	
生涯発達心理学概論			2	2年以上	
生涯発達心理学各論			2	2年以上	
教育心理学概論 A		2		2年以上	
教育心理学各論			2	2年以上	
教職論 A		2		1年以上	
教育情報学の基礎			2	2年以上	
教育法規の研究			2	2年以上	
教育史			4	2年以上	
保育原理			2	1年以上	
保育者論			2	1年以上	
特別支援教育の基礎		2		2年以上	
教育実践活動 I			1	1年	
教育実践活動 II			1	2年	
教育実践活動 III			1	3年	
教育実践活動 IV			1	4年	

専門基幹科目

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
L・C 群	リエゾンゼミ II (専門基礎演習)	2		2年以上	必修6単位
	リエゾンゼミ III (専門演習 I)	2		3年以上	
	リエゾンゼミ III (社会教育演習 I)		2	3年以上	
	リエゾンゼミ IV (専門演習 II)	2		4年	
	リエゾンゼミ IV (社会教育演習 II)		2	4年	
	地域マネジメント論		2	2年以上	
	地域活性化マネジメント論		2	2年以上	
	地域共創福祉論		2	2年以上	

		地域共創実学教育Ⅰ		4	1年以上	
		地域共創実学教育Ⅱ		4	2年以上	
		地域共創実学教育Ⅲ		4	3年以上	
		地域共創実学教育Ⅳ		4	4年	
		卒業論文		4	4年	
A群	A2類	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）A		2	2年以上	必修12単位
		教育デジタルコンテンツ作成論		2	2年以上	
		教育相談の理論と方法A		2	3年以上	
		道徳の指導法A		2	2年以上	
		道徳の教材研究		2	2年以上	
		特別活動の指導法A		2	2年以上	
		生徒指導・進路指導論A		2	3年以上	
		教職実践演習		2	4年	
B群	B2類	国語科概論（書写を含む）		2	1年以上	必修8単位を含 め10単位以上を 選択修得のこと
		社会科概論		2	1年以上	
		算数概論		2	1年以上	
		理科概論		2	2年以上	
		生活科概論		2	2年以上	
		家庭科概論		2	2年以上	
		表現技術Ⅰ（音楽）		2	1年以上	
		表現技術Ⅱ（音楽）		2	2年以上	
		表現技術Ⅲ（美術）		1	2年以上	
		表現技術Ⅳ（体育実技）		1	2年以上	
		初等教育課程の意義と編成		2	2年以上	
	国語科の指導法		2	2年以上		
	社会科の指導法		2	2年以上		
	算数科の指導法		2	2年以上		
	理科の指導法		2	2年以上		
	生活科の指導法		2	2年以上		
	家庭科の指導法		2	2年以上		
	音楽科の指導法		2	2年以上		
	図画工作科の指導法		2	2年以上		
	体育科の指導法		2	2年以上		
		国語科教材研究		2	2年以上	
		社会科教材研究		2	2年以上	
		算数科教材研究		2	2年以上	
		理科教材研究（実験）		2	3年以上	

	生活科教材研究		2	3年以上	
	家庭科教材研究		2	3年以上	
	音楽教育		2	3年以上	
	児童美術論	隔年開講	2	3年以上	
	体育科教材研究		2	3年以上	
	幼児運動論	隔年開講	2	2年以上	
	地域研究法（調査を含む）		2	3年以上	
	英語活動概論		2	2年以上	
	英語活動の指導法		2	2年以上	
	英語活動の教材研究		2	3年以上	
	NIE 活動論		2	2年以上	
	NIE 活動の教材研究		2	2年以上	
	教育実習（幼・小）の事前指導		1	2年以上	
	教育実習（幼・小）の事前事後指導		1	3年以上	
	教育実習（幼・小）		4	3年以上	
D 群	特別支援教育総論		2	2年以上	必修28単位
	知的障害者の心理・生理・病理		2	3年以上	
	肢体不自由者の心理・生理・病理		2	3年以上	
	病弱者の心理・生理・病理		2	3年以上	
	聴覚障害者の心理		2	3年以上	
	聴覚障害者の生理・病理		2	3年以上	
	知的障害者教育論		2	3年以上	
	肢体不自由者教育論		2	2年以上	
	病弱者教育論		2	2年以上	
	聴覚障害者教育論		4	3年以上	
	重複障害者教育総論		2	3年以上	
	発達障害者教育総論		2	3年以上	
	自閉症者教育総論		2	3年以上	
	言語障害者教育総論		2	3年以上	
	視覚障害者教育総論		2	2年以上	
	特別支援教育実習の事前指導		1	3年以上	
	特別支援教育実習の事前事後指導		1	4年	
	特別支援教育実習		2	4年	

専門発展科目

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
障害児の学習支援		2		3年以上	必修2単位
学校経営と学校図書館			2	3年以上	
学校図書館メディアの構成			2	3年以上	
学習指導と学校図書館			2	3年以上	
読書と豊かな人間性			2	3年以上	
情報メディアの活用			2	3年以上	
教育学特殊講義Ⅰ			2	2年以上	
教育学特殊講義Ⅱ			2	3年以上	
教育学特殊講義Ⅲ			2	3年以上	
児童精神医学			2	3年以上	
睡眠健康科学	隔年開講		2	2年以上	
家庭支援論			2	2年以上	
人間関係論			2	2年以上	
家族心理学			2	2年以上	
思春期の発達と臨床			2	2年以上	
臨床心理学			2	2年以上	
発達臨床心理学			2	2年以上	
発達心理アセスメント概論			2	2年以上	
健康心理アセスメント概論			2	3年以上	
健康心理カウンセリング概論			2	3年以上	
災害概論			4	2年以上	
地域減災論Ⅰ			2	2年以上	
原子力災害論			2	2年以上	
社会貢献論			2	2年以上	

関連科目

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
社会教育計画			4	2年以上	
現代社会と社会教育Ⅰ			2	3年以上	
現代社会と社会教育Ⅱ			2	3年以上	
社会教育実習（野外活動実習等を含む）			2	3年以上	
社会教育課題研究			2	4年	
社会教育史			2	1年以上	
社会教育行政論			2	2年以上	
社会教育施設論			2	2年以上	

博物館概論			2	2年以上
文化財概論			2	2年以上
図書館概論			2	2年以上

## (二) 中等教育専攻

## 専門基礎科目

(別表2-1)

授業科目名	指示事項	必修	選択	履修年次	履修方法
日本国憲法		2		1年以上	必修12単位
教育学概論B		2		1年以上	
教育社会学概論B		2		2年以上	
教育社会学各論			2	2年以上	
家族社会学			2	2年以上	
生涯学習概論			4	1年以上	
社会福祉原論(職業指導を含む)			4	2年以上	
児童・家庭福祉論			4	1年以上	
生涯発達心理学概論			2	2年以上	
生涯発達心理学各論			2	2年以上	
教育心理学概論B		2		2年以上	
教育心理学各論			2	2年以上	
教職論B		2		1年以上	
教育情報学の基礎			2	2年以上	
教育法規の研究			2	2年以上	
教育史			4	2年以上	
保育原理			2	1年以上	
保育者論			2	1年以上	
特別支援教育の基礎		2		2年以上	
教育実践活動I			1	1年	
教育実践活動II			1	2年	
教育実践活動III			1	3年	
教育実践活動IV			1	4年	

## 専門基幹科目

授業科目名	指示事項	必修	選択	履修年次	履修方法
L・C群	リエゾンゼミⅡ(専門基礎演習)	2		2年以上	必修6単位 } いずれか選択 } 修得のこと
	リエゾンゼミⅢ(専門演習Ⅰ)		2	3年以上	
	リエゾンゼミⅢ(社会教育演習Ⅰ)		2	3年以上	

	リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）		2	4年	} いずれか選択 修得のこと
	リエゾンゼミⅣ（社会教育演習Ⅱ）		2	4年	
	地域マネジメント論		2	2年以上	
	地域活性化マネジメント論		2	2年以上	
	地域共創福祉論		2	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅰ		4	1年以上	
	地域共創実学教育Ⅱ		4	2年以上	
	地域共創実学教育Ⅲ		4	3年以上	
	地域共創実学教育Ⅳ		4	4年	
	卒業論文		4	4年	
A 2 類	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）B		2	2年以上	必修12単位
	教育デジタルコンテンツ作成論		2	2年以上	
	教育相談の理論と方法 B		2	3年以上	
	道徳の指導法 B		2	2年以上	
	道徳の教材研究		2	2年以上	
	特別活動の指導法 B		2	2年以上	
	生徒指導・進路指導論 B		2	3年以上	
	教職実践演習		2	4年	
C 群	中等教育課程の意義と編成		2	2年以上	必修46単位
	社会科の指導法Ⅰ（地理歴史）		4	2年以上	
	社会科の指導法Ⅱ（公民）		4	2年以上	
	地理歴史科指導法		4	2年以上	
	公民科指導法		4	2年以上	
	人文地理学		4	2年以上	
	自然地理学		4	2年以上	
	地誌		4	2年以上	
	地域研究法（調査を含む）		2	3年以上	
	日本史概説		4	1年以上	
	日本文化史		4	2年以上	
	日本仏教史		2	2年以上	
	日本思想史		4	3年以上	
	日本美術史		2	3年以上	
	東洋史概説		2	2年以上	
	西洋史概説		2	2年以上	
	西洋美術史		2	3年以上	
	社会学原論		4	2年以上	
福祉社会学		2	1年以上		

	法学概論（国際法を含む）		2		2年以上
	経済原論（国際経済を含む）		4		2年以上
	政治学原論（国際政治を含む）			4	2年以上
	倫理学概論			4	2年以上
	宗教学概論			2	2年以上
	仏教学概論			4	2年以上
	心理学概論		2		2年以上
	教育実習（中・高）の事前指導			1	2年以上
	教育実習（中・高）の事前事後指導			1	3年以上
	教育実習（中・高）			4	3年以上
D 群	特別支援教育総論			2	2後
	知的障害者の心理・生理・病理			2	3前
	肢体不自由者の心理・生理・病理			2	3後
	病弱者の心理・生理・病理			2	3後
	聴覚障害者の心理			2	3前
	聴覚障害者の生理・病理			2	3前
	知的障害者教育論			2	3前
	肢体不自由者教育論			2	2前
	病弱者教育論			2	2後
	聴覚障害者教育論			4	3通
	重複障害者教育総論			2	3後
	発達障害者教育総論			2	3前
	自閉症者教育総論			2	3後
	言語障害者教育総論			2	3後
	視覚障害者教育総論			2	2前
	特別支援教育実習の事前指導			1	3後
	特別支援教育実習の事前事後指導			1	4前
特別支援教育実習			2	4集中	

## 専門発展科目

授業科目名	指示事項	必修	選択	履修年次	履修方法
障害児の学習支援		2		3年以上	必修2単位
学校経営と学校図書館			2	3年以上	
学校図書館メディアの構成			2	3年以上	
学習指導と学校図書館			2	3年以上	
読書と豊かな人間性			2	3年以上	
情報メディアの活用			2	3年以上	

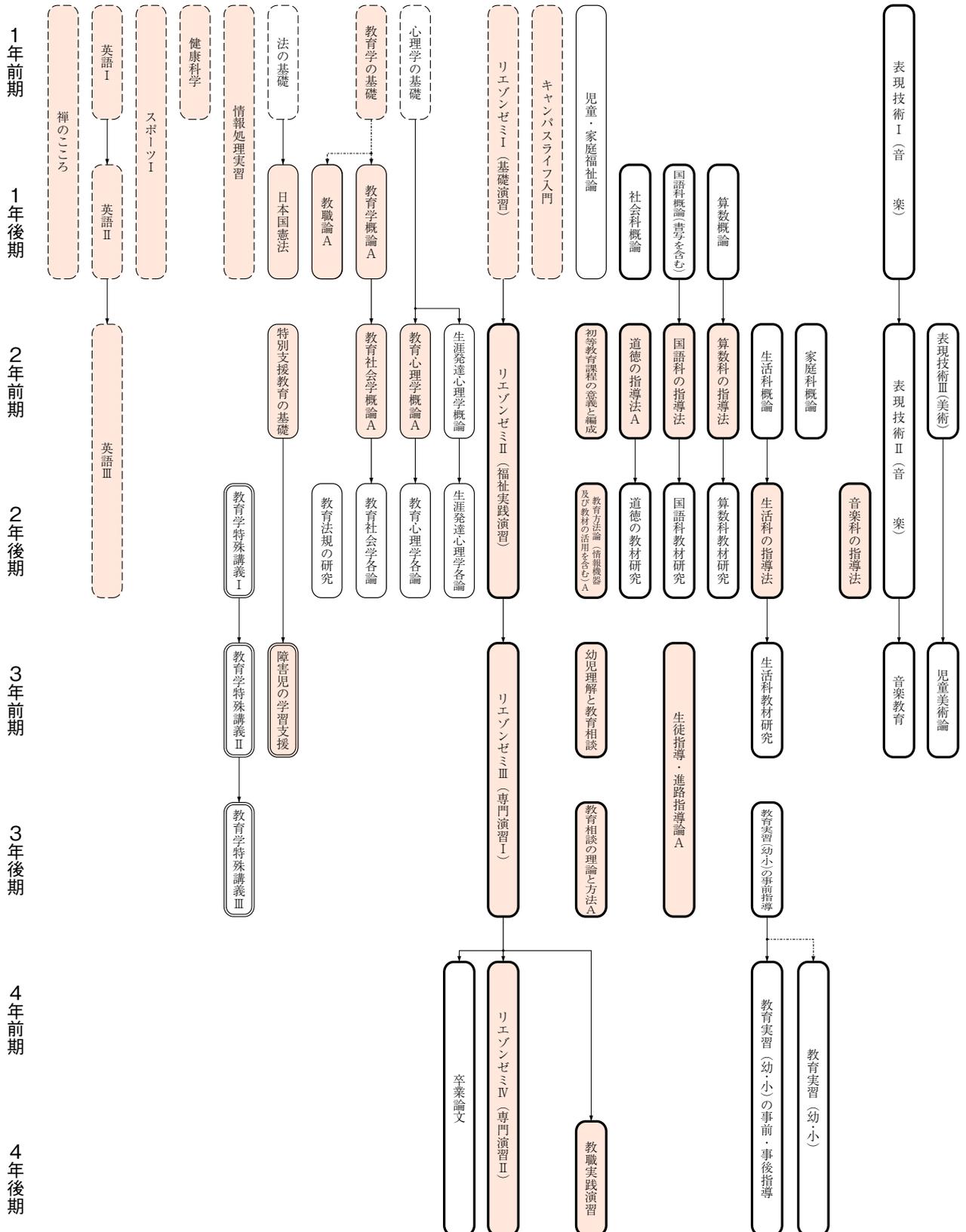
NIE 活動論			2	2年以上
NIE 活動の教材研究			2	2年以上
教育学特殊講義Ⅰ			2	2年以上
教育学特殊講義Ⅱ			2	3年以上
教育学特殊講義Ⅲ			2	3年以上
児童精神医学			2	3年以上
睡眠健康科学	隔年開講		2	2年以上
家庭支援論			2	2年以上
人間関係論			2	2年以上
家族心理学			2	2年以上
思春期の発達と臨床			2	2年以上
臨床心理学			2	2年以上
発達臨床心理学			2	2年以上
発達心理アセスメント概論			2	2年以上
健康心理アセスメント概論			2	3年以上
健康心理カウンセリング概論			2	3年以上
災害概論			4	2年以上
原子力災害論			2	2年以上
社会貢献論			2	2年以上

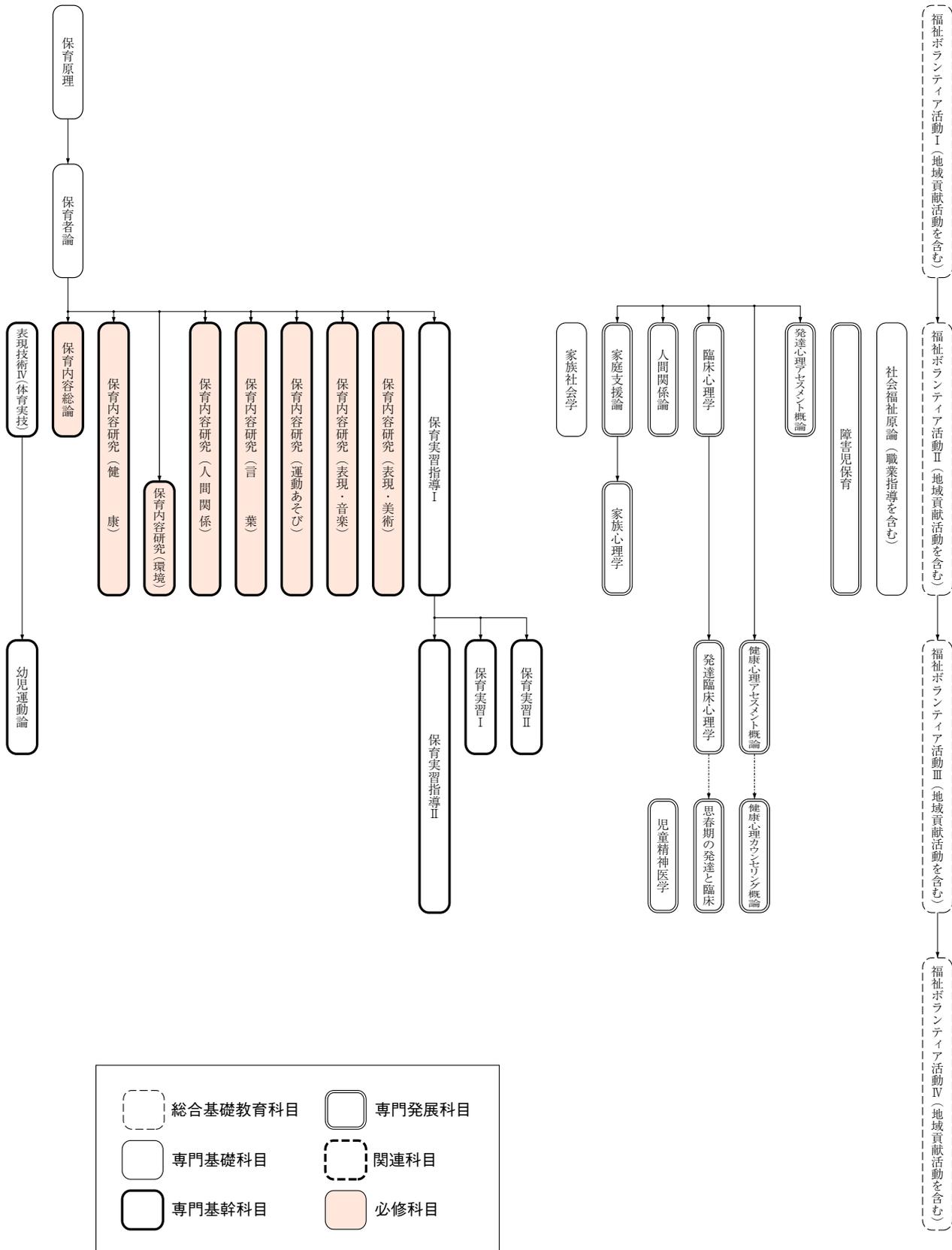
関連科目

授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履修年次	履 修 方 法
社会教育計画			4	2年以上	
現代社会と社会教育Ⅰ			2	3年以上	
現代社会と社会教育Ⅱ			2	3年以上	
社会教育実習（野外活動実習等を含む）			2	3年以上	
社会教育課題研究			2	4年	
社会教育史			2	1年以上	
社会教育行政論			2	2年以上	
社会教育施設論			2	2年以上	
博物館概論			2	2年以上	
博物館経営論			2	3年以上	
博物館資料論			2	2年以上	
博物館資料保存論			2	3年以上	
博物館展示論			2	3年以上	
博物館教育論			2	3年以上	
博物館情報・メディア論			2	3年以上	

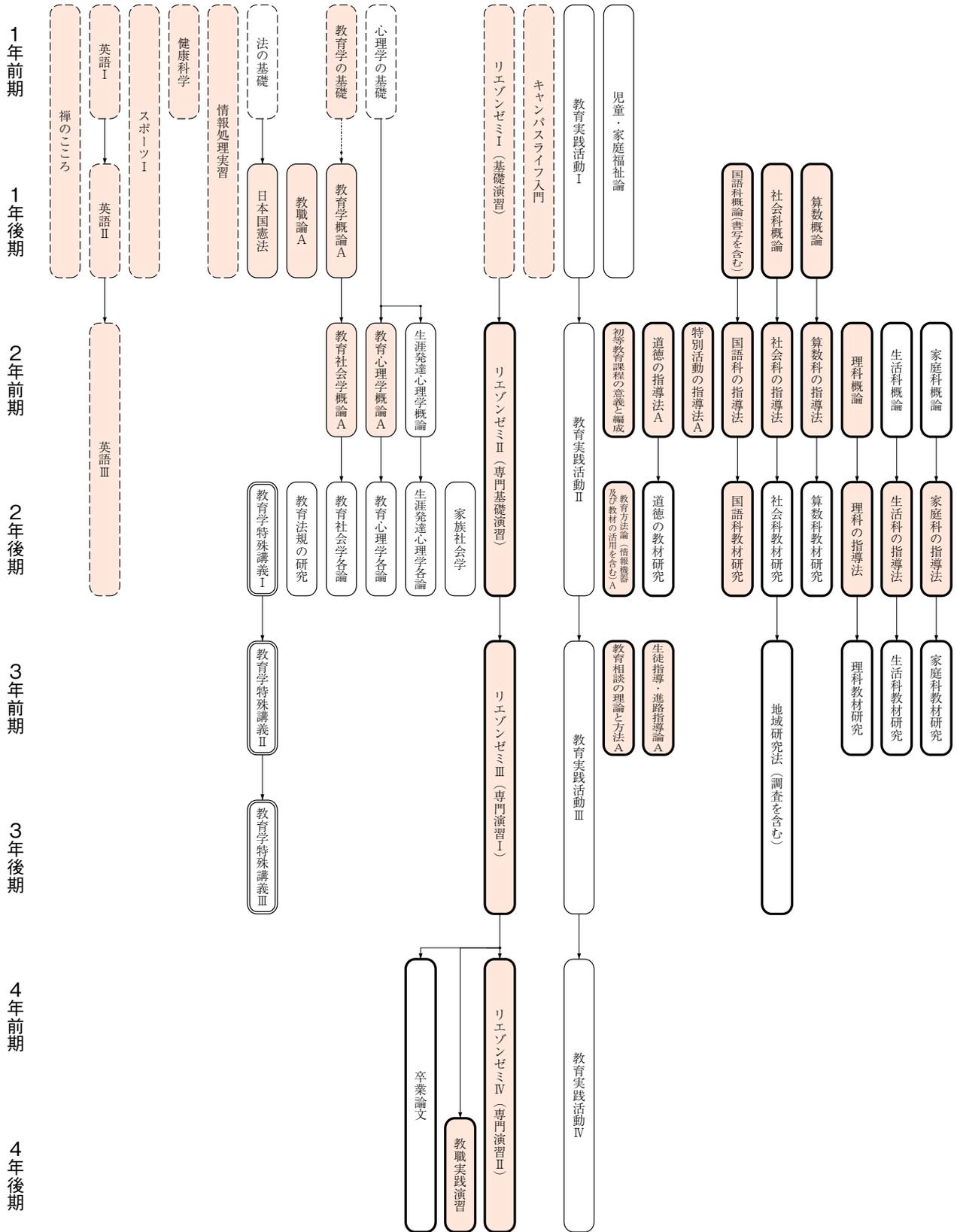
博物館実習			3	3年以上
文化財概論			2	2年以上
文化財各論（文化財保護法を含む）			2	2年以上
考古学概論			2	2年以上
考古学各論			2	2年以上
考古学特殊講義			2	3年以上
考古学実習			2	3年以上
古文書学概論			2	2年以上
古文書学各論			2	2年以上
日本史特殊講義			2	3年以上
古文書学実習			2	3年以上
民俗学概論			2	2年以上
民俗学各論			2	2年以上
民俗学特殊講義			2	3年以上
民俗学実習（調査法を含む）			2	3年以上
文化人類学			2	2年以上
美術史特殊講義			2	3年以上
美術実習			2	3年以上
図書館概論			2	2年以上
図書館情報技術論			2	3年以上
図書館制度・経営論			2	3年以上
図書館サービス概論			2	2年以上
情報サービス論			2	2年以上
情報サービス演習			2	3年以上
児童サービス論			2	2年以上
図書館情報資源概論			2	3年以上
情報資源組織論			2	2年以上
情報資源組織演習			2	3年以上
図書館基礎特論	隔年開講		1	3年以上
図書館サービス特論	隔年開講		1	3年以上
図書館情報資源特論	隔年開講		1	3年以上
図書・図書館史	隔年開講		1	2年以上
図書館施設論	隔年開講		1	2年以上
図書館総合演習	隔年開講		1	3年以上
図書館実習	隔年開講		1	3年以上

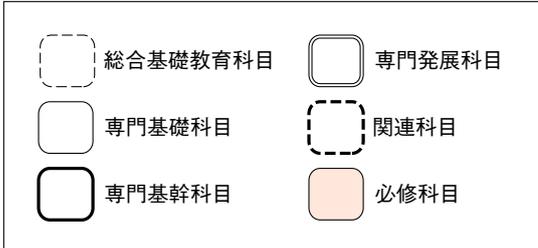
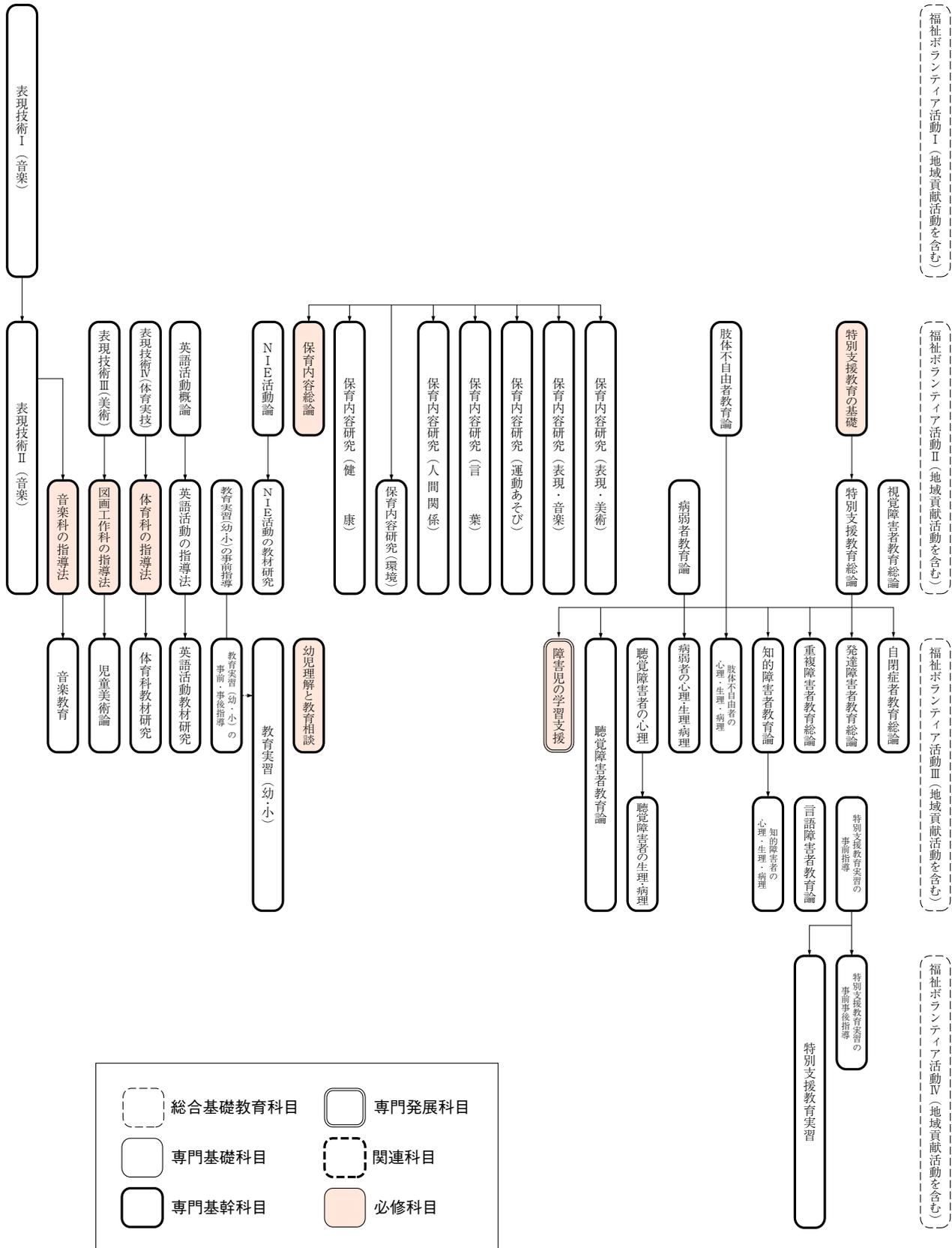
## 授業科目の流れ 1 (初等教育専攻 (幼保コース))



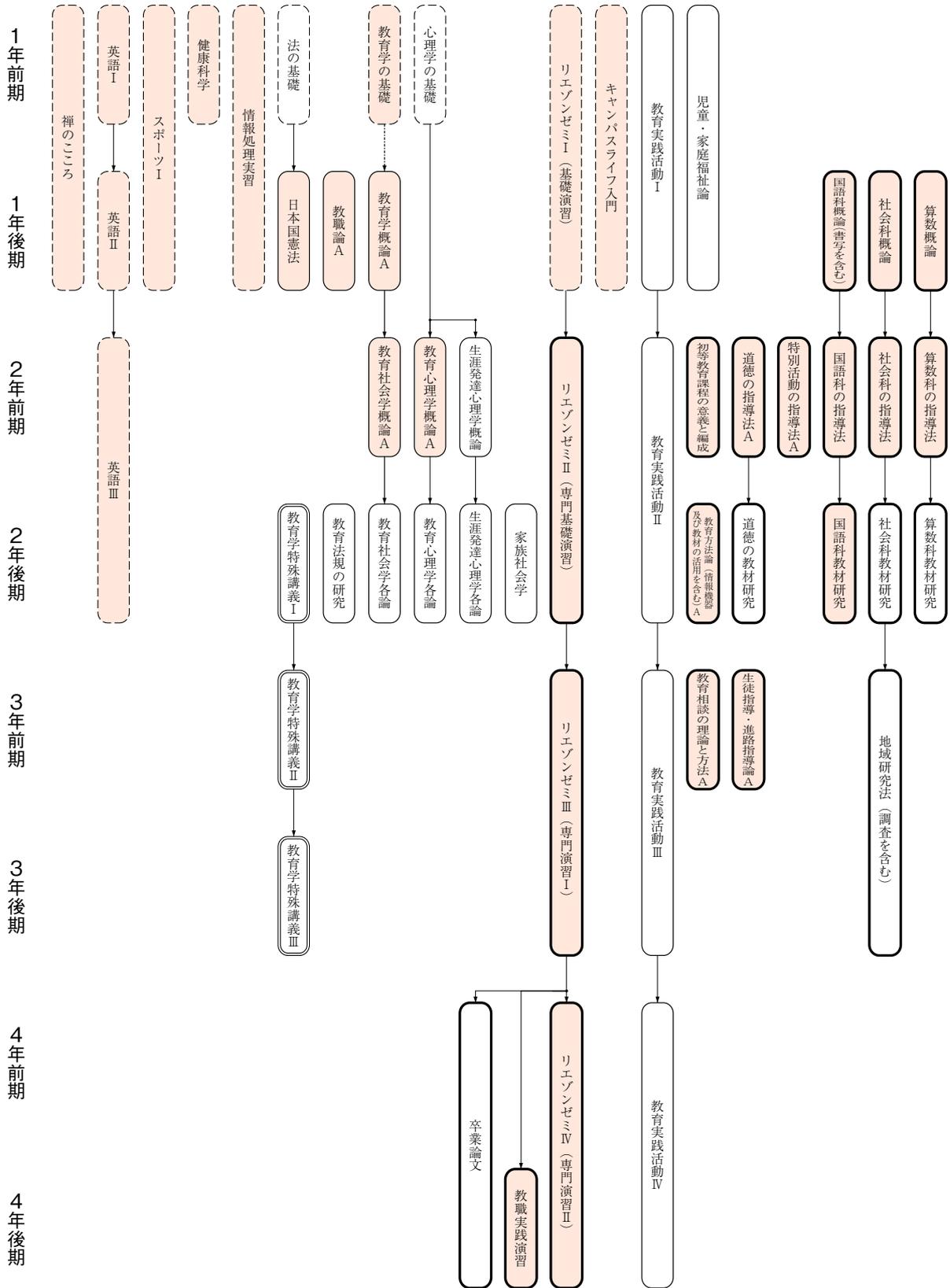


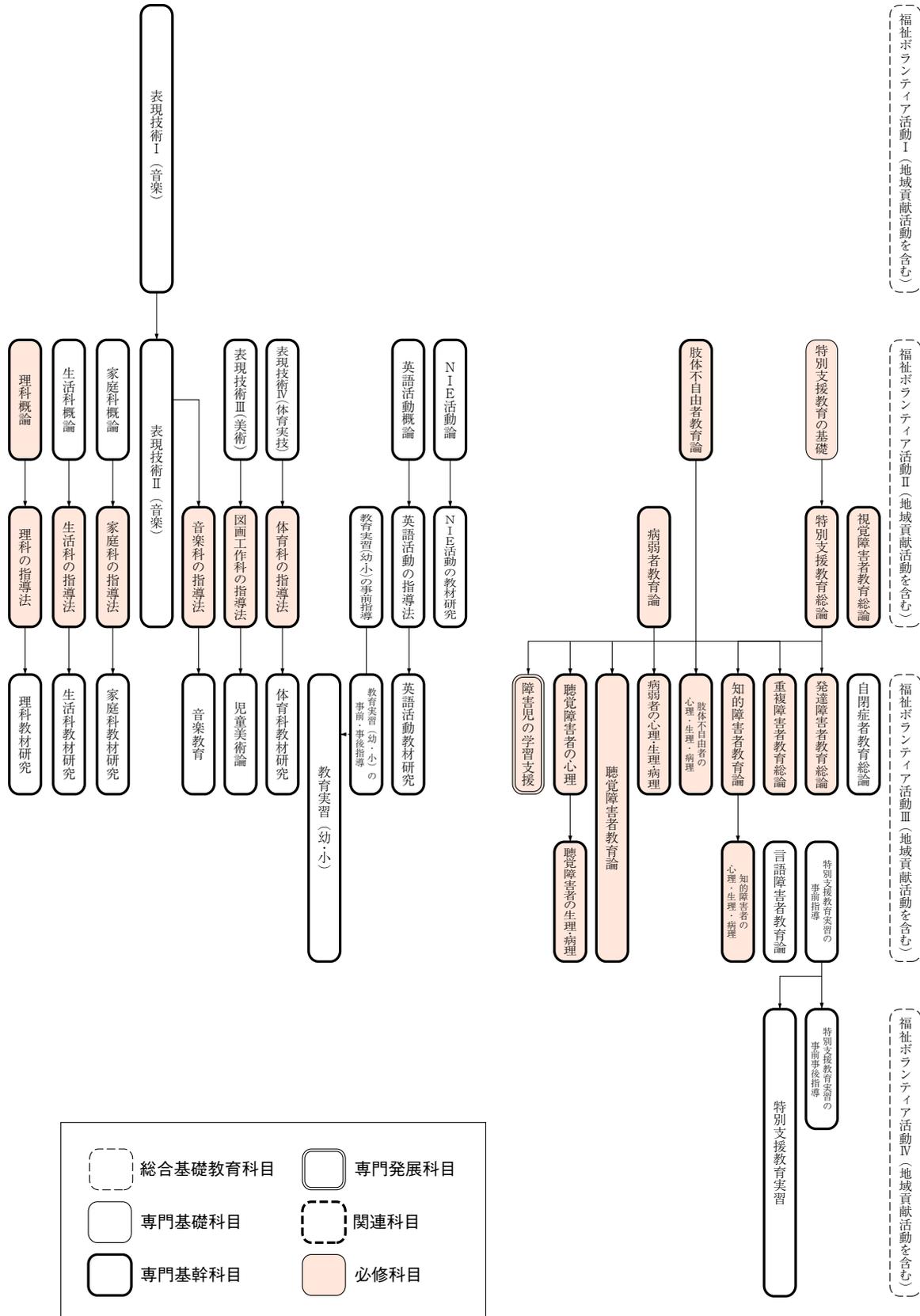
## 授業科目の流れ 2 (初等教育専攻 (小幼コース))



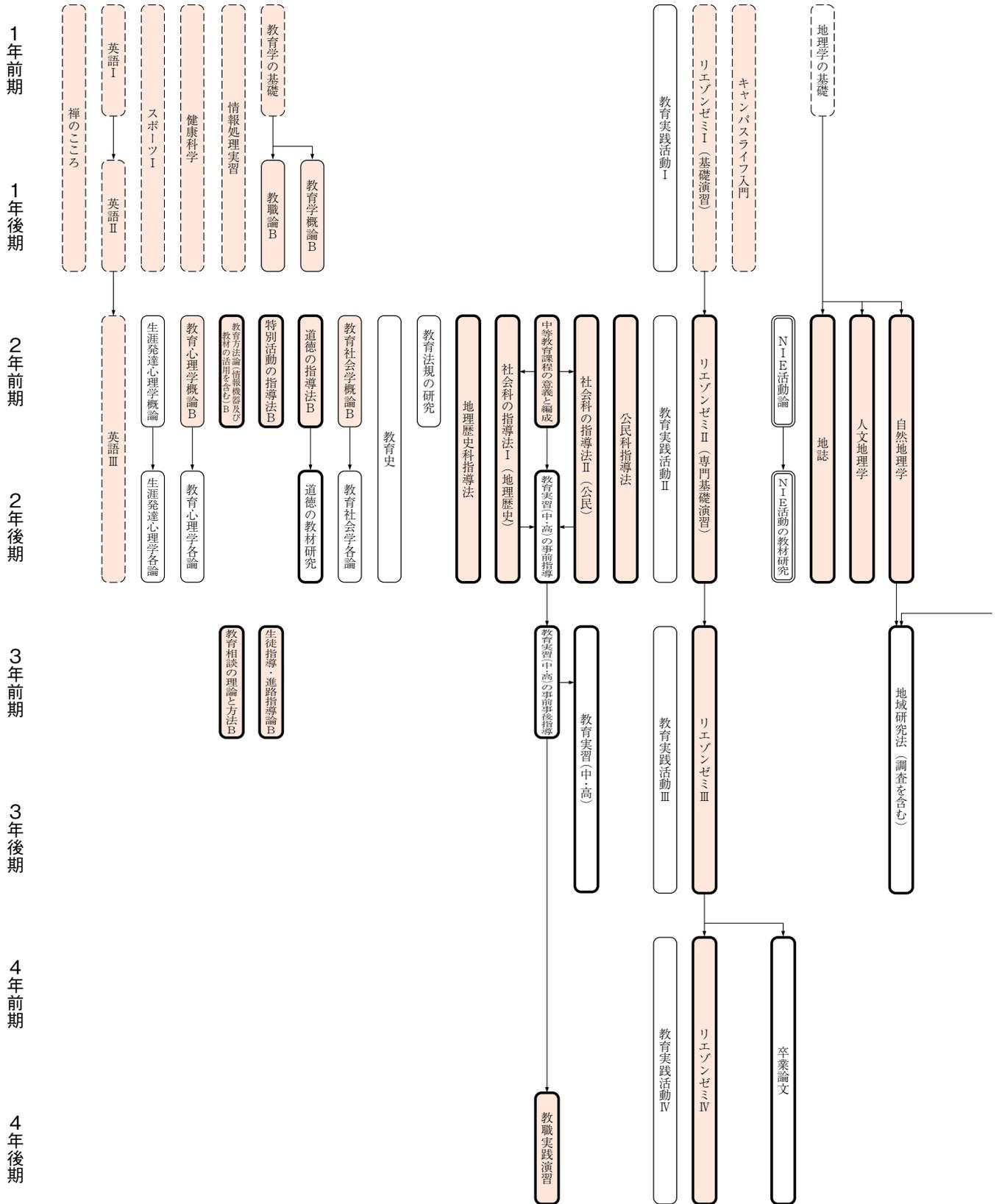


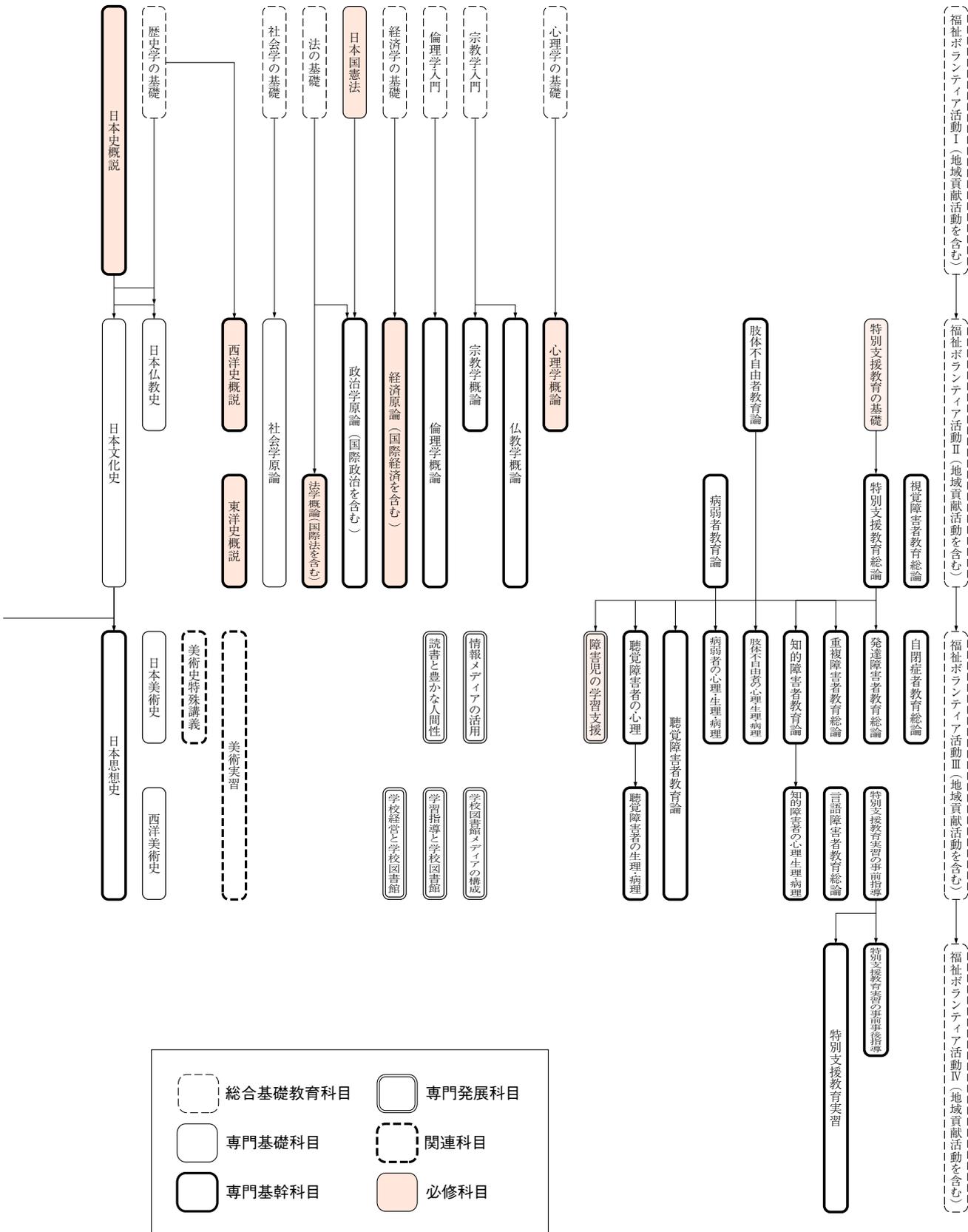
### 授業科目の流れ 3 (初等教育専攻 (小特コース))





## 授業科目の流れ 4 (中等教育専攻)





## 第2 演習・教育実践活動・実習

### 1 リエゾンゼミⅠ（基礎演習）・リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習・専門基礎演習）・リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ・社会教育演習Ⅰ）・リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ・社会教育演習Ⅱ）

- (1) 演習とは、担当教員の設定したテーマにもとづき、文献講読・調査・報告（発表）・討議等を行うことによって、研究の方法を体得するとともに、自主的な研究態度を養成することを目的とします。したがって、4年次の卒業論文のテーマ選択の具体的な手掛かりを得る機会ともなります。

また、演習は担当教員の個別指導を重視して少人数で行われるため、それぞれの演習は10名前後で編成されます。

#### (2) 登録方法

①-1 リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）の登録は、下記の順序で進められます。

- i. 2月中旬、教務部教務課が行う、登録方法・担当教員の専門分野の概要等を含む全体演習登録説明会への出席。ここで、希望演習登録用紙と登録カードが配布されますので、必ず出席してください。
- ii. 2月下旬、希望演習登録用紙を教務部教務課（教育学科担当）に提出。  
希望演習登録は、第1希望から第5希望まで記入してください。少人数教育という観点から必ずしも第1希望の演習に配属されるわけではありません。
- iii. 3月初旬、所属演習の決定。教務部教務課掲示板にて所属演習を発表します。
- iv. 登録カードには、各自決定した担当教員名を記入し、1回目のリエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）の講義で担当教員に提出してください。

①-2 リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習）は、保育士の資格を取得するための必修科目で、2年次に履修することが必要です。リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習）は、保育士を目指す学生が、相談援助の概要を理解し、相談援助の方法と技術や相談援助の具体的展開について学ぶものです。

演習の方法としては、文献研究や情報収集、インタビューやリサーチ、発表など課題によって異なります。これらの学びを通して、保育ソーシャルワークの素養を培い、加えて保育者における同僚性と協働性の素地を身に付けることを目標としています。

登録は、教務部福祉実習支援室が一括して毎年2月に説明会を行い、実習配属県等を考慮し、担当教員が決定されます。リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習）登録カードを指定された期日までに提出してください。

② リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ・社会教育演習Ⅰ）・リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ・社会教育演習Ⅱ）の登録は、下記の順序で進められます。

- i. 2月中旬～下旬、担当教員による個別演習説明会への出席。  
各自、登録を希望する教員から承諾を得る。

## (3) 資格と演習

演習は取得しようとする資格等によって異なりますので注意してください。

- 1年：全員……………リエゾンゼミⅠ（基礎演習）
- 2年：保育士課程希望者……………リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習）  
教職課程希望者……………リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）
- 3年：全員……………リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰないし社会教育演習Ⅰ）  
他に保育士課程希望者は保育実践演習を履修してください。
- 4年：全員……………リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱないし社会教育演習Ⅱ）  
他に教職課程希望者は教職実践演習を履修してください。

## 2 保育実践演習

## (1) 保育実践演習【保育士必修】

保育実践演習は、保育士の資格を取得するための必修科目で、3年次に履修することが必要です。保育実践演習では、保育士を目指す学生が、児童の保育や児童の保護者に対する保育の指導を行う際に出会うさまざまな課題のなかから、テーマを設定し、その課題を理解するための情報を収集し、状況分析を行いながら検討を加え、その課題について児童や保護者を支援するための技術や方法を学ぶものです。この演習では、問題や課題を自ら発見し、解決内容についても多角的に再検討する方法を学ぶと同時に、その課題解決を追求していくプロセスを創造していくことも学びます。

演習の方法としては、文献研究、実地調査やインタビュー、質問紙調査、討論（ディベート）、発表など課題によって異なります。自ら考え、解決方法を見つけながら議論を積み重ねていくなかで、将来保育士として現場に立ったときに役立つ、自らの発達観や保育観を身につけることを目標としています。

登録は、教務部福祉実習支援室が一括して行い、実習配属先等を考慮し、担当教員が決定されます。保育実践演習登録カードを指定された期日まで提出してください。

## 3 教育実践活動Ⅰ～Ⅳ

## (1) 教育実践活動Ⅰ～Ⅳについて

授業参観や児童とのふれあいを通して、教育現場の現状を体験的に理解し、実践力の基礎を培うことを目的としています。

- Ⅰ：1年次……………授業参観、あるいは児童とのふれあいがおもな内容となります。
- Ⅱ：2年次……………Ⅰを前提に現場教員との授業に関わるなど、教育実習を視野に入れた機会として位置付けられます。
- Ⅲ：3年次……………より実践的な体験を積むことによって、教育職員としての的格性を判断する機会として位置付けられます。
- Ⅳ：4年次……………これまでの実践活動をふまえながら、より実践的な能力とともに、即戦力の一端を体得するため、教育現場により密着した体験学習を志向するものです。

(2) 登録方法

最初の講義時にガイダンスを行い、実践希望校等を記入した希望調査票を教務部教務課（教育学科担当）に提出してください。その後、実践校および時期等が決定されます。詳細は最初の講義時のガイダンスにて確認してください。

(3) 事前指導

指定された時間（時間割で確認）、一定の事前指導を受講するなかで、実践活動を通してどのような課題を設定し、追求するかを考えることになります。実践活動の終了後、設定した課題に関するレポートを提出することになります。

4 各種資格にともなう実習

資格に関連する実習については、「Ⅳ. 資格等取得のための履修方法」を参照してください。

なお、保育実習、教育実習（幼・小）は、実習期間が重複する可能性が高いため、同一年度での同時履修はできません。

## 第3 卒業論文

### 1 卒業論文

卒業論文は、学生各自が在学中における修学、研究の成果を各自の選択した論題のもとに、担当教員の指導を受けつつ、研究、論述するものです。卒業論文を選択しようとする学生は、その研究の基盤ともなる演習の選択を含めて長期的展望にたって、担当教員の指導を十分に受けてください。

特に、大学院への進学を希望する学生は、修士論文の作成を念頭において、できるだけ履修、提出してください。

### 2 卒業論文の履修、提出

- (1) 履修（提出）当該年度の4年次学生で、現に履修中の科目および単位数を当該年度に取得することによって卒業に要する最低単位数を充足できる場合に限られます。
- (2) 学生各自の予定するテーマに基づいて、担当教員（専任教員に限る）を自由に選択できますが、指導を受ける学生数が多数の場合は、担当教員の判断によって制約されます。その場合は、他の専任教員を選択してください。
- (3) 卒業論文を履修、提出しようとする学生は、前年度2月中旬までに「卒業論文論題届」\*を担当教員に提出してください。なお、教員の指導（専門）分野は、『シラバス（授業概要）』を参照してください。

### 3 卒業論文作成上の留意事項

- (1) 卒業論文は、担当教員の指示に基づき作成し、製本（和綴または洋綴）のうえ、正本一部を担当教員へ提出してください。なお、定型の製本がなされていれば、印字したもの（パソコン使用など）でも受理されます。
- (2) 卒業論文は、一枚400字で50枚以上を原則とします。

- (3) 卒業論文は、黒色または青色の万年筆で記述するか、パソコン使用で印字してください。
- (4) 卒業論文を提出する際、表紙裏に「卒業論文指導審査票」\* を貼付してください。指導審査票には、卒業論文作成にあたって指導を受けた担当教員の検印を3回以上受けてください。
- (5) 卒業論文は、当該年度12月の指定された日時までに提出してください。提出日を過ぎた場合、一切受理されませんので、充分注意して計画的に研究・執筆を進めてください。
- (6) 卒業論文は、主査（担当教員）のほか、副査（関連分野を専門とする教員1名）による口述試問によって審査されます。副査および口述試問の日程は、当該年度の1月中旬に発表されます。
- (7) 提出された卒業論文は返却されません。製本のコピーや作成データ等を、各自で保管するようにしてください。

※ 「卒業論文論題届」「卒業論文指導審査票」は教務課窓口にて配付いたします。

#### 4 卒業論文表紙の記載事項

横書用（例）	たて書き用（例）
<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 10px;"> <span>平成 指導教員</span> <span>年度卒業論文 先生</span> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px; text-align: center;">論題</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>教育学部</span> <span>教育学科</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>学籍番号</span> <span>氏名</span> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 10px;"> <span>学籍番号</span> <span>教育学部 教育学科</span> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px; text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>氏名</span> <span>平成 指導教員</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">論題</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">年度卒業論文 先生</div> </div>

## 第4 授業受講上の留意事項

### 1 授業に関する連絡について

休講・補講・教室変更・試験時間割、授業等の情報は UNIVERSAL PASSPORT の「授業関連」、「お知らせ」に掲載されます。なお、休講・補講・教室変更の情報、授業の担当教員によるお知らせは原則的に掲示のみとなりますので、毎日、UNIVERSAL PASSPORT で確認するようにしてください。

### 2 台風・大雪等による気象警報等が発令された場合の授業措置について

「暴風警報と大雨警報（両方が同時に）」「大雪警報」「気象特別警報」（以下「気象警報」という。）が仙台市東部（東部仙台）に発令されている場合、本学の通学課程における授業の休講措置は、原則として次のとおりとします。

1. 午前7時までに気象警報が解除された場合、平常どおりの授業を行う。
2. 午前7時から午前10時までの間に気象警報が解除された場合、1時限と2時限の授業は休講とし、3時限以降の授業は平常どおりの授業を行う。
3. 午前10時を過ぎても気象警報が発令中の場合、全日休講とする。
4. 授業の開始後に気象警報が発令された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。
5. その他の災害や事故、緊急事態、特別な事情等が生じた場合は、前4項にかかわらず、状況に応じて、教務部長が授業措置を決定する。
6. 前5項の措置により、休講となった授業の補講については、別途指示する。
7. 授業の休講措置は本学の学内ポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）で速やかに周知する。
8. 実習、インターンシップ、ボランティア活動等の場合は、前7項によらず、実習先、インターンシップ先、ボランティア活動先等の指示に従うものとする。





## 第1 卒業所要単位

1 卒業に必要な最低の修得単位は次に示すとおりです。

○総合基礎教育科目

学科名	教養の基礎知	科学知	実践知	健康知	計	備考
教育学科	11	2	2	4	23	23単位を超過した単位は卒業単位に加算する。
	異なる「群中」から2科目4単位以上選択					

※上段は必修単位数、下段は最低選択単位数となります。

専攻名	専門教育科目区分				卒業所要 総合計単位
	専門基礎科目	専門基幹科目	専門発展科目	関連科目	
初等教育専攻	12	48~76*	2		124
中等教育専攻	12	64	2		124

\*履修コースにより異なります。

## 第2 履修方法

本学は4学部9学科から構成されており、所属する履修年次区分によって授業科目を適確に履修しなければなりません。授業科目はその年次において単位履修しないと卒業単位に欠けるおそれがあるので注意してください。

卒業の資格を得るには4年以上（8カ年を超えて在学することはできません・学則第18条）在学し、諸条件を満たした卒業単位数を修得しなければなりません。その履修方法は次に述べるとおりです。

※ユニバーサルパスポート（UNIVERSAL PASSPORT）にて Web 履修登録 を実施いたします。

### 1 履修科目の登録について

本学は年度初めに1年間の授業計画を組むことになっています。従って後期には履修登録期間はありません。

- ① 希望する履修科目の単位を取得するためには、年度始めに行うガイダンスを受け、その年度の履修科目を時間割にそって選択し、Web（UNIVERSAL PASSPORT）上で登録する必要があります。

（※履修登録前に学籍情報の確認と訂正が必要になります）

- ② 指定の期間までに履修登録をしなかった場合、その年度の履修は認められません。

従って、受講および受験してもその科目の単位は取得できませんし、進級・卒業資格取得に支障をきたすこととなります。

- ③ 履修科目の登録に際して、上級年次に配当されている科目は履修することができません。
- ④ 同時に重複した科目、時限を誤って登録した科目については、その登録が無効となりますので注意してください。
- ⑤ 履修科目の訂正は、登録期間内に行ってください。
- ⑥ 希望する資格には、必ずチェックマークを入れてください。

※チェックをした資格によっては、課程履修費および実験実習費等の支払いが生じます。

- ⑦ 資格科目で履修登録した場合、卒業要件単位にはなりません。
- ⑧ 副専攻の「デジタルコンテンツアセッサ課程」の各科目は関連科目としても資格科目としても履修登録できます。ただし、資格科目として履修登録した場合は卒業要件単位にはなりません。

### 2 履修登録上の注意

登録期間・時間は、UNIVERSAL PASSPORT で確認し、指示に従って下さい。

（登録時間は、平日9：00～19：00、土曜日9：00～15：00、日曜日は登録できません。）

※期間内であれば何度でも登録変更（追加・削除）は可能です。

※期間を過ぎると、登録・訂正・変更は一切できません。

※必ず前期・後期の両方の履修登録を完了させること。

### 3 履修登録科目の確認について

確認は UNIVERSAL PASSPORT で行い、必ずプリントアウトをし大切に保管して下さい。

特に、4年次の際は、「Ⅱ. 教育課程 第1授業科目」の総合基礎教育科目および専門教育科目の履修方法をよく読み、条件を満たしているかどうかを確認してください。また「Ⅲ. 履修方法 第1卒業所要単位」をよく読み、卒業要件を満たしているかどうかを確認してください。

※ 登録方法についての詳細は、登録のお知らせ及び登録マニュアルを参照してください。

### 4 授業科目の履修

授業科目は総合基礎教育科目・専門教育科目・資格科目とに分類されており、それぞれ卒業に必要な授業科目と単位数が定められています。

各年次において履修する科目は次のとおりです。

年次	卒業所要登録単位数	履修方法
1年次	卒業要件単位として46単位以内まで	総合基礎教育科目・ 専門基礎科目・ 専門基幹科目・ 専門発展科目・ 関連科目・ 資格科目
2年次	ただし、資格科目履修者は60単位まで登録を認めます。 資格科目には副専攻の「デジタルコンテンツアセッサ課程」の科目も含まれます。	
3年次	なお、福祉ボランティア活動Ⅰ～Ⅳ（地域貢献活動を含む）、Study Abroad A～E、特講（実学臨床教育Ⅰ～Ⅳ）、卒業研究、統合研究は、	
4年次	卒業要件単位として46単位を超えて60単位まで登録を認めます。	

1年間に履修しなければならない科目数は4年次を除き10科目以上とし、原則として1年間の修得単位数が33単位以上修得するように努力すること。修得単位が極端に少ない場合、進級を停止することもあるので注意すること。また、次の基準に該当する場合は、アカデミックアドバイザーまたはアカデミックサブアドバイザーの学修面談を受けること。詳しくは UNIVERSAL PASSPORT（学内システムリンクの申請書ダウンロード）をご覧ください。

学年	総修得単位数
1年生	24単位未満
2年生	48単位未満
3年生	78単位未満
4年生	124単位未満

## 5 履修科目の取消・追加について

- ①前期及び後期の指定の期間に当該年度の履修科目の取消を行うことができます。
- ②前期科目を後期の指定の期間に取り消すことはできません。
- ③リエゾンゼミは取り消すことができません。
- ④学部学科等により、取消除外科目を指定している場合があります。その場合は、別にお知らせします。
- ⑤安易な取消をしないようご注意ください。そのためには、履修計画をしっかりと立て、学修に真摯に取り組むようにしてください。なお、事由によっては、取消が認められないこともあります。
- ⑥前期の指定の期間に当該年度の履修科目の追加を行うことができません。
- ⑦履修科目の取消・追加を希望する場合は、教務課より「履修取消願」「履修追加願」の用紙を受け取り、必要事項を記入して、指定の期間内に教務課に提出して下さい。
- ⑧休学する場合は、休学等の願い出を行う際に、教務課で履修科目の取消の手続きをして下さい。
- ⑨その他、病気等のやむを得ない事由により履修科目の取消を希望する場合は、教務課に相談して下さい。
- ⑩履修取消をせずに、履修放棄をすると、GPA が低くなりますので、ご注意ください。GPA については、「Ⅲ. 履修方法 第8 GPA 制度」をお読み下さい。

## 6 単位について

単位の設定は、その種類に応じ、次に掲げる基準によって定められた課程を履修した場合に行います。教場における授業時間数は同じであっても、その種類によって単位の計算は異なります。

なお、1単位の授業科目は、授業時間と授業時間外学修を合わせて45時間の学修内容が標準と定められています。

- (1) 講義および演習については、15～30時間の授業をもって1単位となります。
- (2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位となります。
- (3) 実技については、30時間の授業をもって1単位となります。
- (4) 実験・実習および実技については、30～45時間の授業をもって1単位となります。

本学では1週に2時間単位の授業を行うので、講義の場合は毎週1回2時間で半年間2単位とすることを原則とします。ただし、科目によっては通年で2単位とするものもあります。

## 7 科目ナンバリングについて

授業科目の番号と分類により、学修の段階や順序等がわかるようになっています。なお、難易度レベルは必ずしも履修学年と同じではありませんので、ご注意ください。

詳しくは、本学ホームページの「在学生」の「履修支援」の「科目ナンバリング」をご覧ください。

## 8 シラバスについて

履修に際しては、UNIVERSAL PASSPORT のシラバス照会を用いてその授業のシラバスをよく読んで判断して下さい。

シラバスにより、その授業について何のために何をどのように学び（授業の目的・概要・方法）、何ができるようになるのか（授業の到達目標）を明確にできます。また、シラバスを通して、教科書・テキスト・参考書・参考資料・参考 URL 等や授業時間外学修（予習・復習等）について事前に知り、学習の準備をします。

なお、シラバスの項目について、次の点にもご留意ください。

- ・「特記事項（資格認定科目等）」は、その科目が関係する資格のすべてを挙げているとは限りません。
- ・「履修上の注意事項」で、欠格条件（試験が受験できない条件、単位が修得できない条件）について明記していない場合であっても、試験規程第6条により、その授業科目につき、2/3以上の出席が必要です。欠格条件について明記がある場合は、それに従います。
- ・「授業計画」の16回目（定期試験）は授業時間には含まれません。
- ・「備考」で、ルーブリック評価の活用について明記がない場合でも、グループディスカッション、問題解決学習、プレゼンテーション、レポート等の学習にルーブリックを活用することが望まれます。詳しくは、本学ホームページの「在学生」の「ルーブリック」をご覧ください。
- ・「備考」で、「特色ある科目」について記載がある場合、「学修」は全開講回数のうち述べ半数以上の学修をいい、「一部学修」は半数未満の学修をいいます。

## 9 学内単位互換について

本学では、通信教育部を活用した学内単位互換が可能です。詳しくは、「Ⅲ. 履修方法 第5 通学の課程における学内単位互換に関する規程」をご覧ください。

## 10 学都仙台単位互換ネットワークについて

協定締結大学で提供される授業科目を履修し修得した単位は、本学の単位として認定されます。詳しくは、「Ⅴ. 学都仙台単位互換ネットワーク」をご覧ください。

## 11 留学期間中の修得単位の認定について

留学期間中に留学先大学で修得した単位は、所定の単位数まで本学の単位として認定されます。詳しくは、「Ⅲ. 履修方法 第7 学生の海外留学に関する規程」をご覧ください。

なお、協定校との間で交わされている交換留学制度については国際交流センターにお問い合わせください。

## 12 履修相談・学修相談について

履修について相談したいときや学修について相談したいときは、教務課や学修創造支援室（教務課内）にお越し下さい。また、ゼミ・演習の担当教員も相談に応じています。その際は、ゼミ・演習の担当教員に、直接あるいはオフィスアワーを利用して連絡をおとり下さい。

なお、本学ホームページの「履修 Q & A」では、よくある質問と回答を公開しています。

### 13 長期履修学生の制度について

職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えた一定の期間について履修計画を立て、修学し卒業することを希望する場合に、それを認める制度です。詳しくは、本学ホームページの「在学生」の「長期履修学生制度」をご覧ください。

### 14 特色ある科目について

本学の3つの特色（グローバルな視点、地域貢献、感性を育む大学環境）を踏まえた「国際・グローバル化」「地域」「感性・感性福祉」+「防災・減災・復興支援」「認知症」に関する科目が特色ある科目として数多く開講されており、広く深く学ぶことができます。また、これらについて資格等も取得できます。詳しくは、本学ホームページの「在学生」の「特色ある学修・資格・科目」をご覧ください。

## 第3 履修規程

(目的)

第1条 この履修規程（以下「規程」という）は、東北福祉大学（以下「本学」という。）学則第37条第3項に基づき、本学の授業科目の履修に関して必要な事項を定めるものである。

(開講時期による授業科目)

第2条 授業科目のうち、1年間にわたり継続するものを通年科目といい、前期に開講し完結するものを前期科目、後期に開講し完結するものを後期科目という。

(授業時間)

第3条 授業時間は、以下のとおりとする。

1 時限目 8:40～10:10

2 時限目 10:25～11:55

3 時限目 12:35～14:05

4 時限目 14:20～15:50

5 時限目 16:05～17:35

6 時限目 17:50～19:20

(単年度の履修単位)

第4条 単年度の登録単位数は、原則として46単位以内とする。

- 2 キャリアと実践活動に関する科目、Study Abroad A～E、実学臨床教育 I～IV、卒業論文、卒業研究、統合研究は、前項の登録単位数を超えて60単位まで登録を認める。ただし、キャリアと実践活動に関する科目の取得可能な単位数は合計で36単位までとする。
- 3 資格科目履修者は60単位まで登録を認める。資格科目には副専攻「福祉観光」「感性デザイン」「スポーツマネジメント」「臨床美術」「社会貢献活動支援士」「デジタルコンテンツアセッサ」「救急救命士」の各課程の科目を含めるものとする。
- 4 1年間に履修しなければならない科目数は4年次を除き10科目以上とし、原則として1年間の修得単位数が33単位以上修得するように努力するものとする。
- 5 4年次で、やむをえない事由がある場合、適切な指導を受けた上で、本条に定める単位数を越えて履修登録することを認めることがある。
- 6 編入生、転学部生、転学科生及び再入学生で、やむをえない事由がある場合、適切な指導を受けた上で、本条に定める単位数を越えて履修登録することを認めることがある。
- 7 総修得単位数又は通算 GPA が通年及び後期終了科目成績発表時に次の基準に該当する場合、原則として、次の学年の前期及び後期に、リエゾンゼミの担当教員の個別面談を受けなければならない。

学年	総修得単位数	通算 GPA
1年生	24単位未満	1.20未満
2年生	48単位未満	
3年生	78単位未満	
4年生	124単位未満	

- 8 前項に該当しない場合でも、通算 GPA が1.50未満及び前期終了科目成績発表時点で総修得単位数又は通算 GPA が前項の基準に該当することが見込まれる場合は、前項に準じてリエゾンゼミの担当教員の個別面談を受けることが望まれる。
- 9 学則第49条の規定による特待生は60単位まで登録を認める。ただし、手続き上、46単位を超える単位については資格科目にもなっている卒業単位の科目とし、資格科目履修で登録して学年末に教務課に卒業要件単位への変更を届け出るものとする。
- 10 リエゾンゼミの履修登録をしていない場合は、原則として前年度のリエゾンゼミの担当教員の今年度  
のリエゾンゼミに履修登録をするものとし、教務課が履修登録を代行できるものとする。

(履修登録)

第5条 履修登録は、Web 履修登録の方法により、学年暦の定める期間内にしなければならない。

- 2 履修登録の所定の期間後は、本規程第6条に定める履修取消・追加を除いて、原則として登録、追加、訂正及び変更することができない。
- 3 後期に復学する場合は、本条第1項にかかわらず、復学等の願い出を行う際に、後期科目の履修登録を認める。
- 4 その他、病気等のやむを得ない事由により所定の期間に履修登録ができない場合は、教務課に相談するものとする。

(履修取消・追加)

第6条 履修取消・追加は学年暦の定める期間にしなければならない。

- 2 履修取消ができる科目は当該年度に履修登録した科目とする。
- 3 前期科目を後期に取り消すことはできないものとする。
- 4 リエゾンゼミは、原則として取り消すことができないものとする。
- 5 学部学科等が指定した取除外科目は、原則として取消すことができないものとする。
- 6 履修取消・追加を希望する学生は、教務課に「履修取消願・履修追加願」を提出するものとする。
- 7 休学する場合は、本条第1項にかかわらず、休学等の願い出を行う際に、履修取消を認める。
- 8 その他、病気等のやむを得ない事由により履修取消・追加を希望する場合は、教務課に相談するものとする。

(複数開講の授業科目の履修)

第7条 同じ授業科目が複数開講されている場合は、その中の一つの授業科目を選んで履修するものとする。ただし、同じ授業科目であっても、履修条件を設けている場合は、この限りではない。

(履修の制限)

第8条 授業科目により、履修条件を設けて履修者の制限をすることがある。

- 2 同じ時限に複数の科目を同時に履修することはできない。

(再履修)

第9条 不合格科目、無資格科目、放棄科目、すでに単位を修得した授業科目と同じ科目（以下「既単位修得科目」という。）を再び履修することができる。ただし、既単位修得科目の再履修は、単位を修得した年度の次年度に開講する科目の場合に限る。

- 2 既単位修得科目を再履修する場合は、単位を修得した年度の3月末までに教務課に「単位取得取消・再履修願」を提出するものとする。
- 3 既単位修得科目の再履修を願い出た年度に当該授業科目が開講されなかった場合は、当該授業科目の単位取得取消を行わないものとする。
- 4 再履修した場合、その科目の成績評価は再履修後のものとする。  
(特別単位認定制度)

第10条 外国語の語学能力検定試験(外部テスト)で、一定のレベルに達している学生については、所定の手続きを経て、必修の外国語科目又は選択の外国語科目の履修を免除し、単位を認定することができる。さらに、情報関連の資格試験に合格した学生についても、所定の手続きを経て、開設されている情報関連科目の履修を免除し、単位を認定することができる。単位認定の基準となる各検定及び資格試験の成績及び単位認定される科目については別表のとおりとする。

- 2 所定の手続きは、別に定める。  
(本学体育会スポーツⅠ・Ⅱ・Ⅲ特別履修制度)

第11条 体育会に加盟する各部に所属する部員については、所定の手続きを経て、課外活動をもって「スポーツⅠ～Ⅲ」の単位を認定することができる。

- 2 所定の手続きは、別に定める。  
(メディア授業)

第12条 東北福祉大学学則第33条第2項の規定に定める「多様なメディアを高度に利用して行う授業」(以下「メディア授業」という。)については、以下の要件をすべて満たす場合に、1回分の授業として認める。ただし、単位互換によるメディア授業については、受入大学等の要件に従うものとする。

- (1) インターネットや学習管理システム(LMS; Learning Management System)上に掲載されたeラーニングコンテンツ(文字、音声、静止画、動画等の多様な情報から構成)がある。
- (2) 課題又は確認テスト若しくは小テストがある。
- (3) 担当教員から課題又は確認テスト若しくは小テストに対してフィードバックがある。
- (4) 担当教員に質問をする機会が確保されている。
- (5) 受講者同士の意見の交換又はディスカッションを行う機会が確保されている。
- 2 学生が対面授業に代わるメディア授業を希望する場合は、次のいずれかに該当する場合で、授業担当教員が適切な理由として認め、メディア授業に応じる場合とする。
  - (1) 学外実習、インターンシップ、留学、ボランティア活動、就職活動、スポーツ等の大会・遠征等のため対面授業に出席できない場合
  - (2) 社会人学生又は科目等履修生で遠隔地に住むため対面授業に出席できない場合
  - (3) その他やむを得ない事情により対面授業に出席できない場合
- 3 前項の理由によりメディア授業を希望する学生は、担当教員に事前に申し出て、相談するものとする。
- 4 メディア授業が全開講授業の半数を超える科目(以下「メディア授業科目」という。)で非同期型オンデマンド授業については、すべての非同期型オンデマンド授業を受講しなければならない。
- 5 メディア授業科目で修得できる単位数は、学外及び学内の単位互換によるメディア授業を含め、60単

位までとする。

(編入学生の履修)

第13条 編入学生の履修は、編入年次が適用されるものとする。

(転学部生、転学科生及び再入学生の履修)

第14条 転学部生、転学科生及び再入学生の履修は、該当年次が適用されるものとする。

(規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、教務部委員会の議を経て、学長が行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。なお、平成25年度まで入学した学生は従前によるものとする。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。なお、第3条、第4条第3項、第4条第7項及び第10条については、全学年に適用するものとする。第4条第2項については、平成27年度入学生から適用する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から一部改正施行する。なお、第4条第7項、第4条第8項及び第12条については、全学年に適用するものとする。第6条の履修追加については平成26年度入学生から適用する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から一部改正施行する。なお、全学年に適用する。
- 5 この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。なお、第4条第2項については、平成29年度以前の入学生では該当する特講科目について適用するものとする。第4条第7項、第4条第8項及び第4条第10項については全学年に適用する。第4条第9項については、平成30年度入学生から適用する。

(履修規定第10条 別表2)

資 格 試 験	単位認定される科目
IT パスポート試験	情報処理論 I 情報処理資格対策 I
基本情報技術者試験	情報処理論 I・II 情報処理資格対策 II
マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS) Word マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS) Excel	MOS 対策 I
マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS) PowerPoint マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS) Access	MOS 対策 II

## 第4 試験規程

### 第1章 目的

第1条（目的） この規程は東北福祉大学学則第37条2項に基づき、定期試験および追試験の実施に必要な事項を定めるものである。

＜注＞ 試験は、修学中でもっとも重要な事柄に属するものであり、この規程に定める手続き、あるいは掲示には十分に注意すること。

### 第2章 定期試験

第2条（定期試験の時期） 定期試験は年2回とし、前期試験を7月～8月に、後期試験を1月～2月に行う。ただし、科目によっては年1回とすることがある。

2 各種の演習、実験・実習および実技の科目については、出席時間・レポート提出または授業時間中の試験により定期試験に代えることがある。

第3条（試験時間） 試験時間は原則として、全科目50分とし、その試験時刻は次のとおりとする。ただし、土曜日は原則として第3時限で終了するものとする。

時 限	時 間	時 限	時 間
第1時限	8：50～9：40	第5時限	14：10～15：00
第2時限	10：00～10：50	第6時限	15：20～16：10
第3時限	11：10～12：00	第7時限	16：30～17：20
第4時限	13：00～13：50	第8時限	17：40～18：30

2 レポート試験は、次のとおりとする。

用紙・表紙 用紙は特別の指示がない限り本学所定用紙を使用すること。

記述方法 鉛筆での作成は避けること。

提出方法

(1) 非常勤講師（学内に専用の研究室がない教員）より教務部へ提出指示のある科目は、指示期間内に教務部カウンター設置の「レポート受領ボックス」に提出のこと。教務部受付時間は、平日は午後4時、土曜日は正午までとする。

(2) 専任教員（学内に研究室がある教員）の科目は担当教員へ提出のこと。

第4条（試験の日時および試験場） 試験の日時および試験場は、試験開始の1週間前に UNIVERSAL PASSPORT 及び教務部指定の掲示場に掲示する。ただし、後期追試験については3日前に掲示する。

2 科目によっては、入学年度別または学科別もしくは学籍番号別に、それぞれの試験場に分けて実施することがある。

第5条（試験本部） 試験期間中は教務部に試験本部を置く。

2 試験本部は、試験に関する一般業務のほか試験の重複者の処理等も行う。

第6条（無資格者の掲示） 次に該当する者は、定期試験を受けることができない。

- (1) その授業科目につき、開講実回数の $\frac{1}{3}$ 以上を欠席した者
- (2) 履修届を提出しなかった者
- (3) 学費未納者

2 上記該当者は掲示で発表する。

第7条（受験資格の証明） 受験にあたっては、学生証を持参し、着席した机上通路側に顔写真が見えるように置くこと。

2 万一学生証を忘れた場合は、一号館教務部前の販売機で300円の証紙を購入のうえ、教務部より仮学生証の交付を受けること。ただし、「仮学生証」の発行は試験期間中一回限りとし、発行当日のみ有効とする。

第8条（遅刻および退室） 試験開始後20分以上遅刻した者は入室できない。

2 開始後25分を経過し、かつ試験監督者が許可したときは退室することができる。ただし、一旦退室した者は再入室できない。

第9条（着席） 試験場では、前方から空席を作らず、縦は一列、横は一列置きに着席すること。

2 試験監督者が座席の移動を指示したときは、それに従うこと。

3 出席用紙が配布されたときは、ただちに学年・学籍番号および氏名を記入のうえ、試験監督者の指示に従うこと。

第10条（持参物およびその貸借） 当該試験において使用を許可されたもの以外は、机の上に置いてはならない。

2 持込物の貸借は認めない。また下敷きの使用も認めない。

3 携帯電話・PHS等は電源を切り、カバン等に入れて机の下等に置く事。

4 計算機能および翻訳記憶機能付の時計等の使用および着用は認めない。

第11条（答案の作成） 答案作成が許可されたときは、ただちに答案用紙の所定の欄に学籍番号および氏名を万年筆またはボールペンで記入すること。

第12条（答案の提出） 試験に出席したものは、すべて答案を提出すること。ただし、受験を放棄する場合は答案用紙に「棄権」と記して提出すること。

第13条（成績および評価） 試験科目の成績は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

2 試験の評価は、秀（90点～100点）・優（80点～89点）・良（70点～79点）・可（60点～69点）を合格とする。

3 前項において、合格点に達していないが、一定の条件を満たしている者は、補習等を課し、再評価することができるものとする。ただし、補習による合格者の評価は65点を限度とし、特別再試験の採点入力期間と同じ期間に変更届を教務課に提出するものとする。

### 第3章 追 試 験

第14条（追試験の受験資格および受験手続） 追試験は、当該学期の受験資格のある者が次項に該当する場合に限り、当該科目について行う。

- 2 定期試験実施当日に次の事由のひとつに該当し、かつ当日を含めて前期試験の場合は6日以内、後期試験の場合は指定した期日以内に、所定の追試験願書に必要書類を添え、教務部を通じて学長に提出し、その理由が正当と認められた者。

区 分	事 由	必 要 書 類
1	4年生で就職試験のために欠席した者	就職試験の受験証明書
2	天災地変のため欠席した者	被災証明書
3	交通事故のため欠席した者	交通事故証明書
4	急病で受験不可能となって当日教務部へ連絡した者	医師の診断書
5	その他止むを得ない事情で受験不可能となった者	受験不可能を証する書類

- 3 例えば、次のような場合は正当な欠席事由として認めない。

- (1) 明らかに自己の不注意による場合（朝寝坊、試験時間割の見間違い等）
- (2) 交通渋滞による場合
- (3) 稼業またはアルバイトの都合による場合

第15条（追試験の実施） 追試験の実施は、定期試験の例にならって行う。ただし、試験場では学生証のほかに追試験許可書を提示しなければならない。

第16条（追試験の成績および評価） 追試験の成績および評価は第13条に準ずる。

### 第4章 不 正 行 為

第17条（不正行為） 各試験にあたり不正行為があった場合は、即時処分として一部または全科目を無効とし、その他の処分は教授会で決定しこれを発表する。

第18条（懲戒の手続） 不正行為者に対する懲戒は、学則によるが、まず教務部委員会において原案を審議作成し、教授会の審議を経て、学長が決定しこれを発表する。

第19条（懲戒の種類） 不正行為者に対する懲戒の種類は学則第50条に準ずる。

第20条（記録および通知） 不正行為者の懲戒は、学籍簿に記録し、これを保護者に通知する。

第21条（事務処理） 不正行為に関わる事務処理は教務部で行う。

### 附 則

1. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成3年4月1日から一部改正施行する。
3. この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。
4. この規程は、平成22年4月1日から一部改正施行する。
5. この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。

## 第5 4年次特別再試験規則

1. (実施科目) 当該年度かつ卒業要件科目で担当教員が特別再試験を実施すると発表した科目。
2. (受験資格) 定期試験を受験し不合格になった者。
3. (受験手続) 特別再試験を希望する学生は、2月下旬に当年度履修科目の成績表を受領し、各自確認の上、所定用紙に受験料分の証紙を添付し、指定期日までに教務部で手続きすること。
4. (受験料) 特別再試験の受験料（レポート科目も含む）は、1科目につき3,000円とする。
5. (試験の評価) 特別再試験の合格者の評価は65点を限度とする。
6. (試験の実施) 特別再試験の実施は、定期試験の例にならって実施する。ただし、試験場では学生証の外に特別再試験受験許可書を提示すること。
7. (附 則) この規則は平成7年4月1日より施行する。  
この規則は平成11年1月1日より改正施行する。

注意 特別再試験は例外措置であることを充分認識して合格するよう努力すること。

特別再試験の受験者が不合格となった場合、これ以上の措置は行わない。



## 第6 通学の課程における学内単位互換に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第37条第3項に基づき、通学の課程の学生が通信教育部において、通信教育部の授業科目を履修し単位を修得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(出願)

第2条 通信教育部の授業科目を履修し単位の修得を希望する通学の課程の学生は、通信教育部に「学内単位互換による授業科目履修願」を所定の期日まで提出するものとする。また、教務部に「学内単位互換願」を所定の期日まで提出するものとする。

2 前項の所定の期日は、通信教育部における4月生又は10月生の出願の受付期間とする。

(履修登録)

第3条 履修登録は、通信教育部の科目等履修生に準じるものとする。

(履修単位数)

第4条 単年度内の履修単位数は、10単位までとする。ただし、学外の地域で3ヶ月以上の長期滞在の地域貢献及び地域共創学修を行う者（以下「長期地域学修学生」という。）、3ヶ月以上の海外留学及び交換留学を行う者（以下「長期留学学生」という。）、3ヶ月以上のインターンシップを行う者（以下「長期インターンシップ学生」という。）については、単年度内の履修単位数は32単位までとする。また、長期滞在地域学修学生のうち、被災地に居住して復興支援に取り組む学生については単年度内の履修単位数は、本学履修規程第4条に定める上限までとする。

2 学内単位互換の履修単位数は、学則に定める登録単位数の上限に含めることとする。

3 学内単位互換で修得できる単位数は60単位までとする。ただし、他大学の単位互換を利用する場合は、他大学で修得した単位を含めて60単位とする。

(履修が可能な科目)

第5条 履修が可能な科目は、科目等履修生の履修可能科目とする。ただし、「レクリエーション事業」以外の実習・演習科目を除く。

(履修の制限)

第6条 授業科目により、履修の制限をすることがある。

2 通学の課程と通信教育部で同じ授業科目（転換可能な科目を含む）が開講されており、通学の課程で履修が可能な場合は、通信教育部の科目を履修することはできない。ただし、レクリエーション・インストラクター資格に関する科目は除く。

3 長期滞在地域学修学生、長期留学学生及び長期インターンシップ学生は、前項にかかわらず、通信教育部の科目を履修することができるものとする。

4 すでに通学の課程で単位を修得した授業科目を通信教育部で履修することはできない。

(履修期間)

第7条 履修期間は、通信教育部の科目等履修生の履修期間に準じるものとする。

(科目履修及び単位修得の方法)

第8条 科目履修の方法は、通信教育部の定めにより行われる授業を受講するものとする。

(成績の評価及び通知)

第9条 通信教育部部長は、通信教育部の定める科目修了試験その他の方法で履修科目の認定をした者について、「学内単位互換学生成績通知書」により科目名、単位数及び成績評価等を所定の期日までに教務部部長に通知するものとする。

2 前項の所定の期日は、履修科目の認定後、2週間以内とする。

(通信教育部で修得した単位の認定)

第10条 学生が通信教育部において修得した単位の認定については、通信教育部からの通知に基づき、教務部が行うものとする。

2 名称及び単位数が、通学の課程の総合基礎科目、各学部学科の専門教育科目又は資格科目に該当及び充当する場合は、通学の課程の同じ科目として認定する。

3 前項以外の科目は、専門教育科目（関連科目）として認定する。

(授業料等)

第11条 通信教育部においては授業料等を徴収しない。ただし、実験実習及び実技等に係る費用については、必要に応じて実費を徴収する。

2 通信教育部の授業科目の履修を認められた者は、当該期間中においても、通学の課程における所定の授業料等を納入しなければならない。

(学則の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、学年、学期、休業日、休学、復学、退学、除籍、単位履修及び算定基準、学習の評価、賞罰等については、学則並びに通信教育部学則を準用する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。なお、平成26年度入学者から適用し、平成25年度までに入学した学生は、長期滞在地域学修学生の履修又はレクリエーション・インストラクター資格に関する科目の履修に限り、認める。

2 この規程は、平成26年5月1日から一部改正施行し、平成26年度入学生に遡及して実施する。

3 この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。なお、長期留学学生及び長期インターンシップ学生の履修は、全学年に適用するものとする。

## 第7章 学生の海外留学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東北福祉大学（以下「本学」という。）学則第43条に基づく本学学生の海外留学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(留学の種類)

第2条 本学における海外留学（以下「留学」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定留学 本学と外国の大学、又はそれに相当する高等教育機関との留学に関する相互交流の協定に基づくものをいう。
- (2) 認定留学 外国の大学、又はそれに相当する高等教育機関若しくは研究機関で正規の授業を受けるか研究に従事するものをいう。

(留学の対象機関)

第3条 留学の対象機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学と協定を結んでいる大学
- (2) 学士号及び学位の授与権を持つ大学であつて、本学学長が認定した大学
- (3) 高等教育機関又は研究機関であつて、本学学長が認定した機関

(留学の志願)

第4条 留学を志願する者は、所定の留学願に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 留学計画書（留学先大学、学部学科、留学目的、留学期間、滞在予定住所等）
- (2) 受け入れ機関の入学許可証
- (3) その他語学能力を示す書類及び健康診断

(留学の審査及び許可)

第5条 前条により志願した者の留学の許可は、本学国際交流センター（以下「センター」という。）又は学内関係機関が行う書類審査、必要に応じ、筆記又は面接に基づいて審査し、教授会の議を経て学長が行う。

(留学の期間)

第6条 留学の期間は、1年以内とする。ただし、センター委員会が発議し、部長学科長会議又は研究科委員会、及び教授会の議を経て学長が認めた場合は、この限りではない。

- 2 留学期間は、1年以内に限つて修業年限及び在学期間に算入することができる。ただし、センター委員会が発議し、部長学科長会議又は研究科委員会、及び教授会の議を経て学長が認めた場合は、この限りではない。

(留学中の報告)

第7条 留学中の学生は、留学中の学習、生活、所要経費等について、本学が指定した期間ごとに、センターに報告するものとする。

(留学報告書)

第8条 留学した学生は、留学期間終了後、1ヵ月以内に所定の留学報告書をセンターを経て、学長に提

出しなければならない。

(修得単位の認定)

第9条 留学期間中に留学先大学で修得した単位は、次に掲げる書類を留学報告書に添えて提出した者に限り、所定の手続により、学部にあつては30単位、大学院にあつては10単位を限度として卒業又は課程修了に必要な単位に振替し、又は換算して認定することができる。

- (1) 所定の単位認定願
- (2) 留学先で発行した履修科目の成績証明書
- (3) 履修科目の時間数、単位数及び学習内容を証明する文書
- (4) その他必要と認められるもの

(履修科目の登録等)

第10条 履修科目の登録は、原則として通常の手続による。ただし、留学中は代理人による登録を認めるものとする。

2 学年暦の差異によつて生じる通年科目の履修手続上の取扱いは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 第1学期終了後に留学する場合は、当該年度の第1学期に通年科目も履修し、留学終了後の第2学期にこれを継続して履修することができる。
- (2) 5月末までに留学報告書を提出できる者は、通年科目を履修することができる。

(留学許可の取消し)

第11条 学長は、次の各号の一に該当する留学生については、センターが本学関係機関との密接な協力のもとに事務手続を行い、留学の許可を取消すことができる。

- (1) 修学の実が上がらないと認められた者
- (2) この規程の定める義務を怠つた者
- (3) 学生証が取り消された者
- (4) その他、学生としての本分に反した者

(留学中の学生納付金)

第12条 この規程に基づいて留学する学生は、本学学則に定める学生納付金を納めなければならない。

(留学生奨学金)

第13条 この規程に基づいて留学する学生に対しては、留学生奨学金を給付することができる。

2 前項による留学生奨学金に関する規程は、別に定める。

(事務)

第14条 学生の海外留学に関する事務は、本学関係機関との緊密な協力のもとにセンターが行う。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学生の海外留学について必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月1日から一部改正施行する。

## 第8 GPA 制度

本学は、学生の皆さんが主体的に学ぶことを支援するとともに、教育の質を保証するために、GPA (Grade Point Average) を全学的に導入しています。

### 1 GPA とは

GPA は、世界的に用いられている成績評価です。

GPA は、成績評価基準に基づく評定を GP (Grade Point) に換算し、所定の計算式を用いて算出した1単位あたりの GP 平均値のことをいいます。成績の評定、点数、評価基準、および GP の関係は次のとおりです。

評定	点数 (100点満点)	評価基準			GP (科目の評点)
		到達目標	成績	判定	
秀	90点～100点	ほぼ完全に達成	きわめて優秀	合格	4
優	80点～ 89点	十分に達成	優秀		3
良	70点～ 79点	概ね達成	良好		2
可	60点～ 69点	最低限達成	最低の合格可		1
不可	59点以下	達成していない	合格不可	不合格	0

※「無資格」「放棄」の科目は GP=0 とする。

### 2 GPA の対象科目と適用除外科目

GPA の対象科目は、適用除外科目を除く卒業要件で履修登録した科目になります (不合格科目および無資格・履修放棄科目を含む)。資格要件で履修登録した科目は含まれません。

適用除外科目は以下になります。

- ① 認定科目 (「認定・不認定」等で評価する科目)
- ② 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- ③ 本学入学前に修得した単位認定科目
- ④ 留学により修得した単位認定科目
- ⑤ 外国語特別単位認定制度により修得した単位認定科目
- ⑥ 「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」により他大学で修得した科目
- ⑦ 履修取消期間中に履修取消願の手続きをし、取消を認められた科目
- ⑧ 成績提出期限までに成績の評価をすることができない科目
- ⑨ 学部学科等が指定した科目 (ある場合は、別にお知らせします)

### 3 GPA の計算式について

$$\text{GPA} = \frac{\text{「秀」の単位数} \times 4 + \text{「優」の単位数} \times 3 + \text{「良」の単位数} \times 2 + \text{「可」の単位数} \times 1 + \text{「不可」の単位数} \times 0}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (「不可」「無資格」「放棄」を含む)}}$$

#### 4 GPAの種類

GPAには、在学中の全期間を通算して算出する通算のGPAと各年度の各学期で算出する学期のGPAがあります。前期のGPAは当該年度の前期履修科目を用いて算出され、後期のGPAは当該年度の後期履修科目及び通年履修科目を用いて算出されます。

#### 5 履修登録上の注意

履修放棄をした科目も、GP=0ポイントとしてGPA算出の対象となります。したがって、安易な履修放棄をしないように、シラバスや時間割等を踏まえてよく考えて履修計画を立てた上で、履修登録をしましょう。

#### 6 履修取消について

履修放棄によりGPAが低くならないよう、指定の履修取消期間中に当該年度の履修を取り消すことができます。履修取消については、「Ⅲ. 履修方法」の「第2履修方法（履修届）」の「5 履修科目の取消・追加について」をご覧ください。

#### 7 再履修について

GPAを高めるよう、すでに単位を修得した授業科目を単位を修得した年度の次年度に開講する科目の場合に限り、再び履修することができます。ただし、その科目の成績評価は再履修後のものとなりますので、慎重に考えた上で再履修してください。

再履修する場合は、単位を修得した年度の3月末までに教務課に「単位修得取消・再履修願」を提出してください。

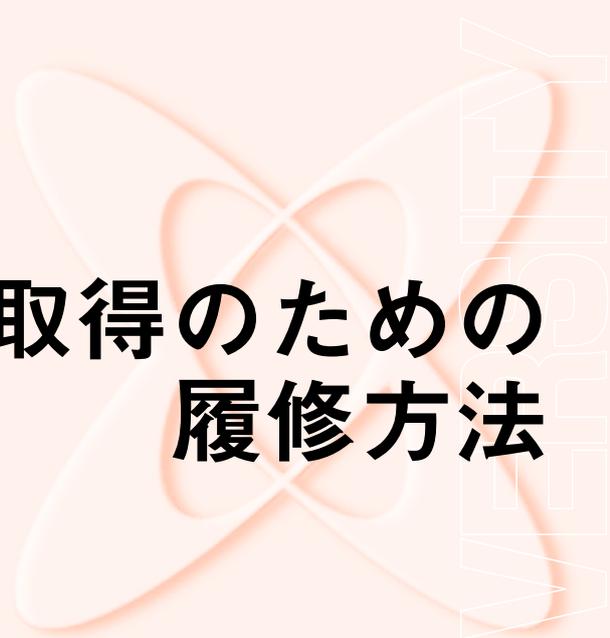
#### 8 GPAの確認について

自分のGPAは、UNIVERSAL PASSPORTの成績照会で確認することができます。通常表示では、通算のGPAが表示され、年度学期別表示では学期のGPAが表示されます。本学は、通年制ですので、学期のGPAは参考としてご活用ください。

#### 9 GPAの活用、学修面談、卒業認定試験

- ① GPAは、自らの学修状況（学修の到達目標の達成レベルやその推移等）をふり返り、自己管理して学んでいくために活用します。詳しくは、本学ホームページの「リエゾンゼミ・ナビ『学びとの出会い』」の「GPA」の「GPAの活用について」をご覧ください。また、GPAを活用した学修状況のふり返りには、UNIVERSAL PASSPORTのマイステップをご利用ください。
- ② 通算GPAが1.20未満の場合は、アカデミックアドバイザーまたはアカデミックサブアドバイザーの学修面談を受けることが必要です。詳しくは、UNIVERSAL PASSPORT（学内システムリンクの申請書ダウンロード）をご覧ください。
- ③ 本学を卒業するためには、所定の授業科目および単位数の修得と卒業時の通算GPAが1.50以上であることが必要です。通算GPAが1.50未満の場合は、学部学科で行う卒業認定試験を受け、合格することが必要です。

# IV. 資格等取得のための 履修方法





## 第1 保育士・児童指導員等

### I) 保育士

#### 1 保育士とは

保育士は、児童福祉法で「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」と規定され、①保育所保育士、②施設保育士に大別されます。①は公立保育所および私立保育所に分かれていますが、公立保育所の保育士として勤務するためには、公務員試験を受験して採用されることが必要ですので、その対策が求められます。

②の職種としては、乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設等において従事することとなります。

#### 2 保育実習

##### ① 保育実習指導Ⅰ（2単位）

保育実習の意義・目的・内容、計画、実践、観察、記録、評価の方法や内容について具体的に理解し、自らの課題を明確にする。また、実習施設における子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。

##### ② 保育実習指導Ⅱ（1単位）

保育実習の意義と目的について理解を深め、保育について総合的に学ぶ。また、保育の観察、記録及び自己評価等を踏まえた保育の改善について学び、保育士の専門性と職業倫理について理解する。そして、実習事後に実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする。

##### ③ 保育実習Ⅰ（4単位）

保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解するとともに、観察や子どもとのかかわりを通して子どもへの理解を深め、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に学ぶ。また、保育の計画、観察、記録及び自己評価、保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学ぶ。

##### ④ 保育実習Ⅱ（2単位）

保育実習Ⅰの経験を踏まえ保育に関する理解を深め、子どもの保育及び保護者支援について総合的に学ぶ。また、保育の計画、実践、観察、記録及び自己評価等について実際に取り組むとともに、保育士の専門性や職業倫理について具体的に理解したうえで、自己の課題を明確化する。

#### 3 履修上の留意事項

保育士資格取得希望者は社会福祉学科（社会福祉コース）の選択科目表中の「保育関連科目」および別表15の「保育士資格に関する科目」中の科目が卒業所要単位と重複している場合は、それを卒業所要単位で履修登録し、取得してください。卒業所要単位と重複していない科目は資格要件で登録して取得してください。

4 保育士の登録手続き

保育士として業務に就く前に登録手続きを行う必要があります。4年次11月ごろ登録手続きのガイダンスを行うため、必ず出席すること。

5 保育士資格に関する科目

(別表15)

系列	本学の開講科目名	必修	選択	種別	履修年次	履修方法
目的に 関する 科目 保育の本質・	社会福祉原論（職業指導を含む）	4		講義	2年以上	必修69単位 の 他、6単位以上 選択取得のこと
	リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習）	2		演習	2年以上	
	児童・家庭福祉論	4		講義	1年以上	
	保育原理	2		講義	1年以上	
	保育者論	2		講義	1年以上	
	社会的養護	2		講義	2年以上	
	教育学概論A	2		講義	1年以上	
保育の 対象の 理解に 関する 科目	保育の心理学Ⅰ	2		講義	2年以上	
	保育の心理学Ⅱ	1		演習	2年以上	
	子どもの保健Ⅰ	4		講義	1年以上	
	子どもの保健Ⅱ	1		演習	2年以上	
	臨床心理学		2	講義	2年以上	
	特別支援教育の基礎		2	講義	2年以上	
	児童精神医学		2	講義	3年以上	
	睡眠健康科学		2	講義	2年以上	
	人間関係論		2	講義	2年以上	
	家族心理学		2	講義	2年以上	
	家庭支援論	2		講義	2年以上	
	子どもの食と栄養	2		演習	1年以上	
保育の 内容・ 方法に 関する 科目	保育内容総論	1		演習	2年以上	
	保育内容研究（健康）	2		演習	2年以上	
	保育内容研究（環境）	1		演習	2年以上	
	保育内容研究（人間関係）	2		演習	2年以上	
	保育内容研究（言葉）	2		演習	2年以上	
	保育内容研究（運動あそび）	2		演習	2年以上	
	保育内容研究（表現・音楽）	2		演習	2年以上	
	保育内容研究（表現・美術）	2		演習	2年以上	
	保育課程論	2		講義	3年以上	
	保育相談支援	1		演習	3年以上	
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）A		2	講義	2年以上	
	社会的養護内容	1		演習	3年以上	
	障害児保育	2		演習	2年以上	
	家族社会学		2	講義	2年以上	
	乳児保育	2		演習	2年以上	

保育の表現技術	表現技術Ⅰ（音楽）	2		演習	1年以上	
	表現技術Ⅱ（音楽）	2		演習	2年以上	
	表現技術Ⅲ（美術）	1		演習	2年以上	
	表現技術Ⅳ（体育実技）	1		実技	2年以上	
	音楽教育		2	講義	3年以上	
	児童美術論		2	講義	2年以上	
	幼児運動論		2	講義	2年以上	
保育実習	保育実習指導Ⅰ	2		演習	2年以上	
	保育実習指導Ⅱ	1		演習	3年以上	
	保育実習Ⅰ	4		実習	3年以上	
	保育実習Ⅱ	2		実習	3年以上	
総合演習	保育実践演習	2		演習	3年以上	
教養科目	禅のこころ	1		実技	1年以上	必修7単位
	リエゾンゼミⅠ（基礎演習）	2		演習	1年以上	
	教育学の基礎	2		講義	1年以上	
	現代福祉の基礎	2		講義	1年以上	
	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）		2	演習	1年以上	必修2単位
	スポーツⅠ	2		実技	1年以上	必修4単位
	健康科学	2		講義	1年以上	

## II) 児童指導員（任用資格）

### ■ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

#### （児童指導員の資格）

第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 1 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者。
- 2 社会福祉士の資格を有する者。
- 3 精神保健福祉士の資格を有する者。
- 4 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。
- 5 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者。
- 6 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。
- 7 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。
- 8 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの。
- 9 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの。
- 10 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの。

児童指導員任用資格は、総合福祉学部 に在籍し、本学を卒業すれば取得可能です。

### Ⅲ) 児童福祉司

従来、本学卒業時に付与されてきた「児童福祉司」は、平成16年12月1日の児童福祉法改正により、卒業後に1年以上の実務経験が必要になりましたので、本学卒業のみでは取得できません。この法律は平成16年度の在籍学生から適用になります。

#### 『児童福祉法』平成16年12月1日法律第五十号による改正

#### 第四節〈旧第三節〉 児童福祉司

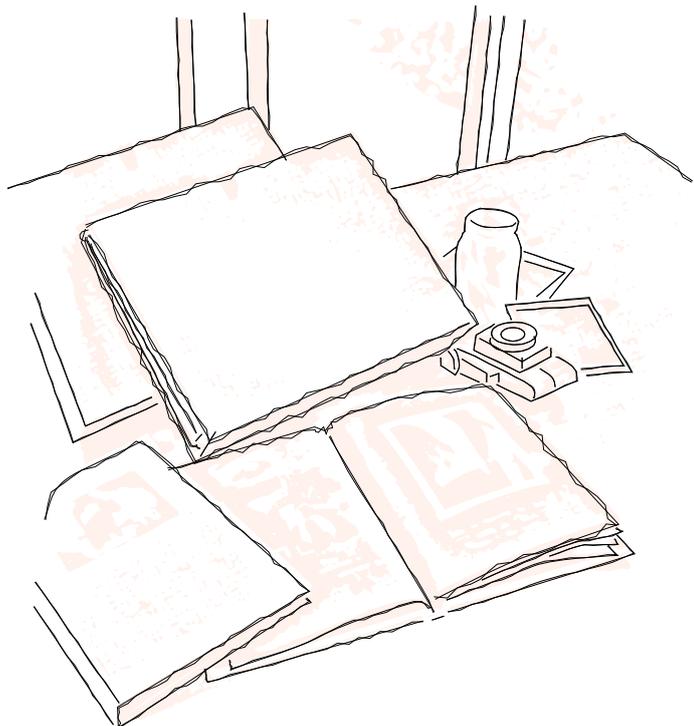
第十三条〈旧第十一条〉 ①都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

②児童福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 (省略)

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学、若しくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三～五 (省略)



## 第2 教職課程

大学卒業後、教育職員（以下教員という。）を希望するものは、「教育職員免許法」に基づき所定の単位を修得することによって「教育職員免許状」が取得できます。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において教員として勤務するためには、各都道府県・各政令指定都市等で実施する教員採用試験に合格し、採用候補者の名簿に登録されなければなりません。幼稚園において教員として勤務するためには、公立の場合各自治体で実施する採用試験に、私立の場合は各法人の実施する採用試験に合格しなければなりません。

### 1. 取得できる免許状の種類と免許教科

免許状の種類	免許教科・領域	取得資格条件	対象学部学科
幼稚園教諭 一種免許状		大学卒業・学士の学位を有すること	教育学部教育学科 初等教育専攻
小学校教諭 一種免許状		大学卒業・学士の学位を有すること	教育学部教育学科 初等教育専攻
中学校教諭 一種免許状	社 会	大学卒業・学士の学位を有すること	教育学部教育学科 中等教育専攻
高等学校教諭 一種免許状	地 理 歴 史	大学卒業・学士の学位を有すること	教育学部教育学科 中等教育専攻
高等学校教諭 一種免許状	公 民	大学卒業・学士の学位を有すること	教育学部教育学科 中等教育専攻
特別支援学校教諭 一種免許状	聴覚障害者 知的障害者	小学校の免許状を有すること	教育学部教育学科 初等教育専攻
	肢体不自由者 病弱者	中学校・高等学校の免許状を有すること	教育学部教育学科 中等教育専攻

## 2. 教育実習

教育実習は取得する教員免許状及び資格の種類によって以下の通り行う必要があります。教育実習を行うためには、教育実習前提条件に設定されている科目を円滑に履修及び修得する必要があります。また、教育実習前の手続きとしてガイダンスへの出席も必要となります。ガイダンスのお知らせはUNIVERSAL PASSPORTにて行いますので、確認漏れのないよう注意してください。

○教育学部教育学科初等教育専攻（教育実習スケジュール）

\*（ ）内は教育実習を行う場所

コース名	取得する免許・資格	3年次	4年次
幼保コース	幼稚園		教育実習（幼稚園）
	保育士（定員100名）	保育実習Ⅰ・Ⅱ	
	保育士・幼稚園	保育実習Ⅰ・Ⅱ	教育実習（幼稚園）
小幼コース	小学校		教育実習（小学校）
	小学校 <sup>※1・2</sup> ・幼稚園		教育実習（小学校）
	小学校 <sup>※1</sup> ・幼稚園・特別支援	教育実習（小学校）	特別支援教育実習
小特コース	小学校 <sup>※2</sup>		教育実習（小学校）
	小学校・特別支援	教育実習（小学校）	特別支援教育実習

※1 小幼コースにおいて幼稚園・小学校の教員免許状を取得する場合、教育実習は小学校で実施することになります。

※2 小学校教諭免許状取得者は教育実習以外に「介護等の体験」を実施する必要があります。（次頁参照）特別支援学校教諭免許状を併せて取得する場合は、特別支援教育実習を介護等体験にみなす措置を取っておりますので、介護等体験を行う必要はありません。

○教育学部教育学科中等教育専攻（教育実習スケジュール）

\*（ ）内は教育実習を行う場所

コース名	取得する免許・資格	3年次	4年次
中等教育専攻	中学校（社会） <sup>※1</sup>		教育実習（中学校）
	高校（地歴・公民）		教育実習（高等学校）
	中学校（社会） <sup>※1</sup> ・高校（地歴・公民）		教育実習（中学校又は高等学校）
	中学校（社会）・特別支援	教育実習（中学校）	特別支援教育実習
	高校（地歴・公民）・特別支援	教育実習（高等学校）	特別支援教育実習
	中学校（社会）・高校（地歴・公民） 特別支援	教育実習（中学校又は高等学校）	特別支援教育実習

※1 中学校教諭免許状取得者は教育実習以外に「介護等の体験」を実施する必要があります。（次頁参照）特別支援学校教諭免許状を併せて取得する場合は、特別支援教育実習を介護等体験にみなす措置を取っておりますので、介護等体験を行う必要はありません。

### 3. 「介護等の体験」について

『小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律』に基づき、小学校または中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者には、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（以下、「介護等の体験」という。）が求められます。

#### (1) 期 間

18歳に達した後の7日間	①特別支援学校	2日間
	②社会福祉施設	5日間

#### (2) 実施学校・施設

- ・特別支援学校
- ・文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める受け入れ施設
- ・文部科学大臣が定める施設

#### (3) 「介護等の体験」に関する証明書について

- ・教育職員免許状申請時に「介護等の体験」に関する証明書の提出が必要となります。証明書は、介護等の体験者から請求があった場合、学校または施設の長から発行されます。

#### (4) 「介護等の体験」を要しない者

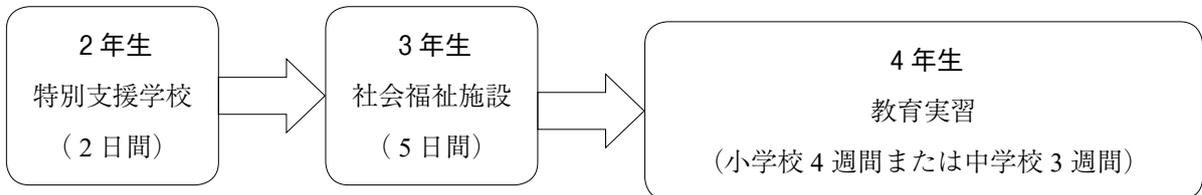
- ・保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士の免許を受けている者。
- ・社会福祉士、介護福祉士の資格を有する者。
- ・特別支援学校の教員の免許を受けている者。
- ・特別支援学校教諭一種免許状の取得を希望する学生で「特別支援教育実習」を終了した者は、当該学校長の証明を受けて、「介護等の体験」をおこなった者としてみなされます（「介護等の体験」は不要）。

#### (5) 必要経費は体験者（当該学生）の負担となります。※テキスト代が別途必要となります。

- ・特別支援学校（2日間） 無 料
- ・社会福祉施設（5日間） 10,800円

(6) 「介護等の体験」の流れ

「介護等の体験」は、2年生で特別支援学校、3年で社会福祉施設、4年生で教育実習という形で行うことが望ましいです。



○ 「介護等の体験」スケジュール

実施時期		介護等の体験		
教育実習前々年度	3～4月	「介護等の体験」ガイダンス（特別支援学校）（関係書類配布→記入→提出）		
	5月	「介護等の体験」事前指導（特別支援学校2日間）	体験学習開始	
	6月		↓	
	7～9月			
	10～11月			
	12月			
	1～3月	「介護等の体験」ガイダンス開催（社会福祉施設）		
教育実習前年度	4月	「介護等の体験」事前指導（社会福祉施設5日間）	体験学習開始	
	5月		↓	
	6月	社会福祉施設体験費納入（前期実施者）		
	7～9月			
	10月	社会福祉施設体験費納入（後期実施者）		
	11月			
	12月			

注意) ①日程等は変動することがあります。UNIVERSAL PASSPORT および掲示板で随時確認して下さい。

見忘れ・見落とし等がないよう十分注意して下さい。

②特別支援学校で特別支援教育実習（4年）を行う学生は「介護等の体験」は免除されます。

#### 4. 教育職員免許の取得方法【履修科目・教育実習】

##### (1) 幼稚園教諭一種免許状

幼稚園教諭は、幼児期の特性をふまえ、環境を通して教育を行います。幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成を培う重要なものであり、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するよう努めます。幼稚園教育実習は4年次に行います。

##### 1) 教科に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科に関する科目	国語（書写を含む）	国語科概論（書写を含む）		2	1年以上	6単位以上 選択取得のこと
	算数	算数概論		2	1年以上	
	生活	生活科概論		2	2年以上	
	音楽	表現技術Ⅰ（音楽）		2	1年以上	
		表現技術Ⅱ（音楽）		2	2年以上	
	図画工作	表現技術Ⅲ（美術）		1	2年以上	
		児童美術論		2	3年以上	
	体育	表現技術Ⅳ（体育実技）		1	2年以上	
幼児運動論			2	2年以上		

##### 2) 教科又は教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科又は教職に関する科目	障害児の学習支援	2		3年以上	必修4単位 を含め10単位以上選択 取得のこと
	英語活動の指導法	2		2年以上	
	英語活動概論		2	2年以上	
	英語活動の教材研究		2	3年以上	
	教育社会学各論		2	2年以上	
	教育心理学各論		2	2年以上	
	教育実践活動Ⅰ		1	1年以上	
	教育実践活動Ⅱ		1	2年以上	
	教育実践活動Ⅲ		1	3年以上	
	教育実践活動Ⅳ		1	4年以上	

## 3) 教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次
教職の意義等に関する科目	教職論 A	2		1 年以上
教育の基礎理論に関する科目	教育学概論 A	2		1 年以上
	教育史		4	2 年以上
	教育心理学概論 A	2		2 年以上
	教育社会学概論 A	2		2 年以上
教育課程及び指導法に関する科目	初等教育課程の意義と編成	2		2 年以上
	保育内容総論	1		2 年以上
	保育内容研究 (健康)	2		2 年以上
	保育内容研究 (人間関係)	2		2 年以上
	保育内容研究 (環境)	1		2 年以上
	保育内容研究 (言葉)	2		2 年以上
	保育内容研究 (表現・美術)	2		2 年以上
	保育内容研究 (表現・音楽)	2		2 年以上
	保育内容研究 (運動あそび)	2		2 年以上
教育方法論 (情報機器及び教材の活用を含む) A	2		2 年以上	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解と教育相談	2		3 年以上
教育実習	教育実習 (幼・小) の事前指導	1		2 年以上
	教育実習 (幼・小) の事前事後指導	1		3 年以上
	教育実習 (幼・小)	4		3 年以上
教職実践演習	教職実践演習	2		4 年
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目				
日本国憲法	日本国憲法	2		1 年以上
体育	スポーツ I	2		1 年
外国語コミュニケーション	英語 I (コミュニケーションを含む)	2		1 年以上
情報機器の操作	情報処理実習	2		1 年以上

4) 教育実習へ向けての準備

① 幼稚園で行う教育実習

幼稚園での教育実習は大学が指定した幼稚園で4年次に4週間行います。実習までの手続きについてはガイダンスで説明いたします。ガイダンス等主な予定は下記の通りです。ガイダンス等の学生に対する連絡はUNIVERSAL PASSPORTにて行います。確認漏れのないよう十分注意してください。

教育実習までの流れ

学年	月	ガイダンス・提出物・事前指導等の予定
2年生	4月	課程履修費納入 コンビニエンスストアにて納入
	2月	幼稚園教育実習第1回登録ガイダンス
3年生	2月	3年次実習希望調査票配布のガイダンス
	4月	3年次実習希望調査票の提出
	10月	幼稚園教育実習事前指導開始
	12月	実習報告会
	2～3月	各自、幼稚園にて体験学習
4年生	4月	幼稚園教育実習事前事後指導開始
	〃	実習関係書類の提出
	〃	幼稚園実習費納入 コンビニエンスストアにて納入
	5～9月	実習巡回指導担当教員との打合せ
	〃	各自実習先へ事前訪問
	6～11月	幼稚園教育実習(20日間)
	〃	実習終了後、各自実習先にお礼状送付
	12～1月	実習報告会
〃	教育職員免許状申請関係書類配布および提出	

注意) 日程等は変動することがあります。UNIVERSAL PASSPORTで随時確認して下さい。

見忘れ・見落とし等がないよう十分注意して下さい。

## ② 教育実習履修の前提条件

教育実習を行う際、教職科目および教科専門科目に関する一定の単位を履修または修得できない場合、教育実習を許可しません。また、同一年度に複数の教育実習を履修することはできませんので注意してください。

## i 幼稚園

	授業科目名	履修年次	履修前提条件
教科及び教科又は教職に関する科目	国語科概論（書写を含む）	1年以上	いずれか4科目以上単位修得済み
	算数概論	1年以上	
	生活科概論	2年以上	
	表現技術Ⅰ（音楽）	1年以上	
	表現技術Ⅱ（音楽）	2年以上	
	表現技術Ⅲ（美術）	2年以上	
	児童美術論	3年以上	
	表現技術Ⅳ（体育実技）	2年以上	
	幼児運動論	2年以上	
	障害児の学習支援	3年以上	
	英語活動の指導法	2年以上	単位修得済み
教職に関する科目	教職論A	1年以上	いずれか2科目以上単位修得済み
	教育学概論A	1年以上	
	教育心理学概論A	2年以上	
	教育社会学概論A	2年以上	
	初等教育課程の意義と編成	2年以上	
	保育内容総論	2年以上	単位修得済み
	保育内容研究（健康）	2年以上	いずれか4科目以上単位修得済み
	保育内容研究（人間関係）	2年以上	
	保育内容研究（環境）	2年以上	
	保育内容研究（言葉）	2年以上	
	保育内容研究（表現・美術）	2年以上	
	保育内容研究（表現・音楽）	2年以上	
	保育内容研究（運動あそび）	2年以上	
教育実習（幼・小）の事前指導	3年以上	単位修得済み	
教育実習（幼・小）の事前事後指導	4年	履修中	
六六条の六	日本国憲法	1年以上	単位修得済み
	スポーツⅠ	1年	
	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	
	情報処理実習	1年以上	
その他	保育実習指導Ⅰ	2年以上	単位修得済み
	保育実習指導Ⅱ	3年以上	単位修得済み

※教育実習履修登録（実習年度の4月）までに上記前提条件を満たす必要があります。

(2) 小学校教諭一種免許状

小学校教諭は、国語、算数、理科、社会、音楽、図工、体育の全教科と、道徳、特別活動の学習指導や生活指導を担当します。職務の種類・範囲が広いため、幅広い知識が必要となります。

1) 教科に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科に関する科目	国語（書写を含む）	国語科概論（書写を含む）	2		1年以上	必修8単位を含め、10単位以上選択取得のこと
		国語科教材研究		2	2年以上	
	社会	社会科概論	2		1年以上	
		社会科教材研究		2	2年以上	
	算数	算数概論	2		1年以上	
		算数科教材研究		2	2年以上	
	理科	理科概論	2		2年以上	
		理科教材研究（実験）		2	3年以上	
	生活	生活科概論		2	2年以上	
		生活科教材研究		2	3年以上	
	音楽	表現技術Ⅰ（音楽）		2	1年以上	
		表現技術Ⅱ（音楽）		2	2年以上	
		音楽教育		2	3年以上	
	図画工作	表現技術Ⅲ（美術）		1	2年以上	
		児童美術論		2	3年以上	
	家庭	家庭科概論		2	2年以上	
		家庭科教材研究		2	3年以上	
	体育	表現技術Ⅳ（体育実技）		1	2年以上	
体育科教材研究			2	3年以上		

2) 教科又は教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科又は教職に関する科目	障害児の学習支援	2		3年以上	必修4単位を含め10単位以上選択取得のこと
	英語活動概論		2	2年以上	
	英語活動の指導法	2		2年以上	
	英語活動の教材研究		2	3年以上	
	教育社会学各論		2	2年以上	
	教育心理学各論		2	2年以上	
	NIE活動論		2	2年以上	
	NIE活動の教材研究		2	2年以上	
	教育実践活動Ⅰ		1	1年以上	
	教育実践活動Ⅱ		1	2年以上	
	教育実践活動Ⅲ		1	3年以上	
	教育実践活動Ⅳ		1	4年以上	

## 3) 教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次
教職の意義等に関する科目	教職論A	2		1年以上
教育の基礎理論に関する科目	教育学概論A	2		1年以上
	教育史		4	2年以上
	教育心理学概論A	2		2年以上
	教育社会学概論A	2		2年以上
教育課程及び指導法に関する科目	初等教育課程の意義と編成	2		2年以上
	国語科の指導法	2		2年以上
	社会科の指導法	2		2年以上
	算数科の指導法	2		2年以上
	理科の指導法	2		2年以上
	生活科の指導法	2		2年以上
	音楽科の指導法	2		2年以上
	図画工作科の指導法	2		2年以上
	家庭科の指導法	2		2年以上
	体育科の指導法	2		2年以上
	道徳の指導法A	2		2年以上
	道徳の教材研究		2	2年以上
	特別活動の指導法A	2		2年以上
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）A	2		2年以上
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導・進路指導論A	2		3年以上
	教育相談の理論と方法A	2		3年以上
教育実習	教育実習（幼・小）の事前指導	1		2年以上
	教育実習（幼・小）の事前事後指導	1		3年以上
	教育実習（幼・小）	4		3年以上
教職実践演習	教職実践演習	2		4年

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

日本国憲法	日本国憲法	2		1年以上
体育	スポーツ I	2		1年
外国語コミュニケーション	英語 I（コミュニケーションを含む）	2		1年以上
情報機器の操作	情報処理実習	2		1年以上

#### 4) 教育実習へ向けての準備

##### ① 小学校で行う教育実習

小学校の教育実習は、3年次または4年次に4週間行います。小学校の教育実習は、出身校又は卒業生以外でも受け入れている学校にて行います。実習校における実習生の受入れの実態は大変厳しいものになってきています。卒業生であっても受入れを制限する学校や、教員採用試験の受験を条件とする学校もあります。そのため、実習の前々年度2月に登録ガイダンスを行い、前年度に実習校から内諾を得ることになります。登録ガイダンスは下記の通りの予定で第1回～第3回まで行なわれます。各回の登録を完了しないと、実習を行なうことができなくなりますので、必ず登録ガイダンスに出席してください。

ガイダンス等の学生に対する連絡はUNIVERSAL PASSPORTにて行います。確認漏れのないよう十分注意してください。

#### 教育実習までの流れ

※年度により日程は変動することがあります。詳細はUNIVERSAL PASSPORTおよび学内掲示板でお知らせします。

実施時期		教育実習（小学校）の手続き内容	対象学年
実習前々年度	2月	教育実習第1回登録（ガイダンス） 〈希望調査実施〉	1年生および2年生
	3月	教育実習希望校訪問 (訪問時期は各実習希望先によって異なる)	
実習前年度	4月	教育実習第2回登録（ガイダンス） 依頼状・内諾書・その他関係書類配布、登録金納入	第1回登録した新2年生および新3年生
	5～9月	教育実習希望校訪問（訪問時期は各実習希望先によって異なる）	第1・2回とも登録をした 2・3年生
	10月	教育実習第3回登録（ヒアリングシート提出）	
	9～12月	教育実習事前指導	
	1月	教育実習誓約書・実習生の記録など配布 →記入して提出	第1・2・3回までの 登録が済んでいる学生
実習年度	1～3月		
	4月	教育実習事前事後指導・実習日誌配布	前年度登録をし、前年度の スケジュールを全て終了した 3・4年生
	5月	教育実習費納入	
	6月	実習終了後レポート提出	
	7～9月	↓	
	10月	教育実習事後指導	
11月	↓		
12月	教育職員免許状申請関係書類配布および提出（4年生）		

## ②教育実習履修の前提条件

教育実習を行う際、教職科目及び教科専門科目に関する一定の単位を履修または修得できない場合、教育実習を許可しません。また、同一年に複数の教育実習を履修することはできませんので注意してください。

## i 小学校教育実習履修の前提条件

	授業科目名	履修年次	履修前提条件
教科及び教職に関する科目	国語科概論（書写を含む）	1年以上	いずれか2科目以上単位修得済み
	社会科概論	1年以上	
	算数概論	1年以上	
	理科概論	2年以上	
	障害児の学習支援	3年以上	履修中
	英語活動の指導法	2年以上	履修中
教職に関する科目	教職論A	1年以上	いずれか2科目以上単位修得済み
	教育学概論A	1年以上	
	教育心理学概論A	2年以上	
	教育社会学概論A	2年以上	
	初等教育課程の意義と編成	2年以上	
	国語科の指導法	2年以上	いずれか4科目以上単位修得済み
	社会科の指導法	2年以上	
	算数科の指導法	2年以上	
	理科の指導法	2年以上	
	生活科の指導法	2年以上	
	音楽科の指導法	2年以上	
	図画工作科の指導法	2年以上	
	家庭科の指導法	2年以上	
	体育科の指導法	2年以上	
	道徳の指導法A	2年以上	
	特別活動の指導法A	2年以上	
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）A	2年以上	
	生徒指導・進路指導論A	3年以上	
教育相談の理論と方法A	3年以上	履修中	
教育実習（幼・小）の事前指導	2年以上	単位修得済み	
教育実習（幼・小）の事前事後指導	3年以上	履修中	
六六条の六	日本国憲法	1年以上	単位修得済み
	スポーツI	1年	
	英語I（コミュニケーションを含む）	1年以上	
	情報処理実習	1年以上	

※教育実習履修登録（実習年度の4月）までに上記前提条件を満たす必要があります。

(3) 中学校教諭一種免許状（社会）

中学校教諭は、中学校において生徒の学習面と生活面の指導をします。子どもから大人へと脱皮する思春期の子どもたちを担う重要な職務であり、指導力だけではなく体力も必要となってきます。

1) 教科に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科に関する科目	日本史及び外国史	日本史概説	4		1年以上	必修を含め28単位以上 選択取得のこと
		日本文化史		4	2年以上	
		日本美術史		2	3年以上	
		考古学概論		2	2年以上	
		東洋史概説	2		2年以上	
		西洋史概説	2		2年以上	
		西洋美術史		2	3年以上	
	地理学 (地誌を含む。)	人文地理学	4		2年以上	○印の科目のうちいずれか 1科目以上選択取得のこと ●印の科目のうちいずれか 1科目以上選択取得のこと △印の科目のうちいずれか 1科目以上選択取得のこと
		自然地理学	4		2年以上	
		地誌	4		2年以上	
	「法学、政治学」	○法学概論(国際法を含む)		2	2年以上	
		○政治学原論(国際政治を含む)		4	2年以上	
	「社会学、経済学」	●社会学原論		4	2年以上	
		●経済原論(国際経済を含む)		4	2年以上	
	「哲学、倫理学、宗教学」	△倫理学概論		4	2年以上	
△宗教学概論			2	2年以上		
仏教学概論			4	2年以上		

2) 教科又は教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科又は教職に関する科目	障害児の学習支援	2		3年以上	必修2単位 を含め8単 位以上選択 取得のこと
	教育社会学各論		2	2年以上	
	教育心理学各論		2	2年以上	
	地域研究法(調査を含む)		2	3年以上	
	生涯学習概論		4	1年以上	
	地域マネジメント論		2	2年以上	
	社会貢献論		2	2年以上	
	NIE活動論		2	2年以上	
	NIE活動の教材研究		2	2年以上	
	教育実践活動Ⅰ		1	1年以上	
	教育実践活動Ⅱ		1	2年以上	
	教育実践活動Ⅲ		1	3年以上	
	教育実践活動Ⅳ		1	4年以上	

## 3) 教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次
教職の意義等に関する科目	教職論B	2		1年以上
教育の基礎理論に関する科目	教育学概論B	2		1年以上
	教育史		4	2年以上
	教育心理学概論B	2		2年以上
	教育社会学概論B	2		2年以上
教育課程及び指導法に関する科目	中等教育課程の意義と編成	2		2年以上
	社会科の指導法Ⅰ（地理歴史）	4		2年以上
	社会科の指導法Ⅱ（公民）	4		2年以上
	道徳の指導法B	2		2年以上
	道徳の教材研究		2	2年以上
	特別活動の指導法B	2		2年以上
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）B	2		2年以上
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導・進路指導論B	2		3年以上
	教育相談の理論と方法B	2		3年以上
教育実習	教育実習（中・高）の事前指導	1		2年以上
	教育実習（中・高）の事前事後指導	1		3年以上
	教育実習（中・高）	4		3年以上
教職実践演習	教職実践演習	2		4年
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目				
日本国憲法	日本国憲法	2		1年以上
体育	スポーツⅠ	2		1年
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	2		1年以上
情報機器の操作	情報処理実習	2		1年以上

(4) 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

高等学校教諭は、高等学校で生徒の学習面と生活面の指導をします。地理・歴史についての豊富な専門知識に加え、公平で適切なアドバイスのできる人材が求められます。

1) 教科に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科に関する科目	日本史	日本史概説	4		1年以上	必修を含め24単位以上選択取得のこと
		日本文化史		4	2年以上	
		日本美術史		2	3年以上	
		考古学概論		2	2年以上	
	外国史	東洋史概説	2		2年以上	
		西洋史概説	2		2年以上	
		西洋美術史		2	3年以上	
	人文地理学及び自然地理学	人文地理学	4		2年以上	
		自然地理学	4		2年以上	
	地誌	地誌	4		2年以上	

2) 教科又は教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科又は教職に関する科目	障害児の学習支援	2		3年以上	必修2単位を含め16単位以上選択取得のこと
	教育社会学各論		2	2年以上	
	教育心理学各論		2	2年以上	
	地域研究法（調査を含む）		2	3年以上	
	生涯学習概論		4	1年以上	
	地域マネジメント論		2	2年以上	
	社会貢献論		2	2年以上	
	NIE活動論		2	2年以上	
	NIE活動の教材研究		2	2年以上	
	教育実践活動Ⅰ		1	1年以上	
	教育実践活動Ⅱ		1	2年以上	
	教育実践活動Ⅲ		1	3年以上	
	教育実践活動Ⅳ		1	4年以上	

## 3) 教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次
教職の意義等に関する科目	教職論B	2		1年以上
教育の基礎理論に関する科目	教育学概論B	2		1年以上
	教育史		4	2年以上
	教育心理学概論B	2		2年以上
	教育社会学概論B	2		2年以上
教育課程及び指導法に関する科目	中等教育課程の意義と編成	2		2年以上
	社会科の指導法 I (地理歴史)	4		2年以上
	地理歴史科指導法	4		2年以上
	特別活動の指導法B	2		2年以上
	教育方法論 (情報機器及び教材の活用を含む) B	2		2年以上
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導・進路指導論B	2		3年以上
	教育相談の理論と方法B	2		3年以上
教育実習	教育実習 (中・高) の事前指導	1		2年以上
	教育実習 (中・高) の事前事後指導	1		3年以上
	教育実習 (中・高)	4		3年以上
教職実践演習	教職実践演習	2		4年

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

日本国憲法	日本国憲法	2		1年以上
体育	スポーツ I	2		1年
外国語コミュニケーション	英語 I (コミュニケーションを含む)	2		1年以上
情報機器の操作	情報処理実習	2		1年以上

(5) 高等学校教諭一種免許状（公民）

高等学校教諭は、高等学校で生徒の学習面と生活面の指導をします。公民についての豊富な専門知識に加え、公平で適切なアドバイスのできる人材が求められます。

1) 教科に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科に関する科目	「法学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)」	○法学概論(国際法を含む)		2	2年以上	○印の科目のうちいずれか1科目以上選択取得のこと
		○政治学原論(国際政治を含む)		4	2年以上	
	「社会学、経済学(国際経済を含む)」	●社会学原論		4	2年以上	●印の科目のうちいずれか1科目以上選択取得のこと
		福祉社会学		2	1年以上	
		●経済原論(国際経済を含む)		4	2年以上	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	△倫理学概論		4	2年以上	△印の科目のうちいずれか1科目以上選択取得のこと
		△宗教学概論		2	2年以上	
		仏教学概論		4	2年以上	
		△心理学概論		2	2年以上	

2) 教科又は教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科又は教職に関する科目	障害児の学習支援	2		3年以上	必修2単位を含め16単位以上選択取得のこと
	教育社会学各論		2	2年以上	
	教育心理学各論		2	2年以上	
	地域研究法(調査を含む)		2	3年以上	
	生涯学習概論		4	1年以上	
	地域マネジメント論		2	2年以上	
	社会貢献論		2	2年以上	
	NIE活動論		2	2年以上	
	NIE活動の教材研究		2	2年以上	
	教育実践活動Ⅰ		1	1年以上	
	教育実践活動Ⅱ		1	2年以上	
	教育実践活動Ⅲ		1	3年以上	
	教育実践活動Ⅳ		1	4年以上	

## 3) 教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次
教職の意義等に関する科目	教職論B	2		1年以上
教育の基礎理論に関する科目	教育学概論B	2		1年以上
	教育史		4	2年以上
	教育心理学概論B	2		2年以上
	教育社会学概論B	2		2年以上
教育課程及び指導法に関する科目	中等教育課程の意義と編成	2		2年以上
	社会科の指導法Ⅱ（公民）	4		2年以上
	公民科指導法	4		2年以上
	特別活動の指導法B	2		2年以上
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）B	2		2年以上
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導・進路指導論B	2		3年以上
	教育相談の理論と方法B	2		3年以上
教育実習	教育実習（中・高）の事前指導	1		2年以上
	教育実習（中・高）の事前事後指導	1		3年以上
	教育実習（中・高）	4		3年以上
教職実践演習	教職実践演習	2		4年
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目				
日本国憲法	日本国憲法	2		1年以上
体育	スポーツⅠ	2		1年
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	2		1年以上
情報機器の操作	情報処理実習	2		1年以上

4) 教育実習へ向けての準備

① 中学校・高等学校で行う教育実習

中学校又は高等学校の教育実習は3年次または4年次に3週間行います。教育実習生は実習中に教育活動の全領域に参加し、実習校の校長および指導教諭の指導のもと、実習生自ら直接教育活動を行うことになります。

ただし、中学校・高等学校には教育実習生を引き受けなければならないという法的根拠および義務はなく、将来学校教育を担う後輩の育成という善意で受け入れていただいているのですから、教育実習を希望する学生には十分な事前準備が求められます。

中学校・高等学校の教育実習は、出身校または卒業生以外でも受け入れている学校にて行います。実習校における実習生の受入れの実態は大変厳しいものになってきています。卒業生であっても受入れを制限する学校や、教員採用試験の受験を条件とする学校もあります。そのため、実習の前々年度2月に登録ガイダンスを行い、前年度に実習校から内諾を得ることになります。登録ガイダンスは下記の通りの予定で第1回～第3回まで行われます。各回の登録を完了しないと、実習を行うことができなくなりますので、必ず登録ガイダンスに出席してください。

ガイダンス等の学生に対する連絡はUNIVERSAL PASSPORTにて行います。確認漏れのないよう十分注意してください。

教育実習までの流れ

※年度により日程は変動することがあります。詳細は学内掲示板でお知らせします。

実施時期		教育実習（中高）の手続き内容	対象学年
実習前々年度	2月	教育実習第1回登録（ガイダンス）	1年生および2年生
	3月	教育実習希望校訪問 (訪問時期は各実習希望先によって異なる)	
実習前年度	4月	教育実習第2回登録（ガイダンス） 依頼状・内諾書・その他関係書類配布、登録金納入	第1回登録した 新2年生および新3年生
	5～9月	教育実習希望校訪問（訪問時期は各実習希望先によって異なる）	第1・2回とも登録をした 2年生および3年生
	10月	教育実習第3回登録（ヒアリングシート提出）	
	10～12月	教育実習事前指導	
	1月	教育実習誓約書・実習生の記録など配布 →記入して提出	第1・2・3回までの 登録が済んでいる学生
実習年度	4月	教育実習事前事後指導	前年度登録をし、前年度の スケジュールを全て終了した 3年生および4年生
	5月	教育実習費納入・実習日誌配布	
	6月	実習終了後レポート提出	
	7～9月		
	10月		
	11月	教育実習事後指導	
	12月	教育職員免許状申請関係書類配布および提出（4年生）	

## ② 教育実習履修の前提条件

教育実習を行う際、教職科目および教科専門科目に関する一定の単位を履修または修得できない場合、教育実習を許可しません。

## i 中学校（社会）

	授業科目名	履修年次	履修前提条件
教科及び教科又は教職に関する科目	日本史概説	1年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	東洋史概説	2年以上	
	西洋史概説	2年以上	
	人文地理学	2年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	自然地理学	2年以上	
	地誌	2年以上	
	法学概論（国際法を含む）	2年以上	いずれか3科目以上単位修得済み
	政治学原論（国際政治を含む）	2年以上	
	社会学原論	2年以上	
	経済原論（国際経済を含む）	2年以上	
	倫理学概論	2年以上	
	宗教学概論	2年以上	
	障害児の学習支援	3年以上	履修中
教職に関する科目	教職論B	1年以上	単位修得済み
	教育学概論B	1年以上	
	教育心理学概論B	2年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	教育社会学概論B	2年以上	
	中等教育課程の意義と編成	2年以上	いずれか2科目以上単位修得済み
	社会科の指導法Ⅰ（地理歴史）	2年以上	
	社会科の指導法Ⅱ（公民）	2年以上	
	道徳の指導法B	2年以上	
	特別活動の指導法B	2年以上	
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）B	2年以上	
	教育実習（中・高）の事前指導	2年以上	単位修得済み
	教育実習（中・高）の事前事後指導	3年以上	履修中
六六条の六	日本国憲法	1年以上	単位修得済み
	スポーツⅠ	1年	
	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	
	情報処理実習	1年以上	

※教育実習履修登録（実習年度の4月）までに上記前提条件を満たす必要があります。

ii 高等学校（地理歴史）

	授業科目名	履修年次	履修前提条件
教科及び教科又は 教職に関する科目	日本史概説	1年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	東洋史概説	2年以上	
	西洋史概説	2年以上	
	人文地理学	2年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	自然地理学	2年以上	
	地誌	2年以上	
	障害児の学習支援	3年以上	履修中
教職に関する科目	教職論B	1年以上	単位修得済み
	教育学概論B	1年以上	
	教育心理学概論B	2年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	教育社会学概論B	2年以上	
	中等教育課程の意義と編成	2年以上	いずれか2科目以上単位修得済み
	社会科の指導法I（地理歴史）	2年以上	
	地理歴史科指導法	2年以上	
	特別活動の指導法B	2年以上	
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）B	2年以上	
	生徒指導・進路指導論B	3年以上	履修中
	教育実習（中・高）の事前指導	2年以上	単位修得済み
	教育実習（中・高）の事前事後指導	3年以上	履修中
六六条の六	日本国憲法	1年以上	単位修得済み
	スポーツI	1年	
	英語I（コミュニケーションを含む）	1年以上	
	情報処理実習	1年以上	

※教育実習履修登録（実習年度の4月）までに上記前提条件を満たす必要があります。

## iii 高等学校（公民）

	授業科目名	履修年次	履修前提条件
教科及び 教科又は 教職に 関する 科目	法学概論（国際法を含む）	2年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	政治学原論（国際政治を含む）	2年以上	
	社会学原論	2年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	経済原論（国際経済を含む）	2年以上	
	倫理学概論	2年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	宗教学概論	2年以上	
	心理学概論	2年以上	
	障害児の学習支援	3年以上	履修中
教職に 関する 科目	教職論B	1年以上	単位修得済み
	教育学概論B	1年以上	
	教育心理学概論B	2年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	教育社会学概論B	2年以上	
	中等教育課程の意義と編成	2年以上	いずれか2科目以上単位修得済み
	社会科の指導法Ⅱ（公民）	2年以上	
	公民科指導法	2年以上	
	特別活動の指導法B	2年以上	
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）B	2年以上	
	生徒指導・進路指導論B	3年以上	履修中
	教育実習（中・高）の事前指導	2年以上	単位修得済み
	教育実習（中・高）の事前事後指導	3年以上	履修中
六六条の六	日本国憲法	1年以上	単位修得済み
	スポーツⅠ	1年	
	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	
	情報処理実習	1年以上	

※教育実習履修登録（実習年度の4月）までに上記前提条件を満たす必要があります。

(6) 特別支援学校教諭一種免許状

特別支援学校教諭とは、特別支援学校や一般の学校に併設された特別支援学級などにおいて、障害をもった児童・生徒に自立活動や小・中・高等学校に準ずる教育を行います。通常の教諭とは異なり、専門的な知識と忍耐力が必要となりますが、それ以上にやりがいを感じる仕事です。

教育職員免許状に基づいて必要単位を修得すると、特別支援学校教諭一種免許状が取得できます。ただし、特別支援学校一種免許状だけを修得すれば特別支援学校教諭の資格が得られるというのではなく、基礎資格として幼・小・中・高いずれかの普通免許を有することが必要です<sup>※1</sup>。したがって、基礎資格を取得することが前提となります。

1) 本学で取得できる基礎資格

- ・ 小学校教諭一種免許状〔初等教育専攻〕
- ・ 中学校教諭一種免許状（社会）〔中等教育専攻〕
- ・ 高等学校教諭一種免許状（地理歴史・公民）〔中等教育専攻〕

**基礎資格**

- ・ 小学校教諭一種免許状
  - ・ 中学校教諭一種免許状（社会）
  - ・ 高等学校教諭一種免許状（地理歴史・公民）
- } のいずれかまたは両方



**特別支援学校教諭一種免許状**

※1 本学では、幼稚園教諭と特別支援学校教諭を組合わせて取得することはできません。

小幼コースの学生で特別支援学校教諭免許状の取得を希望する場合は、「幼稚園＋特別支援」の組合せでの取得はできません。「小学校＋幼稚園＋特別支援」または「小学校＋特別支援」の組合せで取得をしてください。

## 2) 特別支援教育に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育総論	2		2年以上	必修科目を含め、17科目34単位以上選択取得
特別支援教育領域に関する科目	聴覚障害者の心理	2		3年以上	
	聴覚障害者の生理・病理	2		3年以上	
	知的障害者の心理・生理・病理	2		3年以上	
	肢体不自由者の心理・生理・病理	2		3年以上	
	病弱者の心理・生理・病理	2		3年以上	
	聴覚障害者教育論	4		3年以上	
	知的障害者教育論	2		3年以上	
	肢体不自由者教育論	2		2年以上	
免許法に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	病弱者教育論	2		2年以上	
	視覚障害者教育総論	2		2年以上	
	言語障害者教育総論	2		3年以上	
	重複障害者教育総論	2		3年以上	
	発達障害者教育総論	2		3年以上	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	自閉症者教育総論		2	3年以上	
	特別支援教育実習の事前指導	1		3年以上	
	特別支援教育実習の事前事後指導	1		4年	
	特別支援教育実習	2		4年	

## 3) 特別支援教育実習

## ① 基礎条件

特別支援教育実習は、これまで学んだ学習の総括ともいえるべきものですから、上記の表の科目を中心に、改めて復習することが必要です。本学では、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の4領域の取得が可能になります。

また、事前に特別支援学校について理解しておくことが必要です。自主的に見学をしたり、ボランティア活動を通して児童・生徒と接する機会をつくってください。教育対象にはさまざまな児童・生徒がいますので、これらの児童・生徒を観察し、できるだけ理解を深める必要があります。特別支援学校では、将来、学校教育を担う後輩の育成という善意で実習を受け入れてくれるのですから、実習校や児童・生徒のために少しでも役立つことを念頭において臨むことが必要です。

なお、特別支援教育実習は4年次に2週間行います。小・中・高等学校等の教育実習の経験が生かされるように学習しておくことが必要です。

② 準備

小・中・高等学校の実習の場合と同じです。特別支援学校の場合、教育実習は原則として出身都道府県の特別支援学校で実施することになっています。手続き等は特別支援教育実習のガイダンス等で行い、実習を希望する学校へ各自依頼をします\*1。近年特別支援学校での実習生が増加していることもあり、必ずしも希望校に決定するとは限りません。また、特別支援学校では取得教科のみを担当するという実習はほとんどありません。小・中・高等部のいずれかに配属され、教科も何が割り当てられるか分からないことを十分に承知しておいてください。

なお、実習に関しては登録を完了しないと実習へ行くことができなくなりますので、必ず登録ガイダンスに出席してください。ガイダンス等の学生に対する連絡は、UNIVERSAL PASSPORTにて行います。見忘れ、見落とし等がないよう十分注意してください。

\*1 大学から依頼する場合があります。詳しくは、ガイダンス等で説明します。

特別支援教育実習までの流れ

※年度により日程は変動することがあります。詳細はUNIVERSAL PASSPORTでお知らせします。

実施時期		*1特別支援教育実習
実習 前々年度	12月	特別支援教育実習仮登録ガイダンス
	2月	第1回特別支援教育実習登録ガイダンス
実習 前年度	4月	第2回特別支援教育実習登録ガイダンス
		実習登録金納入
	5～9月	教育実習希望校訪問
	11月	特別支援教育実習事前指導開始（9月～1月）
実習 年度	1月	教育実習関係書類配布（誓約書、実習生記録など）
	4月	特別支援教育実習事前事後指導開始
	5月	↓ 実習費納入
	6月	教育実習終了後レポート提出
	7～9月	↓
	10月	↓
	11月	↓
	12月	教育職員免許状関係書類配布および提出
1月	特別支援教育実習事後指導	

\*1 特別支援教育実習は4年次に行います。

\*2 特別支援教育実習を行う学生は介護等の体験を行う必要はありません。

## ③ 特別支援教育実習の前提条件

教育実習を行う際、特別支援教育に関する一定の単位を履修または修得できない場合、教育実習を許可することはできません。また、同一年度に複数の教育実習を履修することはできませんので注意してください。

授業科目名	履修年次	履修前提条件
特別支援教育総論	2年以上	実習前に単位修得済み
聴覚障害者の心理	3年以上	履修済みあるいは履修中
聴覚障害者の生理・病理	3年以上	
知的障害者の心理・生理・病理	3年以上	
肢体不自由者の心理・生理・病理	3年以上	
病弱者の心理・生理・病理	3年以上	
聴覚障害者教育論	3年以上	実習前に単位修得済み
知的障害者教育論	3年以上	
肢体不自由者教育論	2年以上	
病弱者教育論	2年以上	
視覚障害者教育総論	2年以上	必修科目については履修済み、あるいは履修中
言語障害者教育総論	3年以上	
重複障害者教育総論	3年以上	
発達障害者教育総論	3年以上	
自閉症者教育総論	3年以上	
特別支援教育実習の事前指導	3年以上	実習前に単位修得済み
特別支援教育実習の事前事後指導	4年	履修中

※特別支援学校教諭免許状を取得するためには基礎免許状（幼小中高いずれか）が必要なことから、基礎免許状に関わる教育実習の単位を特別支援教育実習の前年度までに修得できない場合、特別支援教育実習を行うことはできません。

(7) 幼稚園教諭二種免許状

1) 教科に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科に関する科目	国語（書写を含む）	国語科概論（書写を含む）		2	1年以上	4単位以上 選択取得
	算数	算数概論		2	1年以上	
	生活	生活科概論		2	2年以上	
	音楽	表現技術Ⅰ（音楽）		2	1年以上	
		表現技術Ⅱ（音楽）		2	2年以上	
	図画工作	表現技術Ⅲ（美術）		1	2年以上	
		児童美術論		2	3年以上	
	体育	表現技術Ⅳ（体育実技）		1	2年以上	
幼児運動論			2	2年以上		

2) 教科又は教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科又は教職に関する科目	障害児の学習支援	2		3年以上	必修4単位
	英語活動の指導法	2		2年以上	

## 3) 教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教育の意義等に関する科目	教職論 A	2		1年以上	必修 2 単位
教育の基礎理論に関する科目	教育学概論 A	2		1年以上	必修 6 単位
	教育心理学概論 A	2		2年以上	
	教育社会学概論 A	2		2年以上	
教育課程及び指導法に関する科目	初等教育課程の意義と編成	2		2年以上	必修 18 単位
	保育内容総論	1		2年以上	
	保育内容研究 (健康)	2		2年以上	
	保育内容研究 (人間関係)	2		2年以上	
	保育内容研究 (環境)	1		2年以上	
	保育内容研究 (言葉)	2		2年以上	
	保育内容研究 (表現・美術)	2		2年以上	
	保育内容研究 (表現・音楽)	2		2年以上	
	保育内容研究 (運動あそび)	2		2年以上	
教育方法論 (情報機器及び教材の活用を含む) A	2		2年以上		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解と教育相談	2		3年以上	必修 2 単位
教育実習	教育実習 (幼・小) の事前指導	1		2年以上	必修 6 単位
	教育実習 (幼・小) の事前事後指導	1		3年以上	
	教育実習 (幼・小)	4		3年以上	
教職実践演習	教職実践演習	2		4年	必修 2 単位
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
日本国憲法	日本国憲法	2		1年以上	必修 8 単位
体育	スポーツ I	2		1年	
外国語コミュニケーション	英語 I (コミュニケーションを含む)	2		1年以上	
情報機器の操作	情報処理実習	2		1年以上	

(8) 小学校教諭二種免許状

1) 教科に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科に関する科目	国語（書写を含む。）	国語科概論（書写を含む）	2		1年以上	必修4単位を含め6単位以上選択取得
		国語科教材研究		2	2年以上	
	社会	社会科概論		2	1年以上	
		社会科教材研究		2	2年以上	
	算数	算数概論	2		1年以上	
		算数科教材研究		2	2年以上	
	理科	理科概論		2	2年以上	
		理科教材研究（実験）		2	3年以上	
	生活	生活科概論		2	2年以上	
		生活科教材研究		2	3年以上	
	音楽	表現技術Ⅰ（音楽）		2	1年以上	
		表現技術Ⅱ（音楽）		2	2年以上	
		音楽教育		2	3年以上	
	図画工作	表現技術Ⅲ（美術）		1	2年以上	
		児童美術論		2	3年以上	
	家庭	家庭科概論		2	2年以上	
		家庭科教材研究		2	3年以上	
	体育	表現技術Ⅳ（体育実技）		1	2年以上	
体育科教材研究			2	3年以上		

2) 教科又は教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教科又は教職に関する科目	障害児の学習支援	2		3年以上	必修4単位
	英語活動の指導法	2		2年以上	

## 3) 教職に関する科目

	授業科目名	必修	選択	履修年次	履修方法
教育の意義等に関する科目	教職論A	2		1年以上	必修2単位
教育の基礎理論に関する科目	教育学概論A	2		1年以上	必修6単位
	教育心理学概論A	2		2年以上	
	教育社会学概論A	2		2年以上	
教育課程及び指導法に関する科目	初等教育課程の意義と編成	2		2年以上	必修22単位
	国語科の指導法	2		2年以上	
	社会科の指導法	2		2年以上	
	算数科の指導法	2		2年以上	
	理科の指導法	2		2年以上	
	生活科の指導法	2		2年以上	
	音楽科の指導法	2		2年以上	
	図画工作科の指導法	2		2年以上	
	道徳の指導法A	2		2年以上	
	特別活動の指導法A	2		2年以上	
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）A	2		2年以上	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導・進路指導論A	2		3年以上	必修4単位
	教育相談の理論と方法A	2		3年以上	
教育実習	教育実習（幼・小）の事前指導	1		2年以上	必修6単位
	教育実習（幼・小）の事前事後指導	1		3年以上	
	教育実習（幼・小）	4		3年以上	
教職実践演習	教職実践演習	2		4年	必修2単位
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
日本国憲法	日本国憲法	2		1年以上	必修8単位
体育	スポーツI	2		1年	
外国語コミュニケーション	英語I（コミュニケーションを含む）	2		1年以上	
情報機器の操作	情報処理実習	2		1年以上	

## 5. 学校図書館司書教諭資格に関する科目

学校図書館司書教諭とは、学校図書館で読書指導、図書や資料などの収集、整理、管理などの専門業務を行います。近年では活字離れが進む児童・生徒に、本への興味をわかせる工夫や取り組みが求められています。

学校図書法および学校図書館司書教諭講習規程に基づき、学校図書館司書教諭規程第3条に定める科目に相当する授業科目を下記の通り設置しています。

授業科目名	必修	履修年次	履修方法
学校経営と学校図書館	2	3年以上	5科目10単位必修
学校図書館メディアの構成	2	3年以上	
学習指導と学校図書館	2	3年以上	
読書と豊かな人間性	2	3年以上	
情報メディアの活用	2	3年以上	

学校図書館司書教諭の資格を取得するためには、下記の条件を満たさなければなりません。

1. 小学校、中学校、高等学校または特別支援学校教諭の教育職員免許状を有する者（幼稚園、養護教諭は除く）又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上修得している者（教育職員免許状を有してからその効力が生じる）。
2. 学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める科目に相当する授業科目を修得すること。
3. 所定の学校図書館司書教諭講習修了手続きを行うこと。ただし、学校図書館司書教諭資格は、所持する教育職員免許状について効力を生じるため、必ず教育職員免許状を取得してください。

### [資格取得について]

修了証書は卒業してから1年後に文部科学省より授与されます。

授与されるためには卒業後申請手続きを行っていただく必要があります。詳細につきましては4年次の教員免許状一括申請ガイダンス時にお知らせいたします。

## 第3 社会教育関連資格

### I) 社会教育主事

#### 1 社会教育主事とは

- (1) 社会教育主事は、都道府県・市町村等の地方公共団体の教育委員会事務局社会教育課に属する教育公務員であり、社会教育の指導行政の中心的存在として「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」（社会教育法第9条の3）ことを任務とする専門職員です。
- (2) 社会教育主事の資格を取得するためには、「大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあった者」（社会教育法第9条の4第3項）と定められています。省令指定科目は（別表32）のとおりです。

#### 2 履修上の留意事項

社会教育主事任用資格取得希望者は所属する学科の卒業所要科目が社会教育主事任用資格科目（別表32）と重複している科目は卒業所要科目として履修登録し、単位取得した場合には卒業所要単位と資格所要単位の両方に認定されます。卒業所要科目と重複していない科目は資格要件で登録して取得してください。

なお、リエゾンゼミⅢ（社会教育演習Ⅰ）及びリエゾンゼミⅣ（社会教育演習Ⅱ）は教育学科のみ選択可。それ以外の学科は社会教育実習と社会教育課題研究を選択してください。

#### 3 社会教育主事任用資格に関する専門科目

（別表32）

法令による指定専門科目別	単位	本学開講授業科目名	単位	履修年次	履修方法	
生涯学習概論	4	生涯学習概論	4	1年以上	必修8単位	
社会教育計画	4	社会教育計画	4	2年以上		
社会教育演習	4	リエゾンゼミⅢ（社会教育演習Ⅰ）	2	3年	2科目4単位以上選択して取得のこと	
		リエゾンゼミⅣ（社会教育演習Ⅱ）	2	4年		
社会教育実習		社会教育実習	2	3年以上		
社会教育課題研究		社会教育課題研究	2	4年		
社会教育特講Ⅰ （現代社会と社会教育）	12	現代社会と社会教育Ⅰ	2	3年以上	必修4単位	
		現代社会と社会教育Ⅱ	2	3年以上		
社会教育特講Ⅱ （社会教育活動・事業・施設）	12	社会教育史	2	1年以上	2科目4単位以上選択して取得のこと	
		社会教育行政論	2	2年以上		
		社会教育施設論	2	2年以上		
		学校開放論	2	3年以上		
		図書館概論	2	2年以上		
博物館概論	2	2年以上				

社会教育特講Ⅲ (その他の必要な科目)	生涯スポーツ論	2	1年以上	2科目4単位以上選択して 取得のこと
	教育社会学概論 A	2	2年以上	
	教育社会学概論 B	2	2年以上	
	教育学概論 A	2	1年以上	
	教育学概論 B	2	1年以上	
	教育心理学概論 A	2	2年以上	
	教育心理学概論 B	2	2年以上	
	教育心理学各論	2	2年以上	
	マスコミュニケーション論	2	2年以上	
	社会福祉原論 (職業指導を含む)	4	2年以上	
	文化財概論	2	2年以上	
	レクリエーション論	2	1年以上	
	日本美術史	2	3年以上	

課程履修費および実験実習費等は「IX. 諸手続」により各自負担していただきます。

## II) 図書館司書

### 1 図書館司書資格とは

司書は英語で表現すると librarian です。司書は図書館で働く人すべてを意味するのではなく、専門職としての仕事に相応しい知識と訓練を受けた有資格者を指します。この資格を取得するには、図書館・情報学の専門課程を設置してある大学を卒業する方法、夏期講習等を受ける方法、その他があります。本学では図書館司書課程を開設し、在学中に必要修得単位を満たせば取得できます。必要修得単位については、別表28を参照してください。なお、司書資格を取得するには、2～3年間を要します（1年間では無理が生じます）。

図書館への就職率は全国的に低い状況にあります。しかし、地方自治体の司書職の採用試験に合格し、公共図書館に勤務している人や大学図書館に勤めたりしている人もいます。これからの情報化社会において、司書の仕事は実り多いものです。

### 2 履修上の留意事項

図書館司書資格取得希望者は所属する学科の卒業所要科目が図書館司書資格取得科目（別表28）と重複している科目は卒業所要科目として履修登録し、単位取得した場合には卒業所要単位と資格所要単位の両方に認定されます。卒業所要科目と重複していない科目は資格要件で登録して取得してください。

### 3 図書館司書資格に関する専門科目

(別表28)

区 分	本学開講授業科目名	単位	履修年次	履修方法
必修科目	生涯学習概論	4	1年以上	必修24単位
	図書館概論	2	2年以上	
	図書館情報技術論	2	3年以上	
	図書館制度・経営論	2	3年以上	

選択科目	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2	2年以上	2科目2単位以上選択して取得のこと
		情報サービス論	2	2年以上	
		児童サービス論	2	2年以上	
		情報サービス演習	2	3年以上	
	図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2	3年以上	
		情報資源組織論	2	2年以上	
		情報資源組織演習	2	3年以上	
2科目選択	図書館基礎特論	1	3年以上		
	図書館サービス特論	1	3年以上		
	図書館情報資源特論	1	3年以上		
	図書・図書館史	1	2年以上		
	図書館施設論	1	2年以上		
	図書館総合演習	1	3年以上		
	図書館実習※	1	3年以上		

※図書館実習に関しては、主な実施時期は夏季休業中の8月・9月の4日間を予定しています。実習費は「IX. 諸手続」により各自負担していただきます。なお、実習に関しては登録が必要となりますので、必ず履修登録期間直前の図書館実習ガイダンスに出席してください。また、図書館実習履修の前提条件は下記科目のとおりになります。

授業科目名	履修年次	履修状況
生涯学習概論	1年以上	修得済
図書館概論	2年以上	修得済
児童サービス論	2年以上	修得済
情報サービス論	2年以上	修得済
図書館情報資源概論	3年以上	修得済もしくは履修中
図書館情報技術論	3年以上	修得済もしくは履修中
図書館制度・経営論	3年以上	修得済もしくは履修中

### Ⅲ) 博物館学芸員

#### 1 博物館学芸員とは

博物館とは「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、合わせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とした機関」(博物館法第2条)のことです。博物館には、これらの仕事に携わる専門職員を置くことが法律で義務づけられていますが、この専門職員のことを学芸員といいます。

学芸員資格を取得するには、「学士の学位を有し、大学において文部省令で定める博物館に関する科目の単位を修得する」(博物館法第5条第1項第1号)が必要とされています。本学では、「博物館学芸員」で必要な科目の単位を修得し、卒業すれば博物館学芸員の資格を取得することができます。

2 履修上の留意事項

博物館学芸員資格取得希望者は所属する学科の卒業所要科目が博物館学芸員資格取得科目（別表29）と重複している科目は卒業所要科目として履修登録し、単位取得した場合には卒業所要単位と資格所要単位の両方に認定されます。卒業所要科目と重複していない科目は資格要件で登録して取得してください。

3 博物館学芸員に関する専門科目

（別表29）

本学開講授業科目名		単位	履修年次	履修方法		
必修科目	生涯学習概論	4	1年以上	必修29単位		
	博物館概論	2	2年以上			
	博物館経営論	2	3年以上			
	博物館資料論	2	2年以上			
	博物館資料保存論	2	3年以上			
	博物館展示論	2	3年以上			
	博物館教育論	2	3年以上			
	博物館情報・メディア論	2	3年以上			
	博物館実習	3	3年以上			
	文化財概論	2	2年以上			
	文化財各論（文化財保護法を含む）	2	2年以上			
	日本文化史	4	2年以上			
A	考古学概論	2	2年以上	A～D群より1群（6単位）を選択して単位取得のこと		
	考古学各論	2	2年以上			
	考古学実習 ※考古学概論・各論履修前提	2	3年以上			
	B	古文学概論	2		2年以上	
		古文学各論 ※古文学概論履修前提	2		2年以上	
		古文学実習 ※古文学概論・各論履修前提	2		3年以上	
	C	民俗学概論	2		2年以上	
		民俗学各論 ※民俗学概論履修前提	2		2年以上	
		民俗学実習（調査法を含む）※民俗学概論・各論履修前提	2		3年以上	
	D	日本美術史	2		3年以上	
		西洋美術史	2		3年以上	
		美術実習	2		3年以上	
	E	文化人類学	2		2年以上	E群より1科目（2単位以上）を選択して単位取得のこと
		考古学特殊講義	2		3年以上	
		日本史特殊講義	2		3年以上	
民俗学特殊講義		2	3年以上			
美術史特殊講義		2	3年以上			

## 第4 学科等に属さない科目

### I) 「デジタルコンテンツアセッサ」課程について

#### 1 設置目的

デジタルコンテンツアセッサ課程は、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI）の定めるデジタルコンテンツアセッサ（DCA）の2級或いは3級資格取得を目的とします。インターネットやSNSの発達した高度情報社会の現代を生きるには、その利便性や可能性を活かし、同時にそのリスクに備えられる能力が求められます。しかし、近年のSNSやインターネットの炎上事件、ネット依存症やプライバシー侵害、知的所有権のトラブル等を見るに、大学生がその十分な能力を有しているとは言えません。

本課程では、そのために必要な「iコンプライアンス」「インターネット&デジタルコンテンツテクノロジー」「ネットワークリテラシー」の三つの知識領域毎に配置された科目を学び、必要なコンピテンシーを修得します。本資格は、あらゆる分野における社会人としての基礎能力証明であると同時に、企業や公務員、各種医療・福祉施設等で情報発信を担える人材の基礎資格でもあります。DCA3級は、ユーザーレベルでのこのコンピテンシーを証明するもので、DCA2級の前提資格です。DCA2級は、テクノロジー面を中心にコンピテンシーを更に高め、企業や各種施設等で青少年インターネット環境整備法等が定める「特定サーバー管理者」たりうる能力を保証する資格になります。

また、近年の青少年のネットトラブルやネットいじめ等に対応するためには、教員も高度情報社会のツールを把握する必要があります。その意味で本課程は、教員を目指す者にとっても重要な資格となります。

#### 2 教育概要

本課程は、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部医療経営管理学科の学生が選択可能です。カリキュラムはDCA2級、3級取得に必要な3つの知識ドメイン毎に配置された科目から構成され、定められた履修条件を満たすことでDCA2級、3級の申請資格が与えられます。

3級の資格を取得するには、全ての領域からそれぞれ最低1科目を履修することが必要です。申請資格を取得後、情報福祉研究室を通じてI-ROIに所定の登録手数料を添えて申請することで、資格を得られます。

DCA2級資格を希望する学生は、3級を取得していることが前提となります。3級取得学生は、DCA課程の2級カリキュラムに定められた3つの知識ドメイン毎定められた履修条件を満たすとDCA2級の受験資格が与えられます。その後、I-ROIの実施する共通テストに合格し、情報福祉研究室を通じてI-ROIに所定の登録手数料を添えて申請することでDCA2級資格が授与されます。

## 3 デジタルコンテンツアセッサ (DCA) 課程に関する科目

## ■デジタルコンテンツアセッサ 3級

(別表46)

領域	本学開設科目	単位	履修年次	本学での履修方法
iコンプライアンス	情報と社会	2	1年以上	必修2単位
インターネット&デジタルコンテンツテクノロジー	ソーシャルメディア論	2	2年以上	必修2単位
ネットワークリテラシー	情報社会学	2	1年以上	1科目以上、2単位以上履修取得のこと
	情報倫理	2	1年以上	

※各領域より最低1科目ずつ、合計3科目以上を履修してください。

※デジタルコンテンツアセッサ課程の科目が所属学科のカリキュラム表にない場合でも、卒業要件単位(関連科目)として履修可能です。

## ■デジタルコンテンツアセッサ 2級

領域	本学開設科目名	単位	履修年次	履修方法
iコンプライアンス	情報と社会	2	1年以上	必修2単位
インターネット&デジタルコンテンツテクノロジー	ソーシャルメディア論	2	2年以上	必修2単位
ネットワークリテラシー	情報社会学	2	1年以上	1科目以上、2単位以上履修取得のこと
	情報倫理	2	1年以上	

## (28-①) デジタルコンテンツアセッサ (DCA) 2級課程に関する科目

領域	本学開設科目	単位	履修年次	本学での履修方法
iコンプライアンス	特講 (iコンプライアンス)	2	2年以上	必修2単位
インターネット&デジタルコンテンツテクノロジー	情報ネットワーク論	2	2年以上	必修2単位
ネットワークリテラシー	情報社会学	2	1年以上	必修4単位
	情報倫理	2	1年以上	
専門	キャリアデザイン・インターンシップⅡA	2	2年以上	1科目2単位以上を選択して単位取得のこと
	知的財産入門	2	1年以上	
	ユニバーサルデザイン論Ⅰ	2	2年以上	
	地域減災論Ⅰ	2	2年以上	
	情報セキュリティ管理論	2	3年以上	

※4つの領域より、履修方法に応じて履修してください。

※デジタルコンテンツアセッサ課程の科目が所属学科のカリキュラム表にない場合でも、卒業要件単位(関連科目)として履修可能です。

## 第5 仏教専修科規程（曹洞宗二等教師資格）

第1条 曹洞宗教育規程に基づき、東北福祉大学に仏教専修科を置く。

第2条 仏教専修科は、在学中に無試験で二等教師の補任の資格を得させるために本宗子弟・徒弟に対して宗門の教師として必要なる事項（①宗乗・余乗の知識の修得。②本宗僧侶としての使命を自覚せしめる。③宗門の行持・威儀・作法）について修得させることを目的とする。

第3条 仏教専修科に入学できる者は次の通りとする。

本学の各学部 に在学する本宗寺院の子弟・徒弟。

第4条 仏教専修科の履修学科目及び単位数は次の通りとする。

学科目名	種別	単位数	履修方法	学科目名	種別	単位数	履修方法
仏教概論	講義	4	1年生	仏教史	講義	4	1年生
禅学概論	講義	4	2年生	経論講読	講義	4	2年生
中国禅宗史	講義	4	3年生	宗義概説	講義	4	3年生
日本禅宗史	講義	4	4年生	宗典講読	講義	4	4年生
参禅	実技	2	1～4年	法式声明	実技	2	1～4年
布教	実技	2	1～4年	教化	実技	2	1～4年
				計		40	

第5条 仏教専修科在籍者は、東北福祉大学在学中に第4条の学科目及び宗制による特殊安居を3回以上了じなければならない。

第6条 仏教専修科修了者は、東北福祉大学卒業の際に修了証書を授与する。

第7条 仏教専修科に次の職員を置く。

主任（1名）並びに教授、准教授、講師又は助教、助手（必要職位につき若干名）。

(1) 主任は学長の命を受け、仏教専修科を総理する。

(2) 主任、教授、准教授、講師、助教及び助手は講義及び実習を担当する。

第8条 主任並びに教授、准教授、講師、助教及び助手の任免は、梅檀学園教職員の中から学長が行う。

2 仏教専修科専任の教授、准教授及び講師は、東北福祉大学教授会の構成員とはならない。

### 附 則

- この規程は昭和46年4月1日から施行する。
- この規程は昭和50年4月1日から一部改正して施行する。
- この規程は平成3年4月1日から一部改正して施行する。
- この規程は平成11年4月1日から一部改正して施行する。
- この規程は平成12年4月1日から一部改正して施行する。
- この規程は平成18年4月1日から一部改正して施行する。
- この規程は平成19年4月1日から一部改正して施行する。

### 曹洞宗僧侶教師分限規程（参考）

- 無試験による正教師の補任 本学仏教専修科を修了し、本山僧堂等において4年以上安居した者。
- 無試験による1等教師の補任 本学仏教専修科を修了し、本山僧堂等において2年以上安居した者。
- 無試験による2等教師の補任 本学仏教専修科を修了し、在学中に特殊安居を3回以上了じた者又は本山僧堂等において6ヵ月以上安居した者。



# V. 学都仙台単位互換 ネットワーク



## 学都仙台単位互換ネットワーク

～本学学生のための履修から単位修得までの流れ～

### 〈学都仙台単位互換ネットワークとは〉

仙台圏の国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校21校が、大学間の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実をめざし、意欲ある学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として設立された単位互換協定です。(本学学則第33条及び第57条)

単位互換とは、協定締結大学で提供される授業科目を履修し修得した単位が、本学の単位として認定される制度です。所属大学(本学)を派遣大学、聴講先大学を受入大学といいます。

#### \*\*協定締結大学\*\*

大学…石巻専修大学、尚絅学院大学、仙台大学、仙台白百合女子大学、東北大学、東北学院大学、東北芸術工科大学、東北工業大学、東北生活文化大学、東北福祉大学、東北文化学園大学、東北医科薬科大学、宮城大学、宮城学院女子大学、宮城教育大学  
短大…聖和学園短期大学、東北生活文化大学短期大学部、宮城誠真短期大学、仙台青葉学院短期大学  
高専…仙台高等専門学校、放送大学宮城学習センター(有料)

### 〈出願手続〉

1. 受入大学等の「出願要項」及び「授業概要」等から、提供科目の学習内容や時間割を確認してください。受入大学等の要項は3月中旬に本学に送付されます。教務部カウンターで公開します。授業料等は無料(ただし実験や実習等で実費を徴収する場合があります)です。
2. 本学での履修科目の時間割や通学時間等を考慮し、履修科目を決定してください。
  - (ア) 単年度内の履修単位数は、10単位程度までとします。
  - (イ) 1年生は、後期開講の科目から履修できます。
  - (ウ) 4年生は、本学の卒業要件を満たすとき提供科目の認否が関わる履修はできません。
3. 「単位互換学生(特別聴講学生)願書」を本学教務部に提出してください。願書は教務部にあります。(教務部では学長の推薦を得て、受入大学に受入依頼書等を一括送付します。)
4. 出願期間は、前期が4月中旬、後期が9月中旬となります。(年1回の大学もあります。)
5. 受入大学の選考の結果、入学が許可されると、前期は4月下旬、後期は9月下旬までに「受入決定通知」が教務部に届きます。

### 〈授業の聴講〉

1. 受入大学のスケジュールにより授業を聴講してください。担当教員のシラバス等に従い教科書等入手してください。
2. 受入大学の担当部局より単位互換学生証が発行されます。

### 〈定期試験〉

1. 定期試験は、受入大学の試験日程に従い受験してください。
2. 止むを得ない理由で受験できなかった場合、受入大学にて追試験を受験することができます。

#### 〈追試験〉

1. 以下の理由で定期試験を受験できなかった場合、本学教務部を経由の上、受入大学に「理由書」を提出し、受入大学で許可を得ることで、追試験を受験することができます。
  - (ア) 本学と受入大学の定期試験日程が重複した場合
  - (イ) 本学が追試験の対象として認めている理由の場合（提出書類等あり）（第3 - 第3章 追試験参照）

#### 〈成績の評価〉

1. 成績の評価は、受入大学の定めるところにより行われます。
2. 90～100点までを「秀」、80～89点までを「優」、70～79点までを「良」、60～69点までを「可」、60点未満を「不可」とし、「可」以上を合格点とします。

#### 〈単位の認定・成績の通知〉

1. 受入大学から送付される「成績通知書」に基づいて、教授会の議を経て、本学の授業科目として履修により修得したものと見なします。
2. 修得単位は、本学における「関連科目」として認定されます。
3. 成績の通知は、本学の成績表の配布時期とします。

#### 〈単位互換学生（特別聴講学生）に関する履修規程〉

- 第1条（趣旨）この規程は、本学学則第33条及び第57条の規定に基づく、単位互換学生（特別聴講学生）について必要な事項について定める。
- 第2条（受入又は派遣）単位互換協定に基づき、他の大学等に在学する学生が本学の授業科目の履修及び単位修得を希望するとき、又は本学に在学する学生が他の大学等の授業科目の履修及び単位修得を希望するときは、当該他の大学等の学長と協議の上、単位互換学生（特別聴講学生）として受入又は派遣することができる。
- 第3条（入学の時期）入学の時期は、受入及び派遣とも、学年又は学期の始めとする。
- 第4条（入学志願）単位互換学生（特別聴講学生）として入学を志願する者は、所定の期日までに、願書に必要書類を添えて、入学を志願する者が在学する学長に願い出なければならない。
- 第5条（入学又は派遣の許可）他の大学等の学長が推薦する学生で、本学の選考に合格した者、又は本学の学生で学内選考並びに他の大学等における選考に合格した者について、入学又は派遣を許可する。
- 第6条（履修期間）履修期間は、半年又は1年とする。但し、1年次については後期からの履修とする。
- 第7条（履修単位）履修単位は、単年度内で10単位程度を限度とする。
- 第8条（授業料等）授業料等は徴収しない。但し、実験実習及び実技等に係る費用については、必要に応じて実費を徴収する。
  - 2 納付した費用は、原則として返還しない。
- 第9条（科目履修の方法）科目履修の方法は、単位互換協定による当該他の大学等の定めにより行われる授業を聴講するものとする。
- 第10条（単位修得の方法）単位修得の方法は、単位互換協定による当該他の大学等の定める試験等によるものとする。
- 第11条（成績の評価及び通知）単位互換協定による当該他の大学等の定める試験等で履修科目の単位を認定した者については、「成績通知書」により科目名、単位数、成績評価等について、所定の期日までに当該他の大学等の学長に通知するものとする。
- 第12条（学則の準用）この規程に定めるもののほかは、本学並びに他の大学等の学則を準用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

# VI. 科目等履修生





## 科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学則第56条に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学時期)

第2条 科目履修生の入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 大学を卒業した者、および卒業見込みの者。
2. 短期大学を卒業した者、および卒業見込みの者。
3. 高等専門学校を卒業した者、および卒業見込みの者。
4. 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、および卒業見込みの者。
5. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、および修了見込みの者。
6. 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
  - 1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
  - 2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外施設の当該課程を修了した者。
  - 3) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者。
  - 4) 文部科学大臣の指定した者。
  - 5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者）。
  - 6) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者にあつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。
  - 7) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者で18歳に達した者。

(入学の出願)

第4条 科目等履修生を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第5条 前条の入学者志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要な書類を提出するとともに、入学諸納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第7条 在学期間は、1年以内とする。

(諸納付金)

第8条 入学検定料、入学金、授業料、厚生費（学生保険）等は、別に定める（別表1）。

(実習費等)

第9条 前条のほか実験実習費等を徴収することがある（別表2）。

(諸納付金の返付)

第10条 納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

(保証人)

第11条 入学に際しては、保証人を定め届け出るものとする。

2 保証人は、学生について責任を負うことのできるもので、独立生計者とする。

3 保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができなくなったときは、新たに保証人を定め、保証書を提出しなければならない。

(改姓等)

第12条 学生または保証人が改姓、改名、転籍、転居したときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届けなければならない。

(試験および単位の授与等)

第13条 履修した授業科目については、試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した科目については、単位を与え、単位修得証明書を与えることができる。

(学則の準用)

第14条 この規程に定めるもののほかは、学則等を準用する。

## 附 則

1. この規程は、平成4年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成10年4月1日より施行する。
3. この規程は、平成18年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成21年4月1日より施行する。
5. この規程は、平成23年4月1日より施行する。

(別表1)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
入 学 検 定 料	20,000	
入 学 金	30,000	
授 業 料	15,000	1 単位
厚 生 費	20,000	

(別表2)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
教育実習費 (幼稚園)	45,000	4 週間
教育実習費 (小学校)	41,000	4 週間
教育実習費 (中・高)	37,000	3 週間
教育実習費 (特別支援学校)	29,000	2 週間
介 護 等 体 験 費	10,800	
介護実習費 (教職高校福祉科)	30,000	2 週間
博 物 館 実 習 費	13,000	
社会福祉援助技術実習費 (社会福祉援助技術実習指導Ⅱを含む)	70,000	

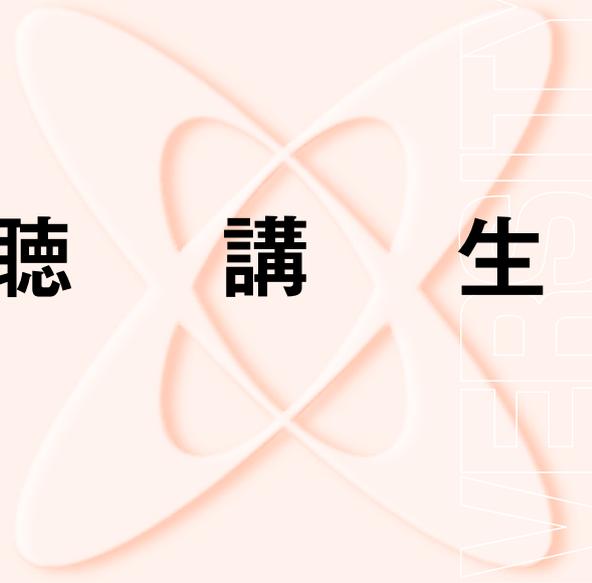
※小学校教諭の免許状は一種を取得条件としています。

※養護教諭一種免許状に関する「養護実習」「看護学臨床実習」は諸条件があるので要相談。

※介護等体験費は別途テキスト代が必要となります。



# VI. 聽 講 生





## 聴講生規程

第1条 学則第55条の規程に基づく聴講生の入学の時期、その他必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学志願)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、大学・短期大学・高等専門学校卒業生で次に掲げる書類に検定料3,000円を添えて願出しなければならない。

- 1 本学所定の入学願書
- 2 履 歴 書
- 3 健康診断書(本学所定)
- 4 最終学校の卒業証明書
- 5 勤務先を有する者は、その所属長の承諾書

(入学の許可)

第4条 選考に合格した者で、所定の日まで入学金5,000円を納付し、誓約書およびその他の指定書類を提出した者について入学を許可する。

- 2 入学許可は教授会の議を経て、学長が行う。

(聴講期間)

第5条 聴講期間は1年以内とする。ただし、講義を継続したいときは許可を得て、1年以内の期間を延長することができる。

(授業料)

第6条 授業料は1単位5,000円とし、当該学期の始めの月の末日までに、当該分の授業料を納付しなければならない。

(授業料の返付)

第7条 納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

(聴講証明書の授与)

第8条 授業科目を聴講した者については、聴講証明書を与えることができる。

(学則の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、学期、休業日、休学、復学、退学、除籍、教育課程、履修方法等については、学則を準用する。

### 附 則

1. この規程は、昭和37年4月1日より施行する。
2. この規程は、昭和56年12月1日より施行する。
3. この規程は、平成2年12月1日より施行する。
4. この規程は、平成6年4月1日より施行する。
5. この規程は、平成8年4月1日より施行する。
6. この規程は、平成9年4月1日より施行する。
7. この規程は、平成10年4月1日より施行する。
8. この規程は、平成18年4月1日より施行する。

## 聴講生修学上の注意事項

聴講生を志願するにあたっては「聴講生規程」の定めるところによるほか、下記の事項に留意のうえ、手続をしてください。

### 1 聴講科目および単位

聴講科目は講義科目を原則とします。なお、聴講科目の単位の合計は、1年につき20単位を超えることができません。

### 2 聴講期間

授業は原則として学年または学期単位ですので、通常4月入学の場合は9月または翌年3月まで、9月入学の場合は翌年3月までとなります（具体的には、「授業時間表」によって承知してください）。なお、聴講期間満了後、引続き特定の科目を聴講しようとする場合、または聴講期間満了前に退学しようとする場合には、それぞれ所定の手続を経て許可を受けてください。

### 3 入学願書の提出期限

前期入学の場合 3月下旬

後期入学の場合 9月上旬

聴講を継続しようとする場合に提出する「聴講継続願い」の提出期限は、聴講期間が満了する20日前です。

### 4 入学手続

選考に合格すると、次の書類・学納金が必要ですので、あらかじめ準備しておいてください。

(1) 写真（カラー、4 cm×3 cm 2枚）

(2) 誓約書・在学保証書（本学所定のもの）

(3) 入学金（5,000円）

(4) 授業料

入学手続等についてわからない場合には、教務部にお問い合わせください。

### 5 その他

#### (1) 授業料

授業料の納付については、「聴講生規程」に定めますが、納付期限は厳守してください。なお、授業料は財務部に納付してください。

#### (2) 諸連絡

授業、その他に関して聴講生に連絡すべき事項は、通常掲示をもってお知らせします（掲示の場合は一般学生と共通）。

#### (3) 入学後の身上変更

履歴事項、住所、本籍、保証人、そのほかの身分上に関して変更が生じた場合には、すみやかに学生生活支援課に届け出てください。

# VIII. 研 究 生





## 研究生規程

- 第1条 学則第54条第2項に基づき、研究生に関する規程を次のとおりとする。
- 第2条 研究生の定員は各学科に若干名とする。
- 第3条 研究生の入学の時期は学年または学期の始めとする。
- 第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ指導教員の承諾を得て、次の書類を添えて願出しなければならない。
- (1) 願 書 (4) 卒業証明書 (7) 勤務先を有する者はその所属長の承諾書  
 (2) 履 歴 書 (5) 成績証明書 (8) 誓 約 書  
 (3) 健康診断書 (6) 写真(カラー、4 cm×3 cm) 2枚 (9) その他本学が必要とする書類
- 第5条 研究生の入学許可は、選考の上教授会の議を経て学長がこれを行う。
- 第6条 研究生の在学期間は原則として1年以内とする。ただし、継続したいときは許可を得て1年以内の期間を延長することができる。
- 第7条 研究生は専任教員の指導の下で研究を行わなければならない。  
 必要がある場合は指導教員を経て、関連科目担当教員の承諾を得て授業を聴くことができる。
- 第8条 研究生の学費は次のとおりとする。

区 分	検 定 料	研 究 料 額 (月 額)	入 学 金
本学卒業生	3,000円	10,000円	5,000円
一 般	3,000円	15,000円	5,000円

- (1) 諸納金は前納とする。納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。
- (2) 実験、実習費は別に徴収する。
- 第9条 研究生には、研究期間在籍証明書を発行することができる。
- 第10条 研究生には、本規則のほか一般学生に関する規程を準用する。

### 附 則

- この規程は昭和53年10月1日から施行する。
- この規程は平成2年12月1日から施行する。
- この規程は平成10年4月1日から施行する。
- この規程は平成18年4月1日から施行する。



# IX. 諸 手 続





## 第1 学費等納付細則

- (1) この細則は学則第60条、第61条に定める学費・課程履修費・任意の実験実習費等の納付手続きについて定めたものです。
- (2) 学費等は、毎年度始めに全額を納入することが原則です。ただし、都合によっては授業料を前期・後期の二期に分割して納入することができます（納付期限が銀行休業日の場合は翌営業日を期限とします）。

分割納入の場合 納入期限	前期分       :     5月10日
	後期分       :     10月12日

- (3) 課程履修費・任意の実験実習費等は、教務部および財務部の指示に従って授業料と同様に納入期限を厳守してください。

### I) 課程履修に関わる費用（原則として履修初年度）

1. 教職課程（幼・小・中・高・養教）（2年次納入）	20,000円
2. 教職課程（特別支援学校）（3年次納入）	10,000円
3. 学校図書館司書教諭（3年次納入）	10,000円
4. 保育士課程（2年次納入）	30,000円
5. 博物館学芸員課程（1年次納入）	20,000円
6. 図書館司書課程（1年次納入）	20,000円
7. 社会教育主事任用資格課程	10,000円

### II) 任意の実習・演習に関わる費用

1. 博物館実習	13,000円
2. 社会教育実習	20,000円
3. 幼稚園教育実習（4週間）	45,000円
4. 小学校教育実習（4週間）（実習登録金5,000円を含む）	41,000円
5. 中学校教育実習（3週間）（実習登録金5,000円を含む）	37,000円
6. 高等学校教育実習（3週間）（実習登録金5,000円を含む）	37,000円
7. 特別支援教育実習（2週間）（実習登録金5,000円を含む）	29,000円
8. 保育実習Ⅰ・Ⅱ	55,000円
9. 図書館実習	5,000円

※実習期間により、金額が異なる場合があります。

以上の任意の実習・演習に関わる費用は平成28年4月1日現在の金額です。

### III) 免許、資格申請に関わる費用

1. 教育職員免許状一括申請料	1 免許状 5,000円
2. 保育士資格登録手数料	4,200円

- (4) 入学後の学費等の納入方法は、本学指定の振込用紙を使用して銀行振込により納入してください。
- (5) 各期の学費を滞納した場合には、定期試験の受験ができません。

## 第2 東北福祉大学私費外国人留学生学費等減免規程

(目的)

第1条 この規程は、本学の私費外国人留学生（以下「留学生」という）の学費を減免することによって、留学生の経済的負担を軽減し、本学における教育の国際化に寄与することを目的とする。

(減免の対象者)

第2条 減免の対象者は、本学の学部もしくは大学院の正規課程に入学し又は在籍する留学生で経済的理由により学業の継続が困難な状況にある者とする。ただし、次に該当する者は除く。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
- (2) 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。

(減免の復活)

第3条 前条第2号の留年により減免の対象者から除外された者が、その後進級した場合、及び休学した者が復学した場合には、再度減免の対象者とすることができる。

(減免の期間)

第4条 減免の期間は1年とし、通算した期間が学部においては4年、大学院においては修士課程2年、博士課程3年をこえないものとする。

(減免の額)

第5条 減免の額は、原則として、学部又は大学院の学費の5割以内とする。

(減免の申請)

第6条 減免の申請をする者は、経済状況等を詳細に記載した所定の申請書等を提出しなければならない。

(面接の実施)

第7条 減免選考にあたっては、面接を実施する。

(減免の選考)

第8条 減免の選考は、提出された申請書、添付書類及び面接の結果等を総合的に斟酌して行う。

(減免対象者および減免額の決定)

第9条 減免対象者の数と減免額は、申請者数や事業執行年度の予算との相関、内外諸状況勘案し、その都度決定するものとする。

- 2 前項の決定は、部長学科長会議の議を経て学長が行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に必要な事項は別に定める。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、部長学科長会議の議を経て学長が行う。

### 附 則

1. この規程は、平成14年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成16年4月1日より一部改正施行する。
3. この規程は、平成25年4月1日より一部改正施行する。

### 第3 留年学生に対する取扱い

- (1) 本学に4年以上在学した者で卒業に必要な単位が不足しているために留年する学生の取扱いは、この内規の定めるところによります。
- (2) 留年した学生の卒業時期は不足科目の単位充足時とし、原則として、9月末および3月末の年2回とします。
- (3) 留年した学生が不足単位を履修する方法は当該学部学科の履修方法によるものとします。
- (4) 留年した学生が卒業のための不足単位を履修する場合の学費は次のとおりです。
  - 1) 卒業に必要な単位数が30以下の学生の学費は次のようになります。
    - ①授業料は1単位につき15,000円とします。
    - ②施設設備資金・教育環境整備費はそれぞれ半額としますが、厚生費・後援会費は減額されません。
    - ③実験施設維持費・実習費については別途算出されます。
  - 2) 卒業に必要な単位数が31以上の学生の学費は次のようになります。
    - ①卒業に必要な不足単位が前期のみで修得できる場合の授業料は前期分とします。
    - ②卒業に必要な不足単位の修得に1年を要する場合の授業料は1年分とします。
    - ③施設設備資金・教育環境整備費はそれぞれ半額としますが、厚生費・後援会費は減額されません。
    - ④実験施設維持費・実習費については別途算出されます。

## 第4 願書および証明書

修学上の事項に関する願書および届出等は種々ありますが、欠席、休学、退学、復学等をあらかじめ学則に従って学長宛に保証人連署で提出し、許可を受けることになっております。その際の手続および書式については、次のように定められていますので間違いがないよう努めてください。

なお、用紙は取扱いの部課で受領してください。

### 1 願 書

名 称	取扱の部課	備 考
休学許可願書 誓約書	教 務 部	様式1-(1)(2) 用紙は交付
退学願書 転学願書 復学願書	教 務 部	様式2 用紙は交付
追試験願書	教 務 部	用紙は交付
4年次特別 再試験願書	教 務 部	用紙は交付

### 2 届 出

名 称	取扱の部課	備 考
履修届	教 務 部	UNIVERSAL PASSPORTにて 登録・確認
欠席届	教 務 部	UNIVERSAL PASSPORTより 印刷して使用
身上変更届 (学生氏名・本籍 地・保証人・保証 人住所等変更時)	学生生活支援課	UNIVERSAL PASSPORTより 印刷して使用

### 様 式 例

#### 様式1

##### (1)

休 学 許 可 願 書		
学部 学籍番号	学科 号	年次 ( 年入学) 氏 名 住 所
下記のとおり休学いたしたく誓約書を添えて許可申請いたします。		
記		
1. 休学期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
2. 休学事由	(休学には疾病、その他特別の理由が必要です。復学には休学理由の消滅が必要となりますので、具体的に記載してください。)	
_____		
_____		
3. 休学事由に対する保証人の所見 (保証人自書のこと)		
_____		
_____		
4. 過去に休学・留年があれば記載してください。		
休学 留年	年次	事 由
		休学 年月日
		自 年 月 日
		自 年 月 日
		自 年 月 日
		自 年 月 日
平成 年 月 日		
		本人氏名 _____ 印
		保証人住所 _____
		保証人氏名 _____ 印
		保証人電話 _____
東北福祉大学 学 長 大 谷 哲 夫 殿		

##### (2)

誓 約 書		
休学許可のうえは、本人ならびに保証人も休学事由の早期解消に最善の努力をいたします。また、休学期間中は保証人の責任において指導教育し、指定の現況報告書を提出いたします。		
以上、御誓約申し上げます。		
		本人氏名 _____ 印
		保証人氏名 _____ 印
教務部部長 殿		
教務部所見	教務部受付日	
部長		
教務部委員会	平成 年 月 日	保留承認
教 授 会	平成 年 月 日	承認

様式 2

平成 年 月 日

東北福祉大学  
学長 大谷 哲夫 殿

本人 \_\_\_\_\_ 印  
保証人 \_\_\_\_\_ 印  
保証人住所 〒 \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_

(退・転・復)学 願

私は下記により(退・転・復)学したいので御許可願います。

記

学部 \_\_\_\_\_  
学科 第 \_\_\_\_\_ 年次 (平成 \_\_\_\_\_ 年入学)  
学籍番号 第 \_\_\_\_\_ 号  
氏名 \_\_\_\_\_

1. 事由

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

様式 3

様式 1

平成 年 月 日

学長 大谷 哲夫 殿

学籍番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 学年  
学生氏名 \_\_\_\_\_ 印  
保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

身 上 変 更 届

次のとおり変更がありましたのでお届け致します。

記

【変更理由】 \_\_\_\_\_

【変更事項】 ※該当に○をつけて下さい

学生氏名変更(改姓・改名)	【1】をご記入の上、戸籍抄本を添付し提出して下さい。
本籍地変更	【2】をご記入の上、戸籍抄本を添付し提出して下さい。
保証人変更	【3】をご記入の上、戸籍抄本を添付し提出して下さい。
保証人住所等変更	【4】をご記入下さい。

【1】氏名変更(改姓・改名)

改姓・改名前氏名

カナ	_____
氏名	_____

→

改姓・改名後氏名

カナ	_____
氏名	_____

【2】本籍地変更

旧本籍	都道 _____ 府県 _____
新本籍	都道 _____ 府県 _____

様式 3 (裏面)

【3】保証人変更

旧保証人

氏名	_____	続柄	_____	電話番号	_____
住所	〒 _____				

新保証人

氏名	_____	続柄	_____	電話番号	_____
住所	〒 _____				

【4】保証人住所等変更

旧住所	〒 _____				
変更後住所	〒 _____				
電話番号	自宅:	_____	携帯:	_____	_____
勤務先	_____	勤務先電話	_____	_____	_____

\_\_\_\_\_

様式 4

(病気の場合は医師の診断書を添付のこと)

欠 席 届

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 先生

私事、下記理由により欠席させていただきますので書面をもってお届けいたします。

記

I、理 由

II、欠席する曜日、時限、科目等

曜日	時限	科目名	_____
----	----	-----	-------

III、欠席期間 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

学部	_____	学科	_____	年	_____	学籍番号	_____
----	-------	----	-------	---	-------	------	-------

本人氏名 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_

### 3 各種証明書の交付

各種証明書は、証明書自動発行機による交付と各証明書申請書による交付があります。詳細についてはCAMPUS2018を参照してください。

証明書自動発行機による発行は、学生証を投入しタッチパネル操作により即時発行されます。(1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパス)

各証明書申請書による発行は、教務部前(1号館1階)の証紙販売機で求めた証紙を「各証明書申込用紙」に貼付し、各証明書発行部署に直接申し込み、交付を受けてください。なお、交付は申込日の即日または翌日に交付されますので早めに申し込むようにしてください。

種 別	手数料(円)	申 込 先	
在 学	100	証 明 書 自動発行機	
単 位 取 得 学 業 成 績	300		
任 用 資 格 取 得 見 込	100		
卒 業 見 込	100		
保 育 士 資 格 取 得 見 込	100		
図 書 館 司 書 資 格 取 得 見 込	100		
学 校 図 書 館 司 書 教 諭 取 得 見 込	100		
第 一 種 衛 生 管 理 者 免 許 取 得 見 込	100		
博 物 館 学 芸 員 資 格 取 得 見 込	100		
社 会 教 育 主 事 任 用 資 格 取 得 見 込	100		
社 会 福 祉 士 受 験 資 格 取 得 見 込	100		
精 神 保 健 福 祉 士 受 験 資 格 取 得 見 込	100		
介 護 福 祉 士 資 格 取 得 見 込	100		
食 品 衛 生 管 理 者 任 用 資 格 取 得 見 込	100		
食 品 衛 生 監 視 員 任 用 資 格 取 得 見 込	100		
身 体 障 害 者 福 祉 司 任 用 資 格 取 得 見 込	100		
保 健 師 ・ 看 護 師 受 験 資 格 取 得 見 込 証 明 書	100		
理 学 療 法 士 受 験 資 格 取 得 見 込 証 明 書	100		
作 業 療 法 士 受 験 資 格 取 得 見 込 証 明 書	100		
教 員 免 許 状 取 得 見 込	100		
健 康 診 断 書	300		
学 割 証	無料		
修 了 見 込	100		教 務 部
卒 業	200		
指 定 保 育 士 養 成 施 設 卒 業	200		
保 育 士 資 格 取 得	200		
介 護 福 祉 士 資 格 取 得	200		
図 書 館 司 書 取 得	200		
博 物 館 学 芸 員 資 格 取 得	200		
食 品 衛 生 管 理 者 任 用 資 格 取 得	200		
食 品 衛 生 監 視 員 任 用 資 格 取 得	200		
社 会 教 育 主 事 任 用 資 格 取 得	200		
社 会 福 祉 士 指 定 科 目 履 修 (国 家 試 験 受 験 用)	500		
社 会 福 祉 士 指 定 科 目 履 修 見 込 (国 家 試 験 受 験 用)	300		
社 会 福 祉 士 受 験 資 格 取 得	200		
社 会 福 祉 士 基 礎 科 目 履 修	300		
精 神 保 健 福 祉 士 指 定 科 目 履 修 (国 家 試 験 受 験 用)	500		

種 別	手数料 (円)	申 込 先	
精神保健福祉士指定科目履修見込 (国家試験受験用)	300	教 務 部	
精神保健福祉士受験資格取得	200		
精神保健福祉士基礎科目履修	300		
任用資格取得	200		
身体障害者福祉司任用資格取得	200		
認定心理士資格取得見込	100		
学力に関する証明書 (社会科)	600		
学力に関する証明書 (福祉科)	600		
学力に関する証明書 (地理歴史科)	600		
学力に関する証明書 (公民科)	600		
学力に関する証明書 (特別支援学校)	600		
学力に関する証明書 (養護教諭)	600		
臨床美術士 5 級取得見込	100		
臨床美術士 4 級取得見込	100		
レクリエーション・インストラクター取得見込	100		
仏教専修科単位取得成績	300	学生生活 支援センター ※科目等履修生・聴 講生・研究生の JR 通学証明書は不可	
学生証再発行	1,000		
仮学生証	300		
奨学生推薦証書	100		
通学*	無料		
人物	100		キ ャ リ ア セ ン タ ー
人物 (卒業生)	200		
推薦書	100		
希望実習依頼状	100		

英字の証明書は 1 通600円とし、発行は約 1 週間後になります。

- 注) ① 申し込み後 1 カ月を経過した場合は破棄いたします。
- ② 授業料その他納付金未納者には証明書の発行はいたしません。
- ③ 一旦納入した証明書料等は事由の如何にかかわらず返金いたしません。

#### 4 学生証 (身分証明書)

学生証は、東北福祉大学の学生である身分を証明するもっとも大切なものです。常に学生証を携帯し、学生証記載の注意事項を守り、試験は勿論、各種証明書の申し込み時には必ず提示してください。

学生証の紛失、盗難等の場合はただちに学生生活支援課へ届け出、財務部で所定の料金を納入し、再発行の手続きをとってください。学生証は在学期間中使用し、毎年度更新いたします。

#### 5 在学証明書

在学証明書は、健康保険証 (遠隔地被扶養者証) の新規作成や継続をする時、あるいは保護者の勤務先の所得税控除等に使用される場合があります。

1 号館 1 階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用し、発行を受けてください。

## 6 成績証明書

成績証明書は就職する場合や、奨学生の申請をする場合に必要になります。

1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用し、発行を受けてください。

## 7 卒業見込証明書

卒業見込証明書は、4年生で卒業要件を90単位以上修得済みでなければ発行できません。

1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用し、発行を受けてください。

## 8 人物証明書

人物証明書は、就職試験を受ける場合等に必要になることがある書類で、原則として直接本人と面接したうえで作成発行されます。

教務部前（1号館1階）の証紙販売機で求めた証紙を、「各種証明書申込用紙」に貼付し、キャリア支援課に申し込んでください。

## 9 通学証明書

通学証明書は、通学に必要なJR、地下鉄、市営バス、民間バスの定期乗車券を購入するために交付される証明書で学生生活支援課で必要な学生にだけ発行します。JR定期券をその年度で初めて購入する際には、『通学定期乗車券発行控』と学生証を持参のうえ、定期券発売所で購入してください。仙台市営バス・宮城交通バス・仙台市営地下鉄を利用する場合、本人が購入する場合に限り、学生証を提示して、定期券発売所で購入してください。

## 10 実習用通学定期乗車券発売申請書

本学の指定学校等への実習のために、実習用通学定期乗車券を購入する場合は、この申請書が必要になります。

手続きについては、学生生活支援課までお問い合わせください。

## 11 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

① 学割証は、学生の修学上の経済負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。JRを利用し、乗車区間が片道100kmを超えて、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認めた場合に発行されます。

- ・ 休暇、所用による帰省。
- ・ 実験実習等の正課の教育活動。
- ・ 大学から認められた特別教育活動または体育、文化に関する正課外の教育活動。
- ・ 就職または進学のための受験等。
- ・ 大学から認められた見学または行事への参加。
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理。
- ・ 保護者の旅行の随行。

- ② 学割証は、1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用し、発行を受けてください。
- ③ 不正使用（他人への譲渡、貸与等）および誤用（有効期限切）等は、本学学生全体に対する信用にかかわり、以後の発行に支障をきたしますので十分注意して利用してください。  
また、長期休業前は混雑が予想されますので余裕をもって交付を受けてください。

## 12 学生団体旅行割引

学生団体旅行割引は、ゼミ、課外活動等の15名以上の団体で、教職員に引率され、合宿または遠征等の場合に利用できます。申し込みには、学長の証明が必要です。駅、旅行センター等の窓口で「団体旅行申請書」用紙の交付を受け、合宿、遠征計画書を添えて学生生活支援課に提出し、証明を受けてください。なお、割引率は普通旅客運賃の50%引き（引率者は30%引き）です。







## 図書館の利用方法

### 開館日および開館時間

#### ■ 本館（国見キャンパス）

【 平 日 】 9：00 ～ 20：00

【土・日・祝日】 9：00 ～ 17：00

\*ただし、授業期間外において学務行事のない日は

【 平 日 】 9：00 ～ 17：00

【土・日・祝日】 休館

#### ■ 分室（wellcom 21）

【 平 日 】 11：00 ～ 19：00

\*ただし、授業期間外において学務行事のない日は

【 平 日 】 11：00 ～ 17：00

#### ■ 休館・休室日

- 授業期間外において学務行事のない土・日・祝日
- 入学式、卒業式
- 入学試験日
- 夏季・冬季・春季各休業中の一定日

• 臨時休館日等はホームページ、図書館掲示板に掲載します。

### 入退館（本館）

入館には学生証が必要です。皆さんに安心して図書館を利用していただくために入退館システムを採用しているためです。

入館は学生証をカードリーダーにタッチし、バーを押してください。

退館はそのままバーを押してください。

• 退館時にアラームが鳴った場合は図書館員までお申し出ください。



図書館

資料の探し方

■ OPAC (オーパック) システムでの検索

本学の図書館では多くの資料を所蔵しています。それらの資料を検索するためにOPAC (Online Public Access Catalog) があります。

どのような資料があるか、その資料がどこにあるのかを知ることができます。

★書名・シリーズ名・著者・出版者・件名 (主題：資料の中心的内容) などをキーワードとして検索できます。

検索例) ケアマネジャーが知っておきたい在宅でのリハビリテーション／

松下在宅リハビリ研究所 編／三輪書店

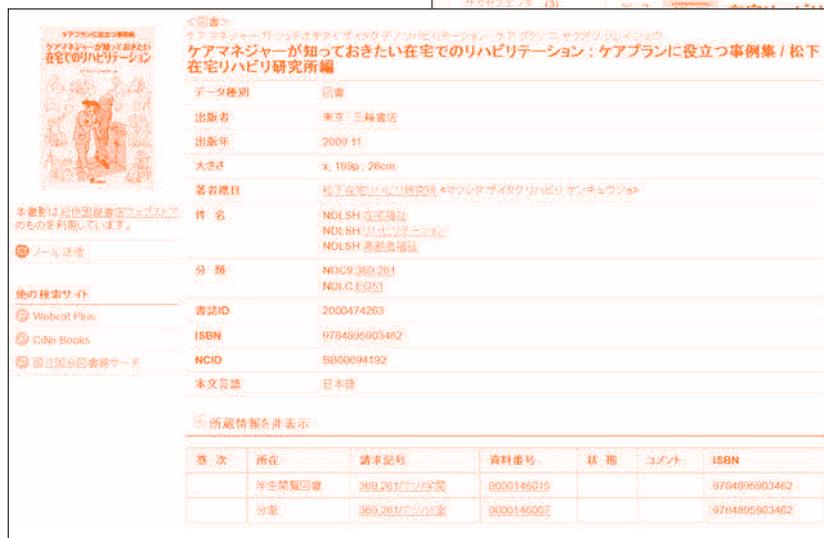
検索画面



検索結果一覧画面



詳細画面



- 所在と請求記号を頼りに資料を探しましょう。
- 雑誌は誌名順に配架してあります。

■ 資料の利用方法

資料は自由に利用することができますが、“書庫”や“AV 資料”のように利用に手続きが必要なものもあります。

## 貸出・返却

## ■ 貸 出

## 《貸出冊数と期間》

10冊 14日間

(この他にベストセラー1冊を14日間借りられます。)

## 《貸出方法》

学生証と借りたい資料をカウンターに提示してください。

- 返却期限日を過ぎた貸出図書がある場合は貸出できません。

## 《貸出できない資料》

- AV 資料 (ビデオ・DVD など)
- 雑誌 - - - - - 最新号はコピーできません。
- 禁帯出ラベルの貼ってある資料

## ■ 返 却

カウンターまたは返却ポストに資料を返却してください。

- その日のうちに他の資料の貸出を希望する場合は、カウンターに返却してください。
- 返却ポストは図書館1F入口、1号館1Fおよび分室前にあります。

## ■ 予 約

借りたい資料が貸出中の場合、その資料を予約し、優先的に利用することができます。

## 《予約方法》

必要事項を記入した「図書予約票」を3Fカウンターに提出してください。

※「図書予約票」は3Fカウンターにあります。

予約した資料が貸出可能になりましたら、図書館3Fの掲示板に学籍番号・氏名を記載した呼出票を掲示しますので、その呼出票を持って3Fカウンターにお越しください。

- 返却期限日を過ぎた貸出図書がある場合は、予約できません。

## ■ 貸出の延長

貸出の延長を希望する場合は、カウンターへ資料と学生証を持参してください。

- 予約されている資料や利用の多い資料は、延長できません。

### AV 資料（ビデオ・DVD）の利用

AV 資料を利用するには、2F カウンターで手続きをして、指定された AV ブースで視聴してください。

- 持込み資料は利用できません。
- AV 資料の貸出はできません。

#### 《利用方法》

学生証、利用したい AV 資料、必要事項を記入した「AV ブース利用票」を 2F カウンターに提出して下さい。

※「AV ブース利用票」は 2F カウンターにあります。

### パソコンの利用

#### ■ 2F パソコンコーナーでの利用

図書館備え付けのパソコンを利用するには、2F カウンターで手続きをして、指定されたブースを利用してください。利用時間は原則として 1 人 1 時間です。

印刷を希望する方は A4 サイズの用紙を持参してください。

#### 《利用方法》

学生証と必要事項を記入した「PC ブース利用票」を 2F カウンターに提出してください。

※「PC ブース利用票」は 2F カウンターにあります。

#### ■ 持ち込みパソコン

2F 閲覧室では無線 LAN が使用できますので、大学貸与のパソコンの持ち込みが可能です。

- 無線LAN からの印刷はできません。

### レファレンス・サービス

調査・研究を進める中で何らかの情報を求めている人に、図書館員がその問題に対し情報源（資料など）を提供するなど、助言や援助を行うことをレファレンスといい、大学図書館の重要なサービスのひとつです。 ※課題の回答そのものは提供しません。

#### 《レファレンス・サービスの種類とその例》

- ① 事実調査 全国のホームヘルパーの総数を知りたい。
- ② 書誌事項調査 丸山哲央著『社会学の理論』の「第 1 章 社会的行為の構造」の頁を知りたい。
- ③ 所蔵調査 中川英一著『子どもの福祉』という本を所蔵しているか確認したい。
- ④ 文献リスト 「予防福祉」に関する論文にはどんなものがあるか知りたい。
- ⑤ その他問合せ 他の大学図書館を利用したい。

#### 《利用方法》

3F カウンターにお問合せください。

### 相互利用サービス

本学図書館に所蔵のない資料でも利用することができるサービスです。

- 他の大学図書館の利用
  - 資料そのものの取り寄せ - - - - - 現物貸借（有料）
  - 論文などのコピーの取り寄せ - - - - - 文献複写（有料）
- ※依頼館によって料金は異なります。

#### 《利用方法》

3Fカウンターにお問合せください。

### 資料をコピーする

図書館内で資料を複写する場合は「複写申込書（館内）」に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。

※「複写申込書（館内）」はカウンターおよびコピー機付近にあります。

- 雑誌・新聞の最新号はコピーできません。
- コピーできる範囲は、雑誌は論文単位、図書は一部分（半分以下）、いずれも1部のみです。

### 利用の心得

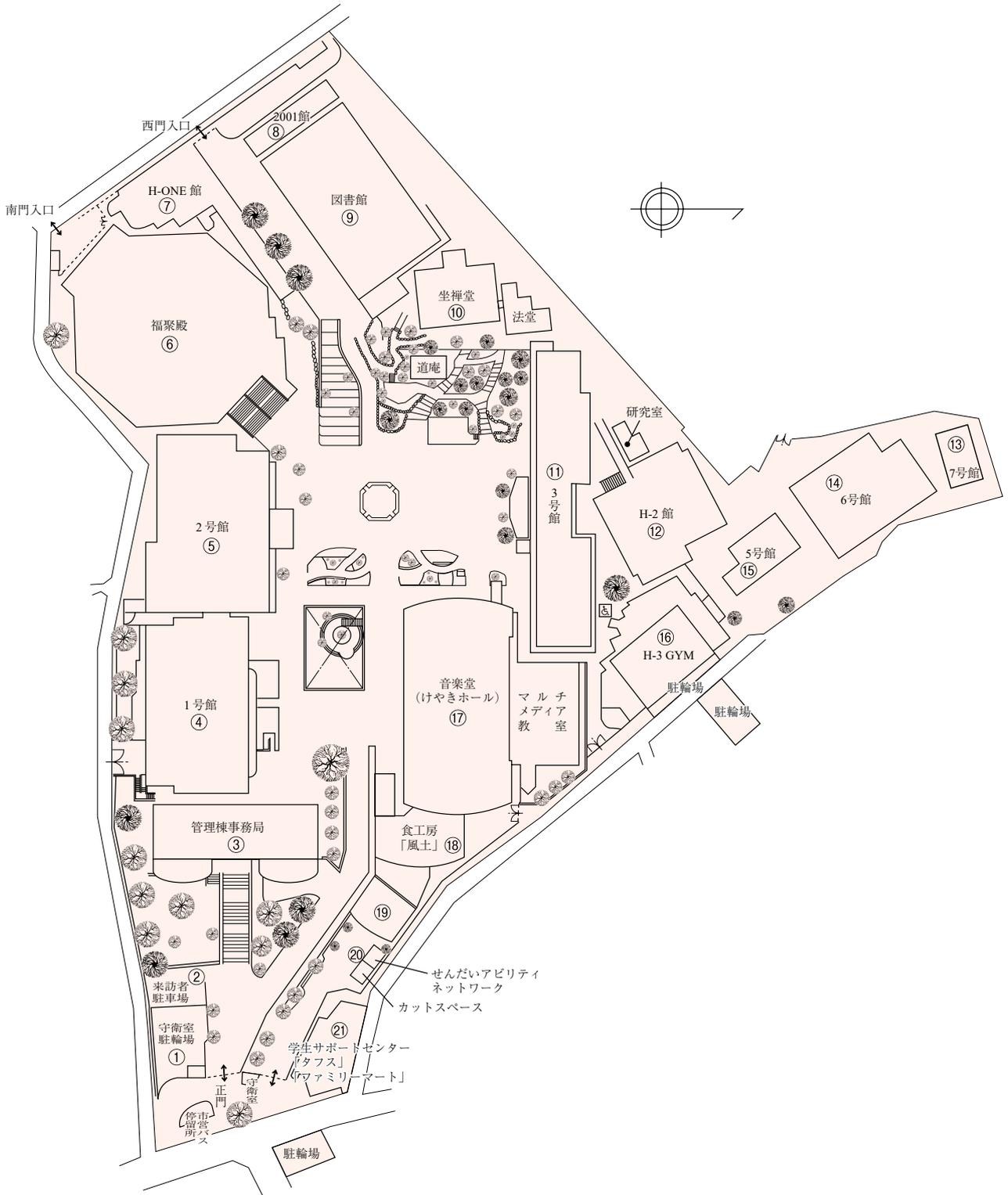
- 図書館ホームページを活用しましょう  
休館、開館時間の変更などのお知らせや図書館カレンダーなど、最新の情報が入手できます。
- 資料は大切に使いましょう
- 返却期限を必ず守りましょう
- マナーを守り、他の利用者の迷惑にならないようにしましょう
- 携帯電話の電源はOFFにしましょう
- 館内では、所定の場所以外での飲食は禁止です



# XI. 東北福祉大学 校地・校舎等配置図



1 国見キャンパス(本校地)



## ①正門守衛室・駐輪場

## ②来訪者駐車場

## ③管理棟事務局

- 1階 総務局 総務部（タイムレコーダー）、  
管財部、企画部、IRセンター、  
入学センター、資料室
- 2階 総務局長室、財務部、資料室、会議室、研究室  
国際交流センター、言語文化交流推進室、  
同窓会事務局
- 3階 理事長室、学長室、総合福祉学部長室、  
健康科学学部長室、秘書室、応接室、  
第1・第2会議室、法人室、電話交換室
- 4階 大会議室、中会議室、総合福祉マネジメント  
学部長室、小会議室、ラウンジ、資料室

## ④1号館

- 地下 キャリアセンター（キャリア支援課・  
キャリア開発課）、就職資料室、就職面談室、  
就職セミナー室、各種資格対策室
- 1階 教務部（教務課・福祉実習支援室・兼任教員  
出勤等）、教育・教職センター  
（教職課程支援室）、証明書自動発行機、  
証紙販売機
- 2階 120教室、121教室、122教室、  
語学・異文化交流推進室、教員研究室
- 3階 130教室、131教室、教員研究室
- 4階 140教室、第1～第4演習室、  
教員研究室
- 5階 教員研究室
- 6階 大教室

## ⑤2号館

- 1階 美術工芸研究室、収蔵庫、軽食コーナー  
兼任教員控室、印刷室、学生相談室、保健室、  
ウェルネス支援室、障がい学生支援室、  
教員研究室、学習ホール
- 2階 220教室、221教室、教員研究室、  
第11～第15演習室、観察室、面接実習室、  
面接治療室1・2、ビデオ学習室、教員研究室
- 3階 230教室、231教室、232教室、  
第16～第22演習室
- 4階 集団実験室1・2、行動実験室、行動観察室、  
実験準備室、工作室、情報処理室、実験室1～5、  
臨床面接室、ポリグラフ室1・2、  
防音室1・2、印刷室、暗室1・2、  
資料室1～4、機材室、空調室、教員研究室
- 5階 美術工芸館展示室1・2、ティーラウンジ、  
ロビー、芹沢長介記念室、収蔵庫
- 6階 美術工芸館展示室3～5、美術工芸研究室、  
収蔵庫

## ⑥福聚殿

- 1階 ホール（食堂・軽食コーナー）、パウダールーム  
学習ホール、ピアノレッスン室、ピアノ練習室
- 2階 アリーナ、トレーニングルーム、  
ミーティングルーム、教員研究室
- 3階 トレーニングルーム

## ⑦H-ONE館

- 1階 ステージ、ホール、部室、部庫
- 2階 守衛室、部活動室、部庫、考古学資料室、  
教員研究室
- 3階 教員研究室、部活動室、部庫、文化部本部、  
体育会本部
- 4階 教員研究室、部庫

## ⑧2001館

- 2階 2121教室、2122教室
- 3階 2131教室、2132教室
- 4階 教員研究室

## ⑨図書館

- 1階 ホール、ブラウジングルーム、書庫、  
積層書庫（1階～4階）、書籍売店（国見堂）
- 2階 事務室、閲覧室、AVブースコーナー、  
パソコンコーナー
- 3階 閲覧室、貴重書庫

## ⑩坐禅堂・法堂（1階/臨床美術実習室）・道庵

## ⑪3号館

- 1階 310教室（入浴実習室・介護実習室）、  
311教室、312教室、CALL準備室、  
313教室（リトミック室）、  
男子・女子更衣室、学生自習室、  
ロッカー室、学習ホール、パウダールーム
- 2階 320教室（コンピュータ実習室Ⅰ）、  
321教室、322教室（小児保健実習室）、  
323教室
- 3階 330教室（コンピュータ実習室Ⅱ）、  
331教室、332教室、333教室
- 4階 340教室（図画・工作室）、341教室、  
342教室（美術室）

## ⑫H-2館

- 1階 家政実習教室（調理・被服教室）、更衣室、  
ロッカー室
- 2階 基礎看護実習室、基礎看護準備室、  
ピアノ実習室、ピアノレッスン室、  
教員研究室、医療経営管理学科実習室
- 3階 成人看護実習室、老年・地域・在宅看護実習室、  
母性・小児看護実習室、教員研究室

## ⑬7号館 臨床心理相談室、研究室

## ⑭6号館

- 1階～3階 教員駐車場
- 4階 641教室、642教室、教員研究室
- 5階 651教室、652教室、教員研究室

## ⑮5号館

- 1階 理科実験室、実験準備室、第6・第7演習室
- 2階 教員研究室、第8演習室
- 3階 教員研究室、第9演習室

## ⑯H-3 GYM

- 地下 男子更衣室
- 1階 教員研究室、女子更衣室、トレーニングルーム

## ⑰音楽堂（けやきホール）

- 地下2階 教職員駐車場
- 地下1階 学生生活支援センター  
（学生生活支援課・ボランティア支援課）  
各部・各課掲示場、教員研究室、  
けやきホール（客席・事務室・音楽室・  
楽屋・控室）、実学臨床教育推進室、  
防災士研修室、Fショップ、地下広場
- 1階 けやきホール（客席）、  
マルチメディア教室1・2
- 2階 調光・映像室、音響調整室、倉庫

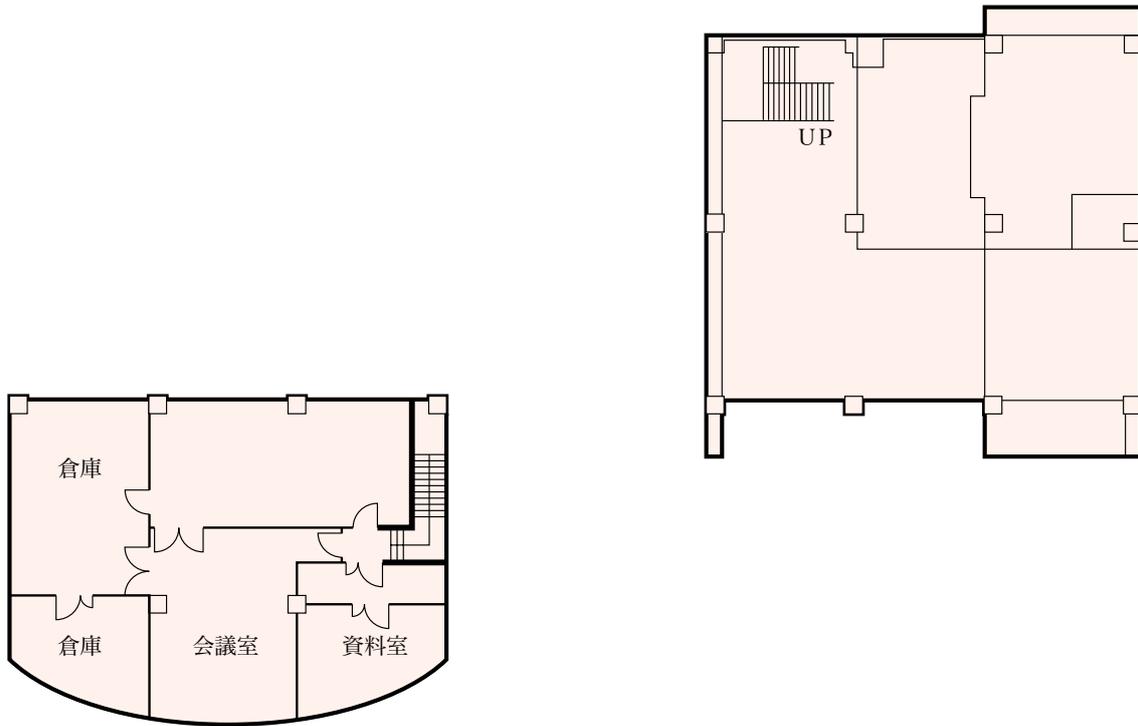
## ⑱食工房「風土」

## ⑲情報センター、PC21支援室

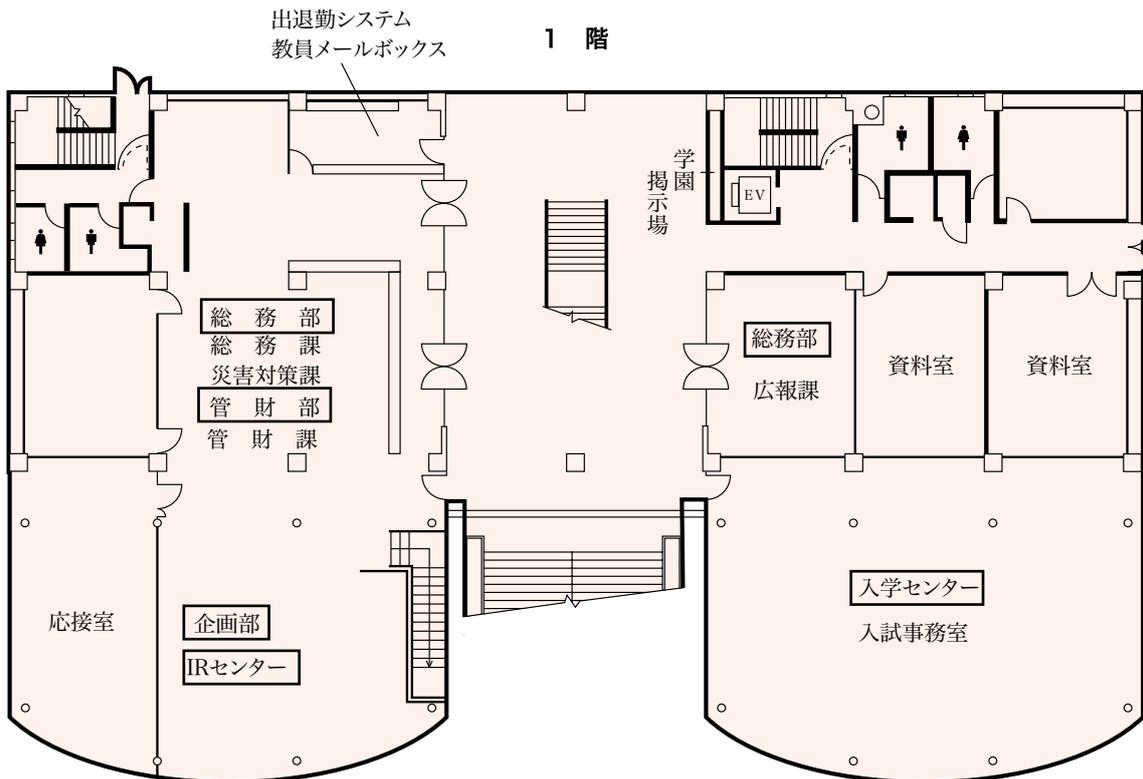
- ⑳カットスペース、せんだいアビリティネットワーク  
学生サポートセンター  
「タフス」「ファミリーマート」

# 管理棟事務局

## 地階

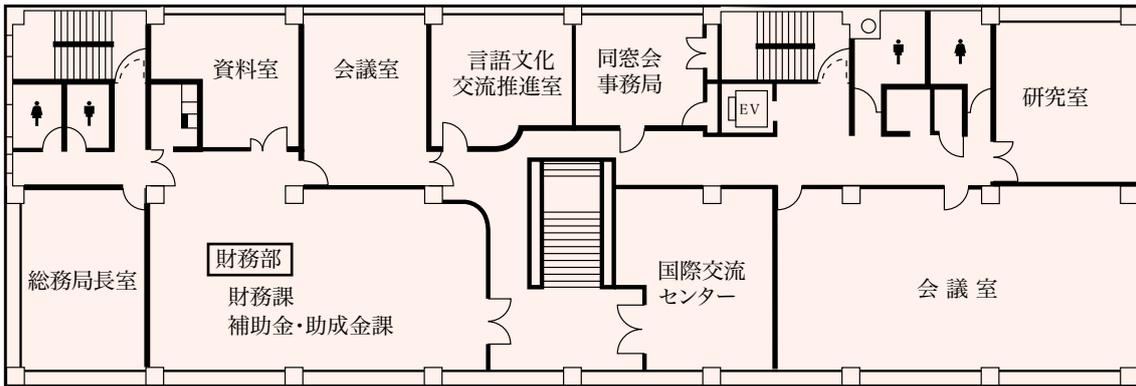


## 1階

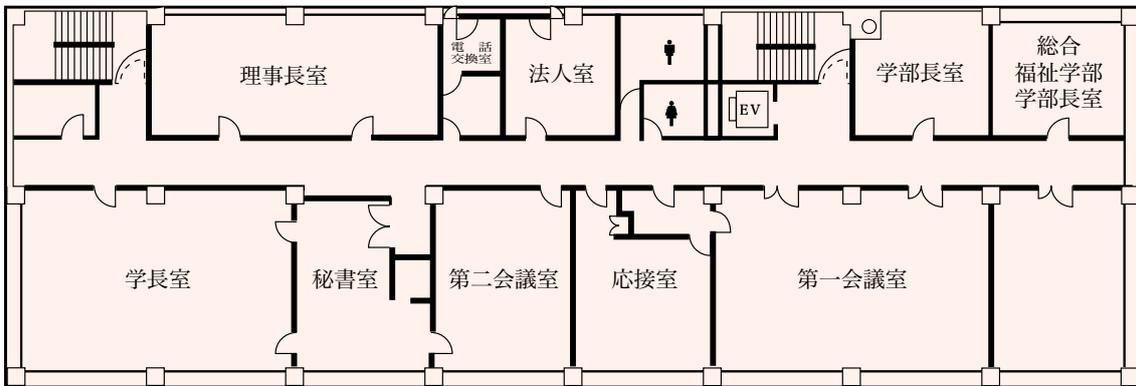


管理棟事務局

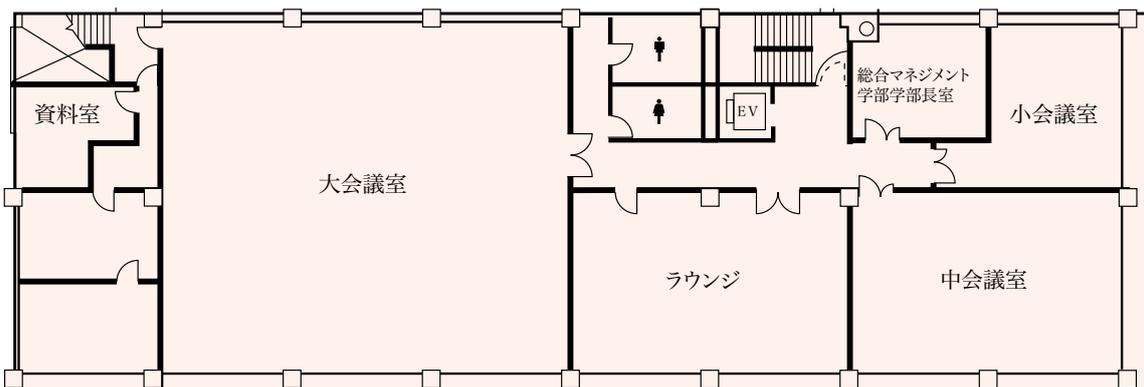
2 階



3 階

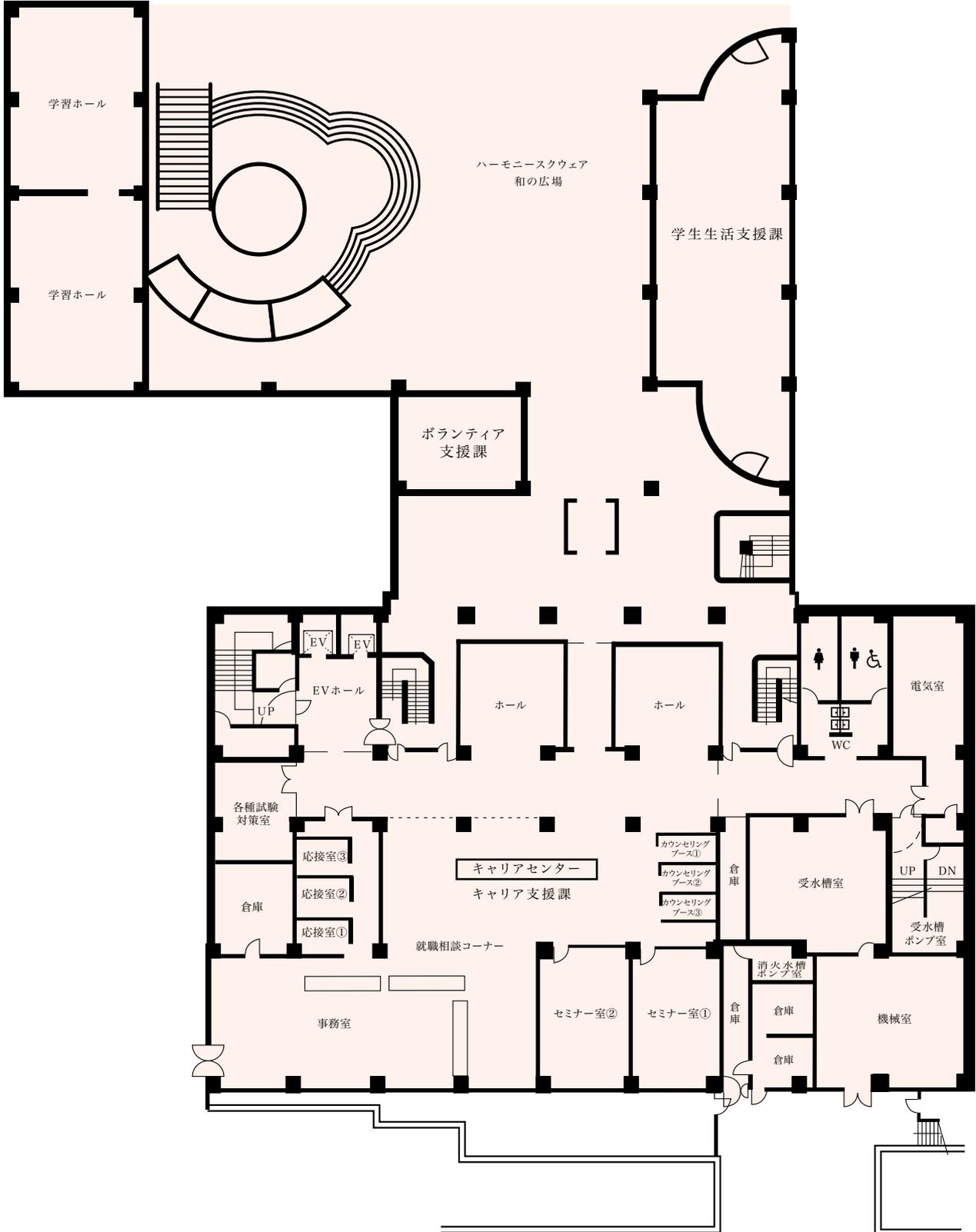


4 階



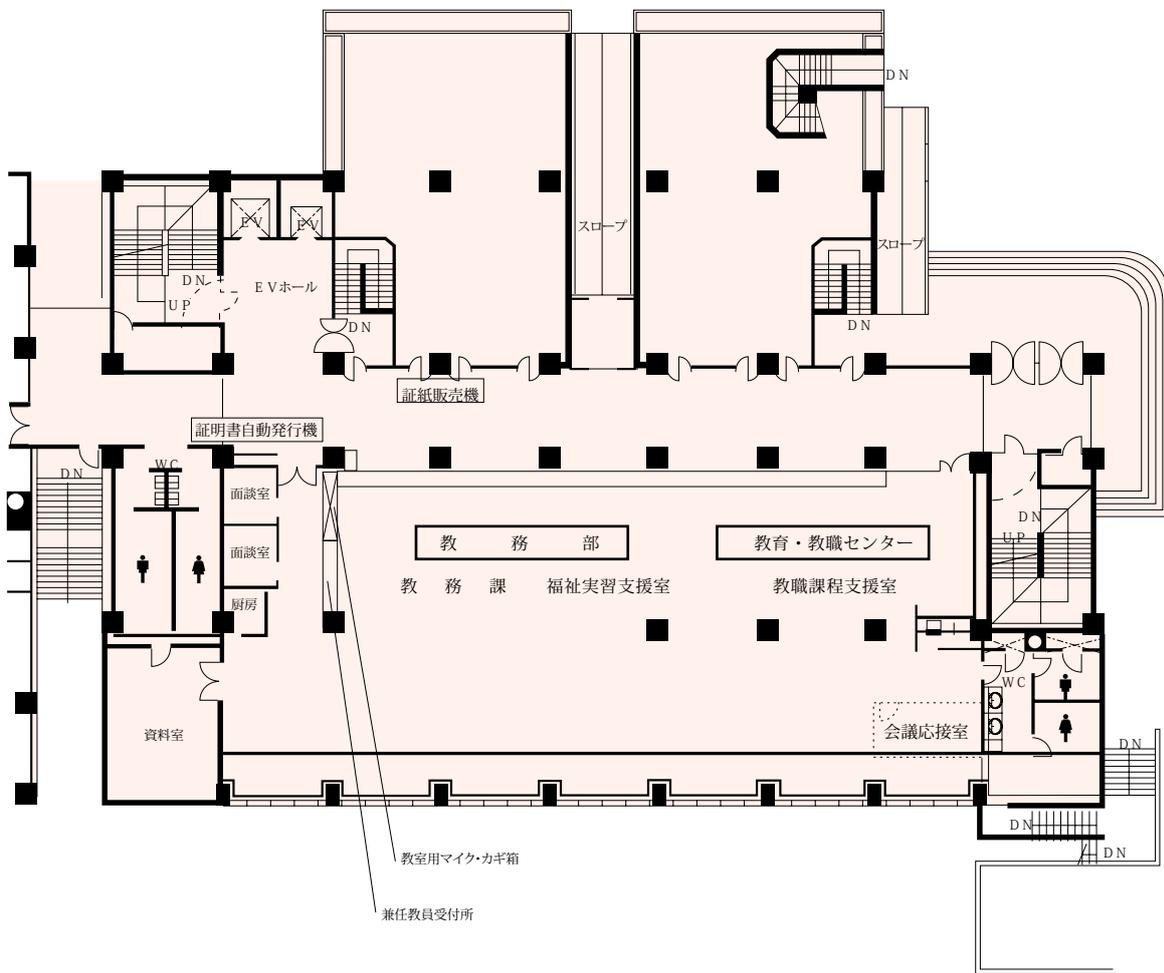
# 1 号 館

## 地 下



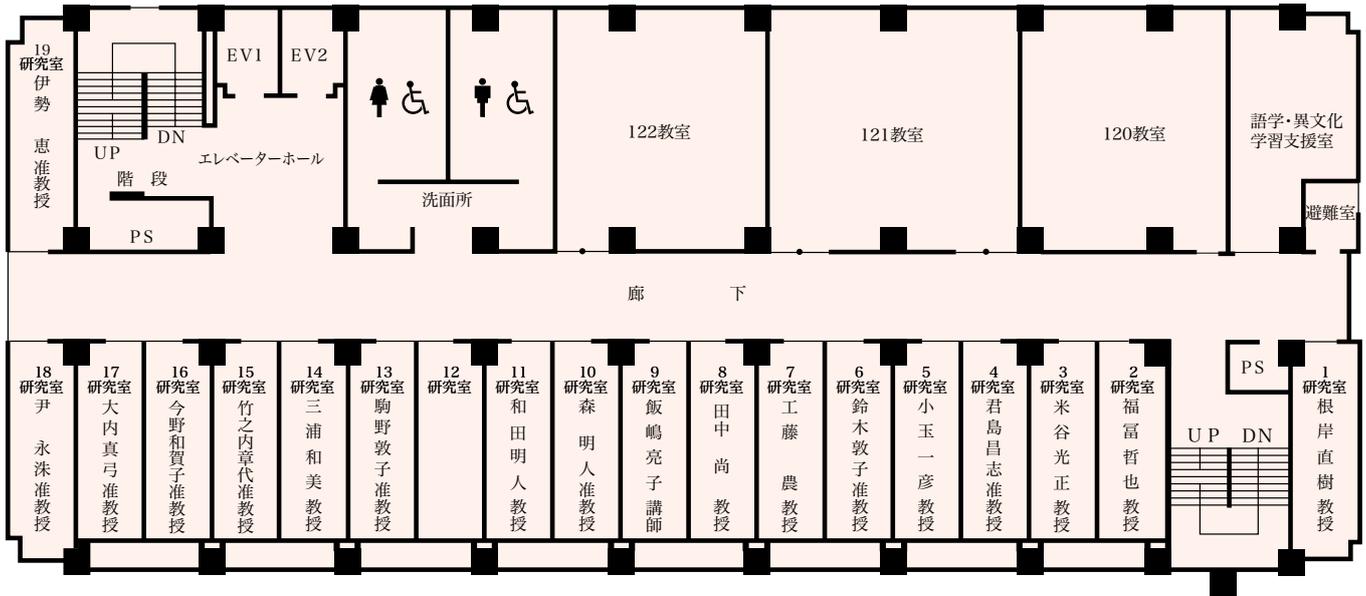
# 1 号 館

## 1 階

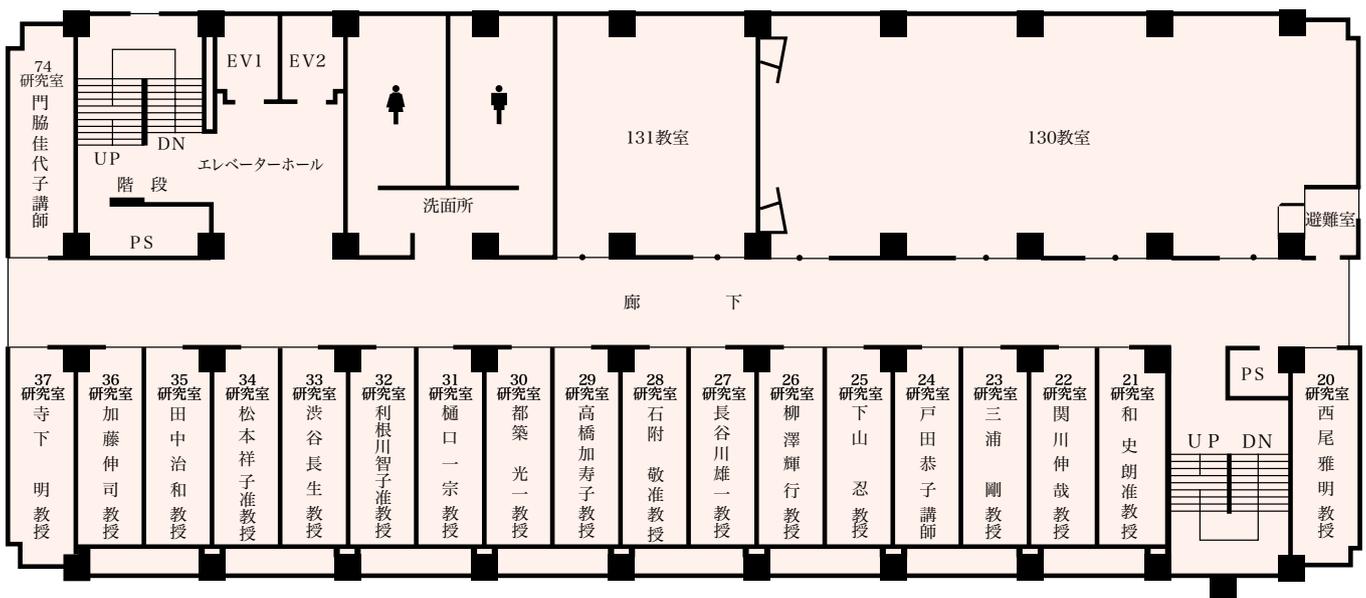


# 1 号 館

## 2 階

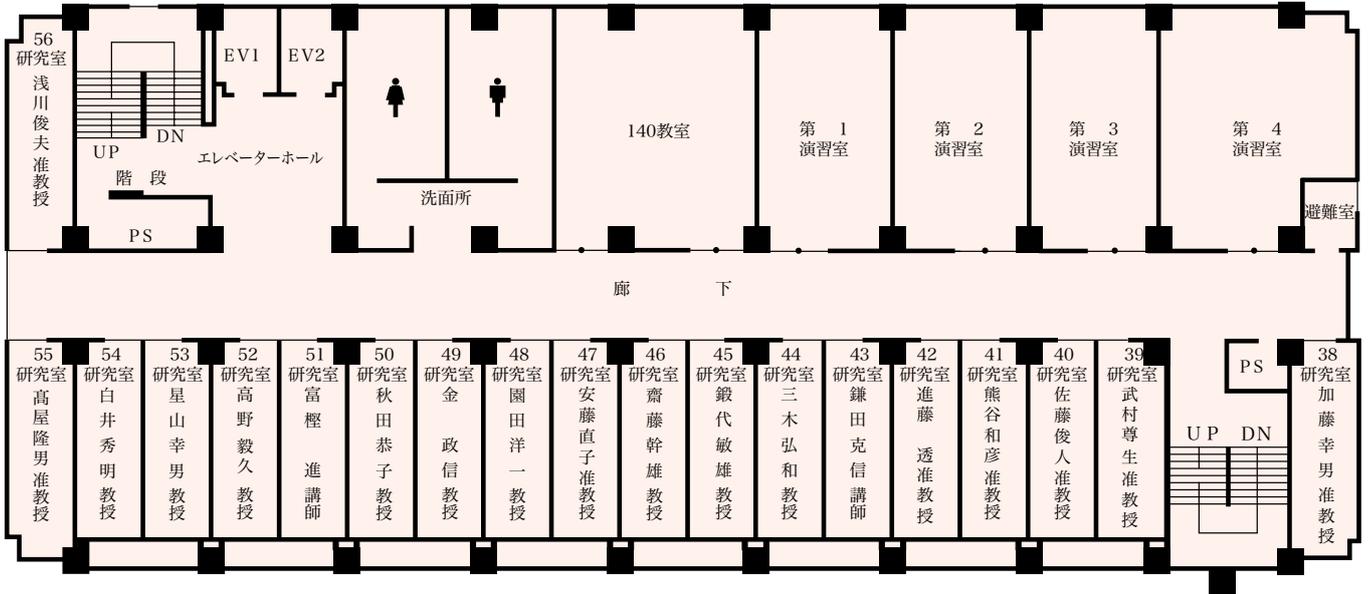


## 3 階

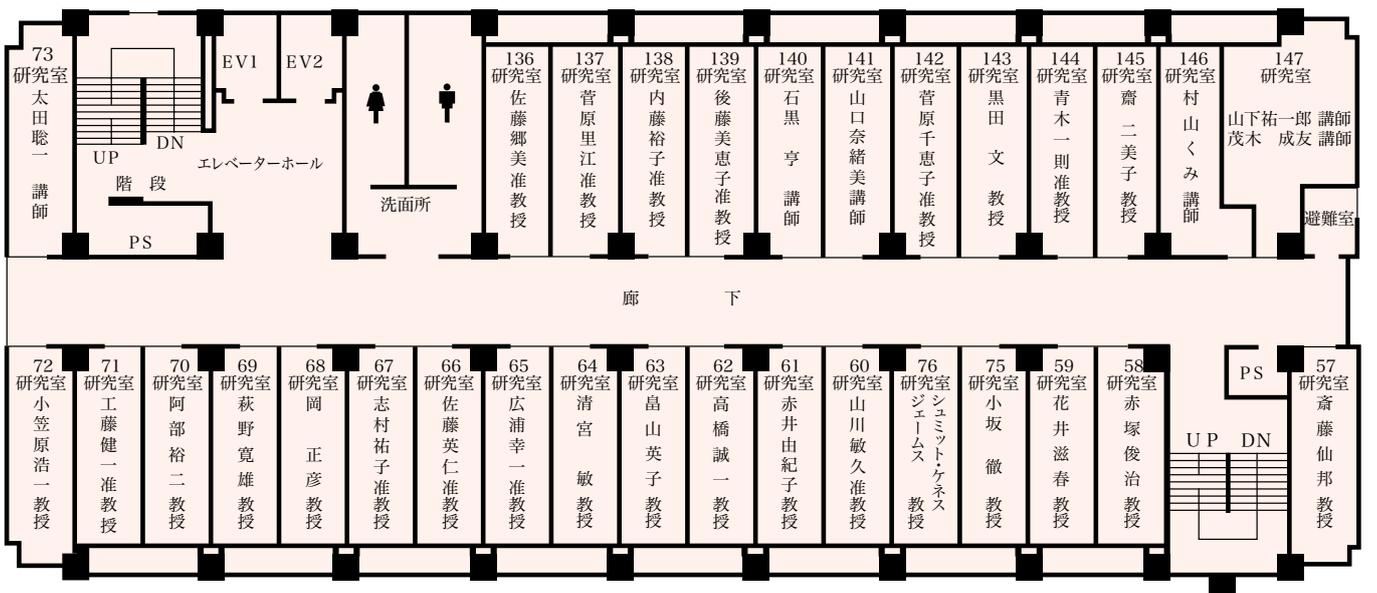


# 1 号 館

## 4 階



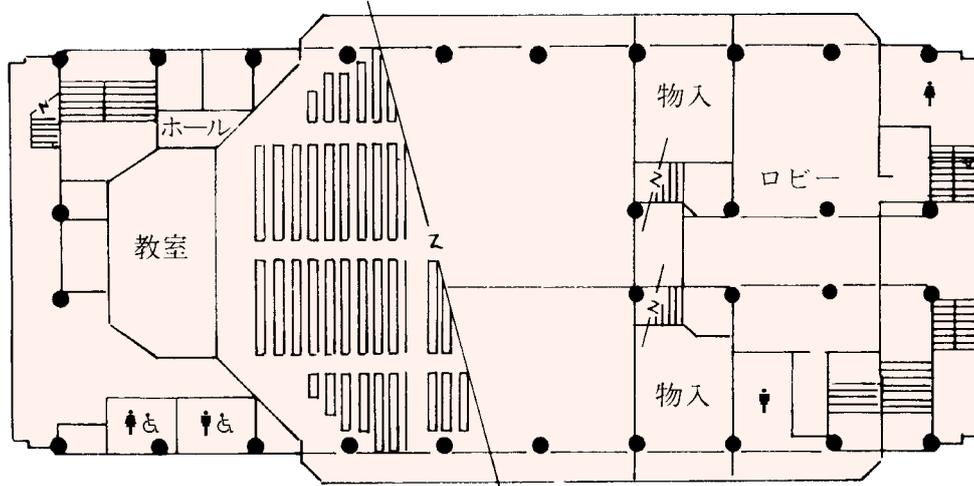
## 5 階



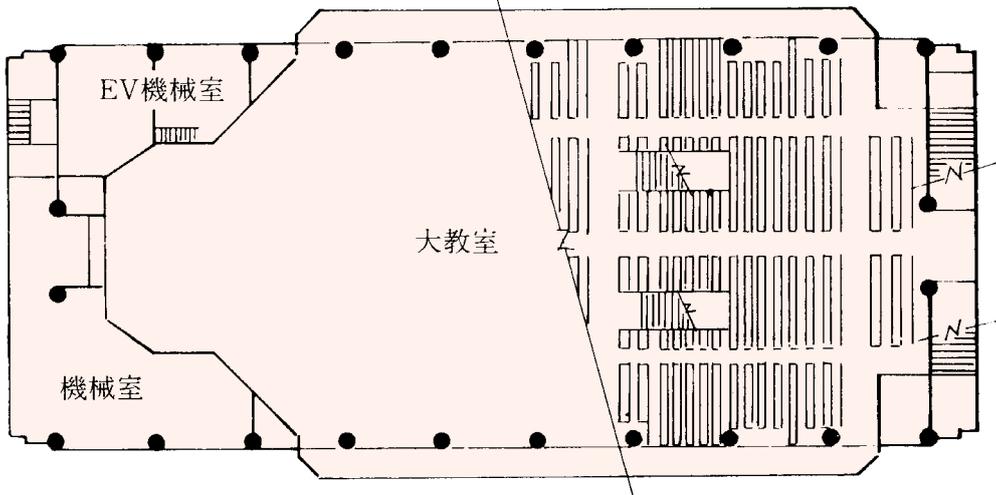
XI  
東北福祉大学  
配地・校舎等  
図

# 1 号 館

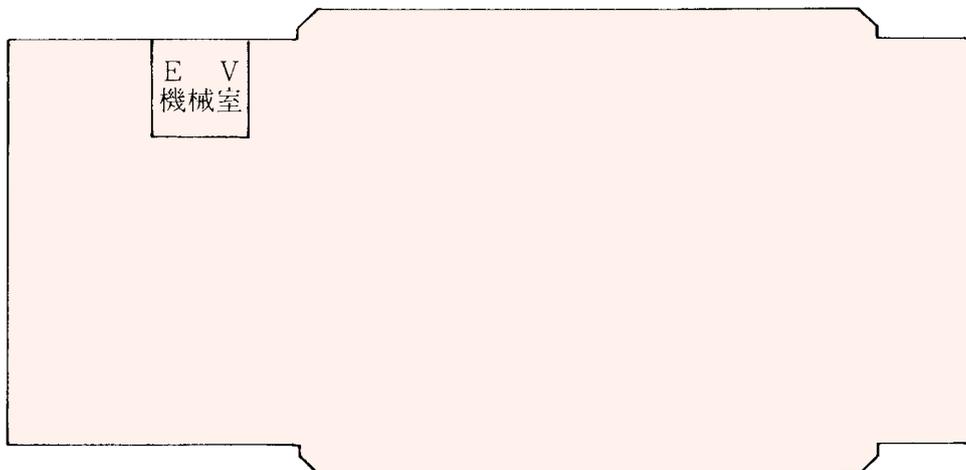
6 階



7 階

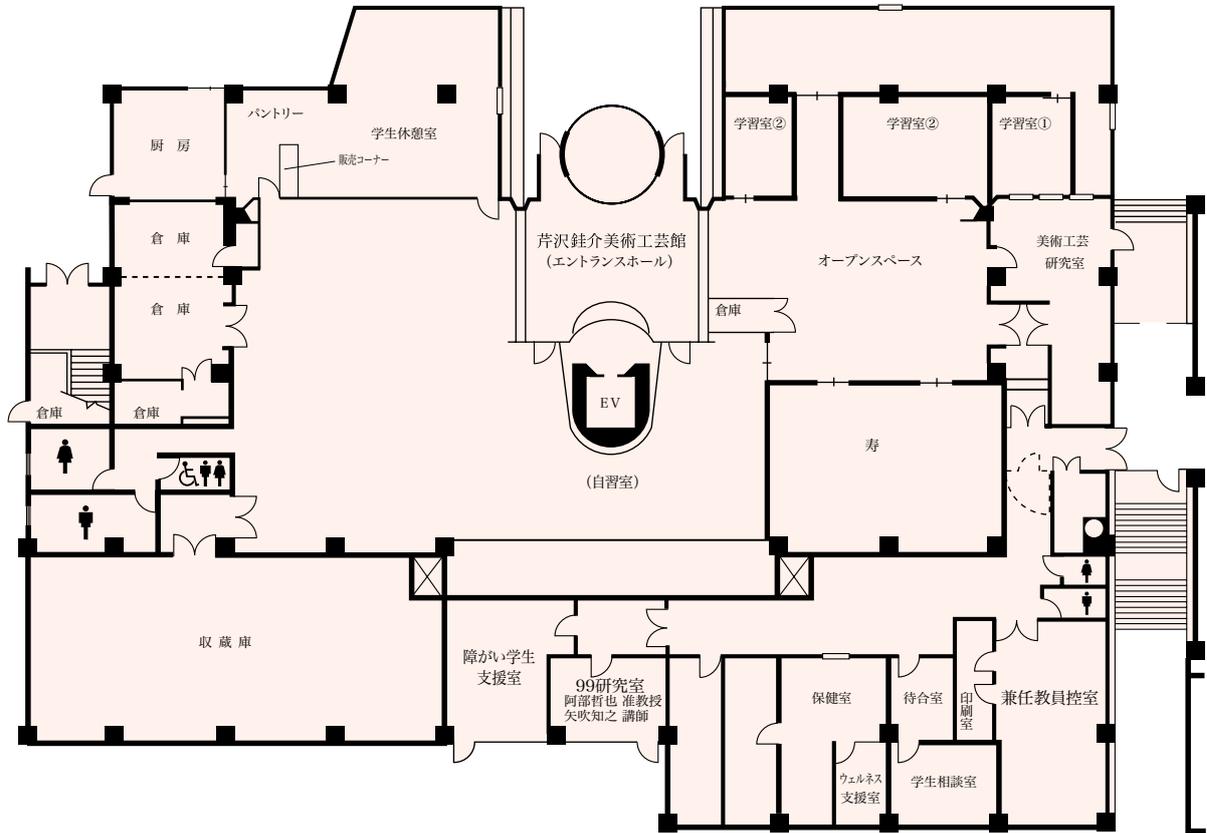


R 階

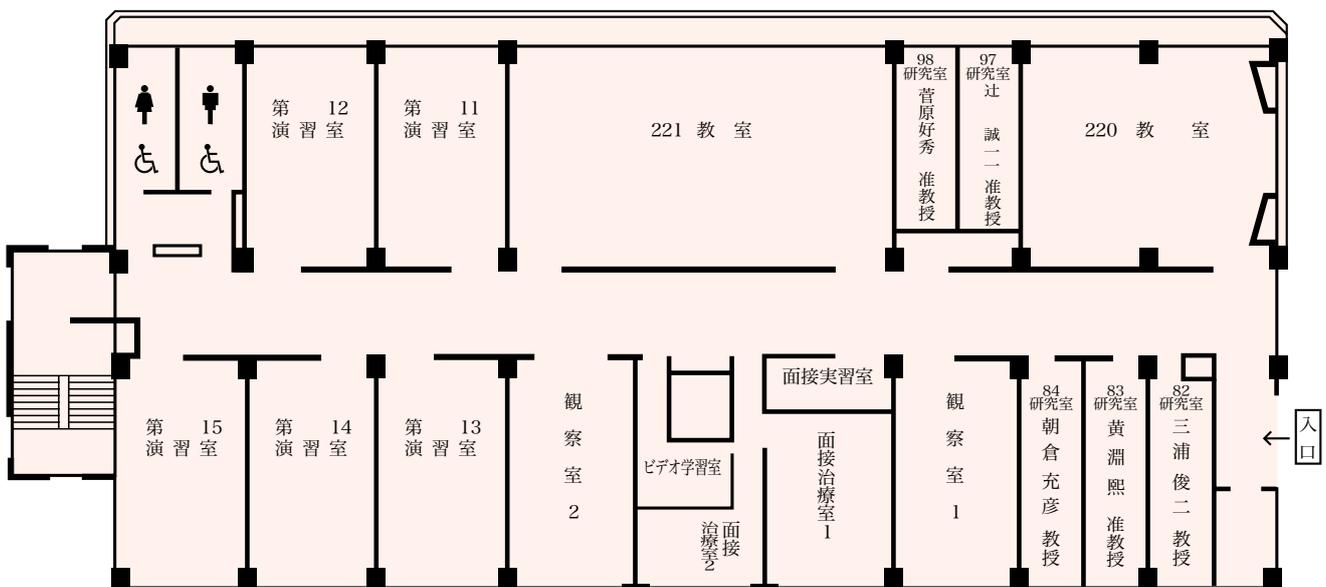


## 2 号 館

### 1 階

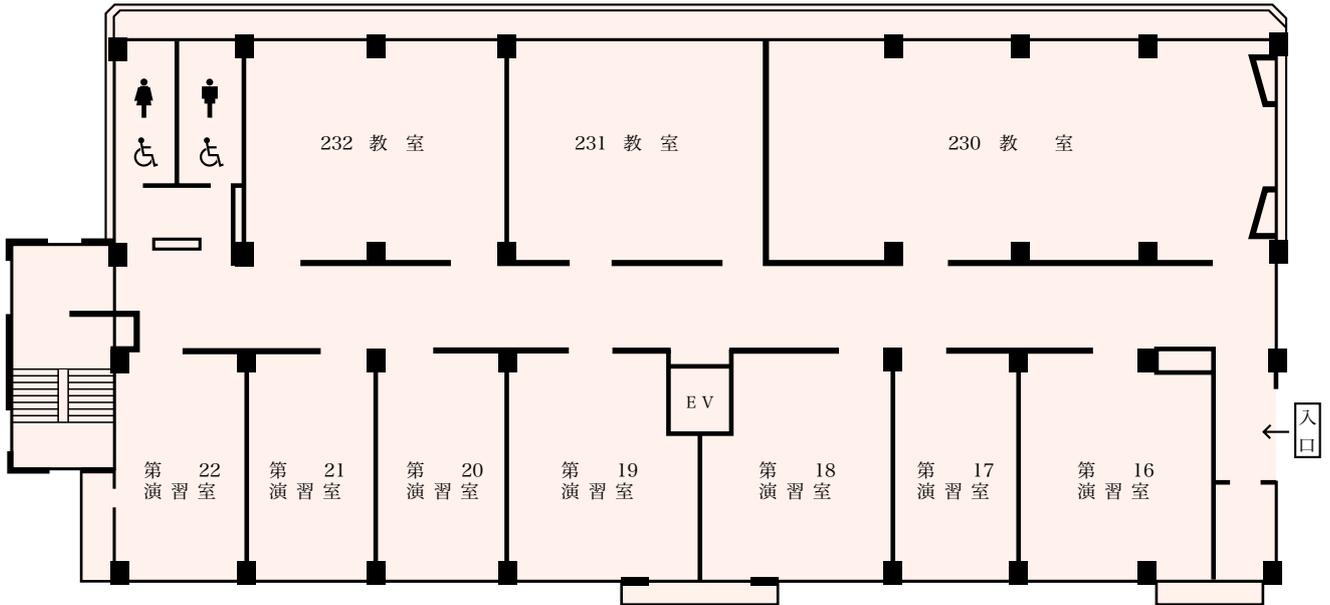


### 2 階

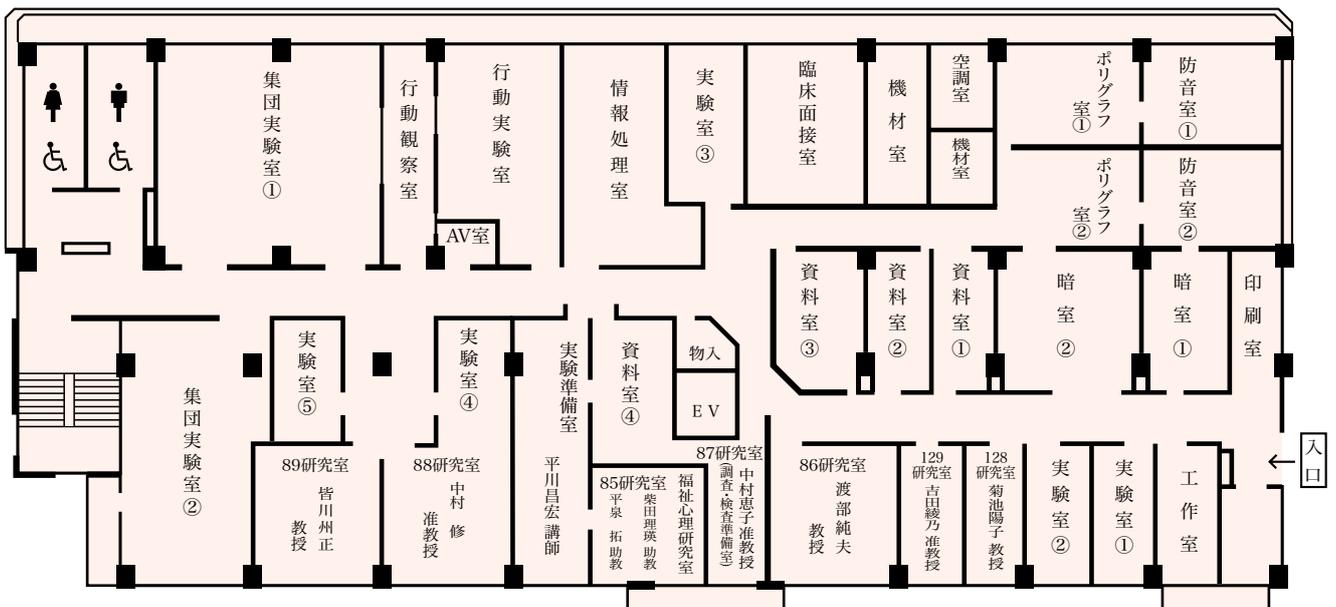


## 2 号 館

### 3 階

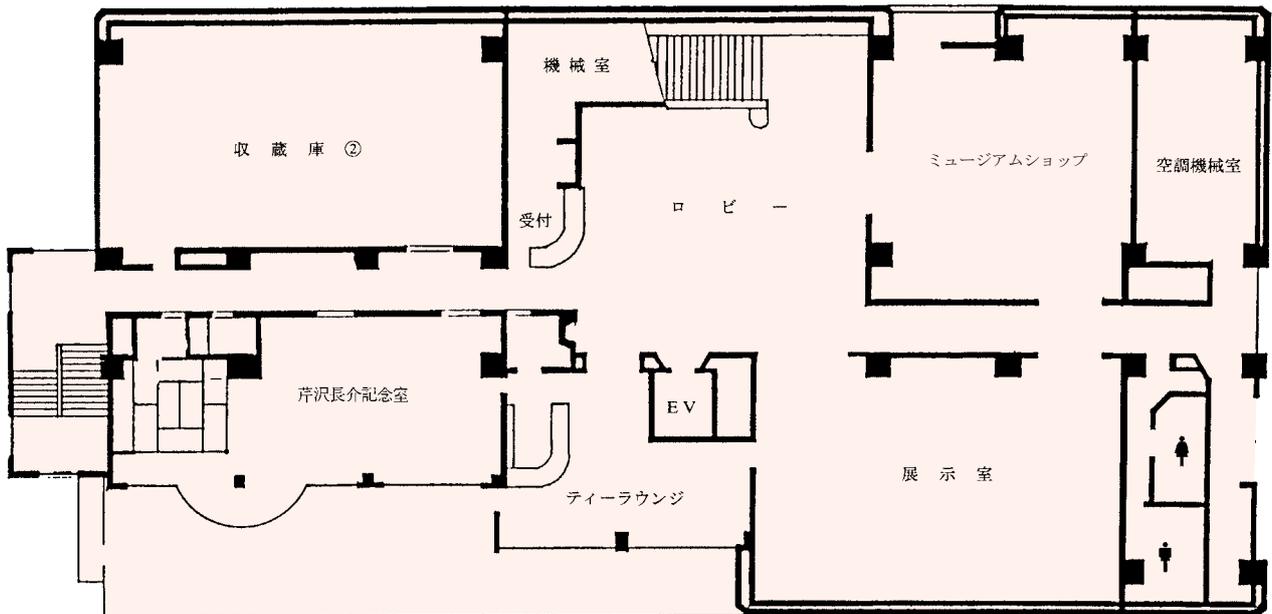


### 4 階

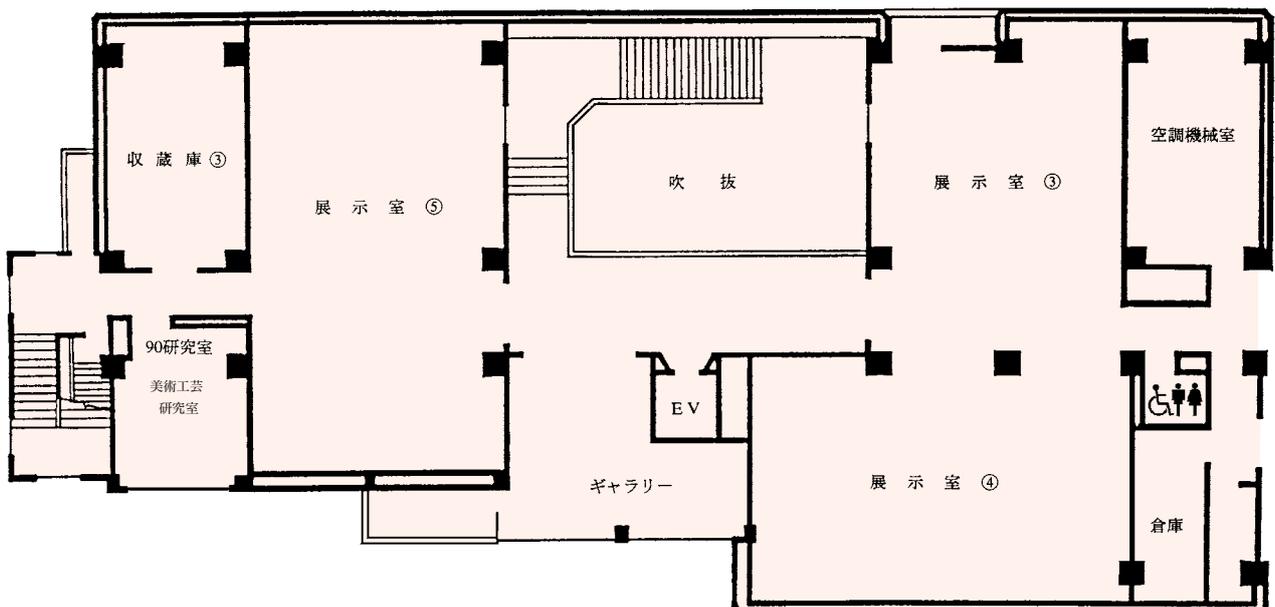


## 2 号 館

### 5 階 (芹沢 銈介美術工芸館)

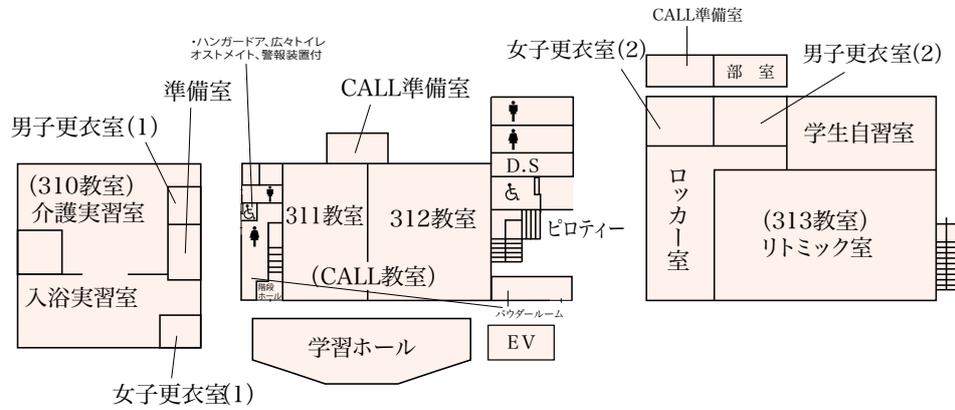


### 6 階 (芹沢 銈介美術工芸館)

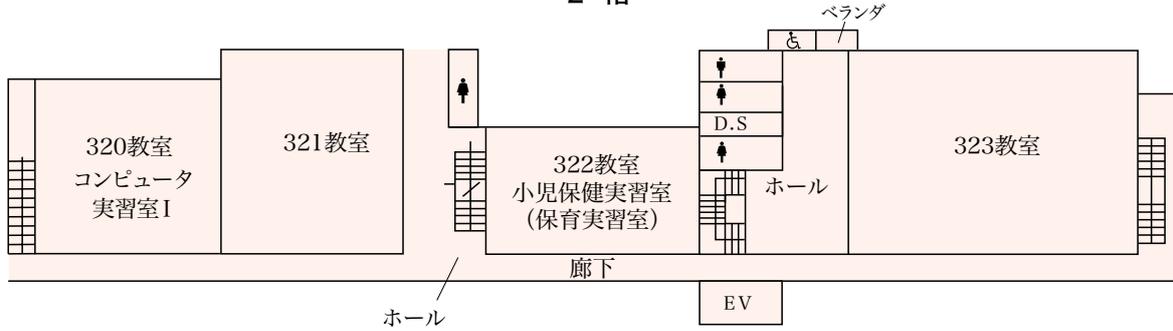


### 3 号 館

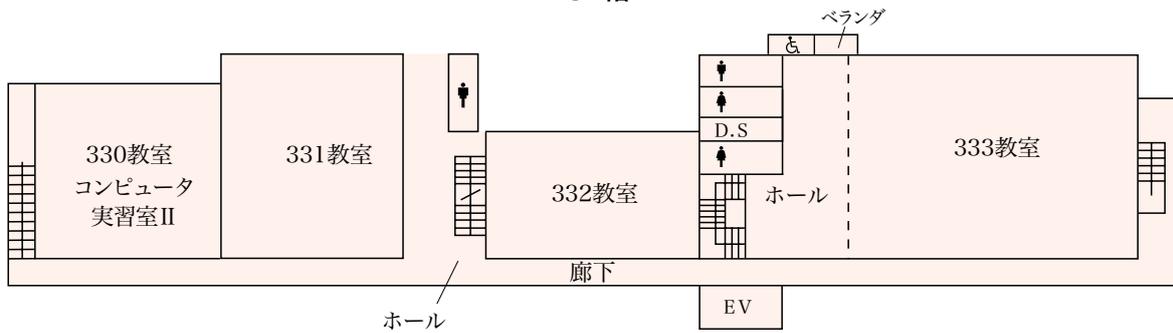
#### 1 階



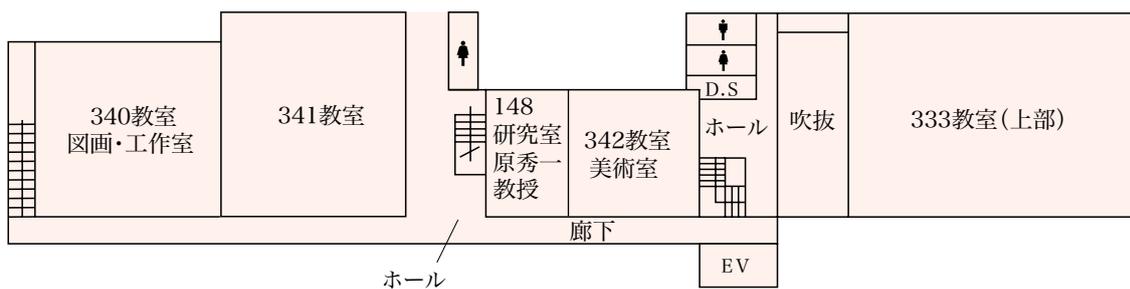
#### 2 階



#### 3 階



#### 4 階

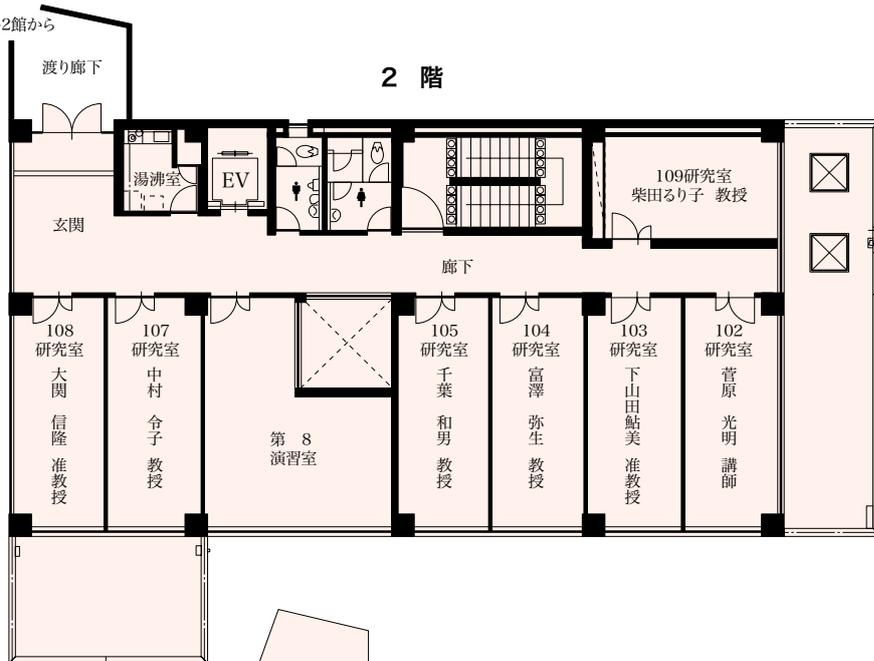


# 5 号 館

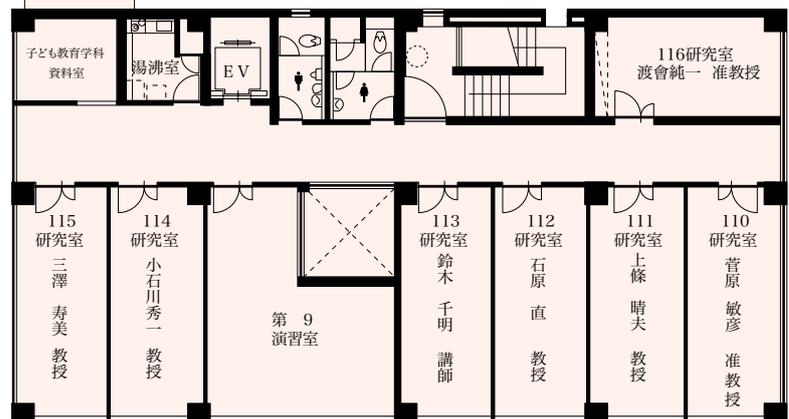
## 1 階



## 2 階

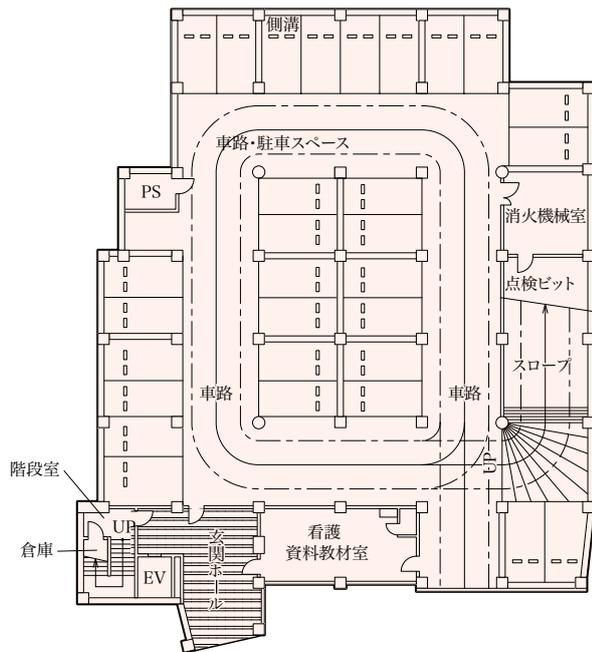


## 3 階

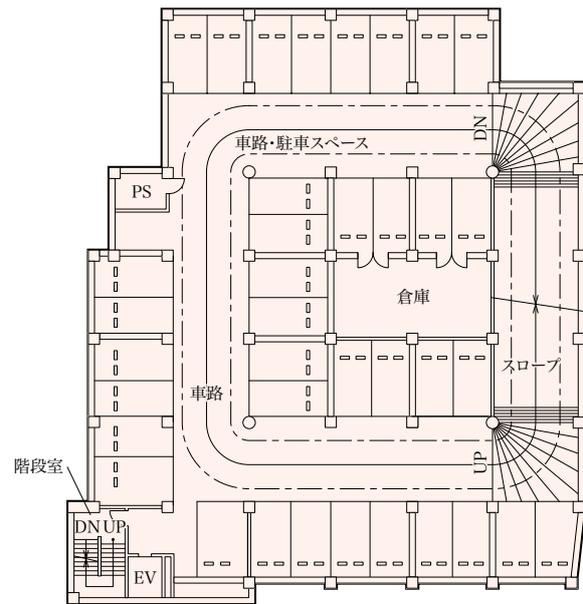


## 6 号 館

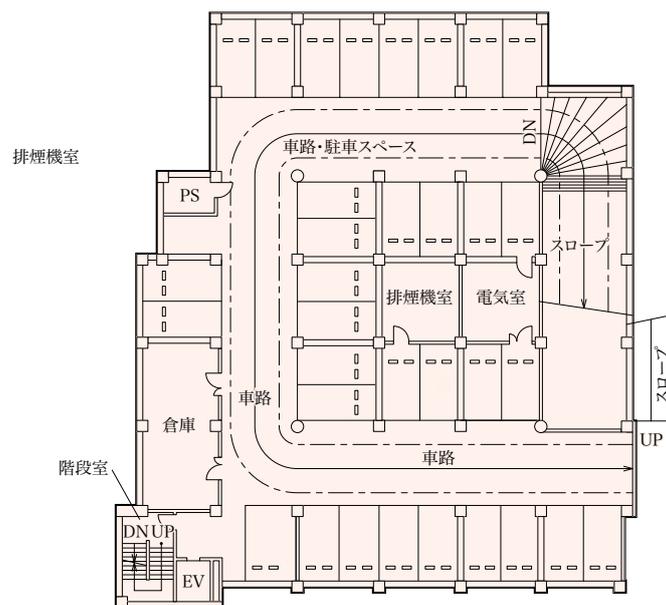
1 階



2 階



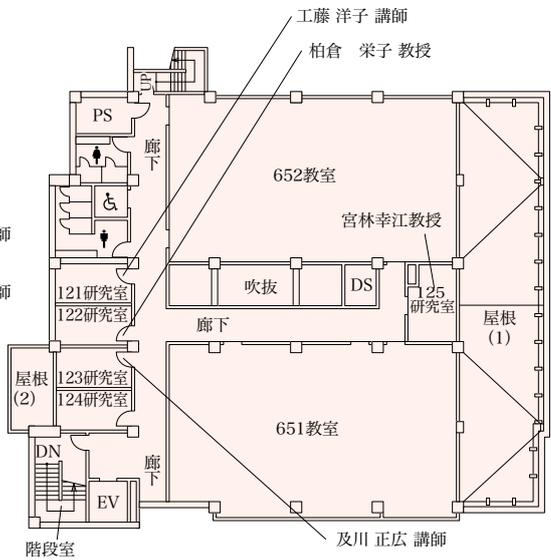
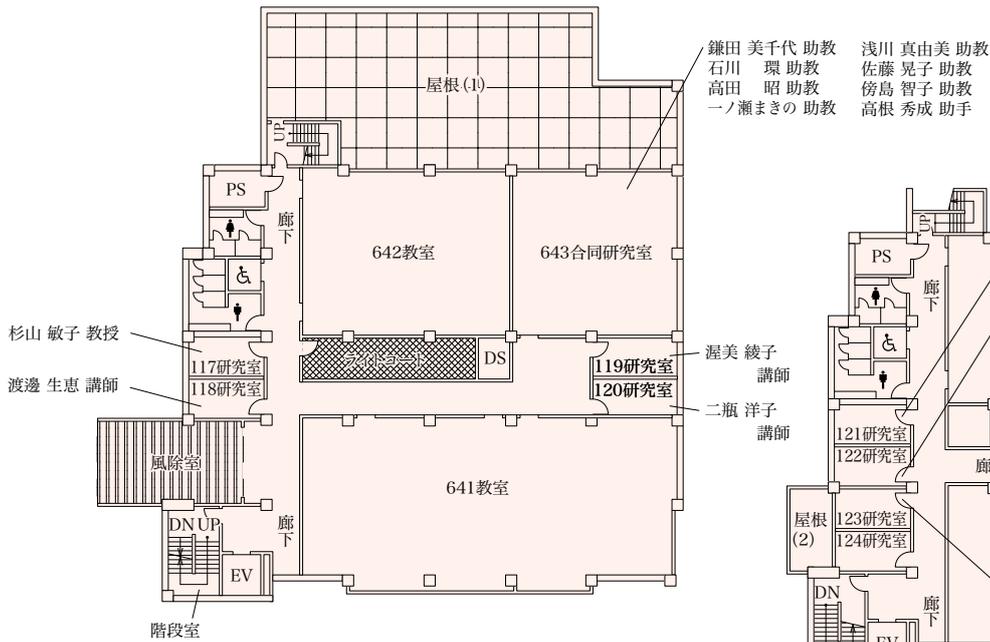
3 階



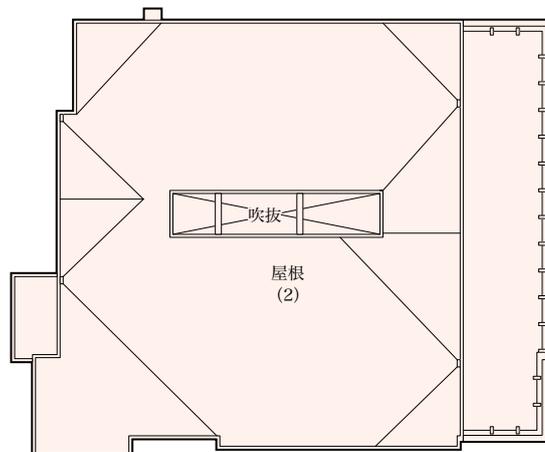
# 6 号 館

## 4 階

## 5 階

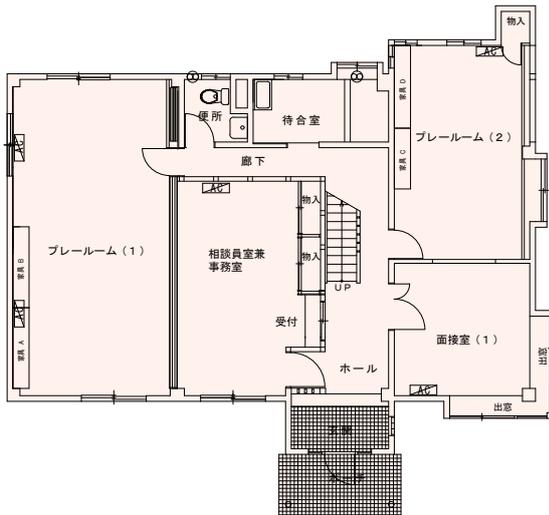


## 屋根

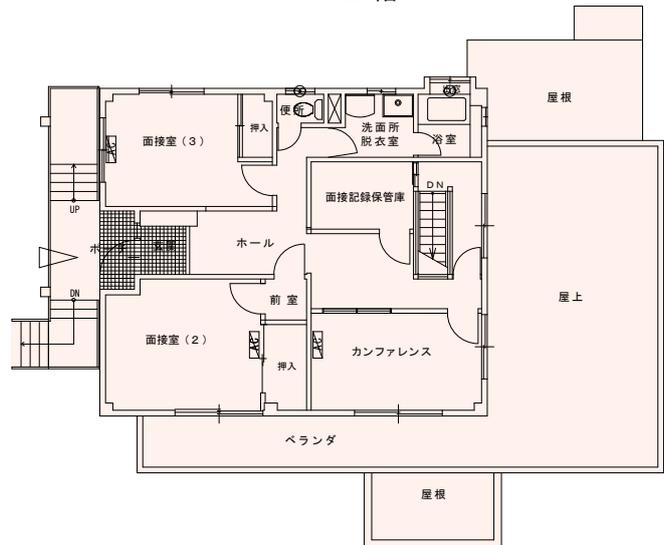


## 7号館

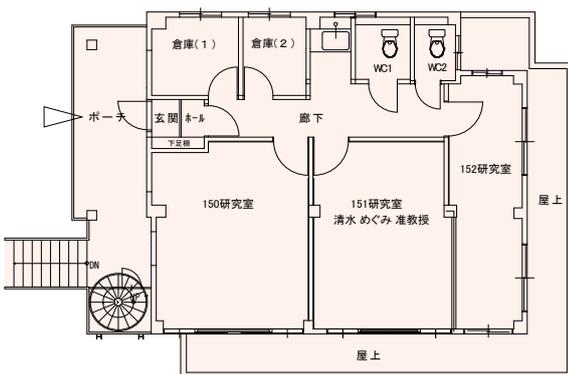
1階



2階

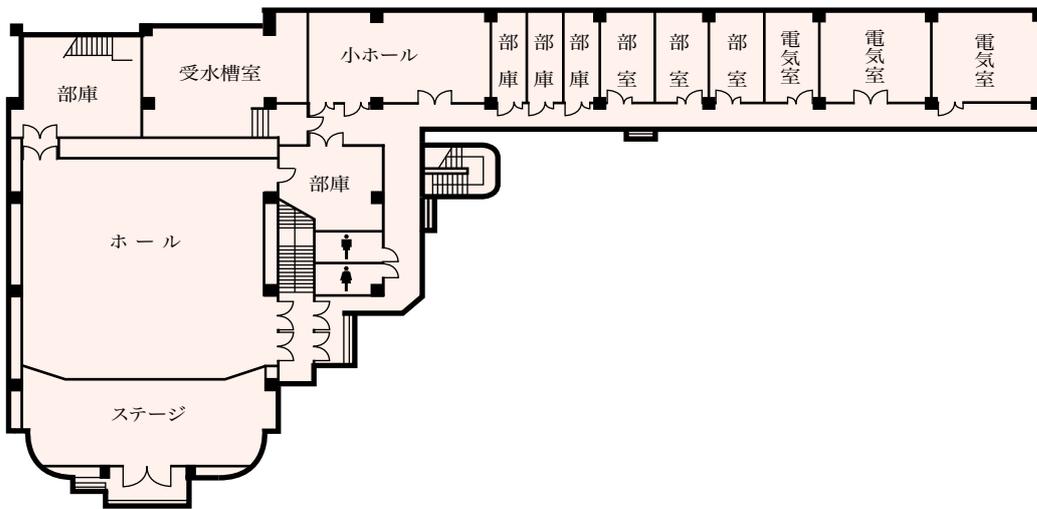


3階

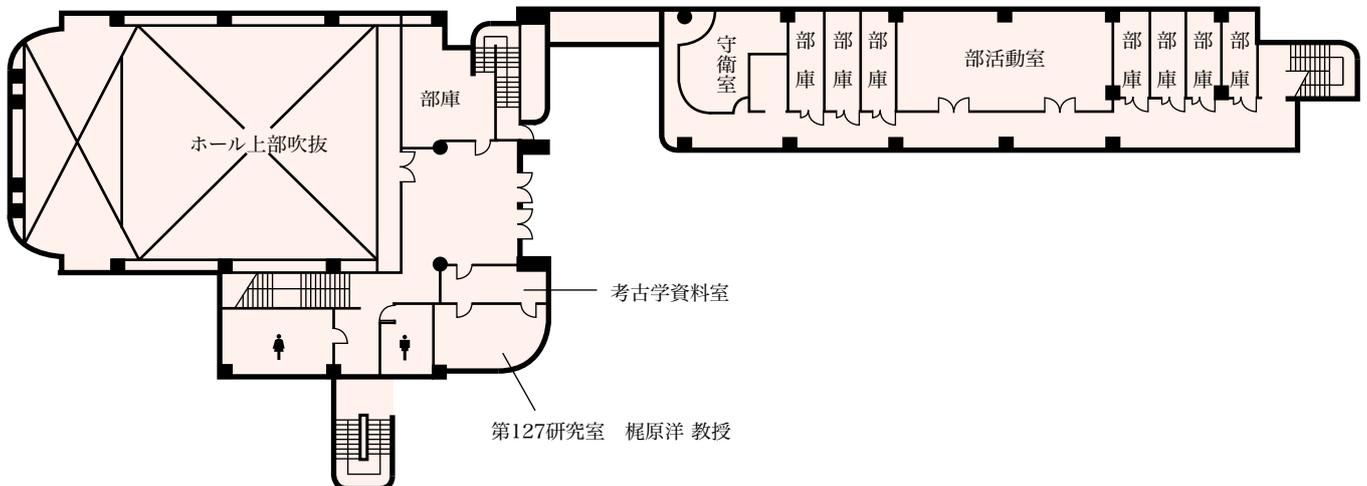


# H-ONE館(課外活動棟)

## 1 階



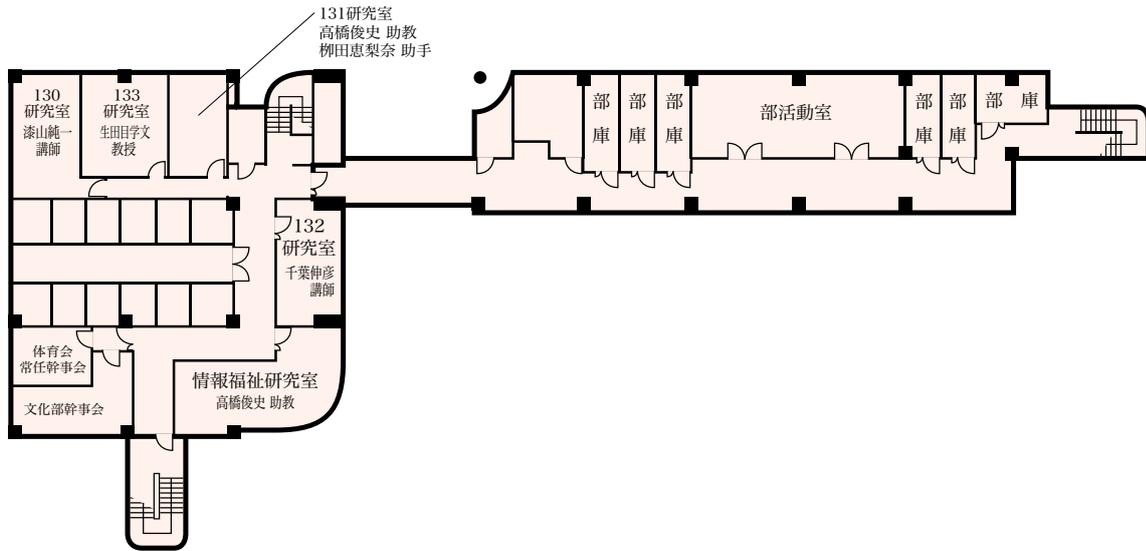
## 2 階



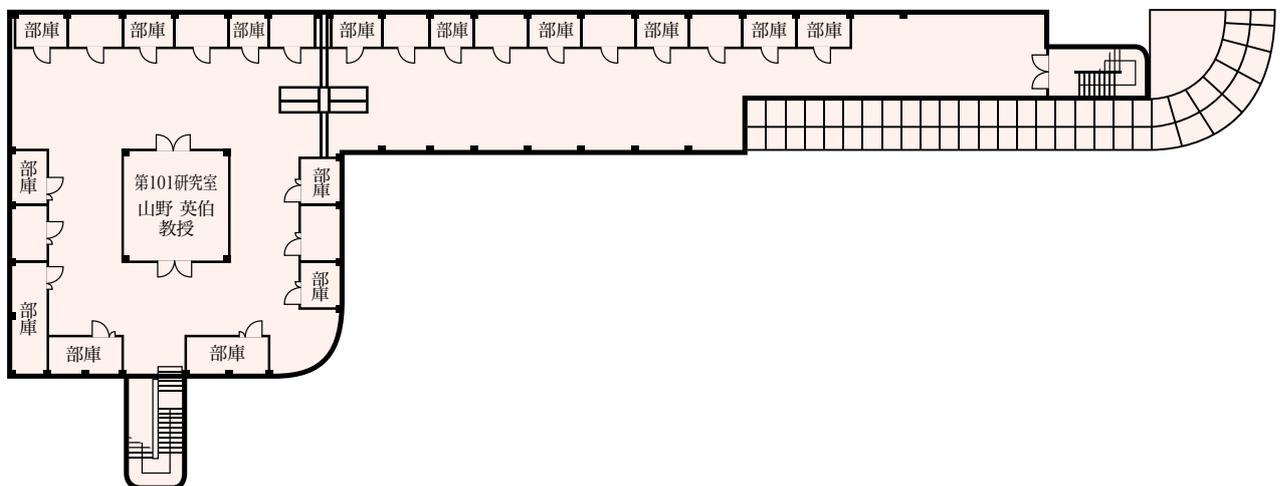
XI  
東北福祉大学  
配地・校舎等  
図

## H-ONE館(課外活動棟)

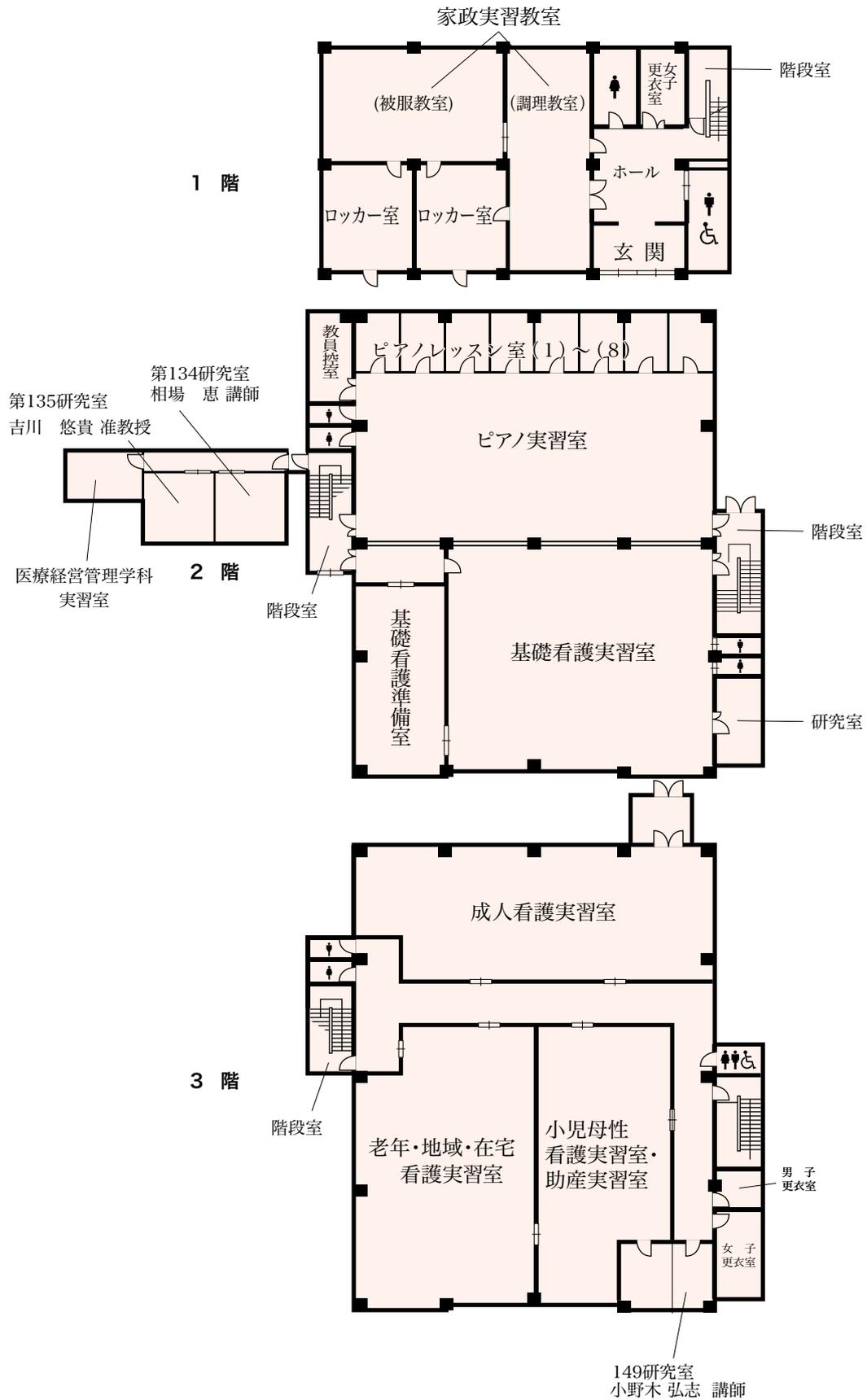
### 3 階



### 4 階

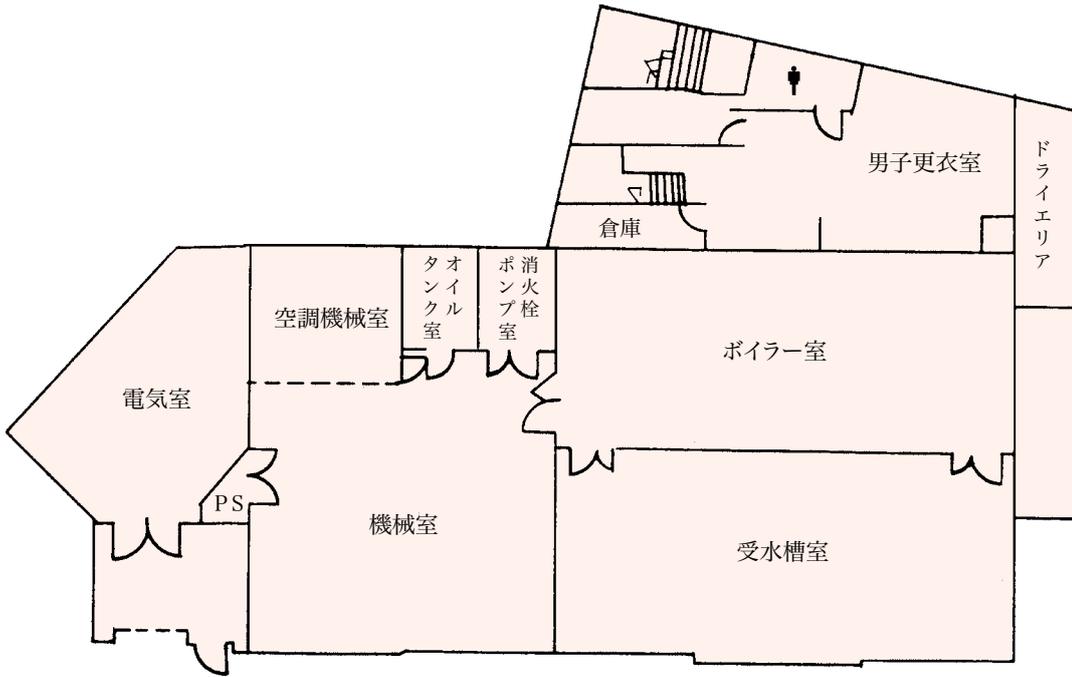


## H-2 館

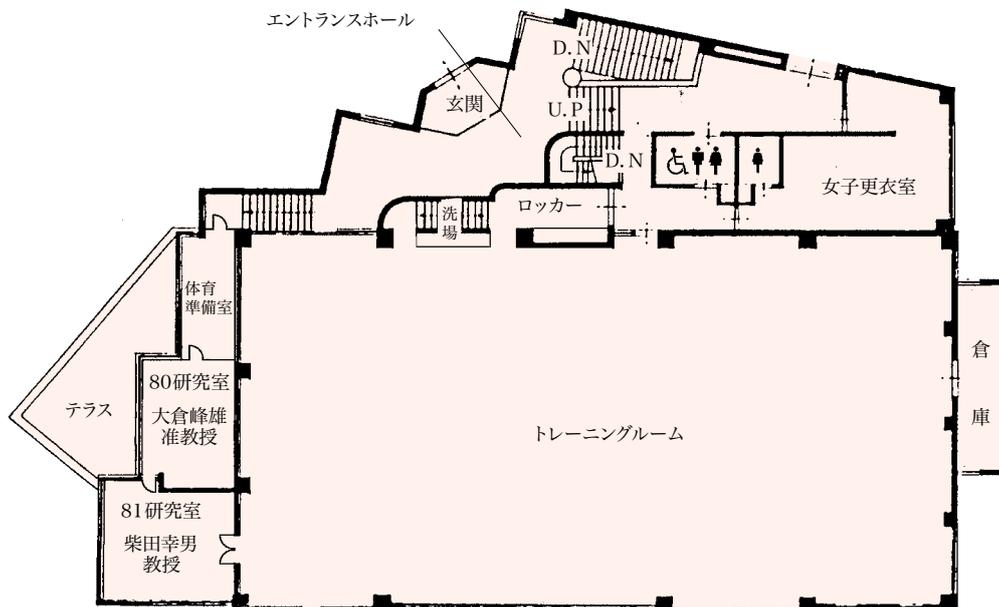


### H-3 GYM

#### 地階

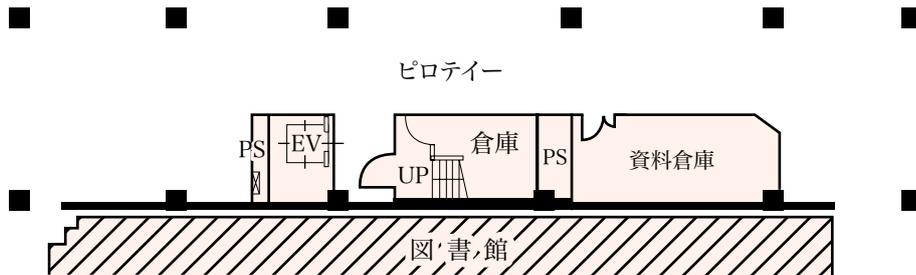


#### 1階

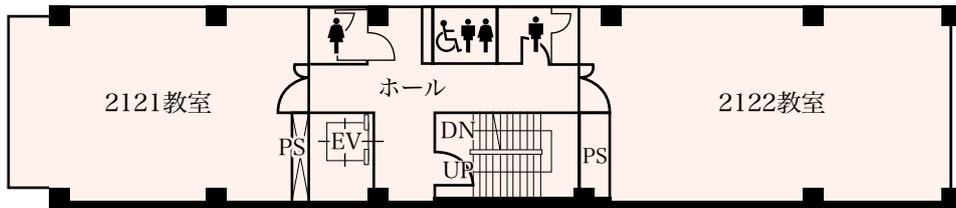


2001館

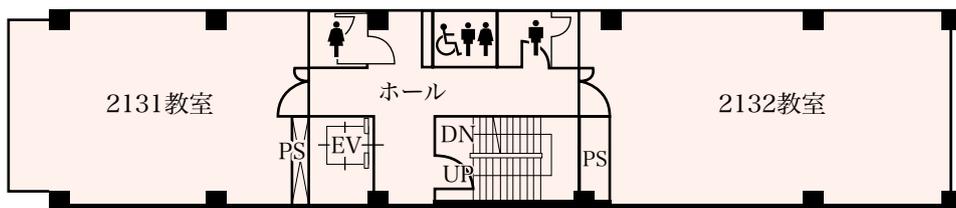
1階



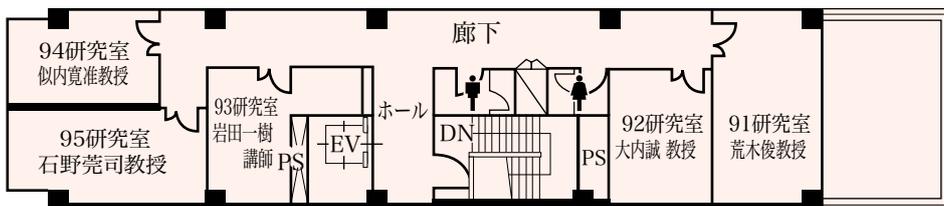
2階



3階

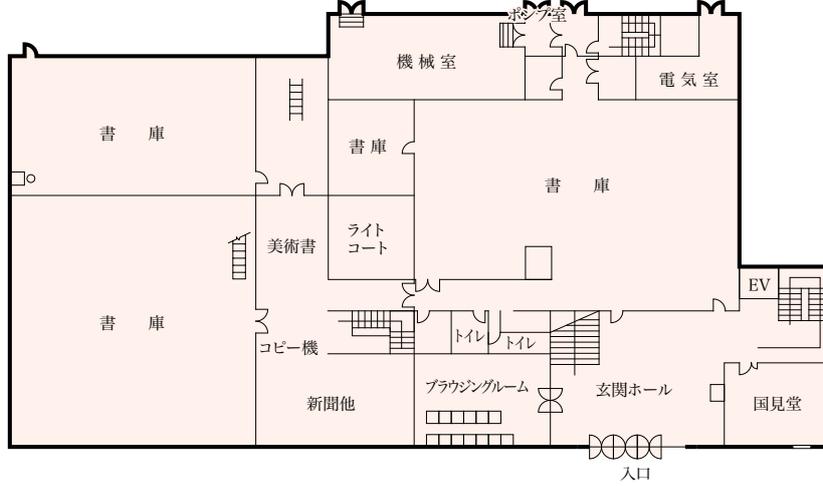


4階

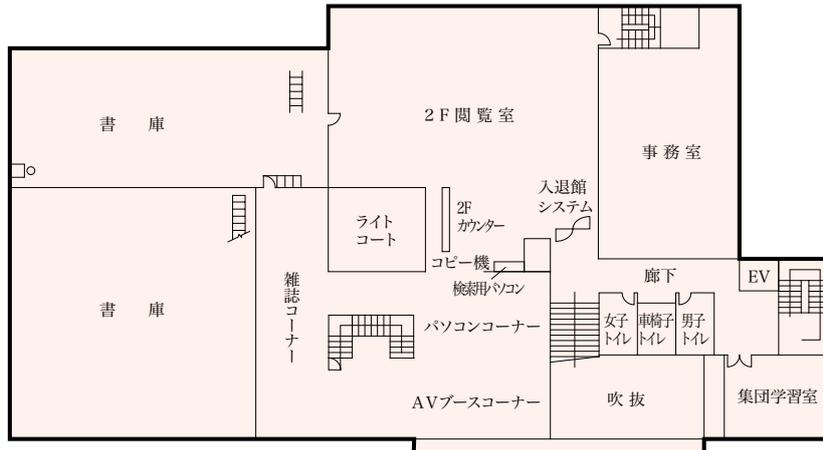


## 図書館棟

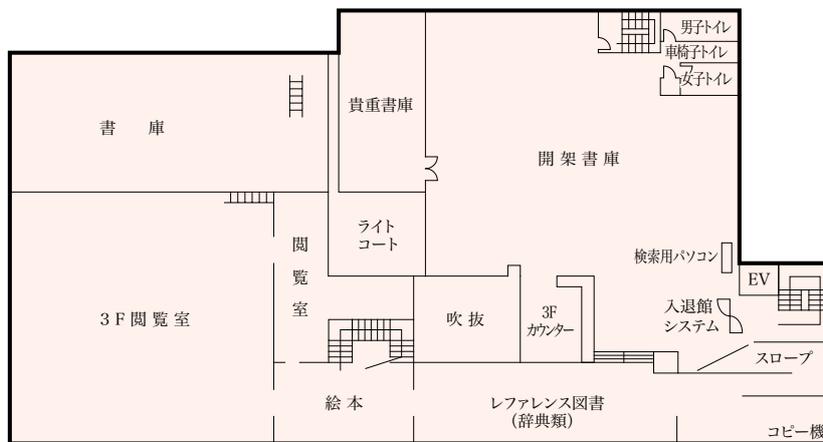
### 1 階



### 2 階



### 3 階



### 4 階

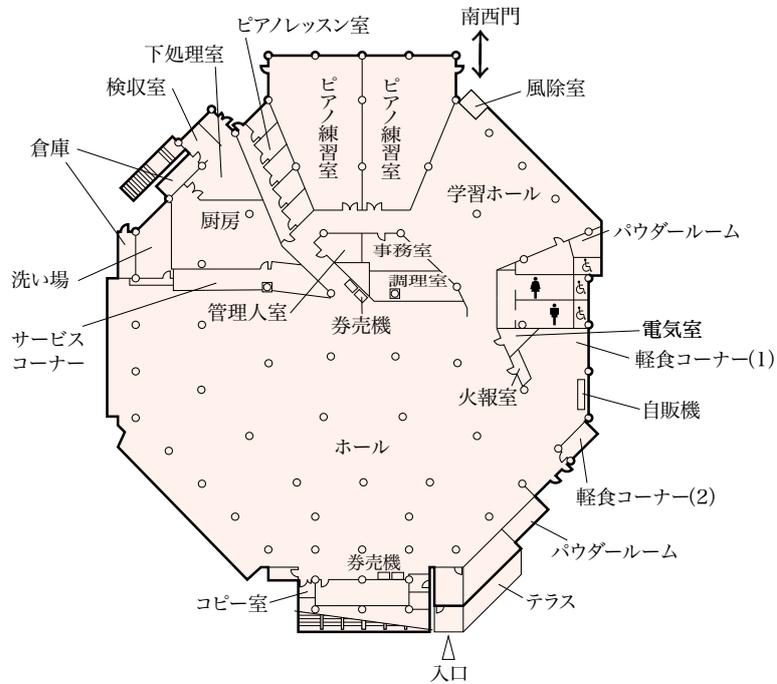


 無線LAN設置場所

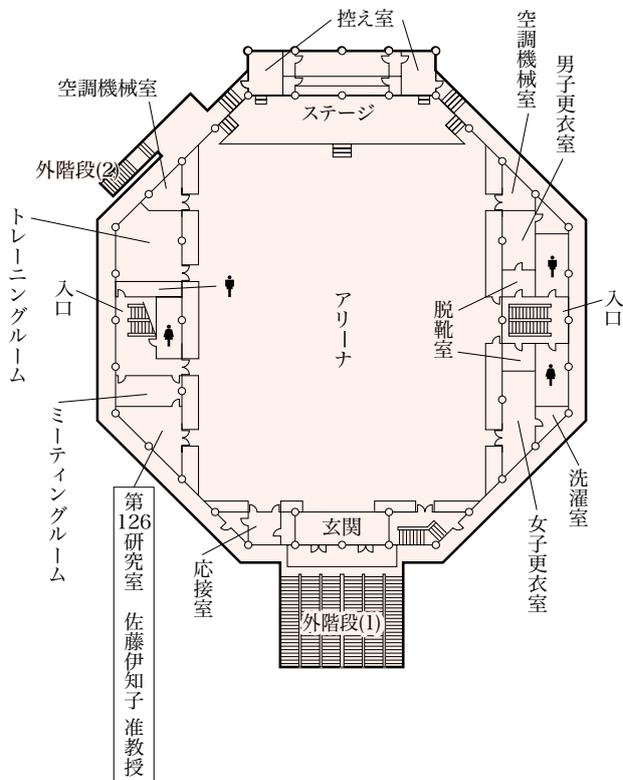
## 福 聚 殿

(講堂兼体育館・教員研究室・ピアノレッスン室・ピアノ練習室  
学生自習室・食堂・軽食コーナー)

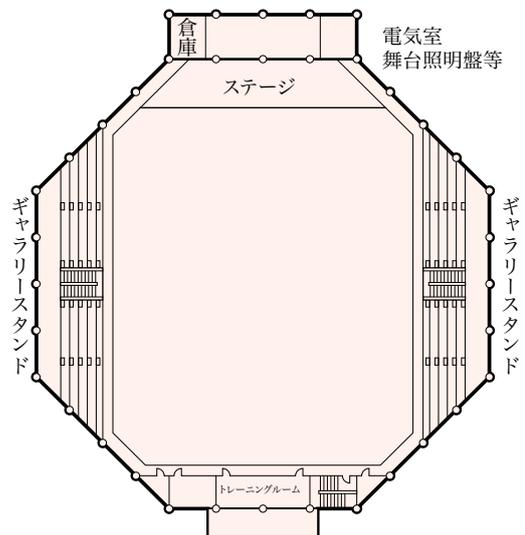
### 1 階



### 2 階

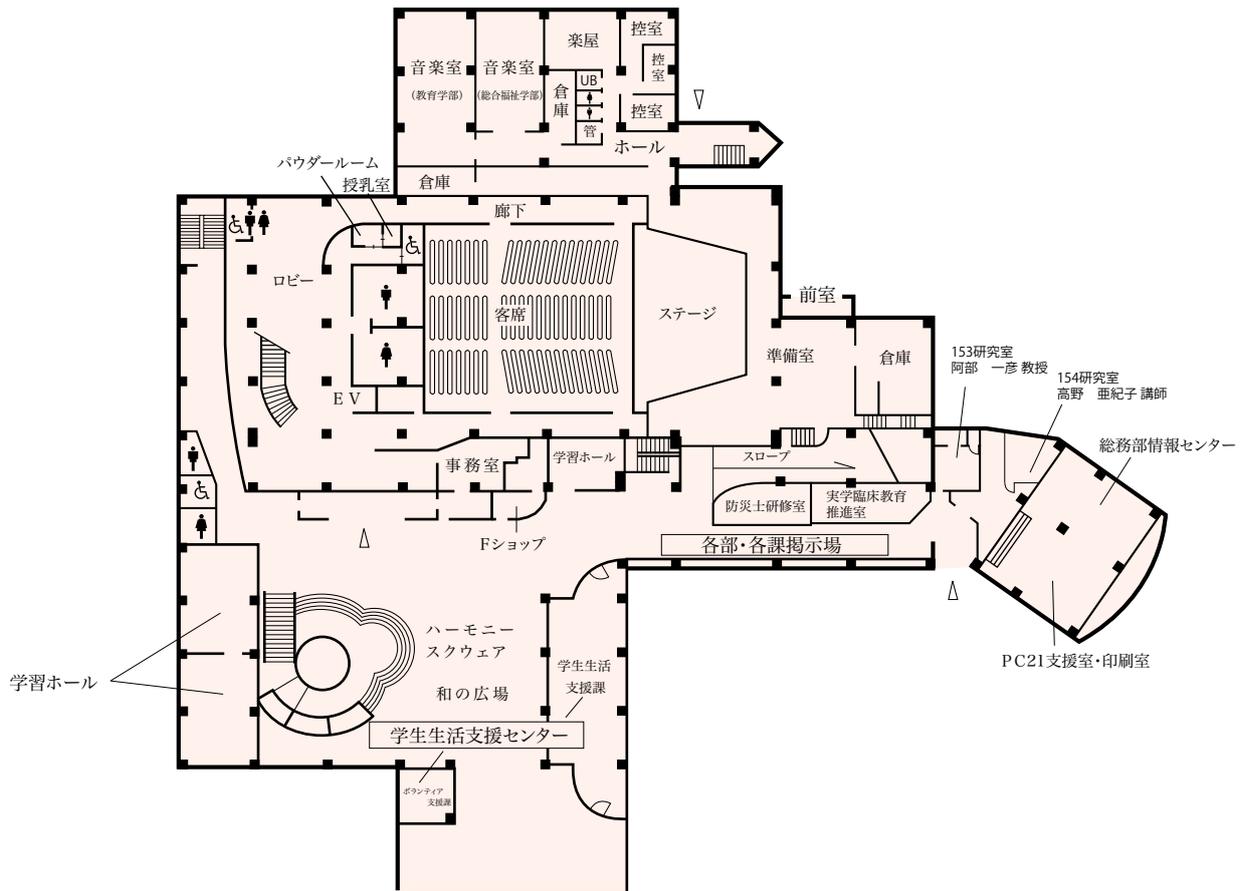


### 3 階



# 音楽堂(けやきホール)

## 地下1階

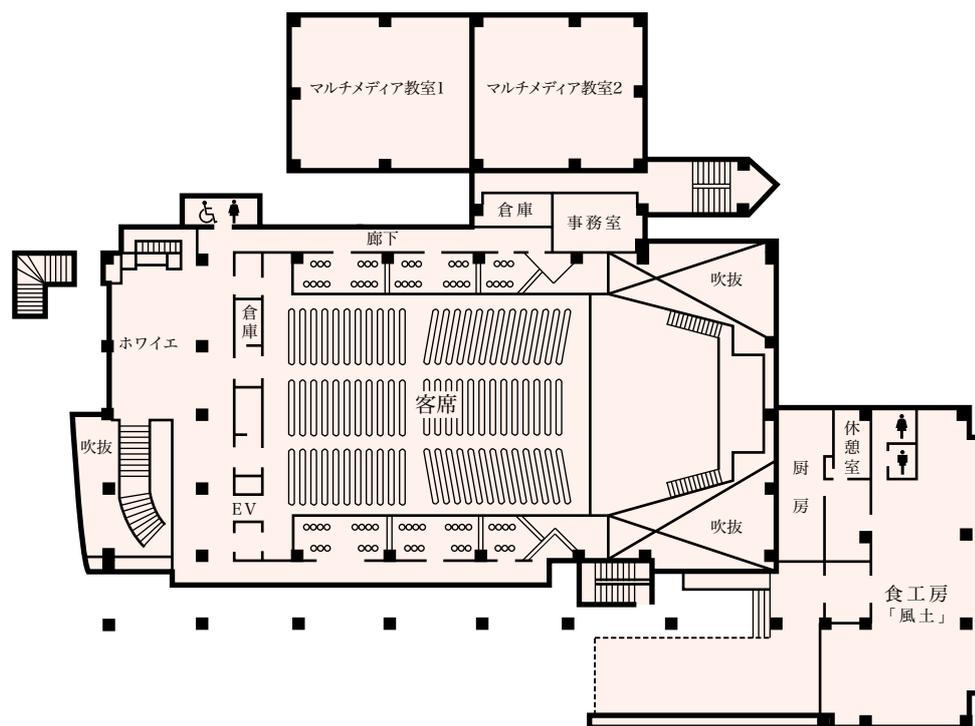


## 地下2階

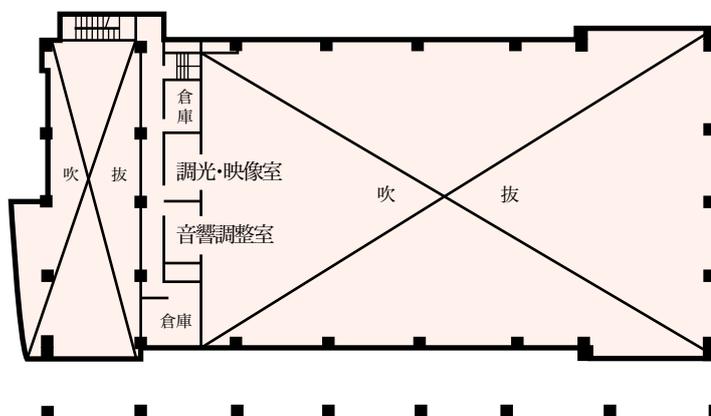


# 音楽堂(けやきホール)

## 1 階

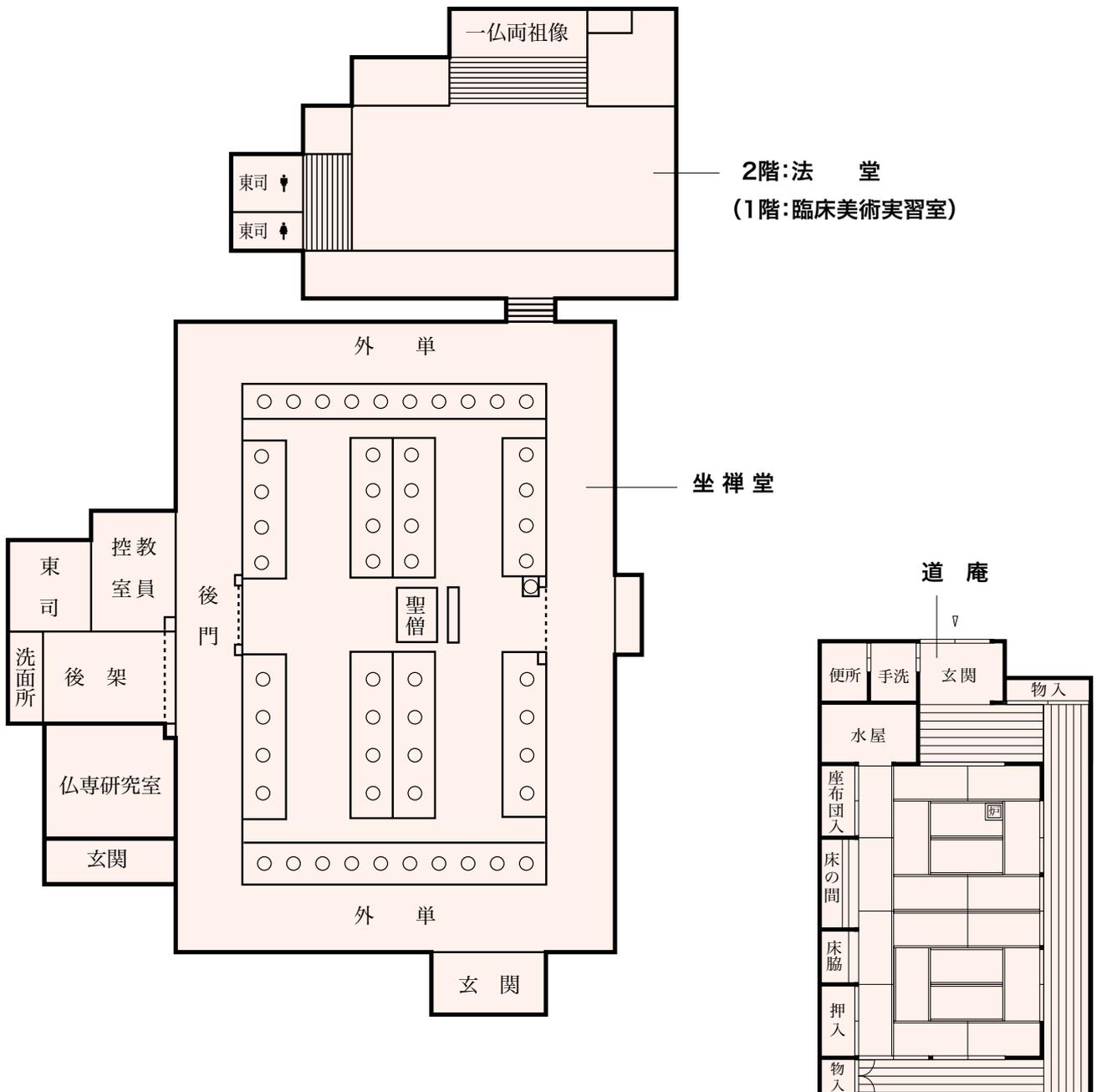


## 2 階

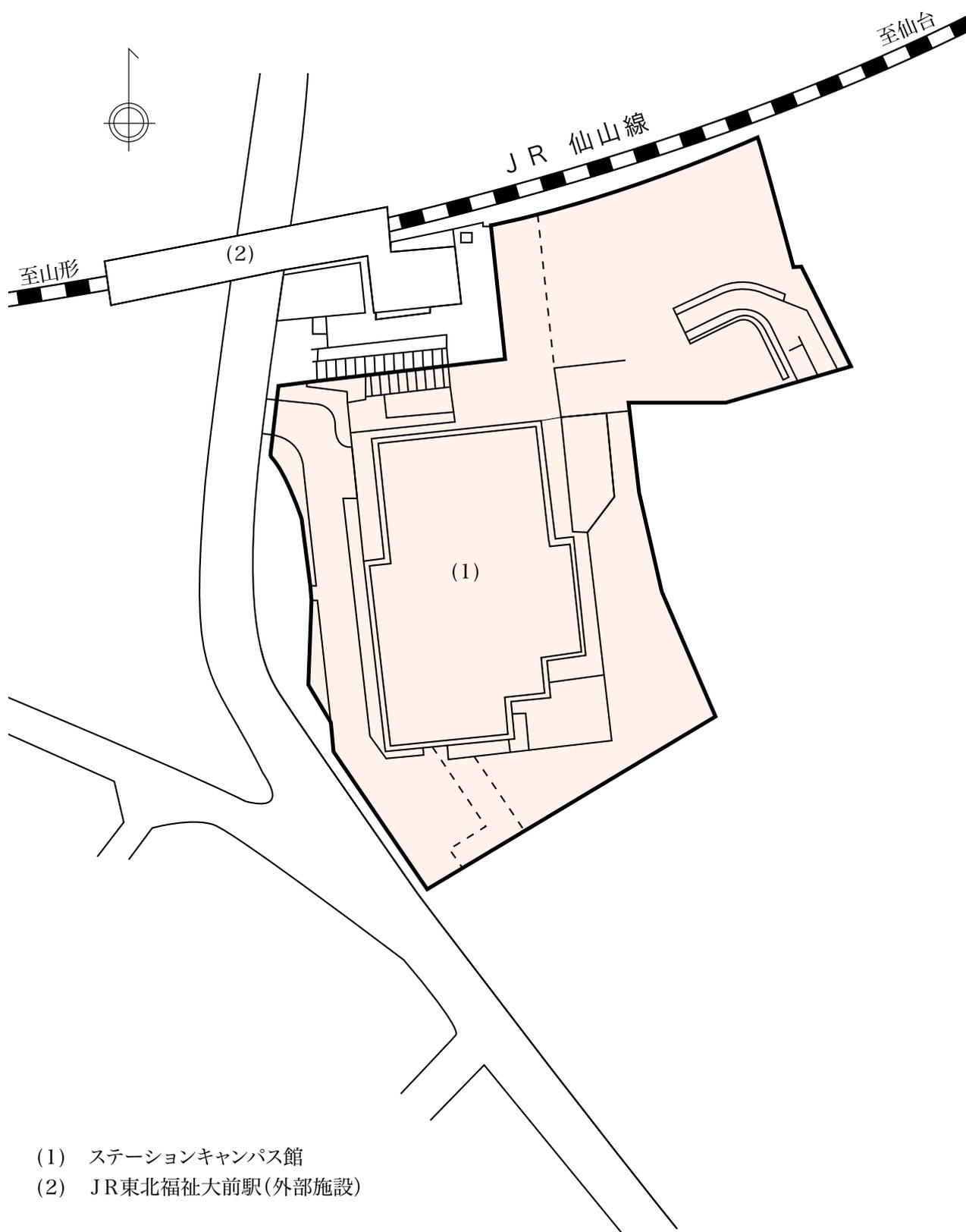


# 特別教室

(坐禅堂・法堂・道庵)



**2 ステーションキャンパス** (本校地より西方約550m)

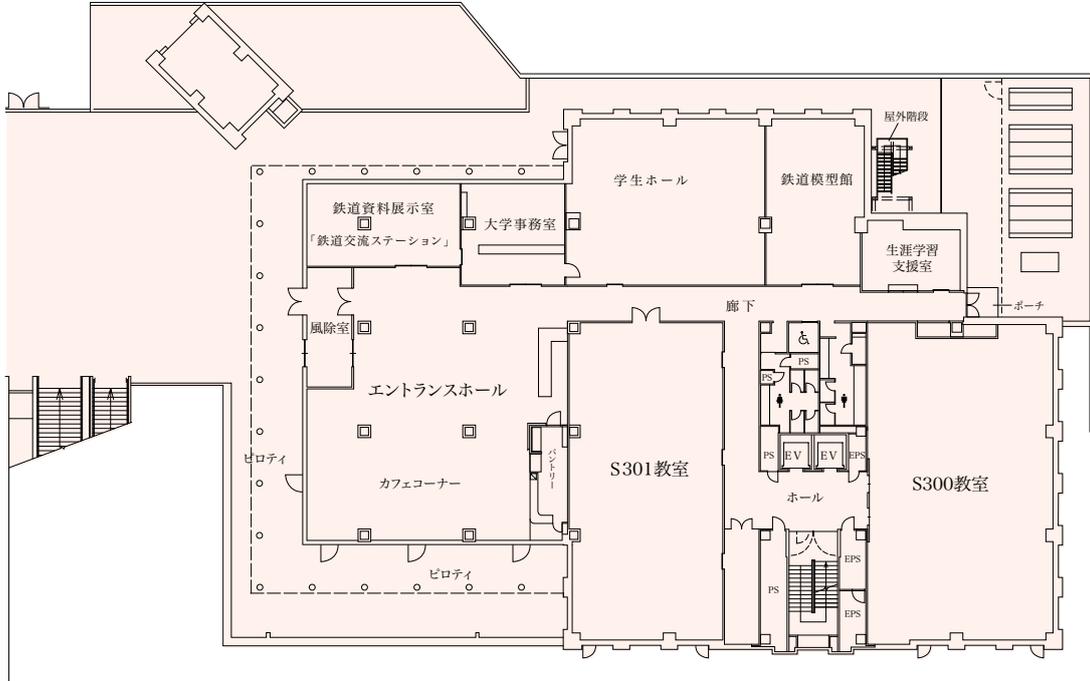


- (1) ステーションキャンパス館
- (2) JR東北福祉大前駅(外部施設)

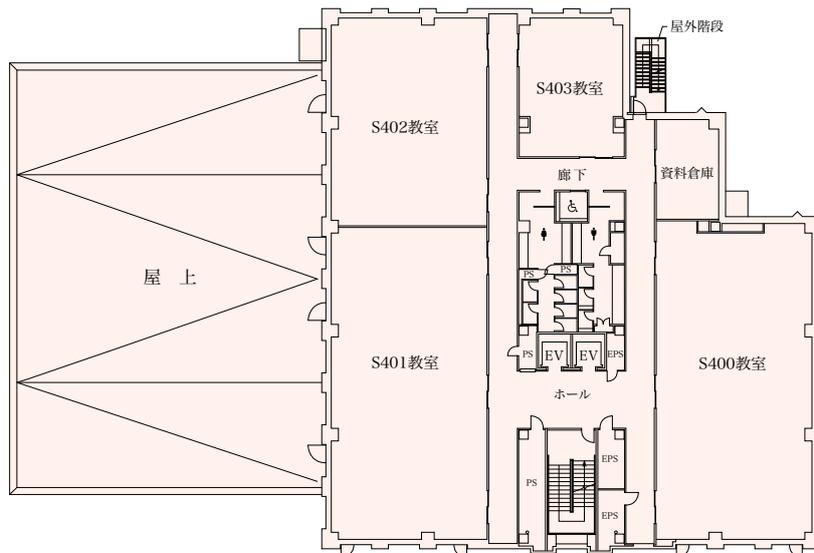


## ステーションキャンパス館

### 3 階

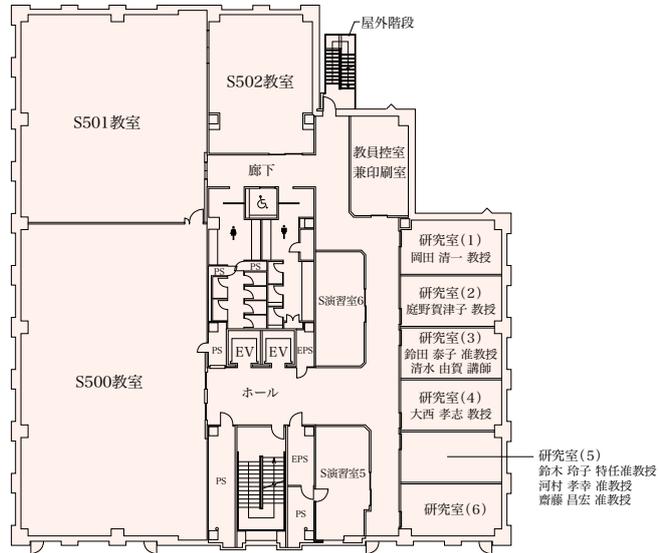


### 4 階

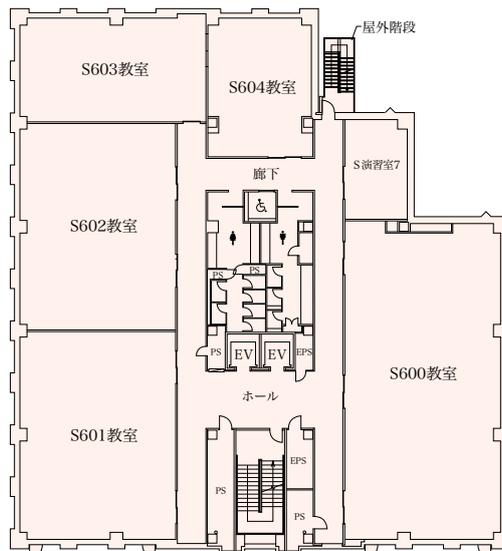


## ステーションキャンパス館

### 5 階

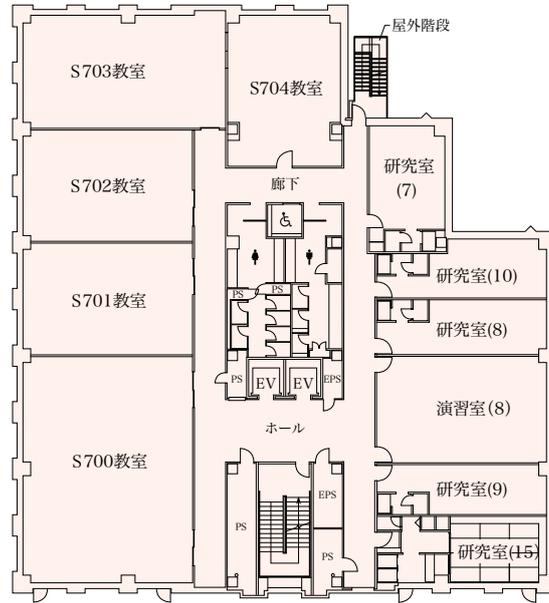


### 6 階

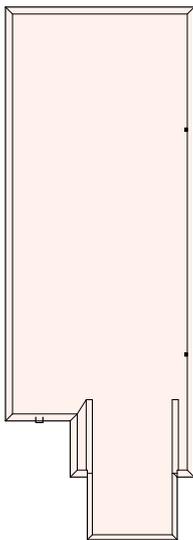


## ステーションキャンパス館

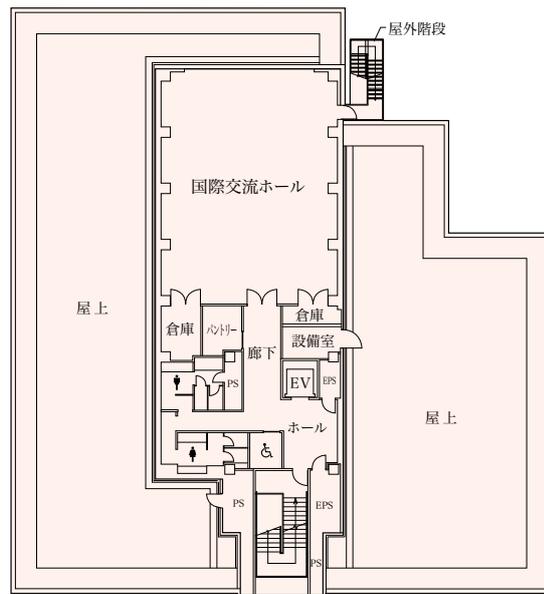
### 7 階



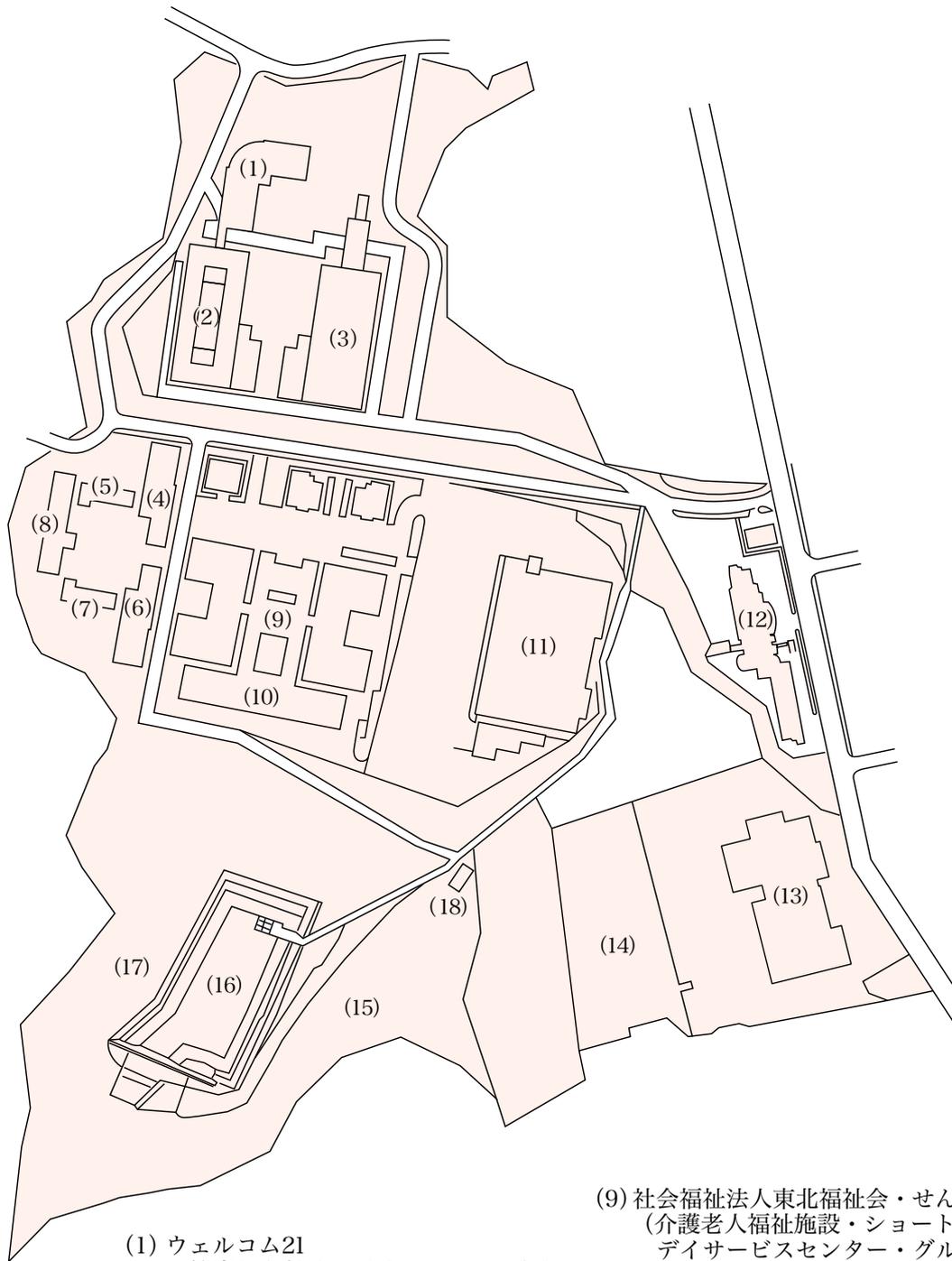
### 屋根



### 8 階



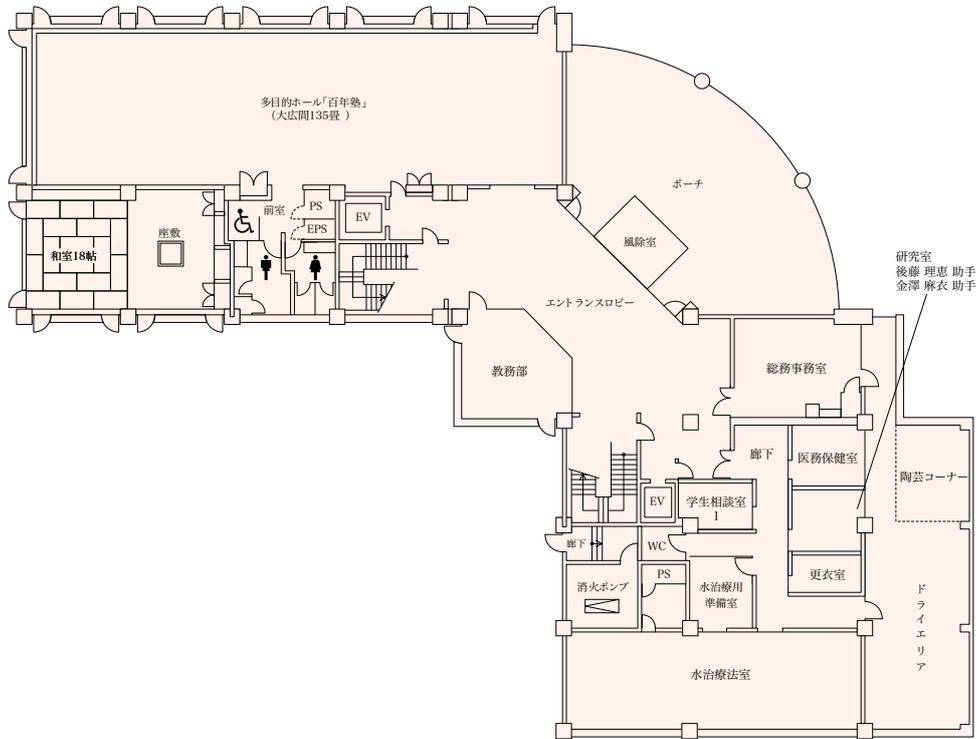
**3 国見ヶ丘第1キャンパス (本校地より西方約1000m)**



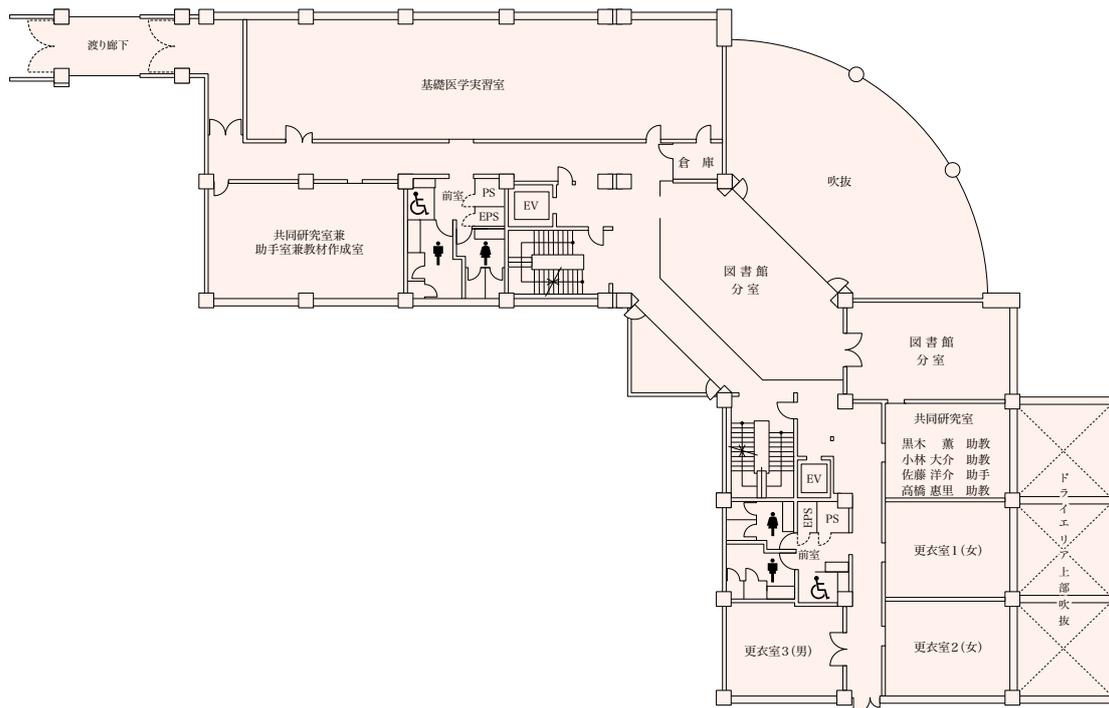
- (1) ウェルコム21  
健康科学部リハビリテーション学科  
講義室・実習室  
大学院講義室
- (2) 感性福祉研究所
- (3) 医療法人社団東北福祉会・  
せんだんの丘 (介護老人保健施設)
- (4) 東北福祉大学実学教育寮 (本館)  
特別支援教育研究室
- (5) 東北福祉大学実学教育寮 (南館)
- (6) 東北福祉大学実学教育寮 (西館)
- (7) 東北福祉大学実学教育寮 (北館)
- (8) 創心寮 (喜心寮東館)
- (9) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里  
(介護老人福祉施設・ショートステイ・  
デイサービスセンター・グループホーム)
- (10) 社会福祉法人東北福祉会  
認知症介護研究・研修仙台センター
- (11) 全天候型体育館  
(トレーニングセンター・武道場「武徳館」)
- (12) 雄翔館  
予防福祉健康増進推進室
- (13) 東北福祉大学せんだんホスピタル
- (14) ゴルフ練習場
- (15) 自然緑地
- (16) 調整池
- (17) 自然緑地
- (18) 生ゴミ処理場

## ウェルコム21 (国見ヶ丘第1キャンパス)

### 1 階

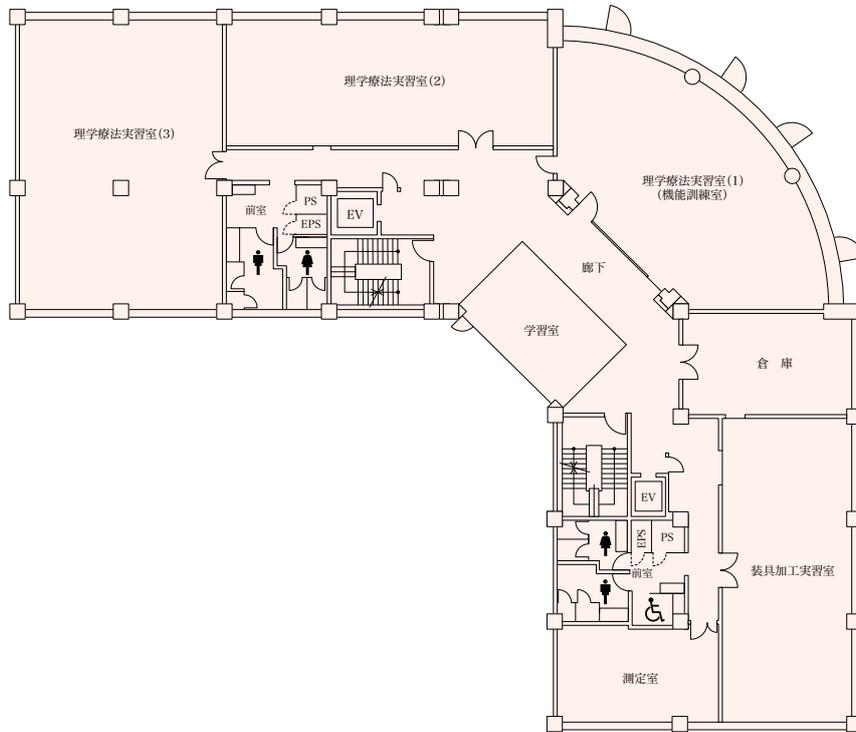


### 2 階

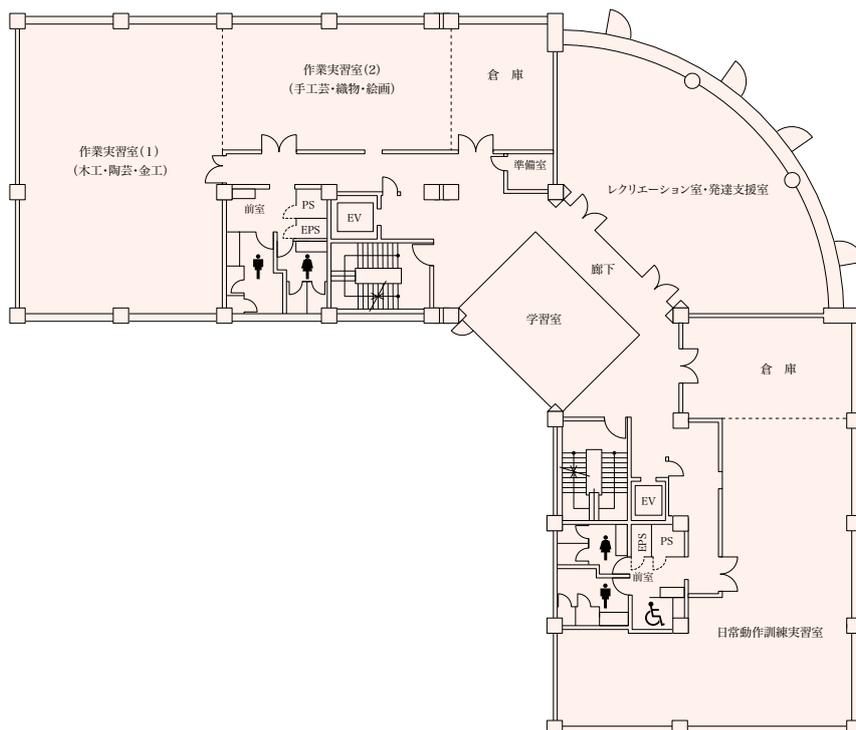


## ウェルコム21

### 3 階

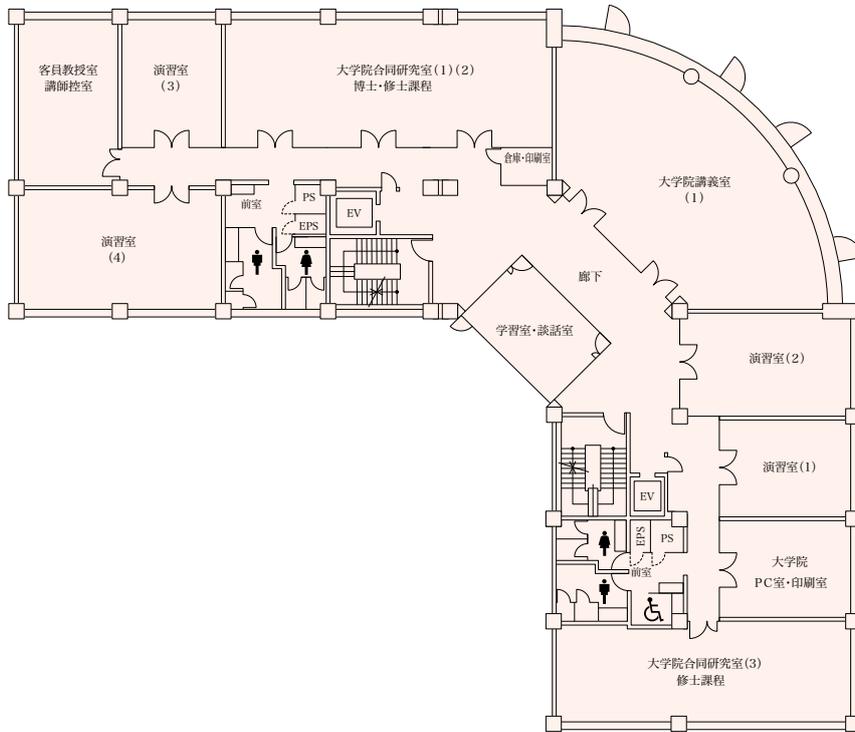


### 4 階

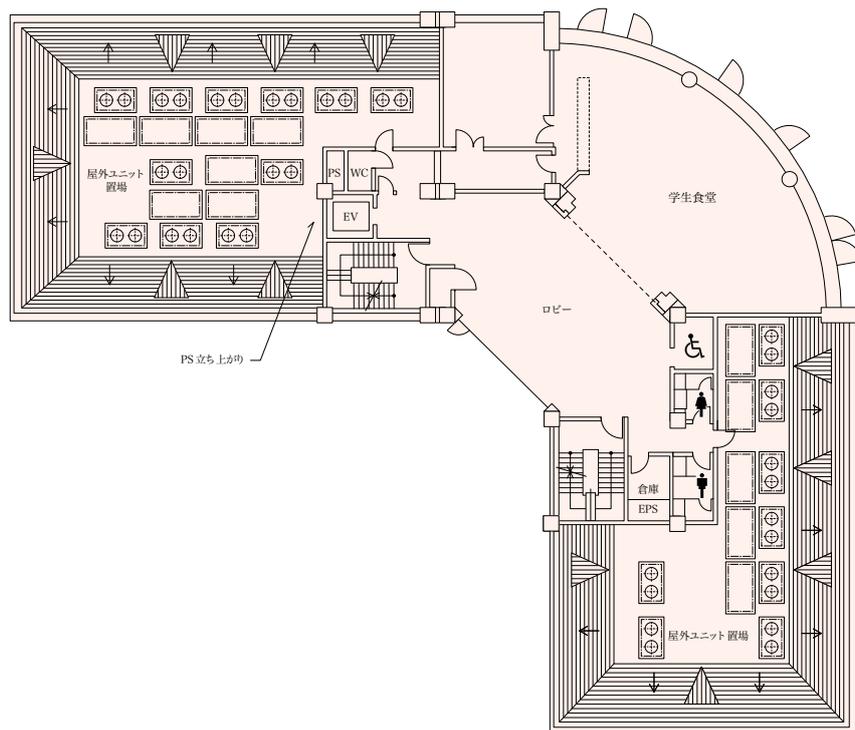


# ウェルコム21

## 5 階

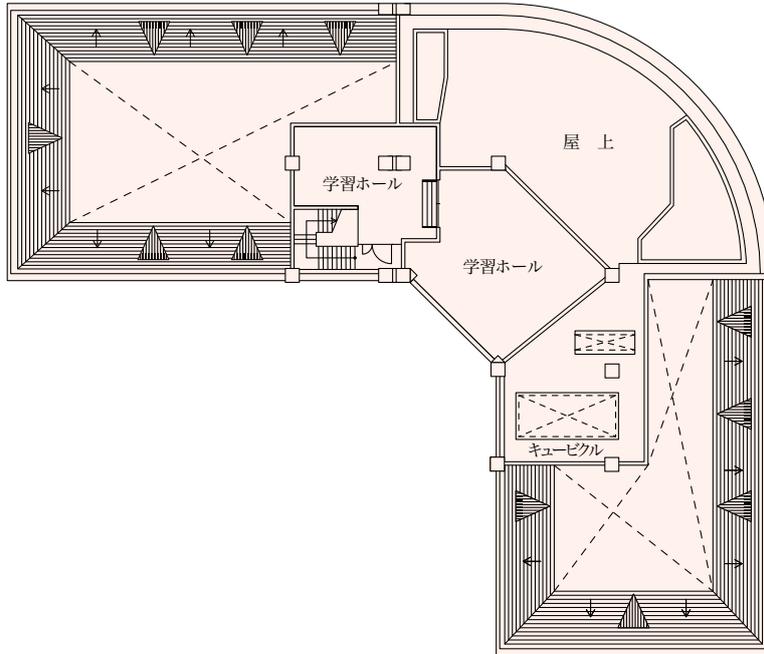


## 6 階



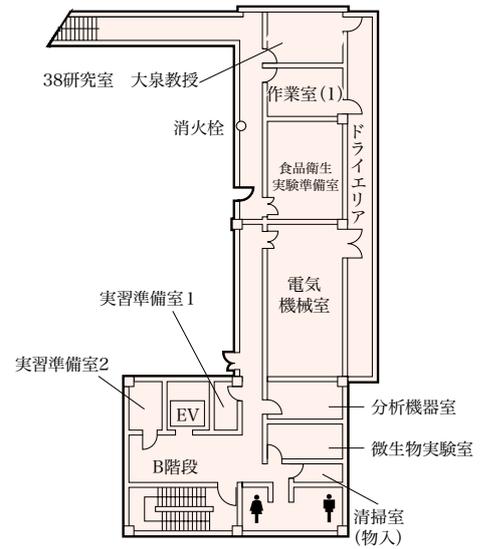
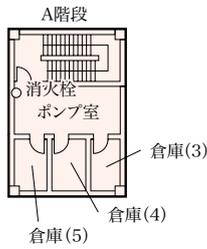
## ウェルコム21

PH 階

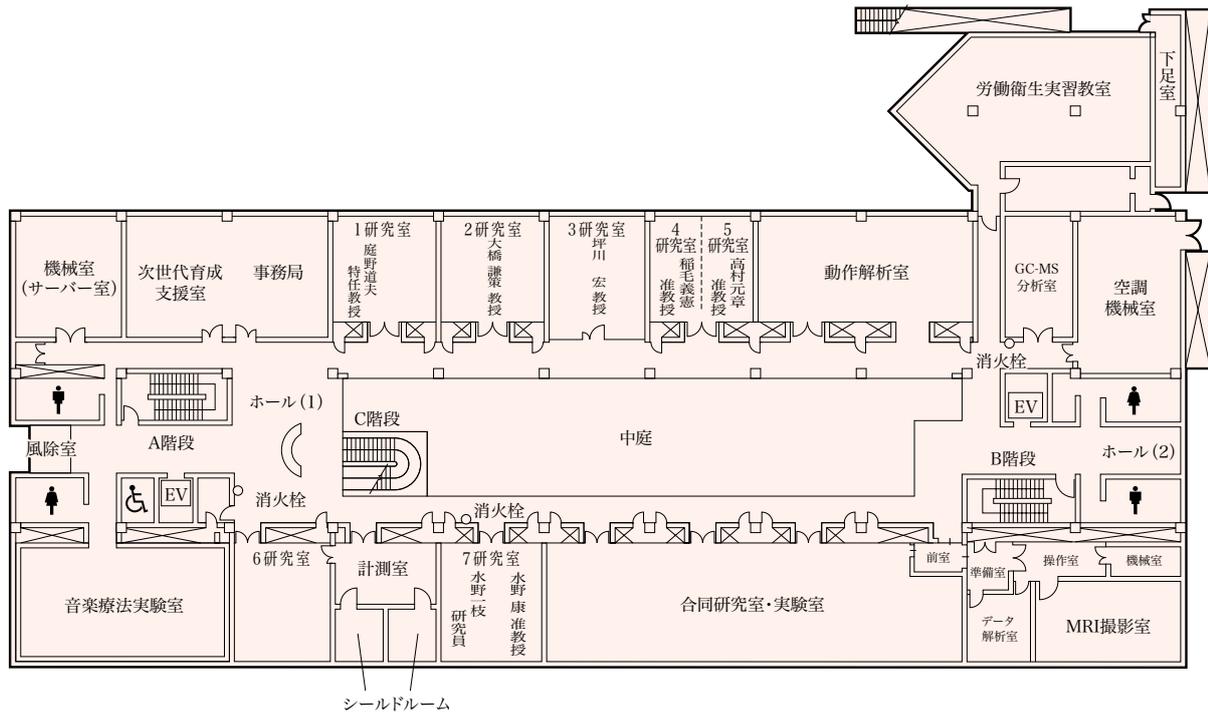


感性福祉研究所(国見ヶ丘第1キャンパス)

地階

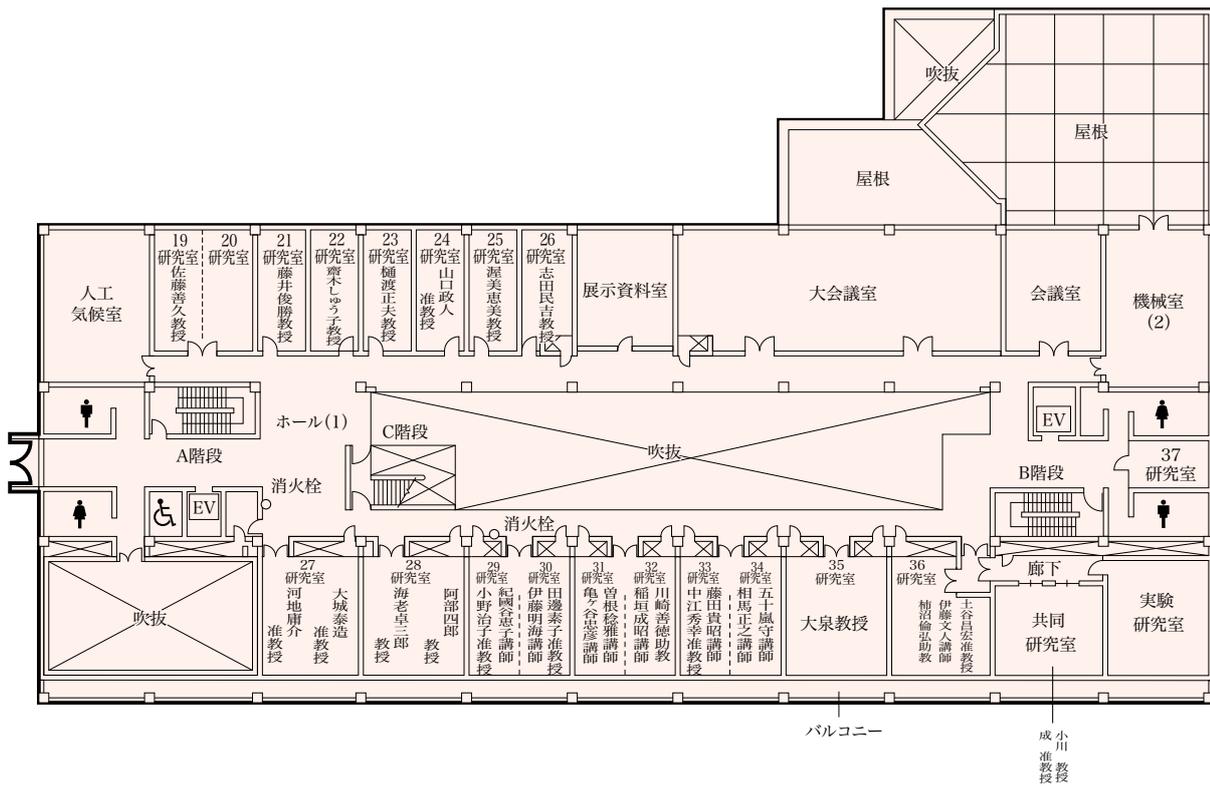


1階

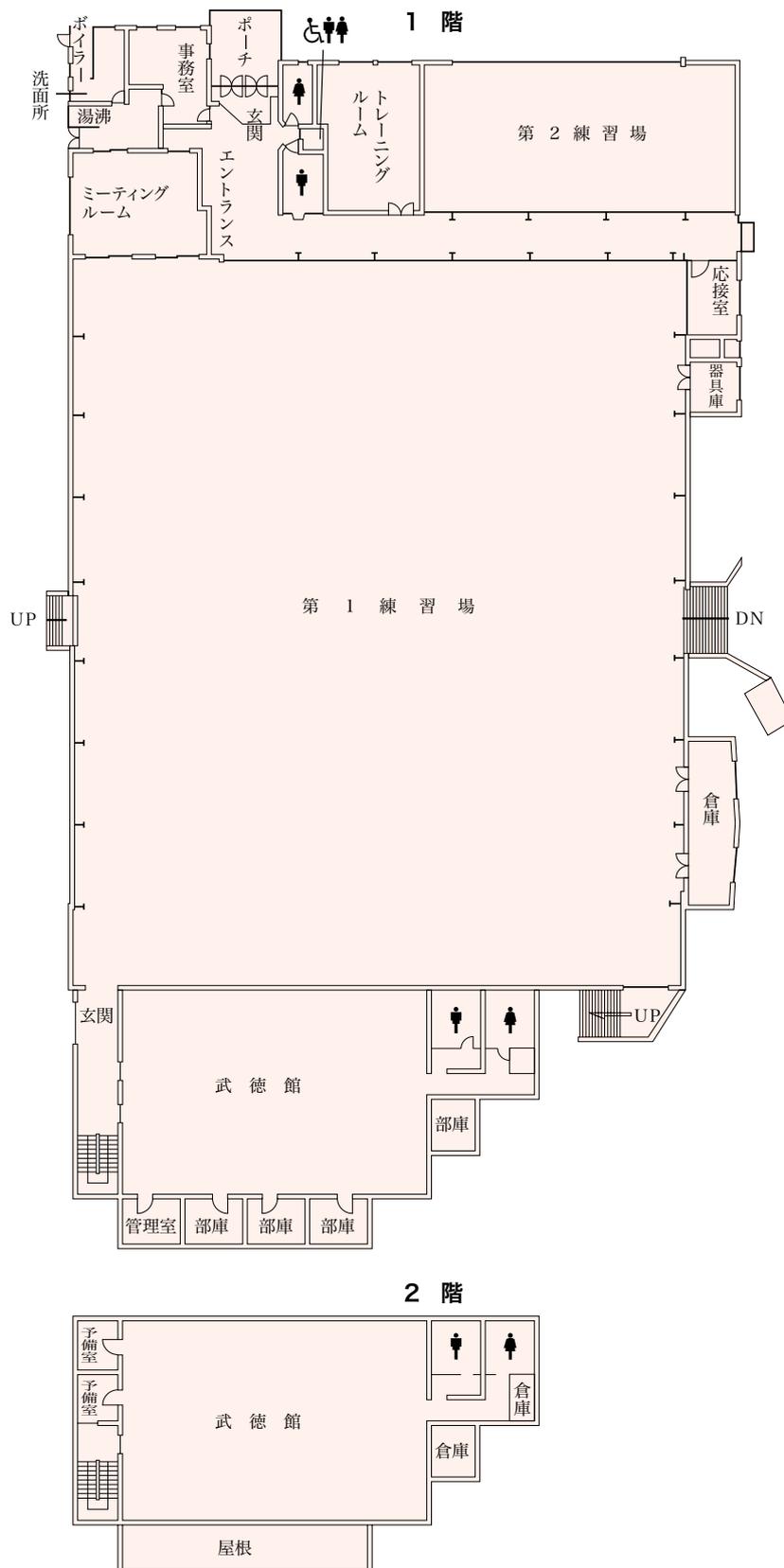


## 感性福祉研究所

### 2 階

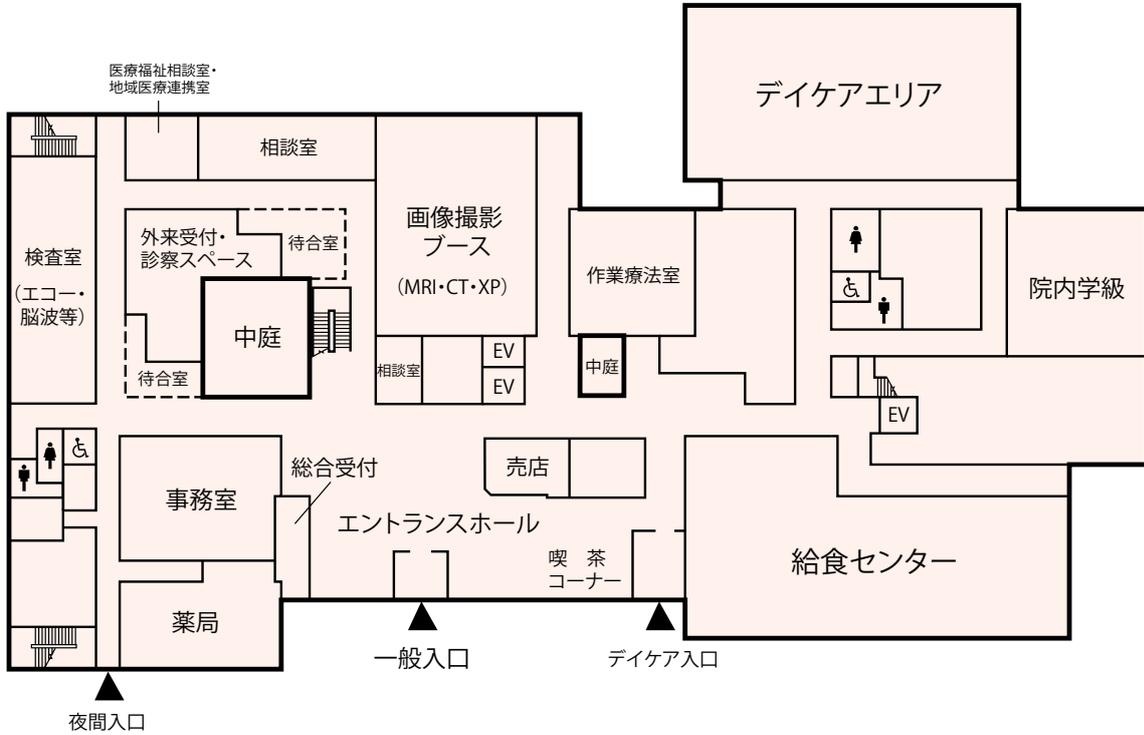


全天候型体育館 (国見ヶ丘第1キャンパス)  
 (トレーニングセンター)

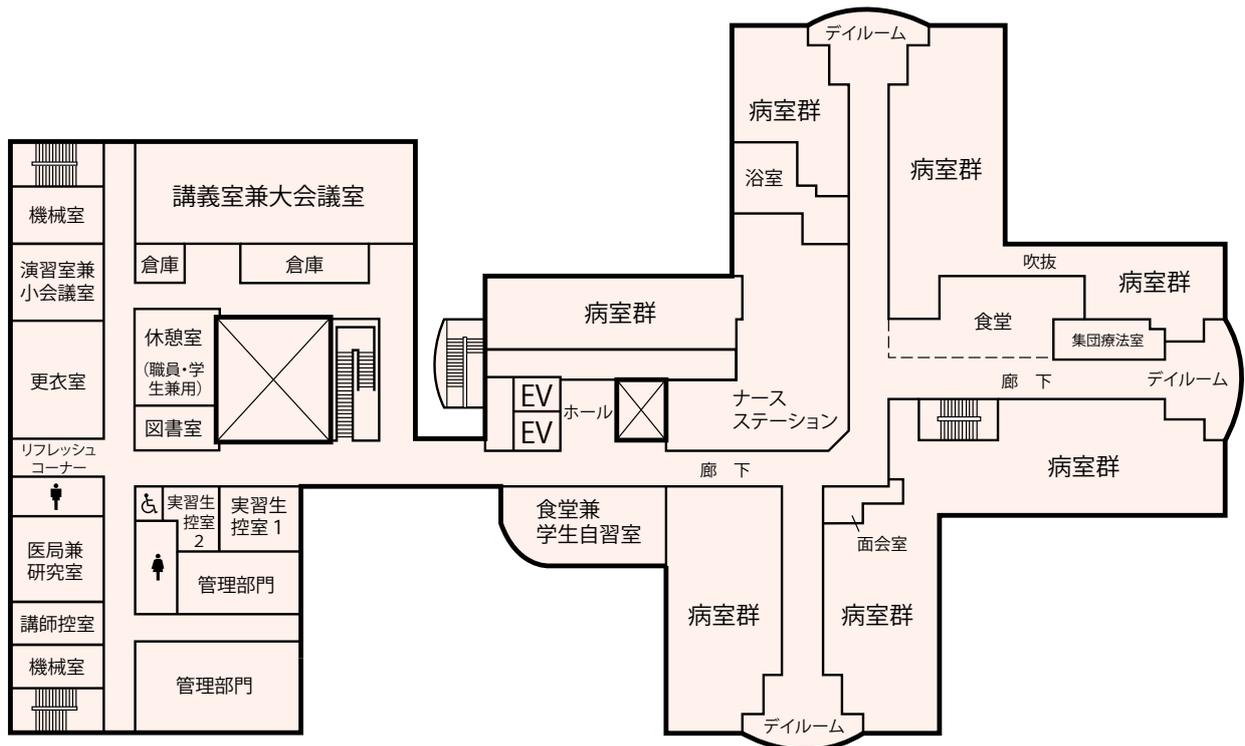


## せんだんホスピタル (国見ヶ丘第1キャンパス)

### 1 階 (総合受付・外来診療・リハビリエリア)

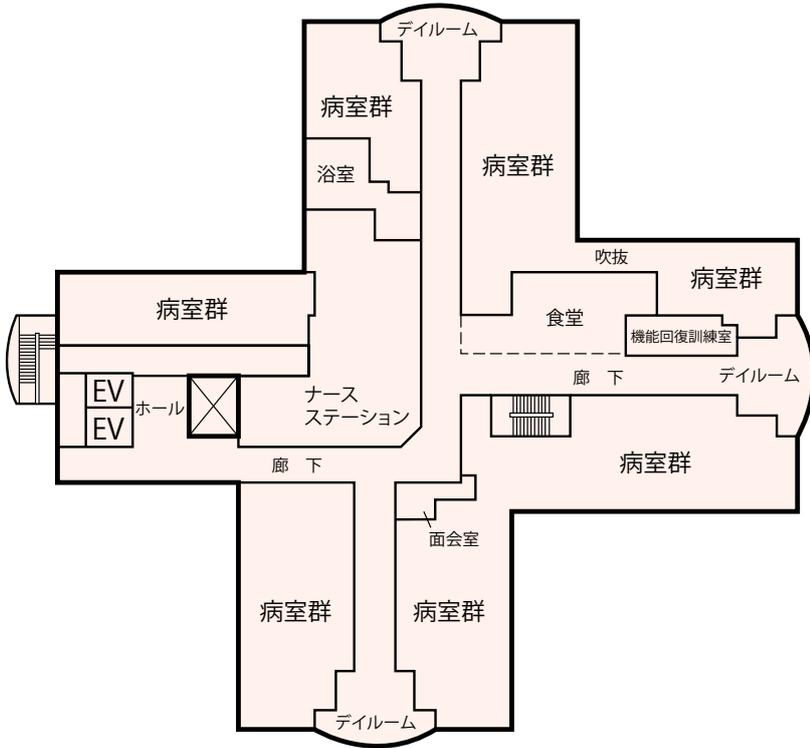


### 2 階 (講義室・管理室・病室)

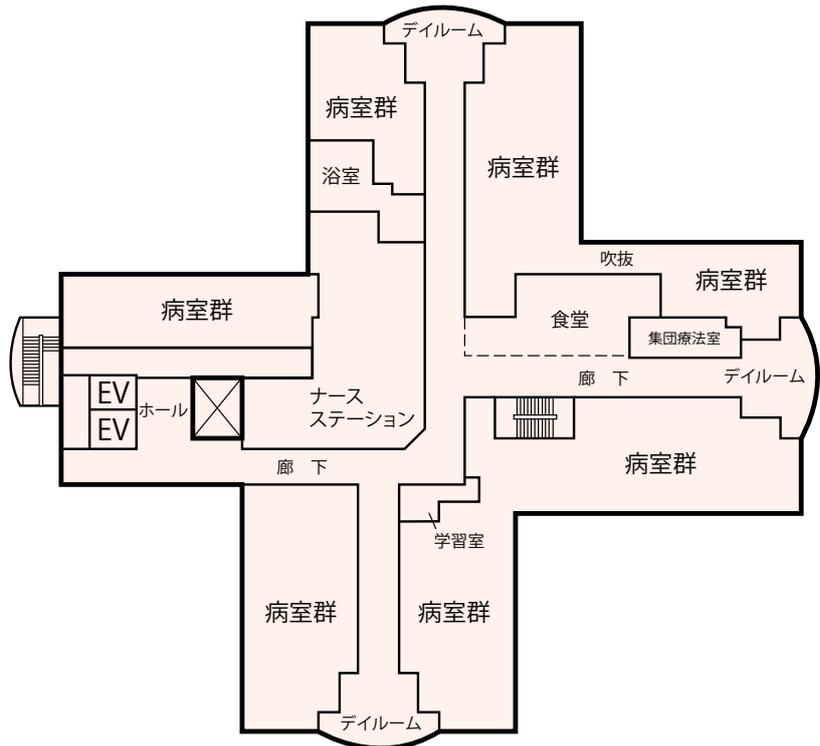


# せんだんホスピタル

## 3 階(病棟)



## 4 階(病棟)



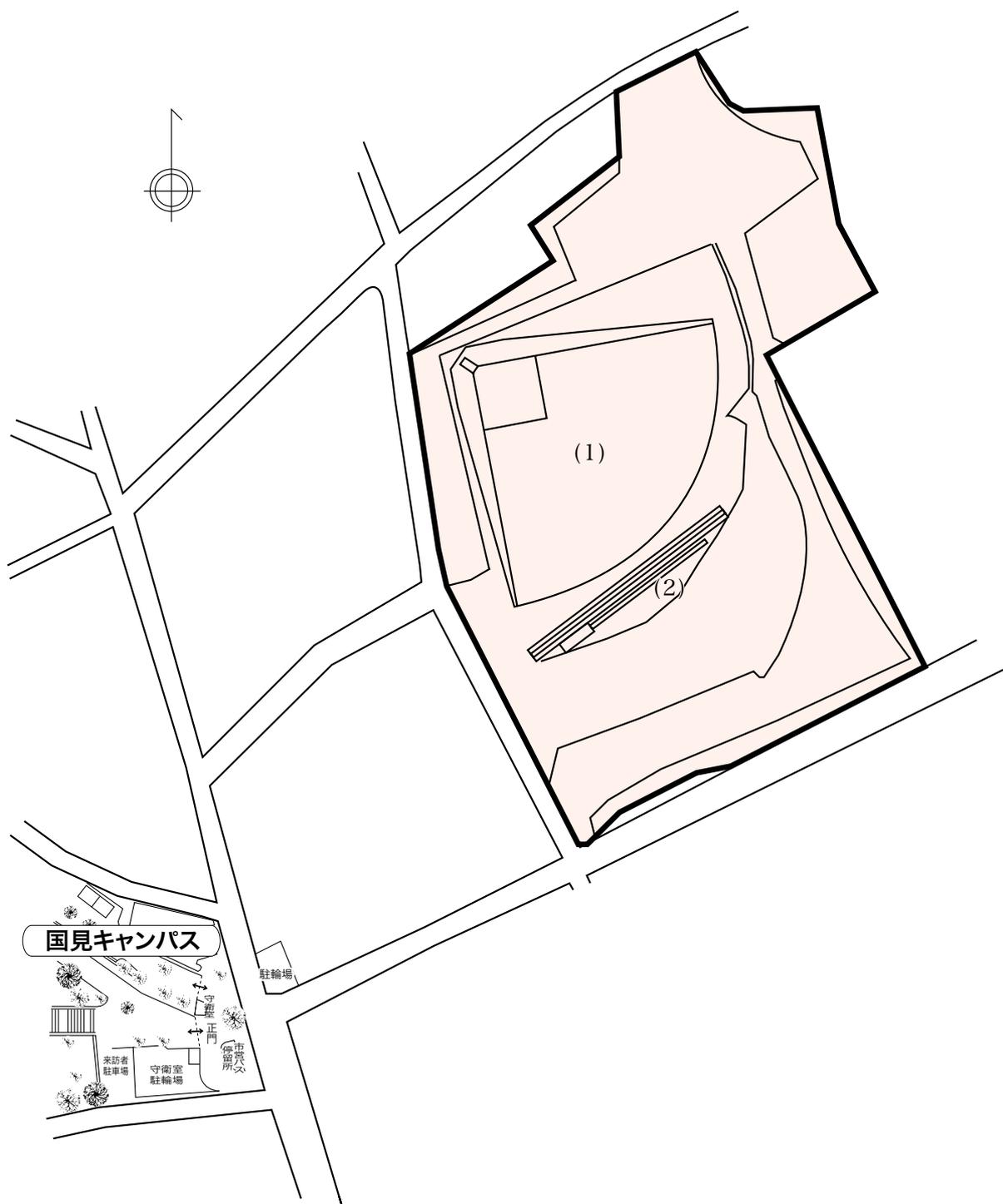
XI  
東北福祉大学  
校地・校舎等  
配置図

4 国見ヶ丘第2キャンパス (総合運動場・本校地より西方約1500m)



- (1) 野球場
- (2) 投球練習場
- (3) トイレ
- (4) 駐車場
- (5) 陸上競技場・サッカー場
- (6) 運動広場
- (7) 部庫・トイレ
- (8) テニスコート
- (9) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜国見ヶ丘保育園
- (10) 弓道場
- (11) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜国見ヶ丘保育園分園
- (12) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜・ケアハウス「フェリコ館」
- (13) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜「リベラ荘」  
(介護老人保健施設・在宅介護支援センター・ショートステイ・デイサービスセンター)
- (14) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの家 (児童生活自立援助ホーム)
- (15) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里 (グループホーム・デイサービスセンター)
- (16) トレーニングルーム
- (17) 学生寮

5 北山キャンパス (本校地より東方約100m)

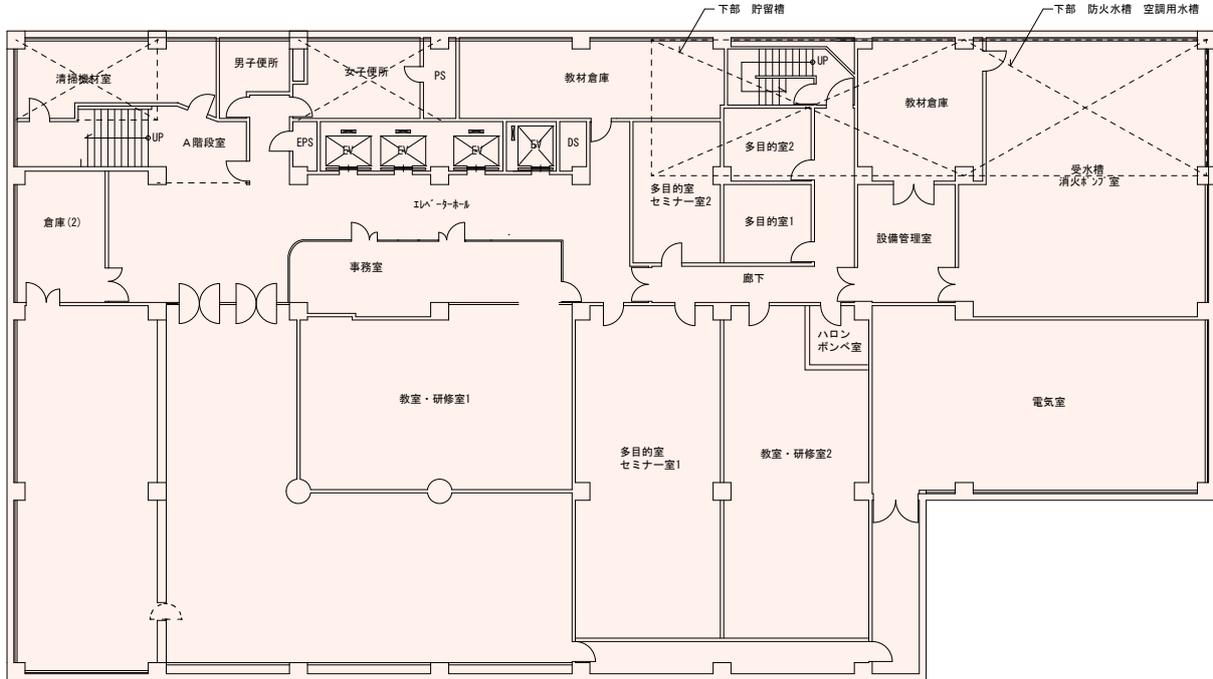


- (1) 多目的運動場
- (2) 跳躍ピットゾーン

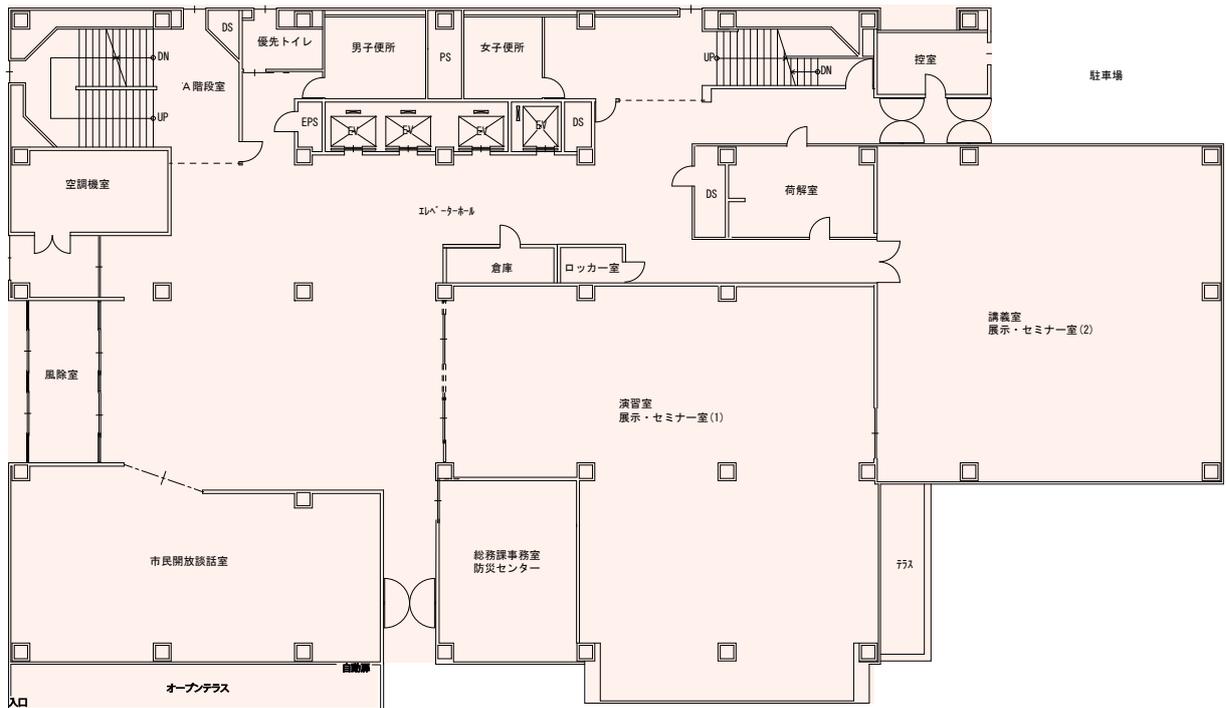
6 仙台駅東口キャンパス

仙台駅東口キャンパス館

地階

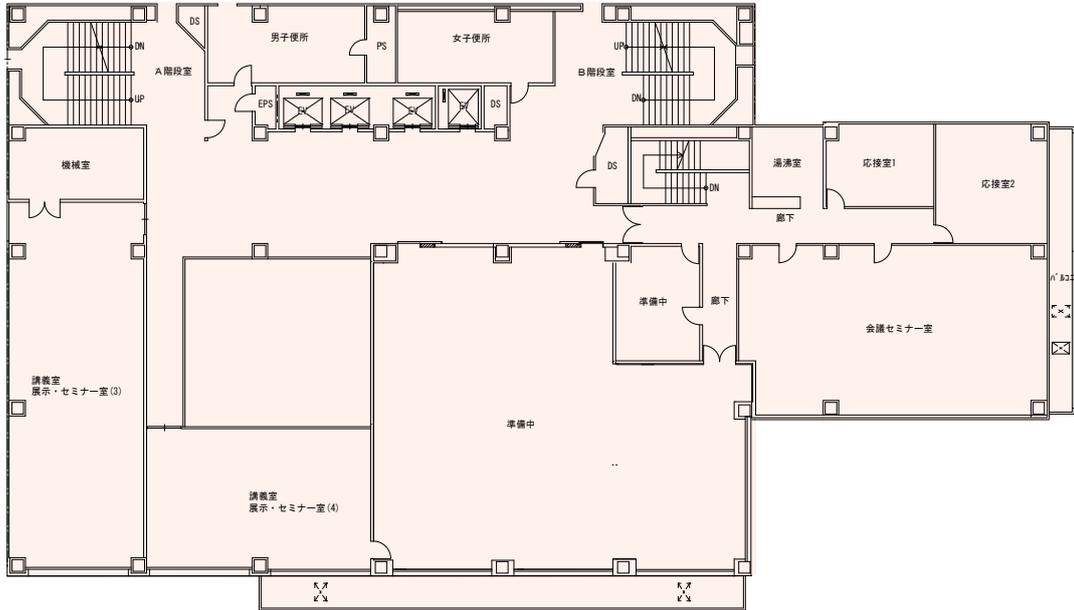


1 階

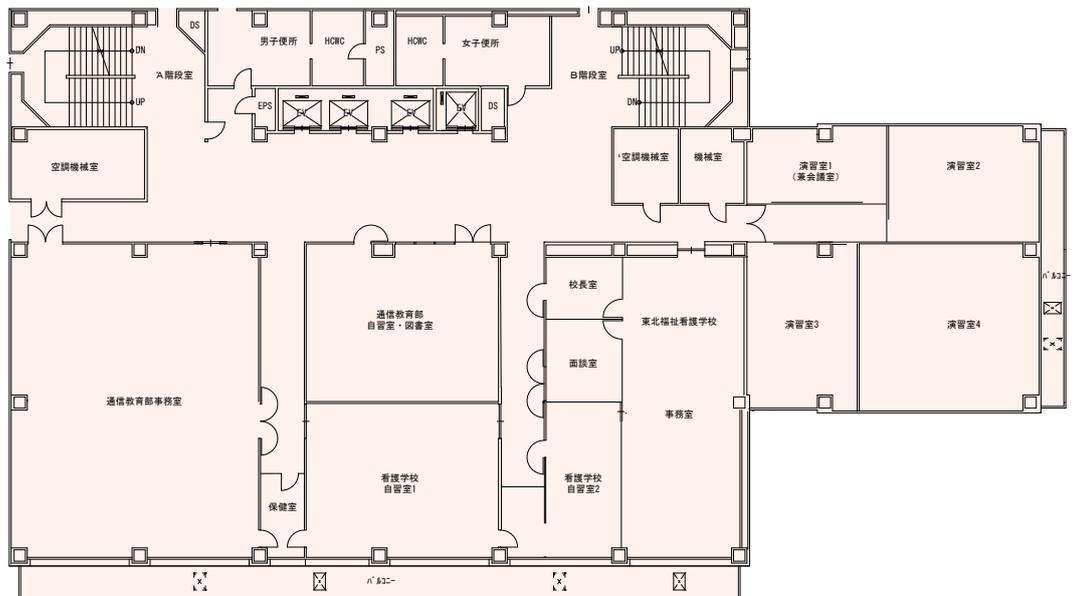


仙台駅東口キャンパス館

2 階

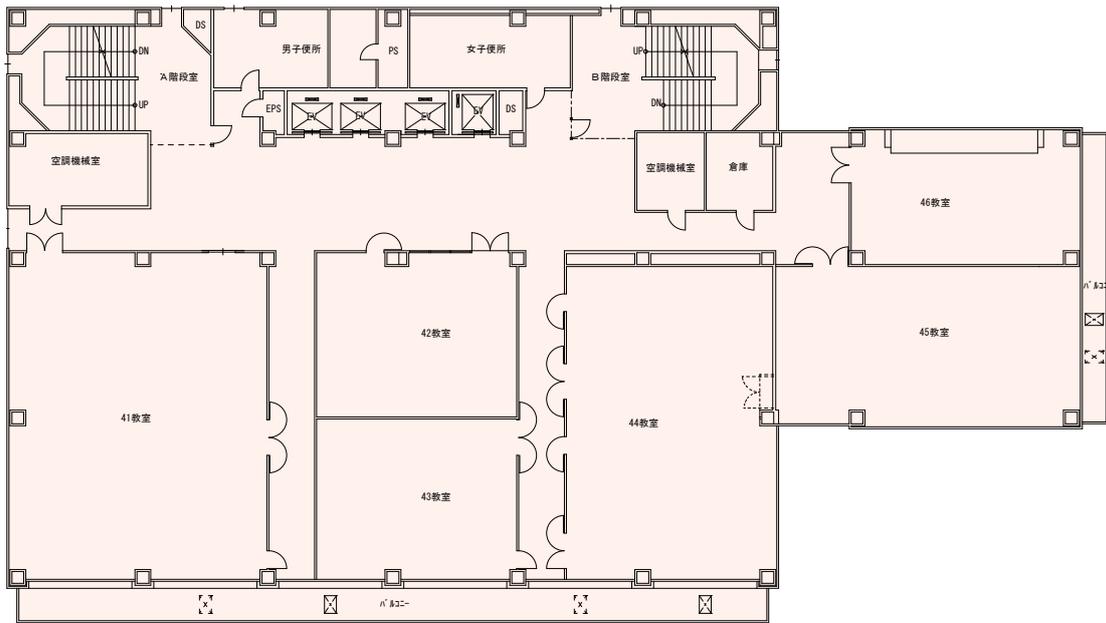


3 階

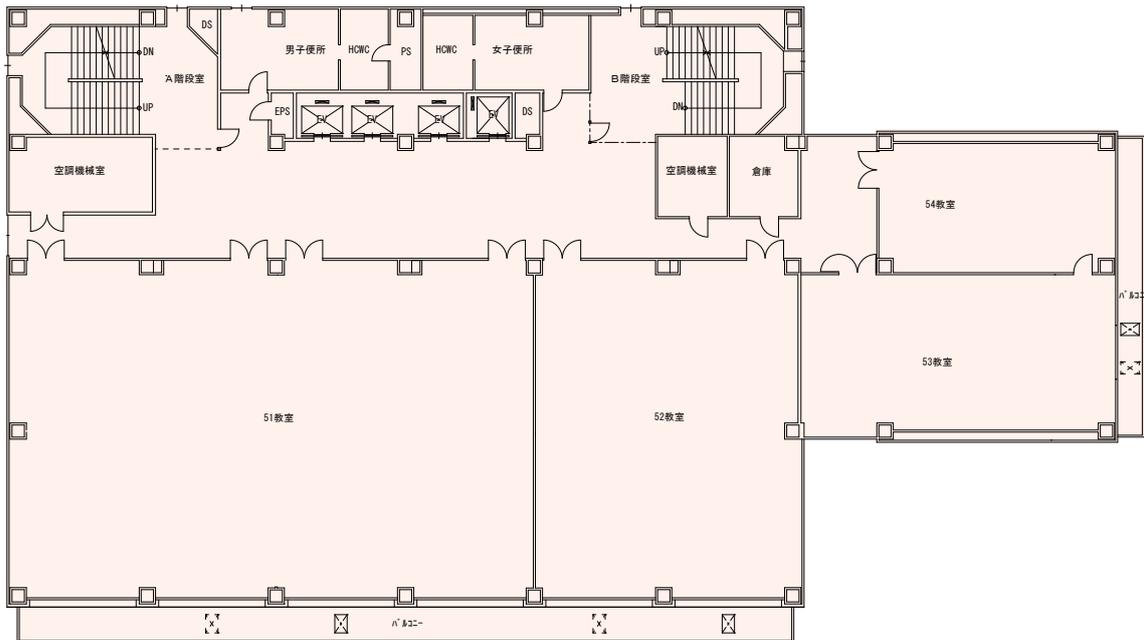


仙台駅東口キャンパス館

4 階

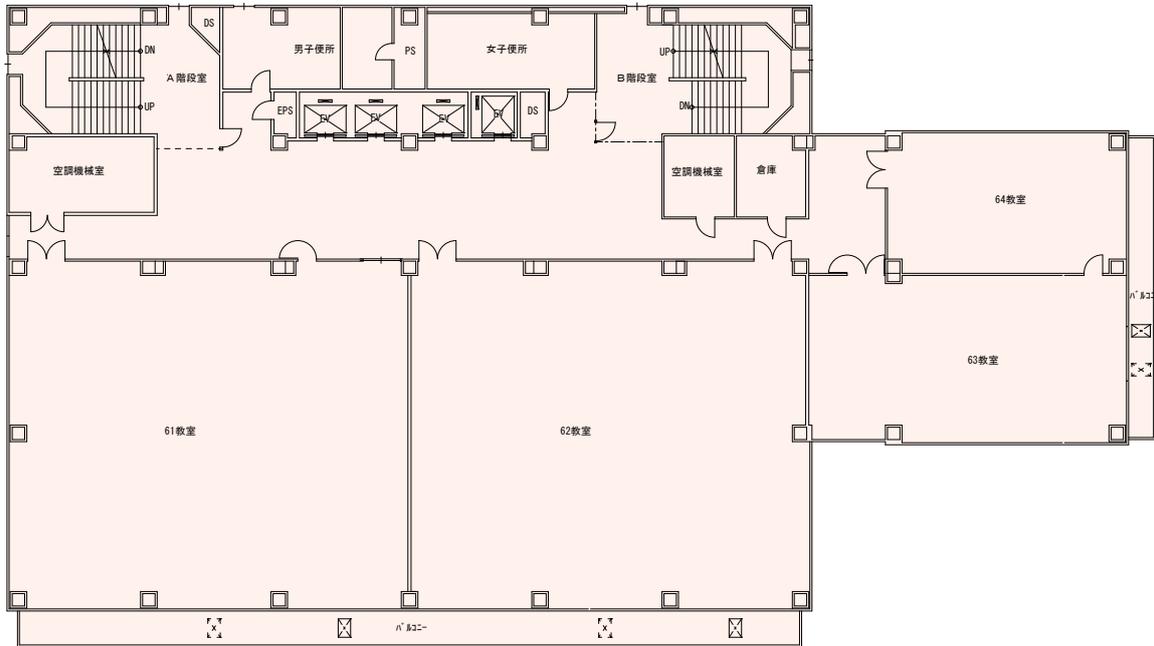


5 階

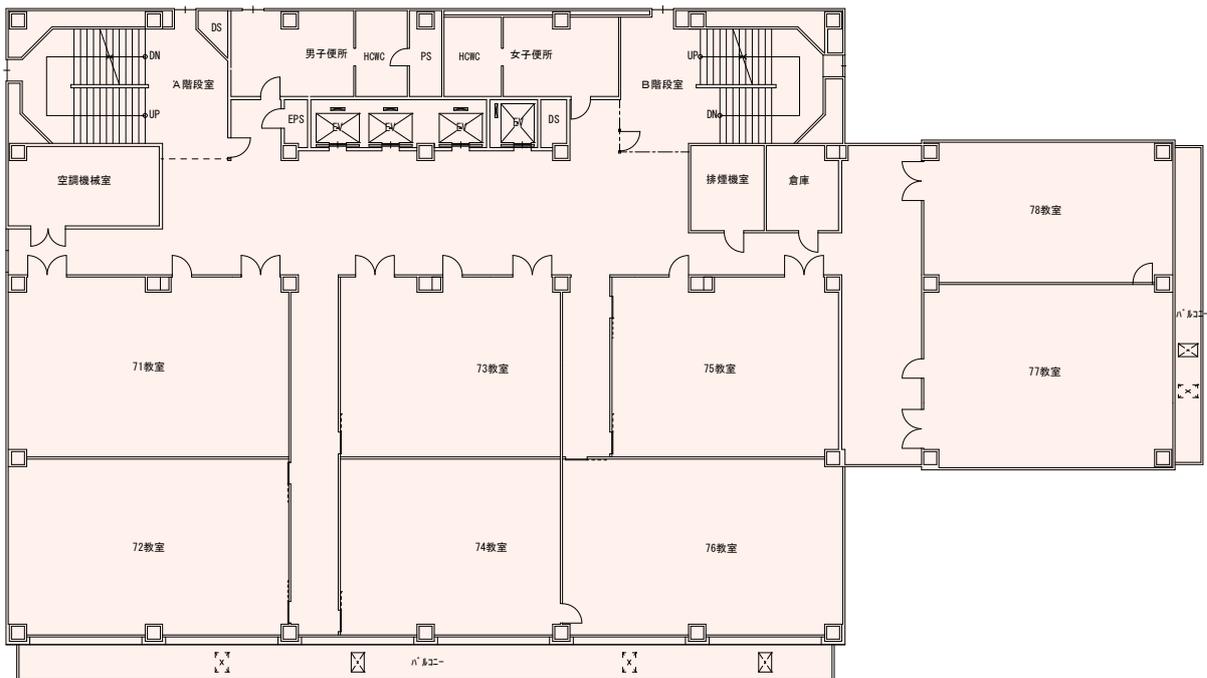


仙台駅東口キャンパス館

6 階



7 階





2018年4月1日発行

発行者 東北福祉大学

〒981-8522 仙台市青葉区国見一丁目8番1号

電話 022-233-3111(代)